

## 目 次

序章	1
本章	
1. 理念・目的	6
2. 教育研究組織	25
3. 教員・教員組織	36
4. 教育内容・方法・成果	60
(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	60
(2) 教育課程・教育内容	80
(3) 教育方法	97
(4) 成果	119
5. 学生の受け入れ	132
6. 学生支援	157
7. 教育研究等環境	173
8. 社会連携・社会貢献	184
9. 管理運営・財務	189
(1) 管理運営	189
(2) 財務	195
10. 内部質保証	201
終章	204
熊本学園大学に対する大学評価（認証評価）結果	209
2015（平成27）年度「大学評価」申請用 大学基礎データ	235

## 序章

### 1 認証評価を受けるにあたって

熊本学園大学は、「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」を建学の精神とする。2012（平成 24）年に創立 70 周年を迎えた本学は、地域に根ざし、世界を目指す人材を育成し輩出してきた。73 年の本学の歴史は、在学の教職員と学生に脈々と受継がれ、全国 9 万余名の同窓生らに育まれている。

明治初年以來、熊本県は海外に志ある幾多の先覚を輩出してきた。多くの若者たちに継承された熱い思いが実を結び、1918（大正 7）年、民間の外交団体「財団法人熊本海外協会」が設立された。協会は熊本県とアジアや南北アメリカを取り結ぶ通商貿易の促進や人心の交流を精力的に推進しながら、中国を筆頭に、南北アメリカ、アジア、南洋方面に多くの人材を輩出し、次第に国内全府県の海外協力の先駆けをなす存在に成長していった。この民間の外交団体「財団法人熊本海外協会」こそが、今日の熊本学園大学の根幹に名を残す学校法人熊本学園のルーツである。1938（昭和 13）年、熊本海外協会は、時局の要請に呼応し、中国語を教える「熊本県支那語学校」を開設した。その後県民のための語学専門学校設立に向けて開設準備が進められ、1942（昭和 17）年に財団法人東洋語学専門学校の設置認可がおりた。設置学科は、支那語科、露語科、馬來語科の 3 学科であった。

1945（昭和 20）年に新生の意気込みをもって「財団法人熊本語学専門学校」に名称を変更し、新たな歴史を生み出していった。支那語科の名称を華語科と改め、女子に対し門戸開放するなどいくつかの学則変更を実施しながら熊本の外国語大学への道を歩み始めた。その構想は膨らみ、外国語科に加え商科と社会科を開設することで地域的存在価値を高め、勤労者を教育の範疇に加えた昼夜二部制の 2 年制短期大学が 1950（昭和 25）年に設立された。新大学の設立に向け 1953（昭和 28）年に申請をしたが、文部省の学制改革のあおりで設立は困難を極めた。しかし、1954（昭和 29）年、学校法人熊本学園が設立され、熊本短期大学と並行して熊本商科大学が誕生した。1959（昭和 34）年商学科に経済コースを導入し、経済学部設立の確固たる方向性を示した。また、短大外国語科を廃止して、新たに女子向きの保育科を新設した。1966（昭和 41）年に短大教養科の増設、続いて翌年に経済学部経済学科を増設し、規模を拡大していった。1984（昭和 59）年には商学部経営学科、1990（平成 2）年には経済学部国際経済学科が増設された。この間、1988（昭和 63）年には、大学院商学研究科が設置され、2001（平成 13）年までに経済学研究科、経営学研究科、社会福祉学研究科、国際文化研究科などの修士課程が設置され、2005（平成 17）年には大学院全ての研究科に博士後期課程の設置が完了し、学部、大学院ともに教育システムの充実と教育研究環境の整備が進められた。1994（平成 6）年、文系総合大学として外国語学部、社会福祉学部を新設し、熊本商科大学と熊本短期大学を統合し、熊本学園大学が誕生した。

2009（平成 21）年、公認会計士、税理士などの養成拠点として、地域で育て、地域社会へ人材を輩出することを目的とし、九州で唯一の会計専門職大学院を開設した。熊本商科大学からの歴史と伝統に大きな柱が加わったことになり、学部と大学院の連携したカリキュラム編成でいっそう充実した教育研究が可能となった。

同年、社会福祉学部にライフ・ウェルネス学科を設置。

一方、組織の充実とともに1982（昭和57）年、アメリカ・モンタナ州の9大学と姉妹校提携を締結し、さらに1985（昭和60）年に韓国、1987（昭和62）年に中国の大学と続けて姉妹校提携を締結した。その後もイギリス、ニュージーランド、カナダ、ベトナム、タイ、オーストラリア、台湾などの大学と学生交流協定を結び、現在は10カ国・地域19大学との間で交流・教育プログラムを実施し、国際感覚と視野を身につけたグローバルな人材を育成する努力を続けてきた。全学プログラムに加え、近年は学部による学部間協定の締結によるカナダ、韓国、ドイツ、カンボジア、ミャンマーなどとの学生交流も行われている。

現在、大学には次の5学部13学科を設置している。

商学部に商学科、経営学科、ホスピタリティ・マネジメント学科を、経済学部に経済学科（現代経済学専攻、国際経済専攻、地域経済専攻）、国際経済学科（2014（平成26）年度から学生募集停止）、リーガルエコノミクス学科を、外国語学部には英米学科、東アジア学科を、社会福祉学部第一部に社会福祉学科、福祉環境学科、子ども家庭福祉学科、ライフ・ウェルネス学科を、社会福祉学部第二部に社会福祉学科を設置している。

また、大学院は、5研究科および会計専門職大学院を設置している。

商学研究科商学専攻および経営学専攻それぞれに博士後期課程、修士課程。経済学研究科に経済学専攻博士後期課程、修士課程を、国際文化研究科に国際文化専攻博士後期課程、修士課程を、社会福祉学研究科に社会福祉学専攻博士後期課程、修士課程と福祉環境学専攻に修士課程を設置し、会計専門職大学院に会計専門職研究科アカウンティング専攻を設置している。

上記した歴史が本学の大学改革そのものであり、先人たちの熱意と英知に支えられ時代と地域を見つめた改革を絶えず進めてきた。熊本学園大学は、建学の精神を堅持し、地域や時代に対応した柔軟な教育体制を確立し、地域を、時代をリードする人材育成を進め成長をしている。

## 2 点検・評価の実施経緯

我が国の高等教育は、1965（昭和31）年に大学設置基準が省令化され、18歳人口の変化と相まって大学の量と質に関する政策の変遷を見てきた。大学審議会の答申の影響を受けながら教育改革を中心とした大学の質的な改革は進み、本学では1991（平成3）年の大学設置基準の改正に伴い、基準の大綱化とともに努力義務化された自己点検・自己評価に取り組んだ。その証として大学基準協会への「加盟判定審査」がそれであり、大学としての適格性の判定を受けたことになる。1992（平成4）年に自己点検・評価制度検討委員会を発足させ、大学を取り巻く教育・研究環境の充実・発展に向けて改革を進めてきた。時を同じくして創立50周年を迎えるが、その記念事業として、教育研究および施設・設備の両面から充実を図り改革を推進した。1994（平成6）年には熊本商科大学と熊本短期大学を統合し、文系総合大学として熊本学園大学が誕生するに至った。

これら一連の事業が成果を収めたとの判断から、本格的な自己点検・評価を実施する必

要があると決断し、次の通り取り組みを開始した。

(1) 1994（平成 6）年に学部等ごとに進めてきた点検・評価を全学的に実施するための組織として、自己点検・評価委員会を設置した。

(2) 1996（平成 8）年に自己点検・評価の全学的な作業に取り組んだ。

(3) 1997（平成 9）年 6 月にその結果を「熊本学園大学の現状と課題—1996 年度自己点検・評価報告書」として取りまとめ刊行した。

この間、研究・教育組織の改革よりむしろ研究業績の点検・評価が先行するといった反省が残ったが、組織の改革意識を低下させないためにも研究・教育体制の改善を目指して組織活動の点検・評価を進めていった。

さらに、自己点検・評価の結果は大学の将来に重大な影響を及ぼすため、これまでの実施母体である自己点検・評価委員会を解散し、大学管理運営の最高責任者の下に移していった。すなわち教授会および研究・教育にかかわる基本方針などについて協議する機関である運営協議会で行うことになった。この運営協議会は、学長を議長として、学園内理事、学部長、大学院研究科長、学生部長、事務局長などから構成される。他大学と比較したとき本学の点検・評価の特徴はここにあり、新たに組織化せずに既存の各組織を活用し、本来の業務の一環で点検・評価を実施したところにある。組織活動にかかわる自己点検評価を十分に意識してのことである。

以後、運営協議会を最終的な自己点検評価委員会として、申請の決定や作業日程・点検項目などを決め、各部局が具体的な作業にあたっていくことになる。

(4) 1998（平成 10）年に自己評価だけでなく、他者評価も受けるべきとの判断から、平成 10 年度大学基準協会の「相互評価」を受けることを決め、6 月申請書類を協会に提出した。

この他者評価の導入は、地域に貢献する大学を標榜するものの義務であると同時に、前述の 50 周年事業の総括でもあった。カリキュラム改革や組織改編などの教育・研究環境整備、改革が当初の目標を実現しているか否か、また新たな課題が生じていないか、いたるところで点検・評価を必要とする時期に来ていた。また、研究業績の一層の充実・向上を目指すことでもあった。

手順に従い運営協議会で相互評価申請およびその作業・日程が決定された。申請の意義とその手続を組織に浸透させるために、関係参考資料を各部署に配賦し、途中大学基準協会より専門スタッフを招き教職員の担当者を集めて研修会を開催した。過去策定した組織目標を現時点でどの程度達成しているかについて、点検・評価を行うことを基本に、必要に応じて点検項目を設定して、組織の課題を明確にすることを目指した。

(5) 1999（平成 11）年 3 月 18 日付けで、「相互評価」の大学基準協会での審議の結果、「大学基準」に適合しているものとして「相互評価の認定を行うことが適当である」との認定評価を受けた。

(6) 2000（平成 12）年 3 月「熊本学園大学の現状と課題Ⅱ—平成 10 年度相互評価を受けて—」を刊行した。

(7) 2002（平成 14）年 7 月に前述の「相互評価」の評価に沿って「改善報告書」を提出した。

このときの貴重な助言と勧告を真摯に受け止め、大学の理念に基づいた目標を達成する

ために、対策を講ずるべく更なる目標を設定した。それは新時代に適応した教育・研究のあり方を探求するとともに、環境整備に配慮しながら、開かれた、透明性の高い大学を目指し、自己点検・評価の継続的システム作りと客観的評価システムの導入についての検討である。具体的には、①教育内容の充実化、②大学院の充実、③研究機関の前進、④大学教育の変革と情報教育、⑤差別と人権に関する活動、⑥点検・評価の一層の充実、⑦多様な学生に対する多様な教育システムの確立である。

また、刊行した報告書は学外の関係機関にも配布し、第三者評価を仰ぐことになった。さらに次の点検評価の体制を確立した。

①予算会議に出席権を有する組織に点検・評価を課し、ここから点検・評価をスタートさせる。

②下位組織の点検・評価の実施結果を積み上げて、その上位組織の点検・評価を実施する。

③全体の点検・評価を行う最終的な最上位組織は熊本学園大学運営協議会とする。

(8) 2005 (平成 17) 年に財団法人日本高等教育評価機構による平成 17 年度大学機関別評価を受けることを決め、6 月に申請書を、9 月に自己評価報告書を提出した。

(9) 2006 (平成 18) 年 3 月に『機構が定める大学評価基準を満たしている』と認定された。認定期間は、7 年間 (2005 (平成 17) 年 4 月 1 日～2012 (平成 24) 年 3 月 31 日)。

これは、2004 (平成 16) 年に認証評価を受けることが法的に義務付けられたことにもよるが、いち早く申請することができた要因は、過去の不断の自己点検評価が作り上げてきた賜物であろう。財団法人日本高等教育評価機構から、「総じて、教育研究活動、管理運営では多くの優れた点を指摘することができ、特に改善すべき点は見当たらなかった。参考意見は、今後より質の高い高等教育機関として発展・向上し続けるうえで参考とされたい。」との評価を受けた。

(10) 2007 (平成 19) 年 10 月 22 日の運営協議会において大学基準協会の認証評価を受けることが決定し、2 月に申請書を、4 月に点検・評価報告書を提出した。

(11) 2009 (平成 21) 年 3 月に「大学基準」に適合と認定された。認定期間は、7 年間 (2009 (平成 21) 年 4 月 1 日～2016 (平成 28) 年 3 月 31 日) である。

(12) 2010 (平成 22) 年 3 月「熊本学園大学の現状と課題Ⅳー平成 20 年度財団法人大学基準協会の認証評価を受けてー」を刊行した。

(13) 2012 (平成 24) 年 7 月に提言に対する「改善報告書」を提出した。

再び大学基準協会で認証評価を受ける決断をした理由に、次のことが挙げられる。すなわち、①大学基準協会がもっとも長い歴史を持ち、評価経験、評価大学数、いずれにおいても最も実績のある民間のアクレディテーション機関であること、②大学を取り巻く環境がめまぐるしく変化し、教育改革を中心とした大学の質的な改革は避けがたく、研究教育水準の向上を図り、本学の教育目標および社会的使命の達成について、自己点検・評価を実施し検証することが最重要の課題であること、③多様化する学生の実態に合わせた「学士課程教育」を充実するためにも検証が必要不可欠であること、ひいてはそのことが社会的な要請に応えることであり、特に受験関係者により一層の理解と信頼を得ることができると考えたからである。大学間競争が激化する中、地域に根ざした大学として、いわば生き残るための戦略を練る機会にもなりうると確信している。

(14) 2013 (平成 25) 年、会計専門職大学院は、国際会計教育協会による平成 25 年度分

野別認証評価を受審し、会計大学院評価機構が定める評価基準に適合していると認定された。

(15) 2014 (平成 26) 年 2 月 18 日の理事会において大学基準協会の認証評価を受けることが決定した。

2011 (平成 23) 年から認証評価制度は、第 2 期を迎えた。「内部質保証システム」の構築を主眼として改革された評価システムにより本学の教育・研究の諸活動が自己点検・評価を通じて適切な水準を維持し、また質の向上を図るしくみになっているかを問うことになる。

これまで運営協議会が担っていた自己点検・評価の機能をより実効性をもった、恒常的・継続的な体制とするため、本学全体の自己点検・評価制度を見直し、2014 (平成 26) 年 3 月に自己点検・評価委員会を設置した。また、点検・評価を具体的かつ円滑に進めるため自己点検・評価委員会内に企画運営委員会を設置した。さらに各学部、研究科、各研究所、各センター、図書館および大学事務局の各部等に点検・評価の実施主体として自己点検・評価実施委員会を設置した。実施委員会は、評価委員会が策定した基本方針に基づき、点検・評価を行い、結果を評価委員会に報告するものである。

今回の大学評価の受審にあたっては、教育の質の向上と質の保証に自主的に取り組むこと、また自己点検・評価結果を改善・改革に連動させる仕組みの構築が求められる。教育力の充実と研究活動・成果の充実、それらを結実した一層の社会貢献に向け全学的に体制をあらたにし、臨むものである。

## 本章

### 1. 理念・目的

#### 1. 現状の説明

##### (1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

###### 〈1〉大学全体

本学は、大学の目的及び使命を学則第1条において「広く知識を授けるとともに、経済、商業、経営、外国語、社会福祉に関する専門学術の理論を深く教授研究することを目的とし、特に熊本県の海外発展国際的活動の伝統と私学特有の自由闊達の学風を堅持して、知的応用能力高く、教養深き人物を育成して世界文化の進運に寄与することを使命とする。」と定め（資料1-1 第1条）、高等教育を通じた地域発展への貢献と国際人育成を使命としている。また、大学院は、「本学の建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、もって文化の進運に寄与すること」を目的とし、修士課程においては「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は、高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」こと、博士後期課程においては「専門分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要の高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」ことを目的としている。専門職学位課程においては「高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」ことを目的と定め（資料1-2 第2条、第4条、資料1-3 第2条）、21世紀のグローバル社会を舞台に活躍できる高度な知識と教養を身に付けた人材の育成を使命としている。

本学は、商学部・経済学部・外国語学部・社会福祉学部第一部・社会福祉学部第二部の5学部13学科、大学院5研究科を設置しており、高等教育を通じた地域発展、国際人の育成を標榜している。

1917（大正6）年に設立された外交団体「財団法人熊本海外協会」をルーツとし、同協会は1942（昭和17）年に熊本県民のための外国語学校として支那語科、露語科、馬來語科からなる「財団法人東洋語学専門学校」を設立した。その後、「財団法人熊本語学専門学校」への改称と女子への門戸開放を経て、1950（昭和25）年に外国語教育に加え商科・社会科を備えた「熊本短期大学」、1954（昭和29）年には短期大学と並行して商学部のみ単科大学として「熊本商科大学」を設立した。1967（昭和42）年に経済学部を開設し、さらに1996（平成8）年には外国語学部と社会福祉学部を設置、熊本短期大学を統合したのを機に現在の「熊本学園大学」に改称した。その後、2005（平成17）年に日本初の「ホスピタリティ」を専門分野とするホスピタリティ・マネジメント学科を開設し、2006（平成18）年にはリーガルエコノミクス学科、子ども家庭福祉学科、2009（平成21）年にはヘルスケアの分野を対象とするライフ・ウェルネス学科を開設した。さらに2014（平成26）年に経済学部を3学科から2学科に改編した。

大学院は、1988（昭和63）年に商学研究科を設置した。その後、1992（平成4）年に経済学研究科、1993（平成5）年に経営学研究科（2014年廃止）、1998（平成10）年に社会福祉学研究科、2001（平成13）年に国際文化研究科と10年間で4研究科を設置した。さ

らに 2009（平成 21）年には九州初の会計専門職研究科を設置した。

一方で、1995（平成 7）年には日本初の国公私立間での単位互換制度である、熊本大学・熊本県立大学との三大学単位互換制度や韓国・大田大学校との長期交換留学制度の発足、2002（平成 14）年に沖縄国際大学との単位互換制度を発足させるなど、高等教育を通じた地域及び国際的な交流の制度を確立してきた（資料 1-4 PP.4～7）。

このように、時局に応じて社会のニーズに沿った学問分野を対象とした学部・学科、研究科の開設と併せて、グローバルな視点からの幅広い教育機会を設け、高等教育を通じた地域発展への貢献と国際人育成という使命を果たしている。

また、建学の精神として掲げる「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」という伝統的な学風と歴史に基づく大学の理念・目的に沿って、各学部・研究科においてそれぞれ目的を定め、その目的を達成するための教育組織、教育課程、教育環境を整えている（資料 1-4、資料 1-5、資料 1-6、資料 1-7、資料 1-8、資料 1-9）。

## 〈2〉商学部

本学部の理念・目的は「商学部は、幅広い教養に裏付けられ、理論的かつ実践的な専門知識をもった人材の養成を目指すとともに、特に、流通・経営・会計の世界で創造性豊かな能力をもって、グローバルな視点から地域経済で活躍できる人材の養成を目的とする。」と定めている。これに基づき、学科の人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的を以下のとおり定めている（資料 1-1 第 3 条の 2、第 3 条の 3）。

〈商学科〉 流通・マーケティング、金融、簿記会計、情報処理及び民法・会社法等を系統的に学び、実践的な知識及び交渉力・分析力を習得するとともに、複雑化した現代社会の変化に敏感に即応し決断できる人材の養成を目的とする。

〈経営学科〉 営利・非営利を問わず多様な組織におけるマネジメントに関する知識を系統的に学び、組織管理に関わる幅広い問題を的確に解決できる知識・技術を併せ持つ人材の養成を目的とする。

〈ホスピタリティ・マネジメント学科〉 人的要素が重視される、観光・集客・接客ビジネス、フードビジネス、医療・福祉ビジネス及びコミュニティビジネス等のホスピタリティ産業において、指導者となるべき幅広い教養に裏付けられた専門知識及び総合的な判断力を有する人材の養成を目的とする。

以上のように、常に時代の変化に合わせてながら、商取引や企業組織、サービス産業に関する科目を総合的に学ぶことができるというところに商学部の特質がある。

## 〈3〉経済学部

本学部の理念・目的は「経済社会が財・サービス・資本・情報の流れにより地球規模化するなか、経済社会を形成する枠組みを解明し、経済の専門知識と幅広い教養に裏付けられた分析・政策提言を行い、地域経済及び国内・国際社会で先導的な役割を担うことができる人材を育成するとともに、経済学教育・研究の分野の発展に寄与する」ことである。これを受けて以下のように学科の目的を定めている（資料 1-1 第 3 条の 2、第 3 条の 3）。

〈経済学科〉 経済社会の仕組みを解明し、経済の専門知識と幅広い教養に裏付けられた分析能力を養い、地域経済及び国内、国際社会で先導的な役割を担うことができる人材を育成することを目的としている。

〈国際経済学科〉 国際経済、ビジネスに関する専門知識を身につけるとともに、英語圏・



## 1. 理念・目的

東アジア等の諸外国に対する理解を深め、さらに英語・中国語・韓国語を中心とする諸言語を用いた実践的なコミュニケーション能力を伸ばすことにより地域と国際社会に貢献できる人材の養成を目的としている。

〈リーガルエコノミクス学科〉 法的・経済的素養を持つ市民を育成し、また、リーガルマインドをもったビジネス人の育成を図るとともに、併せて紛争処理・解決能力を備えた各種のアドバイザーなどを目指す人材の養成を目的としている。

2014（平成26）年度に、少子化、グローバル化という社会の大きな転換期において専門性と多様性を身につけた学生を養成するために、これまでの3学科体制から経済学科とリーガルエコノミクス学科の2学科体制に再編した（資料1-10）。

再編にあたって経済学部理念・目的を実現するための教育目標を端的に「グローバル経済、少子高齢化に直面する日本社会において有為な人材を輩出するために、『総合力』の獲得・向上を目指して、経済学を中心に地域、法律、国際、情報をキーワードとして実践的な教育を進めます。」と明示した（資料1-11 P.1、資料1-12）。

### 〈4〉外国語学部

本学部の理念・目的は「多民族、多文化、他言語の共生の時代において、優れたコミュニケーション能力、異文化・日本文化に対する広範な知識及び自分の意思を明確にできる表現力を兼ね備えた地位ならびに世界に貢献できる人材を養成」することである。これを基本として以下のように学科の目標を定めている（資料1-1 第3条の2、第3条の3）。

〈英米学科〉 英語の運用能力を高め、運用の場面となる社会構造を理解し、国際化に対応するため、歴史や文化に関する知識と理解を持ち、幅広い教養と総合判断力をもった人材を育成している。

〈東アジア学科〉 韓国語、中国語の運用能力を高め、日本を含む東アジア諸民族の歴史や文化を学び、接触・交流の過程で生じる問題を解決できる能力を持ち、21世紀の東アジアで活躍できる良識ある人材を育成している。

なお、熊本学園大学の建学の精神は「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」であり、全教職員が一体となり、人間性豊かな人材育成と国際教育を通じて、地域と世界に貢献する人材を育成することを目的としているが、特に外国語学部は「東洋語学専門学校」に源流をもつ本学において、建学の精神を実現すべく、上記の学部の理念・目的を定め、英米学科ならびに東アジア学科がそれぞれ有意の人材を育成するための教育活動を行っている（資料1-7）。

### 〈5〉社会福祉学部

本学部の理念・目的は「現代社会を取り巻き多様化する社会福祉、生活環境、さらに子育て支援などの課題に対応すべく、社会福祉の基礎的な知識・技術の習得の上に幅広い社会福祉の総合力を育成し、専門的な社会福祉領域の従事者・指導者の養成及び多様な職場・職種で社会福祉の専門能力を活用し地域社会に貢献できる人材の養成」である。これを受けて以下のように学科の目的を定めている（資料1-1 第3条の2、第3条の3）。

〈社会福祉学科（第一部・第二部）〉 少子高齢化が進展している国内外の人権擁護に関心をもち、個々人の生活及び地域の実態からウェルビーイングを中核概念として福祉問題を捉え、価値・知識・技術を統合したソーシャルワーク実践を展開するための理論及び視点の習得により、個別化・多様化・複雑化する社会的現実に対応できるソーシ

ャルワークの力量をもつ人材の養成を目的とする。

〈福祉環境学科〉 人間環境（歴史と生活）、社会環境（制度と政策）及び自然環境（地域と生態）の三つの分野を中心に、現代社会に必要な福祉のあり方に関する理論的・実践的知識を幅広く習得するとともに、豊富なフィールドワークの経験をふまえて福祉関連施設・企業・行政等多様な領域で環境と人間社会の共生をめざす地域づくりに貢献できる人材の養成を目的とする。

〈子ども家庭福祉学科〉 子どもと家族を取り巻く環境の多様化・複雑化に対応すべく、子どもと家族のウェルビーイングを考究する子ども家庭福祉学の創造を図るとともに、発達・家族援助の実践的力及び社会的洞察力を備えた保育者の養成、ケアワークとソーシャルワークの力量を統合した児童ソーシャルワーカーの養成及び保育マネジメントの視点を持ち、地域づくりに貢献できる保育者の養成を目的とする。

〈ライフ・ウェルネス学科〉 地域の人々のクオリティ・オブ・ライフ向上と社会福祉の増進をめざす新しい時代の要請にこたえて、社会福祉学と保健体育学とが連携・融合する新たな総合的な社会福祉学の研究・教育の創造を基礎とし、ヘルスサイエンス、ヒューマンサイエンス並びにソーシャルサイエンスを幅広く学び、地域社会の構成員のウェルビーイングの促進に貢献し、地域の子どもから高齢者にいたるまでの包括的な健康づくり及び生きがいづくりをコーディネートする、福祉と健康並びにスポーツを融合した新しい福祉分野の専門的人材養成を目的とする。

## 〈6〉商学研究科

本研究科では、2008（平成 20）年度までは商学研究科において流通・金融分野、経営学研究科においてマネジメント分野の専門教育を行ってきた。しかし、両研究科は密接に関連しており、相互に補完しあうことによってより一層大学院教育の充実を図ることができるとして、2009（平成 21）年度に経営学研究科を商学研究科に吸収合併した。そして、商学研究科内に商学専攻および経営学専攻を設置し、各専攻の教育目的を明確に設定した。

このような経緯を踏まえ、本研究科の目的は、「経済のグローバル化をはじめとして企業を取り巻く環境の高度化・複雑化に対応すべく、企業はもとより地方自治体や非営利組織において自らの能力を発揮し地域社会の活性化に貢献しうる高度専門職業人の養成、並びに流通・マーケティング、ファイナンス・会計、経営・情報の世界について高度な理論的・実践的知識を基に自立して創造的な研究活動に従事する研究者の養成」であると定めている（資料 1-2 第 7 条第 2 項）。

さらに、この研究科の理念・目的に基づいて、各専攻の修士課程および博士後期課程について、それぞれ教育理念・目的を次のように定めている（資料 1-5 P.34-36、資料 1-8）。

〈修士課程商学専攻〉 流通・マーケティング分野とファイナンス・会計分野において、地域における経済発展と経営活動の多様化にともなう新たな要請に応えるため、高度な専門知識・能力を備えた職業人の養成を目的としています。

〈修士課程経営学専攻〉 企業を取り巻く環境の高度化・複雑化に対応すべく、企業はもとより非営利組織も含めた多様な組織運営において指導者として活躍する高度専門職業人の養成と目的としています。

〈博士後期課程商学専攻〉 流通・マーケティング分野とファイナンス・会計分野において、地域における経済発展と経営活動の多様化にともなう新たな要請に応えるため一

層高度な専門知識・能力を備えた職業人、および諸機関に従事できる研究者の養成を目的としています。

〈博士後期課程経営学専攻〉 企業を取り巻く環境の高度化・複雑化に対応すべく、企業はもとより非営利組織も含めた多様な組織運営において指導者として活躍する一層高度な専門職業人、および諸機関に従事できる研究者の養成を目的としています。

#### 〈7〉 経済学研究科

本研究科の理念・目的については「経済社会の国際化・情報化への機敏な対応が迫られているなか、地域経済の発展のために高度な専門能力を発揮しうる指導的職業人の養成、経済理論の確かな基礎の上に経済学各分野の一層の新展開を目指す研究者の養成、税理士・地方公務員・中高校教員など専門的スキルや資格を身につけた社会貢献者の養成を目的とする」と定めている（資料 1-2 第 7 条第 3 項）。

この目的を達成するために修士課程においては、①経済理論部門、②経済史部門、③財政・金融部門、④政策・地域部門、⑤国際関係の 5 系列の専門分野を設け、地域社会に貢献しうる専門的職業人や研究者の養成を目指している。また、博士後期課程においては、さらなる研究の深化を実現するために、①経済理論・経済史分野、②地域・開発政策の 2 系列の専門分野を設け、各専門分野における独創的な研究の発展に貢献しうる研究者の養成を目指している（資料 1-5 P.43）。

#### 〈8〉 国際文化研究科

本研究科は、「現代のような国際化・グローバル化の時代において、国際文化の諸分野の研究を通じ、異文化理解を促進すると同時に、グローバルな視野と豊かな識見を持ち、国際社会で活躍できる高度な専門的知識と視野を持った研究者・専門家、並びに職業人を養成」し、もって国際社会に貢献することを目的とし（資料 1-2 第 7 条第 4 項）、修士課程が 2001（平成 13）年に設置され、続いてさらに高度な研究・教育に資するべく博士後期課程が 2005（平成 17）年に設置された。

上記の目的を達するために、①日本文化研究、②東アジア文化研究、③欧米文化研究の三本の柱（専修）を設け、自国文化に対する見識を深めること（日本文化研究）、世界、とりわけ欧米に対する理解（欧米文化研究）を高めることおよび、自らの足元である東アジアの文化圏についての知識・考察（東アジア文化研究）を深めることを通して、新しい時代の「真」の国際人を育成し、国際親善と世界平和に貢献する人材を育成することを、本研究科の社会的使命と考えている（資料 1-8 P.11）。

#### 〈9〉 社会福祉学研究科

本研究科は 1998（平成 10）年に開設され、研究科としての教育理念・目的を、現代の多様化、高度化する社会福祉や社会保障の課題に応えるべく、人権保障を基礎にして、社会福祉学や福祉環境学領域にける実践、並びに社会福祉や社会保障政策の理論と歴史を研究することを通して、社会福祉領域の指導者として活躍しうる高度専門職業人、並びに広い視野を有する研究者を養成することを目的とすると定めている（資料 1-2 第 7 条第 5 項）。

研究科の教育理念・目的をもとに、専攻科および博士後期課程において理念・目的を次のように定めている（資料 1-5 P.56）。

〈修士課程社会福祉学専攻〉 社会福祉学専攻においては、社会保障制度や社会福祉学に関する理論的研究とともに、しょうがい者や高齢者や児童などの領域で人と社会を介

在させながら実践的研究を進め、ウェルビーイングを構想する大胆な力を構築することを通して、社会福祉領域における高度専門職業人養成と専門的研究能力の涵養を目的としています。

〈修士課程福祉環境学専攻〉 福祉環境学専攻においては、社会福祉学の新たな領域として社会環境や公害や環境破壊などに実践的、政策的に関わり研究することを課題とし、これらに関わる様々な学問領域を有機的に関係づけ学際的に研究することを通して、社会福祉領域における高度専門職業人養成と専門的研究能力の涵養を目的としています。

〈社会福祉学研究科博士後期課程〉 博士後期課程では、修士課程において修得した専門的な知識と研究能力を基礎に、さらに高度な理論的・実践的な研究を行うことを目的とし、社会福祉学領域における高度な調査・研究能力を持つ研究者の育成に努めるとともに、高度な専門的知識と調査能力をもって地域の福祉分野で活躍する人材の育成を目指しています。

「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」という建学の精神は、本研究科の理念・目的のなかにそのまま体现されており、実際に本研究科の修士課程の卒業生は熊本を中心とした福祉・医療の現場で活躍している。また、中国人の院生が近年はつねに一定数在籍しており、現在中国で大きな社会問題化しつつある高齢者問題を中心に中国の社会福祉について研究活動を展開している。

#### 〈10〉 会計専門職研究科

本研究科は、学則に「会計専門職研究科は、21 世紀に相応しい高度な専門性と幅広い視野、そして社会的責任感と倫理観を備えた会計職業人の養成を目的とする。」と定め、教育目的を会計職業人に具体化し、これをカリキュラムに反映させている（資料 1-3 第 6 条）。そのためにより実践的な教育の目標としては、次のように明確化している。

「会計専門職業人としてコアとなる専門知識とスキルを修得し、かつ知識やスキルを適正に行使し得る論理的で職業倫理に基づく判断力を備えたうえで、企業並びに非営利組織、政府、自治体における会計業務や監査業務及び税務において指導的な役割を發揮できる人材を養成することを教育の基本目標としています。」

このような教育理念・目的に基づいて構築された教育の基本目標を実現していくために、本会計大学院は一丸となって、各資源を効率的かつ有効に活用するため、カリキュラムを中心とした教育及び指導体制を組んでいる。

また、九州地区初の会計専門職大学院として、地域に貢献できる会計専門職の養成を目標に、会計・税務に関する専門知識と職業的倫理観といった必須の能力と資質を確実に備えるために、次の 4 タイプの会計専門職業人像に適った教育を行っている。

##### ① 公認会計士

試験対策に偏することなく、様々な会計監査に正しく対処するためのアカウンティング・マインドを持った公認会計士の養成を目標に、会計 4 分野（財務会計、管理会計、監査、租税法）をバランスよく配置し、理論と実務に習熟できるように、基礎→発展→応用・実践科目を段階的に学べるようになっている。

##### ② 税理士

税務に精通した税理士の養成を目標に、いわゆる会計科目のほかに多くの租税法の科目

を配置している。租税法の知識と運用は高度の職業会計人にとって必須であり、本会計大学院では、租税法の基礎理論と租税実体法及び手続法を網羅的に学ぶと共に、実務で特に問題となる分野を取り上げて、事例研究、判例研究を行っている。

### ③ 企業等の会計専門家

企業の社会的責任を果たすという意識を持った開示のための会計情報作成および経営管理に使用される会計情報を作成できる会計専門家の養成を目標に、会計分野のほか、企業法、租税法、経済・経営、それに統計・IT分野の科目を学べるように配置している。

### ④ 地方自治体・非営利組織の会計専門家

九州地区の公的部門の会計の強化に貢献すべく、また市民および社会の要請に応えるという社会的責任を果たす知識と能力を持った会計専門家の養成を目標に、公会計分野の専門実務家教員を配置し、「公会計実務指導」などの科目を用意し、実践的な教育を行っている（資料 1-9、資料 1-13、資料 1-14）。

## **(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。**

### **〈1〉大学全体**

本学の建学の精神、理念・目的は、大学構成員には『学生便覧』、『大学要覧』、『大学案内』、『大学院案内』、大学ホームページによって周知している（資料 1-4、資料 1-5、資料 1-6、資料 1-7、資料 1-8、資料 1-9、資料 1-15、資料 1-16）。教職員に対しては学内規則が収録された「規程集」を Web 化している。学生には年度初めの新入生オリエンテーションおよび在学生ガイダンスの期間に、『学生便覧』、『シラバス』、『履修登録ガイド』等の資料配付とともに学部長・学科長、学級主任から説明を行い周知している。受験生には『大学案内』、大学ホームページにおいて教育理念や目的を公開している。年 3 回実施しているオープンキャンパスでも説明する機会を設けている。社会に対しては『大学要覧』、『大学案内』、大学ホームページにおいて公表している。

### **〈2〉商学部**

本学部の理念・目的は、学則に定め、「規程集」によって教職員に周知し、『学生便覧』によって学生に周知している（資料 1-4）。受験生や社会に対しては、『大学案内』、ホームページによって公表している（資料 1-7、資料 1-17）。『大学案内』やホームページでは、わかりやすさに配慮した形をとって発信している。オープンキャンパスでも説明する機会を設けている。また、新入生に対しては、理念・目的を踏まえた教育課程での学びについて、入学前準備講座をはじめとして、入学式後のオリエンテーション、初年次ゼミなどで説明する機会を多く設けている。

### **〈3〉経済学部**

本学部の理念・目的は学則に定め、『学生便覧』に掲載し周知を図っている（資料 1-4）。また、2014（平成 26）年度の学部再編への意思集約の過程で教授会において議論し、教員の理解するところとなっている（資料 1-18）。

受験生向けには『大学案内』、ホームページにおいて学部の理念・目標を始め、学部、学科の特徴を積極的に公表している（資料 1-7、資料 1-12）。オープンキャンパスに参加した高校生へのアンケートによると『大学案内』からの情報が重要な受験情報源となっている

(資料 1-19)。ホームページについては、大学ホームページの経済学部のコナーだけでなく、学部独自のホームページを作成し、わかりやすく学部の特色を説明している。

### 〈4〉外国語学部

大学構成員（教職員および学生）に対する周知については、毎年、学年初めに学生に配布される『学生便覧』に「2.学則と履修方法など」の章を設け、これを周知している（資料 1-4）。また、在学生に対しては『学生便覧』を配布する年度始めにガイダンス（学生指導）を使い、学級主任指導の時間を利用し、学生に建学の精神、ならびにこれに基づいて策定された学部の理念・目的、さらには学科の理念・目的を敷衍して説明している。特に新入生に対しては、年度始めの行事である学部長指導の時間に学部の理念・目的を、また各学科長による学修指導の時間に各学科の理念・目的を新入生にわかるように、わかりやすく説明している（資料 1-20）。

他方、社会に対する学部の理念・目的の公表方法としては、大学の学部ホームページを通じて公表すると同時に、理念・目的をさらに平易な表現（「外国語学部の特徴」）で情報発信している（資料 1-21、資料 1-22）。

これに加えて、英米・東アジア両学科の理念・目的は、各学科が独自に作成しているホームページでさらに詳しく紹介しており、保護者や受験生や広く社会に対して多層的な情報発信を行っている（資料 1-23、資料 1-24）。

これ以外にも、各種の行事（例えば、留学生のなどの送別会）においても外国語学部における外国語教育の理念などに言及するなどして周知するよう努めている。

### 〈5〉社会福祉学部

本学部の理念・目的は、学則に定め「規程集」によって教職員に周知し、『学生便覧』やホームページによって学生に周知している（資料 1-4、資料 1-25）。受験生や社会に対しては、『大学案内』、ホームページによって公表している。『大学案内』やホームページではわかりやすさに配慮した形をとって発信している（資料 1-7）。オープンキャンパスでも説明する機会を設けている。また、新入生に対しては、理念・目的を踏まえた社会福祉学部での学びについて、入学式後のオリエンテーションで説明する機会を多く設けている（資料 1-20）。

### 〈6〉商学研究科

本研究科の教育理念・目的は「大学院学則」に明記されている。毎年刊行する『大学院案内』、『大学院商学研究科学生募集要項』および『大学院学生便覧』などに記載して、教職員および学生に周知するとともに、大学院生の入学時のガイダンスにおいて説明を行っている（資料 1-8 PP.03～04、資料 1-26、資料 1-5 P.4,PP.34～36）。また、『大学要覧』、『大学院案内』、ホームページにおいてもこれらを記載して、広く公表している（資料 1-15 P.08、資料 1-27）。そのほか、学内向けとして、学部生に大学院進学説明会を行っており、この説明を行っている。

### 〈7〉経済学研究科

本研究科の理念・目的については、学生に対しては『大学院学生便覧』によって周知し、（資料 1-5 P.5,P.43）、さらに同趣旨の内容がやや簡潔に『大学要覧』、『大学院案内』、ホームページによって社会に公表している（資料 1-15 P.08、資料 1-8 P.07、資料 1-27）。なお、本研究科への進学希望者に対しては7月に実施する入試説明会において、『大学院案内』に

加えて『大学院経済学研究科学生募集要項』を使用して、本研究科の教育内容について詳細に説明している（資料 1-28）。

#### 〈8〉国際文化研究科

本研究科の理念・目的・教育目標等に関しては、「大学院学則」に定めると共に、広く社会へ向けて、『大学要覧』、『大学院案内』、『大学院国際文化研究科学生募集要項』、ホームページで明示し、公表している（資料 1-15 P.09、資料 1-8 P.11、資料 1-29、資料 1-27）。同時に、オープンキャンパスで大学院独自のブースを設け、情宣に努めている（資料 1-30）。入学希望学生には大学院進学説明会で、『大学院案内』、『大学院国際文化研究科学生募集要項』などを使って説明をし、新入生には入学後のガイダンスで、『大学院学生便覧』を使って、あらためて解説をしている（資料 1-31、資料 1-5 P.5、P.50）。学内向けには、『大学要覧』、『大学院案内』を全教員および関係部署へ配布することで、周知を図っている。

#### 〈9〉社会福祉学研究科

本研究科の教育理念・目的は、「大学院学則」、『大学院学生便覧』および『大学要覧』に記載して、教職員・学生に周知するとともに、大学院生の入学時のガイダンスにおいて説明を行っている（資料 1-5 P.5、P.56、資料 1-15 P.09）。また、『大学院案内』、『社会福祉学研究科学生募集要項』、ホームページにはいずれもこれらを記載して、広く周知に努めるとともに、年 3 回開催されるオープンキャンパスでは大学院独自のブースを設けて、これを伝えている。さらに、学内向けとして、学部生に年 3 回の大学院の進学説明会でこの説明を行っている。（資料 1-8 P.15、資料 1-32 P.2、資料 1-27）

#### 〈10〉会計専門職研究科

本研究科の教育理念・目的は、大学構成員には『専門職大学院学生便覧』、『大学要覧』、入学案内パンフレット（『会計専門職研究科アカウンティング専攻』）、大学ホームページを通じて周知している（資料 1-6 P.4、資料 1-15 P.10、資料 1-9 P.03、資料 1-13）。特に、大学院生には『会計専門職研究科ガイドブック・専門職大学院学生便覧』の配付および年度始めのオリエンテーションでの説明により周知している。また、必要に応じて授業等で説明し周知に努めている。入学希望者には『大学院案内』、『大学院会計専門職研究科学生募集要項』や大学ホームページによって公表している（資料 1-8 P.21、資料 1-33）。社会には、大学ホームページや上記の刊行物を通じて広く公表している。

### （3）大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

#### 〈1〉大学全体

大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性の検証については、学部・研究科ごとに運営委員会、カリキュラム委員会、将来構想委員会、学部検討委員会、FD 委員会といった組織を通じて行っており、それぞれ学部長・研究科長を中心とした責任体制になっている。全学的には学部長会において情報の共有が行われている（資料 1-34）。大学全体の理念・目的の適切性の検証については、大学の 3 つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）策定のプロセスにおいて、学長を中心に学部長会で検証が行われた。さらに、2013（平成 25）年度に自己点検・評価規程を定め、自己点検・評価委員会を設置して自己点検・評価の体制整備に取り組んでおり、今後定期的な検証が実施できるよう努めている（資料 1-35）。

## 〈2〉 商学部

学部の理念・目的の適切性については、学部長および学科長で構成される学部運営委員会を中心となって、毎年、入学試験要項の作成やカリキュラムの編成に際して、学科会議を経て教授会における開講科目の審議決定のプロセスにおいて検証を行ってきた。

さらに、2012（平成 24）年に学部将来構想委員会を設置し、学部の将来像の検討とともに、3つのポリシーの検討を行ってきた（資料 1-36）。この議論の中で、学部の理念・目的についても再三検討を行ってきた。

また、今後は、2014（平成 26）年度に学部内に設置された自己点検・評価実施委員会を中心となって検証を行い、それに基づき、学部将来構想委員会が、学部の将来展望などとの関連性を検証することになっている（資料 1-37）。

なお、人材育成に関する目的及び教育研究上の目的を実現するために、現在の 3 学科体制を保持しているが、学術の進展や社会の要請との整合性を常に検証し、組織のあり方も柔軟に変化することが求められている。

学部の自己点検・評価実施委員会である学部運営委員会のもとで、学部将来構想委員会および学部入試委員会などの議論を踏まえながら、学部学科の理念・目的の適切性、学科編成についてしっかりとした検証を行っていく。

## 〈3〉 経済学部

2012（平成 24）年に、経済学部の再編について検討を行うために経済学部基本問題検討委員会を設置した（資料 1-38）。これは学部長と学科長からなる学部運営委員と各学科から 2 名選出された教員から構成されている。基本問題検討委員会での検討の結果、2014（平成 26）年度より 3 学科体制から 2 学科体制への改組を行い、それに伴って新しい 2 学科の理念・目的の再定義を行った。なお、今後においても経済学部の改革理念・目的・目標の見直しが中期的観点から必要であることから、基本問題検討委員会でこれらを検討をし、学部長が教授会にその検討結果を諮ることとしている。

基本問題検討委員会は学科開設・再編や大幅なカリキュラム改訂、学部将来構想、人事方針など検討することになり、本学部の自己点検・評価を中期的な観点から行うことになっている。

さらに、2014（平成 26）年度に学部自己点検・評価実施委員会を設置し、その委員会で「学部の理念・目的の設定、周知、検証」も含めた学部の諸活動についての点検・評価を毎年行うこととした（資料 1-39）。

## 〈4〉 外国語学部

学部の理念・目的ならびに学科の理念・目的については、学部長と学科長で構成される学部運営委員会において、各年度の入試結果を検討する際に、受験者の動向、入学者へのアンケート、新入生面談、退学者の理由、授業アンケートの結果、就職の状況などを検討しつつ、学部・学科運営の基本方針となる学部の理念・目的ならびに学科の理念・目的についても適切かどうか検討を加えている（資料 1-40）。また、学部の理念・目的、さらには学科の理念・目的が適切に受験生に伝わり、入学者確保のために適切に機能しているかを常に検証している（資料 1-41）。

## 〈5〉 社会福祉学部

学部の理念・目的の適切性については、学部長および学科長で構成される学部運営委員



会が中心となって、日々の教育活動や学生の学修成果を勘案しながら、入学試験要項の作成やカリキュラムの編成に際し、学科会議を経て教授会で議論を行っている。

また、2014（平成 26）年度に学部自己点検・評価実施委員会を設置し、その委員会で「学部の理念・目的の設定、周知、検証」も含めた学部の諸活動についての点検・評価を毎年行うこととした（資料 1-42）。

### 〈6〉商学研究科

理念・目的の適切性については、毎年度の学生募集要項の作成およびカリキュラム編成に際して、研究科委員会において、開講科目の妥当性等を審議する過程で検証している。なお、2013（平成 25）年度には、FD 研究会において、研究科の現状および課題を検討するなかで、研究科の理念・目的の適切性についての議論も行った。これらを報告書にまとめ、研究科構成員において認識を共有した（資料 1-43）。

### 〈7〉経済学研究科

理念・目的の適切性については毎年度の入試要項作成およびカリキュラム編成に際して、開講科目の妥当性等を研究科委員会において審議する過程で検証している。なお、2013（平成 25）年度には FD 委員会において研究科のカリキュラムについて討議し、報告書にまとめ、現状と問題について研究科構成員において認識を共有した（資料 1-44）。

### 〈8〉国際文化研究科

基本的に、研究科の理念・目的については、国際文化研究科の研究科委員会において組織的に検討し、検証している。具体的には、毎年の入試要項作成時およびカリキュラム作成時に確認し、入試方法、開設科目との整合性を検証している。

また、本研究科での FD 委員会により、教育理念に基づく教育方法および大学院のあり方などを討議してきている。2013（平成 25）年度は 3 回の FD 委員会を開き、教員間での意見交換および学生を交えた意見交換を行った。その内容は「2013 年度 FD 活動報告書」にまとめられている（資料 1-45）。

### 〈9〉社会福祉学研究科

理念・目的の適切性については、毎年度の入試要項とカリキュラムの作成・編成の際に、研究科委員会において検討し検証している。また、2013（平成 25）年 5 月より FD 委員会を開催し、それまで研究科委員会において検討してきた教育の内容と方法の高度化の方途について、組織的な議論を進めている。今年度の主要な検討課題はコースワークとリサーチワークを有機的に組み合わせた教育を実施するためのカリキュラムおよび論文指導体制のあり方の検討であった。この検討において、本研究科の理念・目的の適切性が検討の対象となり、それと教育内容・方法の整合性が目指されてきた（資料 1-46）。

FD 委員会は本研究科の全教員で構成されており、そこに提案される議案については、FD 委員会委員長・研究科長が検討して共同提案者となり、同委員会で決定された事項については、速やかに実施されるよう努めている。

### 〈10〉会計専門職研究科

研究科の理念・目的の適切性の検証については、研究科委員会、FD 委員会、自己点検・評価委員会が担っている。

本会計大学院は、教育・研究水準の向上を図るため、研究科内に自己点検・評価委員会を設置し、FD 委員会とも協力して自己点検・評価活動を充実させている。

## 1. 理念・目的

会計・監査をめぐる国際環境の変化は速いことから、会計大学院においては、教育理念・教育目標等についても定期的に見直しを行う必要がある。今後も必要に応じて自己点検評価委員会等で検証を行っていく。一方、会計大学院における共通の理念として「職業倫理教育の徹底」や「アカウンティング・マインドの涵養」が挙げられるが、これらの理念については、FD 委員会や研究科委員会において教員間で認識の共有が図られている（資料 1-47）。

## 2. 点検・評価

### ① 効果が上がっている事項

#### 〈1〉大学全体

大学の理念・目的を実現するために、開学以来の建学の精神である、「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」を柱とした、大学としての 3 つのポリシーを策定し、大学ホームページで公表した。

#### 〈2〉商学部

学部将来構想委員会は、継続的に学部の理念・目的を、学部の将来のあり方との関係から検討してきた。その結果が、学部の 3 つのポリシーに反映され大学ホームページ上に掲載されるなど、社会に対して発信している。

また学部の人材育成の方針や教育上の目的などは、入学説明会あるいは入学前準備講座などでも、これまでの卒業生の実績などと関連付けながら、分かりやすい形で説明することによって新入生の理解を促している。

#### 〈3〉経済学部

2012（平成 24）年度に学部の改組について検討し、2014（平成 26）年度より 2 学科体制に再編した。その際に学部・学科の理念・目的を再検討し、また、学部・学科の 3 つのポリシーを大学の 3 つのポリシーと整合させて策定し、これをシラバスおよび学部ホームページに掲載した。

中長期的な観点から学部の理念・目的を検討するために基本問題検討委員会を設置し、今回の学部再編が行われた。2011（平成 23）年度に設置した学部の基本問題検討委員会において学部のそれまでの問題点を洗い出し、委員会から提出された報告をもとに教授会で審議を行い、学部教育の強化にむけて学部再編を実現した。また、大学全体の 3 つのポリシーの策定および学部再編の確定のもとで、学部の 3 つのポリシーについて基本問題検討委員会で議論し、教授会での意見を踏まえて策定した。さらに、学部の理念・目的、3 つのポリシーの策定を踏まえた学部のキャッチフレーズとして「総合力の獲得・向上をめざす経済学部」を掲げた（資料 1-11、資料 1-48）。

#### 〈4〉外国語学部

理念・目的を口頭で説明し、直接学生に伝える取り組みを行っている。新入生には、入学時に学部長指導の時間で学部の理念・目的を、また各学科長の学修指導の時間で各学科の理念・目的を新入生にわかるように、わかりやすく口頭で説明している。これは学生に理念・目的の意義を知らせるのに役立っている。

#### 〈5〉社会福祉学部

新入生に対しては、理念・目的を踏まえた社会福祉学部での学びについて、入学式後の

オリエンテーションで説明する機会を多く設けることにより、新入生の理解を促している。

#### 〈6〉商学研究科

大学院学則第7条第2項において研究科の理念・目的を定め、『大学院案内』、『大学院商学研究科学生募集要項』、『大学院学生便覧』等で周知している。さらに、専攻ごとの修士課程および博士後期課程について、それぞれ高等教育機関としての理念・目的を適切に設定している。

研究科の理念・目的は、新入生には入学ガイダンスにおいて、学部生には年2回の大学院進学説明会において、説明を行っている。これは、院生または学部生に直接説明する機会であり、非常に有効である。社会に対しては大学院ホームページによる伝達が容易にアクセス可能であり、有効である。実際、本研究科の志願者には、熊本学園大学の学部生・卒業生のみならず、広く九州各県の大学出身者および留学生が含まれている。

#### 〈7〉経済学研究科

大学院学則第7条第3項において研究科の理念・目的を明示し、かつそれを具体化する教育システムを構築している。

研究科の理念・目的は、学生に対しては入学時に研究科長によるオリエンテーションに際して周知している。社会に対しては大学院ホームページによる伝達が容易にアクセス可能であり、有効である。実際、本研究科の志願者には、熊本学園大学の学部生・卒業生のみならず、広く関東、関西方面の大学出身者が含まれている。

研究科の理念・目的の検討に関しては、FD委員会においてカリキュラムとの関連で重要な課題について協議した。

#### 〈8〉国際文化研究科

本研究科の理念・目的は、適切かつ明確に設定されており、『大学要覧』、『大学院案内』、『大学院国際文化研究科学生募集要項』、ホームページ等によって学内外への公表も積極的に行っている。外国人の学生が入学している点から判断すれば、ホームページを通じての海外への情宣も一定の効果が上がっていると考えられる。

国際文化研究科FD委員会において、理念・目的などについて、教員のみならず学生も参加する形で討論が持たれ、意見交換が行われている。

#### 〈9〉社会福祉学研究科

大学院学則第7条第5項において研究科の理念・目的を定め、さらに『大学院案内』、『大学院社会福祉学研究科学生募集要項』、『大学院学生便覧』においてそれを公表し、周知に努めている。また、学生に対しては入学時に研究科長によりオリエンテーションに際し説明し、理解を図っている。

研究科の理念・目的に関してはFD委員会においてカリキュラム等の検討のなかで、検討している。

#### 〈10〉会計専門職研究科

高度な会計職業人養成を目的とした専門職大学院（以下「会計大学院」という。）においては、その創意をもって、将来の会計職業人（会計・監査に係る業務に携わる者）が備えるべき高い倫理観、実務に必要な学識及びその応用能力並びに会計実務の基礎的素養を涵養するために、教育目的を明文化することを目標としている。会計専門職研究科ガイドブック等に明確に明文化されており、かつ、ホームページ等を通じて広く社会に公開され

ている。

新入生にはガイダンスや履修上の注意等の資料を配布し、教育の理念・目的の確認に努めている。また、在校生にも同様に年度初めに再確認している。

教育の理念や目的を具体的に示し、それらと矛盾しない体系的な教育を施し、その教育を貫徹するために成績評価と修了認定を厳格に行っているかどうかをレビューする第三者評価を尊重し、教育目的を達成するための努力を継続して行うことを目標に、自己点検・評価活動、授業評価、FD委員会等で明らかになった課題に順次取り組んで、カリキュラムの改訂、成績評価の厳格化、評価内容（講評）の公表を行ってきている。

### ② 改善すべき事項

#### 〈1〉 大学全体

大学学則において目的・使命に明記されている、「経済、商業、経営、外国語、社会福祉に関する専門学術の理論」については、学部のカリキュラムの評価・点検によって教授研究がなされているが、「教養深き人物の育成」に関しては、大綱化以降、教養科目のカリキュラムが、学部のカリキュラムの中で、学部のカリキュラムの方針によってその位置づけが異なるなど全学的な統一性を欠く結果となったので、全学的な教養教育のあり方をあらためて議論する必要があると思われる。

#### 〈2〉 商学部

『大学案内』やホームページにおける社会に向けた発信については、わかりやすさとより現代性を示すという課題を含みながら表現されているため、必ずしも十分に理念・目的を示したものにはなっていない。理念・目的そのものを社会一般に対してもわかりやすいものにしていくという観点、より現代的な課題を、理念・目的に反映できるようにするという観点の両方から常に点検・評価を行う体制が求められる。

#### 〈3〉 経済学部

『大学案内』やホームページでは学部の具体的な特徴を主としてアピールしていくので理念・目的は必ずしも明確な形で示されていない。これらの点をよりわかりやすく『大学案内』など外部に発信する多くの媒体をとおしてさらに発信していく必要がある。また、学部のディプロマ・ポリシーで「専門知識と豊かな教養を備えた有為な人材」の育成を謳っているが、教養教育に関して、内容の整備および専門教育との連携の面において、全学的な教養教育の運営体制が現在検討中ということもあり、改善すべき点がみられる。また、実践的な教育の充実のために専攻・学科横断的なコース教育をスタートさせたが、その内容を一層充実させる必要がある。

#### 〈4〉 外国語学部

当面はこの理念・目的で十分と考えるが、動きが激しい国際情勢や地域のニーズにあわせ、今後も学部・学科の理念・目的の適切性を常に検証する必要があると考えられる。

#### 〈5〉 社会福祉学部

特記事項なし

#### 〈6〉 商学研究科

『大学院学生便覧』に記載されている博士後期課程の教育理念・目的のなかに「入学者受け入れ方針」を交えて記載している。各明示媒体を精査し、齟齬がないように努める。

## 1. 理念・目的

理念・目的の適切性の検証については、現在、研究科委員会において、学生募集要項の作成およびカリキュラム編成に際し、開講科目の妥当性等を審議する過程で検証を行っている。また、2013（平成 25）年度には、FD 研究会において、研究科の現状および課題を検討するなかで、研究科の理念・目的の適切性についての議論も行った。しかし、独自の課題として FD 研究会および研究科委員会で検討する必要がある。

### 〈7〉経済学研究科

研究科の理念・目的の適切性については、今後はカリキュラムに付随して検討するのではなく、独立した固有の課題として、定期的に自己点検・評価実施委員会を中心に検討を行う必要がある。

### 〈8〉国際文化研究科

本学大学院全体の理念・目的に沿って、本研究科の理念・目的は適切に設定されているが、国際化がますます深化し続ける時代の要請に応えるためには、さらなる検証が必要である。研究科委員会においては、入試要綱やカリキュラム編成の際に、研究科の理念・目的の適切性について議論を行っているが、独自の課題として検討が必要である。

### 〈9〉社会福祉学研究科

研究科の理念・目的の適切性については、現在 FD 委員会において長期的な将来構想の検討を続けており、その中の重要議題として位置づけ、新しい時代に合致した理念・目的を策定するよう努めている。

### 〈10〉会計専門職研究科

本研究科は専門職大学院であるため、会計税務に関する専門知識と、職業的倫理観をもった能力と資質を備えることをカリキュラムに反映させて教育目標としているが、現状では、国家試験合格が目標であり、そのための予備校であれば良いという学生の意識とのギャップの解消が必要である。

入学してくる学生の希望の大半は、公認会計士と税理士であり、彼らの目標は、国家試験に合格することを第一としているが、理念・目的で述べたものとは異なり、会計専門職業人としてコアとなる専門知識とスキルを修得し、かつ知識やスキルを適正に行使し得る論理的で職業倫理に基づく判断力を備えるという点で意識のズレがあり、改善が必要だと思われる。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

#### 〈1〉大学全体

建学の精神に基づく教育理念が開学 70 年を超えた現在でも堅持されており、これまでの時勢に合わせた学科新設として具現化している。おもてなしをマネジメントする「ホスピタリティ・マネジメント学科」、経済と法を融合させた「リーガルエコノミクス学科」、健康とスポーツを通じて豊かな生活を実現させる「ライフ・ウェルネス学科」がそれである。

#### 〈2〉商学部

学部の理念と目的を継続的に実現するために、学部教授会で、学部将来構想委員会、学部入試委員会、学部 FD 委員会を設置し、検討を重ねていく。

#### 〈3〉経済学部

## 1. 理念・目的

学部の理念・目的にそった学部再編によって学科統合を行い、2 学科体制が実現した。それによって 3 つのポリシーを作成し、学部のキャッチフレーズである「総合力の獲得・向上を目指す経済学部」を目指して学部全体での取り組みが進められた。また、経済学科の 3 専攻制、リーガルエコノミクス学科の 2 履修分野制の設置によって専門性を体系的に習得する体制ができた。さらに、理念・目的にある「実践的な学問」の支援を一層強化するために専攻・学科横断的にコース演習の設置を行った。

### 〈4〉外国語学部

学生にどの程度説明が伝わっているか調べる手段を検討し改善を考える。

### 〈5〉社会福祉学部

特記事項なし

### 〈6〉商学研究科

学部生に対して年 2 回の大学院進学説明会を開催しているが、参加者は少なく、すでに大学院進学を決意している者である。学部演習担当教員等を通じて、より多くの学生に大学院への関心を広めていく工夫をする。

### 〈7〉経済学研究科

広範な社会に向けた理念・目的の広報については、大学ホームページの利用が有効である。本研究科については大学院オリジナルサイトにおいて一層詳細な説明を加えるとともに、国際化を見据えて英語版も用意している（資料 1-49）。今後はさらにその内容の充実・整備を進める。

### 〈8〉国際文化研究科

本研究科の理念・目的の適切性の検証については、FD 委員会、特に学生との懇談会は、その中身を検証する良い機会であり、今後も継続して行いたい。

### 〈9〉社会福祉学研究科

研究科の理念・目的の公表は学生募集に際して作成する印刷物と、大学のホームページおよび研究科のホームページを通して行っている。しかし、その内容の適切性については FD 委員会の将来構想の検討のなかでさらに精査していく予定である。

### 〈10〉会計専門職研究科

FD 委員会において、講義担当者からの意見や学生からのアンケートを参考にしながら、本研究科の理念・目的と学生の目的とのミスマッチングを解消している。

授業形態は、財務会計分野の基礎科目については、入門、基本、上級の能力別に講義を編成し、通常の講義形態となっているが、発展科目ならびに応用・実践科目では、一定の事例研究とそれに対するディベート形式やケース・スタディ方式が積極的に取り入れられ、学生の評価と連動するように志向されている。

一方、社会人向けのウィークエンドコースでは、金曜日の夜間、土曜日及び日曜日の履修により、いささかハードであるが、2 年間で修了できる段階的なカリキュラムを整えている。

## ② 改善すべき事項

### 〈1〉大学全体

大学教育の中で教養教育をどのように位置づけるかということについては、各学部から

自律した教養教育の運営組織を設けることを検討すべきである。

## 〈2〉商学部

理念・目的の公表という視点において、受験生を含む社会一般に対するわかりやすさと現代性という観点から検証を行えるよう、自己点検・評価実施委員会を中心に検討していく。また、学部内の自己点検・評価実施委員会と同時に、学部将来構想委員会や学部入試委員会などでも議論していく。

## 〈3〉経済学部

少子高齢化、地域再生の必要性など現代社会が抱えている問題の解決に果敢に寄与すべき経済学部として、たえず学部の理念・目的を検証し、学部の教育体制・内容を検討していく。

## 〈4〉外国語学部

理念・目的については、大学の理念・目的と合致しているかとともに、時代や地域社会のニーズにあっているか、という観点から定期的な検証を行えるよう、自己点検・評価実施委員会を中心とした検討方法を工夫し、改善する。

## 〈5〉社会福祉学部

特記事項なし

## 〈6〉商学研究科

『大学院学生便覧』に記載されている博士後期課程の教育理念・目的のなかに「入学者受け入れ方針」を交えて記載している。運営委員会において、各明示媒体を精査し、齟齬がないように努める。

理念・目的の適切性の検証については、ひとつの課題としてFD研究会および研究科委員会で取り上げ検討する。

## 〈7〉経済学研究科

理念・目的については自己点検・評価実施委員会を中心に定期的に検討し、時代の変化に即応した見直しを進める。

## 〈8〉国際文化研究科

研究科委員会で理念・目的に特化した議論をすることは、これまで稀であった。また、適切性の検証は重要であるが、内容の変更は頻繁にあるべきではなく、内容確認に留めている。自己点検・評価実施委員会での定期的な検証に基づき、FD委員会および研究科委員会で、時期を見て、議論の機会を持つようにする。

## 〈9〉社会福祉学研究科

研究科の理念・目的は、当面はFD委員会の将来構想の検討の中で根本的な見直しを行い、その後は将来構想の実現の中で、その適切性について検討していくことになる。

## 〈10〉会計専門職研究科

本研究科の教育目標と学生の意識とのギャップを解消するためには、例えば、各授業で統一的に理念・目的を取り入れた実践教育を実施することが望まれる。

近年、入学生の多様化（会計分野の未履修者や社会人入学者の増加、もっとも深刻なのが学力の低下）に対応した情報交換や教育方法の相互共有のためのシステム作りが、喫緊の取り組み課題であり、FD委員会および研究科委員会で検討をしていく。

#### 4. 根拠資料

- 1-1 熊本学園大学学則
- 1-2 熊本学園大学大学院学則
- 1-3 熊本学園大学専門職大学院学則
- 1-4 平成 26 年度学生便覧
- 1-5 平成 26 年度大学院学生便覧
- 1-6 会計専門職研究科ガイドブック専門職大学院学生便覧 2014
- 1-7 熊本学園大学大学案内 2014
- 1-8 熊本学園大学大学院案内 2014
- 1-9 会計専門職研究科アカウンティング専攻 入学案内パンフレット
- 1-10 経済学部収容定員変更等の趣旨
- 1-11 経済学部シラバス P.1 経済学部長メッセージ
- 1-12 経済学部ホームページ 経済学部の 3 つのポリシー (教育目的・理念)  
<http://www.e.kumagaku.ac.jp/faculty/policy.html>
- 1-13 大学院ホームページ 会計専門職研究科  
<http://www.kumagaku.ac.jp/daigakuin/graduate/as/index>
- 1-14 熊本学園大学大学院会計専門職研究科設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由  
を記載した書類 <http://www.kumagaku.ac.jp/daigaku/public/setchkyoka/as>
- 1-15 熊本学園大学 2014 大学要覧
- 1-16 熊本学園大学ホームページ 教育理念  
<http://www.kumagaku.ac.jp/daigaku/gaiyou/policy>
- 1-17 商学部ホームページ 学部紹介  
<http://www.c.kumagaku.ac.jp/index2.html>
- 1-18 経済学部教授会議題・資料 (学部再編について)
- 1-19 2013 OPEN CAMPUS アンケート結果報告書
- 1-20 学級主任指導時の留意事項 (在学生用・新入生用)
- 1-21 熊本学園大学ホームページ 外国語学部 (外国語学部の特徴)
- 1-22 熊本学園大学ホームページ 外国語学部長からのメッセージ  
<http://www.kumagaku.ac.jp/daigaku/message/movie/gaikokugo>
- 1-23 英米学科ホームページ  
<http://www.f.kumagaku.ac.jp/eibei/index.html>
- 1-24 東アジア学科ホームページ  
<http://www.f.kumagaku.ac.jp/higashiasia/point/index.html>
- 1-25 熊本学園大学ホームページ 社会福祉学部  
[http://www.kumagaku.ac.jp/gakubu/syakai\\_fukushi/index](http://www.kumagaku.ac.jp/gakubu/syakai_fukushi/index)
- 1-26 大学院商学研究科学生募集要項 P.2
- 1-27 熊本学園大学ホームページ 大学院  
<http://www.kumagaku.ac.jp/gakubu/daigakuin/index>
- 1-28 大学院経済学研究科学生募集要項 P.2
- 1-29 大学院国際文化研究科学生募集要項 P.2



## 1. 理念・目的

- 1-30 Open Campus 2014、オープンキャンパス 2014 第1回 学食レイアウト図
- 1-31 平成 26 年度学年初め日程 (大学院)
- 1-32 大学院社会福祉学研究科学生募集要項 P.2
- 1-33 大学院会計専門職研究科学生募集要項 P.2
- 1-34 熊本学園大学学部長会規程
- 1-35 熊本学園大学自己点検・評価規程
- 1-36 商学部教授会議題・資料 (商学部将来構想委員会報告)
- 1-37 商学部自己点検・評価実施委員会内規
- 1-38 経済学部基本問題検討委員会規程
- 1-39 経済学部自己点検・評価委員会実施委員会内規
- 1-40 外国語学部教授会議題 (入試の総括について)
- 1-41 東アジア学科会議記録
- 1-42 社会福祉学部自己点検・評価実施委員会内規
- 1-43 2013 年度 FD 活動報告書 (大学院 商学研究科)
- 1-44 2013 年度 FD 活動報告書 (大学院 経済学研究科)
- 1-45 2013 年度 FD 活動報告書 (大学院 国際文化研究科)
- 1-46 2013 年度 FD 活動報告書 (大学院 社会福祉学研究科)
- 1-47 専門職大学院会計専門職研究科自己点検評価委員会規程
- 1-48 熊本学園大学ホームページ 経済学部長からのメッセージ

<http://www.kumagaku.ac.jp/daigaku/message/movie/keiza>

- 1-49 大学院経済学研究科ホームページ 英語版

<http://www2.kumagaku.ac.jp/gse/>

## 2. 教育研究組織

### 1. 現状の説明

#### **(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。**

本学は、商学部（商学科・経営学科・ホスピタリティ・マネジメント学科）、経済学部（経済学科・国際経済学科・リーガルエコノミクス学科）、外国語学部（英米学科・東アジア学科）、社会福祉学部第一部（社会福祉学科・福祉環境学科・子ども家庭福祉学科・ライフ・ウェルネス学科）、社会福祉学部第二部（社会福祉学科）の5学部13学科を置き、商学研究科（商学専攻・経営学専攻）、経済学研究科（経済学専攻）、国際文化研究科（国際文化専攻）、社会福祉学研究科（社会福祉学専攻・福祉環境学専攻）の4研究科と6専攻と、会計専門職研究科（アカウンティング専攻）の大学院を備える文系総合大学として教育・研究を行っている（資料2-1 P.3、資料2-2 P.7）。本学の学部および大学院は、人文系、社会科学系で構成され、教育・研究の充実を図る組織の体制となっている。

これら学部・研究科の理念および目的は、「学則」の第2および第3条、「大学院学則」第2条および第7条、「専門職大学院」第2条および第6条に定めている（資料2-3、資料2-4、資料2-5）。

本学の教育・研究を支援する附属研究所として、産業経営研究所、海外事情研究所、社会福祉研究所および高度学術支援センターに水俣学研究センターを設置している。

附属研究所および研究センターの理念・目的は、各々の「研究所規程」に目的を謳い、その目的達成のための事業を具体的に挙げている（資料2-6、資料2-7、資料2-8、資料2-9）。

#### **[教育組織の編制]**

本学は、建学の精神に沿った教育の目標を達成するために、目的と使命を定め、目的や使命を達するために社会の変化を敏感に捉え、国や社会の要請や要望に応えながら、人材を育成し、社会発展に寄与している。これまで地域に根ざした大学として時代に即した学部・学科および研究科の設置や改組を行ってきた。

前回の認証評価の受審以降、2008（平成20）年度に九州初、岡山県以西においては初の設置となる会計専門職研究科アカウンティング専攻を設置した。公認会計士、税理士および税務の専門家の養成、会計人のリカレント教育など地域社会の要望に応えるものであった。社会のニーズを反映するだけでなく、本専攻の設置は、学部と大学院の連携したカリキュラム編成により一層充実した教育・研究を可能としている。2009（平成21）年4月の会計専門職大学院の設置に伴い、従来の商学研究科に経営学研究科を統合し、新たな商学研究科（修士課程・博士後期課程）を設置した。

同年、大学の社会福祉学部第一部においては、ライフ・ウェルネス学科を設置した。スポーツを通して充実した人生や健康的な生活について考え、地域社会におけるウェルビーイングの促進を目指し、教員免許状、健康運動指導士、社会福祉士国家試験受験資格などの資格が取得できるカリキュラムを有する

2014（平成26）年、経済学部は、グローバル経済、少子高齢化に直面する日本社会にお

ける若者の生きる力を実践的に高めるため、本学で「経済学」を学ぶことでどんな分野・業種にも対応できる、多様性をもった、総合的な学びを提供する学部として、他学部に先駆けて、従来の経済学科・国際経済学科・リーガルエコノミクス学科の3学科体制から経済学科（現代経済専攻・国際経済専攻・地域経済専攻）とリーガルエコノミクス学科の2学科に改組した。

これまでの学部・学科や大学院の改組や設置は、2011（平成23）年の九州新幹線全線開通や2012（平成24）年、本学の所在地である熊本市の政令指定都市制定などのような社会環境や地域情勢の変化を教育組織に反映させたものであり、地域の高等教育機関として進展を遂げてきたものとする。

〔研究組織の編制〕

〔産業経営研究所〕（1959（昭和34）年4月設立）

□理念・目的

産業・経済およびこれに関連する事項の調査研究を実施し、地域の産業・経営の発展向上に寄与する目的をもって、本学最初の付属研究所として設立された。この目的を達成するため、所員による学術研究活動、それを支援するための調査研究費の助成、刊行物の出版、研究・調査資料収集、寄贈などの受入・管理、シンポジウムならびに研究会の開催、経済団体などとの業務委託などを通じた地域貢献を行っている（資料2-10）。

□研究組織・事務組織

所員は、本学の専任教員を中心に78名で構成される。研究領域の特性から、主として商学部、経済学部それに専門職大学院会計専門職研究科の専任教員が多数を占めている。また、研究上の必要に応じて、研究分担者という呼称で所員外から研究者を招く場合もある。研究所の運営は、所長と常任委員および事務職員の協力によって行われている。所長と常任委員は所員を投票権者とする選挙によって選任される。毎月1回程度常任委員会が開かれ通常の運営事項についての議論がなされるほか、年1回総会を開催し、年間の事業計画、決算・予算、規程の改廃など、重要事項についての決定がなされる（資料2-11）。

□学術研究活動

研究活動は、個人研究と共同研究の2つに大別され、刊行物をもって公開されるほか、研究会やシンポジウムなどの方法によっても社会に対して還元している。また、海外事情研究所と合同で韓国・全南大学校との学術交流会を毎年開催するほか（資料2-12）、オーストリア・ウィーン大学東アジア学研究所とも学術資料の交換を行っている。

研究会の開催において熊本の産業・経済、あるいはその背後にある文化や歴史をテーマにしたシンポジウムを開催している。また、所員の研究成果に基づいた研究会の開催も実施されている。このように、本研究所の特性を活かした研究成果の社会への還元は今後いっそう重要性を増していくものと思われ、地元社会との相互関係を強く意識した研究所の運営に注力していくことでより大きな成果が得られるものである。

刊行物 『産業経営研究』（「所報」研究所紀要 年1回定期発行）（資料2-13）

『研究叢書』（単行本による発行）（資料2-14）

『調査研究報告』（不定期）（資料2-15）

『ディスカッションペーパー』（不定期）

その他（資料2-16、資料2-17）

[海外事情研究所] (1972 (昭和 47) 年 4 月設立)

□理念・目的

1961 (昭和 36) 年 4 月、大学の前身である東洋語学専門学校建学の精神「海外発展に資する」、「海外雄飛の人材を育成」という方針を具体化するために中南米事情研究所が設立され、その後、研究対象拡大の必要性、研究者の充実などにより海外事情研究所となる。(資料 2-18)

□研究組織・事務組織

熊本学園大学の専任教員(助手含まず) 177 名中 101 名 (57%) が所員として所属している。所長 1 名と常任委員若干名をおく (資料 2-19)。

□学術研究活動など

研究会の開催 (資料 2-20) および文献の収集 (資料 2-21)。文献収集として、国内の大学・研究機関との学術交流による文献・資料の収集に努めており、あらゆるテーマを網羅する方向で希少価値のある海外の文献・資料収集も行っている。

1987 (昭和 62) 年 6 月、中国・深圳大学中国経済特区研究センターおよびオーストリア・ウィーン大学日本学研究所と、また 1993 (平成 5) 年 7 月、韓国・全南大学校経営研究所と協定を締結し、研究資料の交換・学術調査訪問など学術交流を中心に親睦を深めている。

刊行物 『海外事情研究』(「所報」年 2 回定期発行) (資料 2-22)

『研究叢書』(単行本による発行) (資料 2-23)

[社会福祉研究所] (1966 (昭和 41) 年 5 月設立)

□理念・目的

「わが国の社会福祉の科学的研究を通じて、その発展をはかり、あわせて地域社会に直接貢献する」ことを目的として設立される。社会福祉ならびに関連分野の研究に従事する所員によって、福祉、老人介護、高齢者医療、障がい者問題、男女共同参画などや地域に密着した水俣病問題、ハンセン病問題、さらに今日では環境問題、東日本大震災以降は放射能問題への取り組みも行われている (資料 2-24)。

1966 (昭和 41) 年、子ども家庭をめぐる悩みや問題の解決に貢献したいとの考えから研究所設立とともに「家庭児童相談室」が設けられている (資料 2-25)。

□研究組織・事務組織

所員 75 名 (研究員 48 名 嘱託研究員 27 名)。所長 1 名と常任委員若干名、研究員若干名、助手若干名、事務職員若干名を置く。研究員、顧問、嘱託により構成する研究所総会を開催する (資料 2-26)。

□学術研究活動など

年 3 回開催される研究会は、研究員の相互研鑽ならびに社会貢献に係わる重要な活動である (資料 2-27)。今年度は、地域の組織・団体の協力として共催事業を展開した (資料 2-28)。

本研修の研究所報『社会福祉研究所報』は、査読制であることで、若手研究者・大学院生の研究活動を支援する体制を整えている (資料 2-29)。このほか調査研究があり、2013 (平成 25) 年度は 3 件が行われ、2014 (平成 26) 年度も 3 件が申請され、進行中である。また、社会福祉ならびに関連する諸分野の資料の収集・整備がある。年々予算が縮小傾向

ではあるが、着実に執行されている。

刊行物 『社会福祉研究所報』（『所報』：研究所紀要、年1回定期発行）（資料2-30）

『社会福祉叢書』（単行本による発行）（資料2-31）

『くまもと わたしたちの福祉』（「福祉情報誌」年間2回発行）（資料2-32）

また、本学の3研究所の所報は、2013（平成25）年から機関リポジトリへの掲載など電子化によって広く情報提供を行っている（資料2-33）。

〔水俣学研究センター〕

□理念・目的

水俣学研究センターは、故原田正純教授の提唱の下開始された水俣学プロジェクトを起点に、2005（平成17）年4月1日設置された。その後、オープン・リサーチ・センター事業（2005～2009年度）に採択され、2010（平成22）年～2014（平成26）年私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「人類の負の遺産としての公害、水俣病を将来に活かす水俣学研究拠点の構築」に採択されている。また、科研費や各種財団などのさまざまな競争的研究費を獲得して、調査研究が進められている。これは、「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」の建学の精神のもと、大学の理念・目的として大学学則、大学院学則に定める使命に応えるべきものであり、地域において教育研究拠点として地域の課題に応え、地域に貢献するものと考えており、かつ教育研究活動の高度化に寄与するものである（資料2-34）。

水俣学研究センターの基本理念は、人類の負の遺産としての公害、水俣病を将来に活かすための調査研究を推進するための水俣学の研究拠点の構築であり、「水俣学に関する研究調査を行い、その成果の公開を通じて地域社会並びに国際社会に貢献することを目的とする」と水俣学研究センター規程に定めている（資料2-35）。

本センターで展開される水俣学は次の5点を特徴としている。

- (1) 【現地に学び、現地に返す】被害現地に根ざした研究体制を構築し、地域住民に学ぶ。
- (2) 【学問の壁を越える】学問領域の壁を越えて展開する。
- (3) 【専門家と素人の壁を越える】専門研究者のみならず、地域のアクターや被害当事者を巻き込んだオープンな研究体制を構築する
- (4) 【国境の壁を越える】国際的視野から、研究交流や調査を実施する
- (5) 【人を育てる】100年後に生きる水俣学、学部生から始まり大学院生や若手研究者に至るまで水俣学を担う系統的な人材育成をめざす（資料2-36）。

□教育研究組織の編成原理：水俣学研究センターの体制

水俣学研究センターは本学キャンパス内に研究所・書庫などを配置するとともに、水俣市内に現地研究センターをおき、地域密着型の調査研究ができるようにしている。

研究センターには、学内研究員24名（学部との兼任）、客員研究員（学外の研究者）59名（うち海外3名）をおき、そのうち研究基盤形成支援事業に加わっているものは研究員学内17名、学外研究員8名である（資料2-37）。

□研究組織

センター長、現地センター長、事務局長、運営委員5名、研究助手2名を配置している。

毎週月曜日に運営委員会を定期開催している。この検討審議結果は議事録として残している。

6月に定期総会を開催している。日常的な情報や意見の交換は、調査研究活動の中でなさ

れているばかりではなく、メーリングリストをもうけて進められている。

□研究支援事務局体制

嘱託職員 2名 臨時職員1名 長期アルバイト（短時間雇用）10名前後  
アルバイトは科研費や財団などの研究助成によるもので、人数は変動している。

学内担当事務組織は学術文化課である（資料 2-38）。

□獲得している研究費

戦略的研究基盤形成支援事業に加えて下記のような外部資金を獲得しており、研究活動が社会から高く評価されているものと考えている。

文科省科研費 水俣学科研（基盤 B、2011-2013 年）、成果公開（データベース）科研(2014 年)、各研究員の科研費（2014 年度 海外調査 B、1 件、基盤 C3 件）

トヨタ財団（2000～02 年水俣学、2003～04 年水俣学 2009-12 年タイ調査）

三菱財団（2014～15 年 水俣学アーカイブ構築）

日本私立学校振興・共済事業団学術研究振興資金（2009-2011 年）

（大学院における水俣学教育）

大竹財団（2013 年）（国際フォーラム開催） その他

□研究成果とその公表

水俣学研究 研究紀要 第 1 号～第 5 号（資料 2-39）

水俣学講義 第 1 集～5 集（資料 2-40）

水俣学ブックレット No.1～No.12（資料 2-41）

水俣学研究資料叢書 No.1～No.3（資料 2-42）

原田正純追悼集 この道を：水俣から 熊本日日新聞社（資料 2-43）

原田正純 体とところに聴く話 熊本日日新聞社

新日窒労組機関紙 さいれん復刻版 全 24 巻 柏書房

タイ関係パンフの翻訳「活性化するタイの地域健康影響評価」

「人と鉱山 ルーイの未来（ルーイ金鉱山開発と公害）」

水俣学通信の定期刊行 第 1 号～38 号（資料 2-44）

水俣学 WEB ページを通して発信 定期的更新と英語ページの充実、データベース、水俣学アーカイブス（資料 4-45）

なお、研究員の著作や論文、学会発表は、戦略的研究基盤形成支援事業報告書（2014 年 9 月）にリストを掲載している。またこの報告書には、水俣学研究センターの活動を報道した新聞記事も収録されており、メディアからも注目されていることが理解される。

□実施している活動

(1) 研究調査活動は、被害の実態調査、公害被害地域の地域戦略、水俣学アーカイブ・資料データベースによる発信という三つの研究班に組織され、各研究員はその活動を担っている。また、その活動はニュースレター「水俣学通信」（年 4 回刊、1300 部発行）を通して学内外に発信されている。

(2) 海外における調査研究活動（資料 2-46～2-49）

カナダ先住民水俣病調査（2014 年 8 月）

中国淮河汚染現地調査と北京国際セミナー（2013 年 10 月）

タイの公害調査（東部臨海工業地帯・東北部金鉱山調査、2013 年 3 月、2014 年 6 月など）

台湾ダイオキシン・水銀被害調査（2014年7月）

調査研究活動以外に下記の活動を行っている。

(3) 水俣学講義（本学） 毎年 正規の講義

社会福祉学部の正規科目として開設、学内教員に加えて、水俣病患者、学外の研究者、ジャーナリスト、医師、法律家などを招聘して、授業を実施（資料 2-50）。この授業はインターネットを通じて国内外に発信されるとともに、『水俣学講義』（日本評論社）として刊行されている（資料 2-51）。

(4) 公開講座（水俣市内） 毎年 10月 5回連続講座

地域貢献を目的として、水俣市内で市民を対象に水俣市公民館で開催している。2014年度のテーマは『地域からまなぶ社会福祉の最前線』、2013年度のテーマは『海外事情あれこれ 聞きたくてもなかなか聞けない話』であった。5回連続講座をすべて受講した聴講者には、「修了証」を発行している（資料 2-52）。

(5) 若手研究者セミナー 毎年 9月

全国の環境・公害問題に関わる若手研究者（含む大学院生）を対象に水俣市内で、座学、フィールドワーク、患者聞き取りで構成される集中セミナーを2泊3日で開催している。本年度は各地から24名の参加があった。これは報告書にまとめられる（資料 2-53、資料 2-54）。

(6) 水俣病事件研究交流集会 毎年 1月

毎年1月第2土日に全国の水俣病問題を研究する研究者（研究機関に所属する者、在野の研究者、水俣病患者・支援者ら）による研究会を水俣市内で開催している。2014年1月開催の第9回研究会の参加者は130名程度で研究報告は16本であった。これは全国の研究者たちによる研究発表の場であるとともに貴重な意見交換の場となっている（資料 2-55）。

(7) 水俣病を伝えるセミナー 毎年 8月

水俣葦北地域の学校教員を対象として、水俣病教育の実践のために、地元の水俣芦北公害研究サークルと共同して「水俣病を『伝える』セミナー」を開催し、講義、患者宅訪問、フィールドワークなどをおして次世代に水俣病をどう伝えるか、学び討論する機会をもうけている。毎年開催している2014年は8月7日に開催し参加者数は22名であった（資料 2-56）。

(8) シンポジウム

さいれん復刻版刊行記念シンポ 2012年6月

水俣病を告発した水俣病発生企業チッソの労働組合の機関紙復刻版の刊行を記念して、紀伊国屋書店と連携し、記念シンポジウムを熊本市内で開催した。参加者は270名で好評を得た（資料 2-57）。

胎児性水俣病公式確認50年シンポ 2013年2月（本学および水俣）

1962年に認められた胎児性水俣病の50年に当たって、本学および水俣市内で記念シンポジウムを開催した（資料 2-58）。

「水俣学の10年」成果報告シンポジウム 2014年12月14日

戦略的研究基盤形成支援事業の成果を研究員ならびに学外にも伝えるためのシンポジウムを開催し、外部評価委員（後述）の評価も含めて、達成度を明らかにした。参加者96名（資料 2-59）。

## (9) 第2回国際フォーラム 2013年9月

水俣病の発生しているカナダオンタリオ州、中国、台湾、タイ、韓国の公害発生地域から、研究者、被害住民、NGOを招聘して「環境被害に関する国際フォーラム」を開催し、研究成果並びに経験の交流、水俣学の国際的広がりを形作った（資料2-60）。（報告書は現在印刷中である。）

## □学術の進展や社会の要請との適合性

水俣病の発生が公式確認から58年が経過しているが、いまなお解決しているとはいえない現状が続いている。水俣病被害者に対する救済策（2011年、水俣病特措法）実施や、2013（平成25）年最高裁判決など事態はなお流動的である。いっぽう、被害発生地域における地域振興・町づくりなどの政策も実施されているが、現地の状況はなお課題が大きい。また、海外では開発途上国を中心に今なお環境破壊と公害発生事例は後を絶たない。このような状況の中では、公害の原点としての水俣病を起点とした、新たな方法と理念に基づく水俣学の研究は重要な意義を有している。水俣病に関する研究は、遅々として進まないという現状に鑑みれば、地元現地に拠点を置き、歴史的パースペクティブをふまえ国際的視点をもつ研究は大切であるとともに、国内外の研究の扇の要に位置する水俣学研究センターの学術的役割は大きいものと評価される。

## □達成度について

水俣学研究センターでは上述したように、地方私学における研究機関としては比類のない活動を行い質量ともに大きな成果を上げているものと判断している。

水俣学研究センターの研究組織は、先に記した理念・目的を有効に実現するようにもうけられており、限られた予算や人材の中で、成果をあげるにふさわしく構成されているものと判断する。その根拠は、研究成果の公表や各種研究会・講座、シンポの実施などを通してみられるような研究調査活動の実施と成果、さらに報道資料や外部評価委員の評価などにある。

適切性の検証については、センター長・現地センター長・事務局長を中心とした内部点検評価活動の実施ならびに自己点検・評価内規の整備ならびに外部評価委員の任命とその方々による評価の実施というように適切に実行されている。

**(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。**

2014（平成26）年より、従来の運営協議会で行うこととなっていた自己点検・評価を、全学的に展開するため自己点検・評価委員会を設置した（資料2-61）。各学部、研究科をはじめ、全学、教学、研究所、事務局各部署に自己点検・評価実施委員会を設置し、自己点検・評価を実施する仕組みを整備し、教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っている。

水俣学研究センターにおいては、従来より研究活動の検証は、日常的には毎週一度開催される運営委員会で検討され、また総会で検証されている。とはいえ、研究機関としての検証の体制整備を目的として2014（平成26）年5月1日より発効した自己点検・評価内規を定め、内部評価を実施している（資料2-62）。

水俣学研究センターでは検証評価の特徴として外部評価を実施することとし、外部評価委員を任命して調査研究事業の外部評価を依頼している。現在の外部評価委員は、炭谷茂



(元環境事務次官、済生会理事長)、寺西俊一(日本環境会議理事長、一橋大学教授)、吉井正澄(元水俣市長)である。これらの評価委員には、調査研究活動の成果は刊行物などの送付を通じて逐次報告されるとともに、2014年12月14日成果報告シンポジウムを開催して、評価を受けた。(報告作成中。)また、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の2013年中間評価を受け、二人の評価委員からAならびにBの評価を受けている(資料2-63)。

学部の組織としての適切性と検証のひとつとして経済学部の改組があげられる。2014(平成26)年度、教育体制が現代社会のニーズに中期的に整合的なものとなっているかという視点から、経済学部は学部改組を行い、経済学科、国際経済学科、リーガルエコノミクス学科の3学科体制から経済学科とリーガルエコノミクス学科の2学科体制とした。新たな2学科体制の入学定員に対応する学科教員配置とするために、基本問題検討委員会で検討し、教授会において教員の配置転換について審議し、確定した。

この2学科体制(入学定員経済学科260名、リーガルエコノミクス学科110名)に対応する教員研究組織の編成を検討し、大学設置基準上の必要教員数を確保した上で、それぞれの学科のカリキュラムにふさわしい教員配置を行うために、リーガルエコノミクス学科から経済学科へ3名の配置換え、経済学科と国際経済学科からリーガルエコノミクス学科へそれぞれ1名配置換えをおこなった。また、新しいリーガルエコノミクス学科の理念・目的に対応して法学教育を強化するために2名の特任教授をあらたに配置している。

## 2. 点検・評価

### ① 効果が上がっている事項

本学の教育組織は、社会の要請に応えるべく、高等教育を取り巻く環境の変化に応じて学部・学科・研究科の拡充・整備を行ってきた。大学・大学院・専門職大学院の各設置基準に定められている専任教員数を満たすだけでなく、建学の精神に基づく本学の目的を達成するために、各教職員が学生の満足度の高い教育を実現できるよう努めてきた。この目標を達成するため、経済学部の学科の構成を見直し、より社会のニーズに沿った学部として改組を行った。

研究組織である3研究所は、その成り立ちの由来はそれぞれの特徴を持ち異なるものの、所員である教員の専門分野を生かし、企業や社会との研究連携を推進する機関として地域社会に貢献している。

産業経営研究所は、2014(平成26)年度現在、熊本県内の企業3社から研究資金の協力を受けている。また、昨年度の2013(平成25)年度からは、熊本県中小企業家同友会からの業務委託を受け、その対価として研究資金を受給している。このように、外部団体から資金協力を得ているのは、本研究所の研究成果に対する評価と期待とのあらわれだと理解できる。

社会福祉研究所においては、図書選定委員を任命し、各分野の書籍、政府発行の各種統計書、白書、自治体の行政資料、研究機関の機関誌をはじめ、福祉に関する全国雑誌など、責任を持った資料の受け入れを行っている。ただし、選定委員にのみ依存するのではなく、常任委員も資料の収集に尽力しており、本研究所にしかない貴重な資料の整備・保管を行っている。また、本学図書館や他の学内研究所との重複購入についても、点検を行うなど、

より必要性のある図書の選定を行っている。利用に関しては2008（平成20）年の自己点検の際の改善目標であった研究資料の地域への開放については、図書館と同様に貸出や閲覧が可能となっている。

本学ホームページから社会福祉研究所付設の「家庭児童相談所」サイトへのアクセスが、従来わかりづらかったことから、ホームページのリンク先などに改良を加え、現在ではアクセスが容易になった。相談所のパンフレット配布も実施し、広報の充実を図っている。

水俣学研究センターにおいては、学外資金の獲得のみならず大学からの支援を受けており、文系地方私学としては、独自の効果のある取組が実施されており、研究組織としては全般的に大きな成果を上げているものと判断する。既に述べたように多彩な調査研究活動、水俣学講義、環境被害に関する国際フォーラムなどがあげられる。

### ② 改善すべき事項

社会福祉研究所に付設する「家庭児童相談所」の相談事業については、社会福祉をはじめ、心理・教育・精神医学などの学内の研究者と共同して相談支援に対応しているが、県や市といった行政機関の相談窓口の充実から相談件数が減少傾向にあり、広報や利便性について検討中である。

水俣学研究センターにおいて現在の人的、予算的資源を前提にすれば、大学院と連携した若手研究者の育成が求められる。また、国際的な発信が必要であり、WEBページの欧文での情報発信をさらに強化することが求められる。また、なお一層の外部資金の獲得を求めていく。ただし、外部資金による研究費の獲得は、短期的な研究条件の改善には役立つが、長期的な研究基盤形成のために、大学と協議しつつ体制の構築の彫琢が必要であろう。

また、水俣学研究センターの資料保存室は、温度・湿度調整が現段階ではできていない。長期的観点から、資料保存のために空調管理ができるシステムを構築する必要がある。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

特記事項なし

### ② 改善すべき事項

2015（平成27）年3月現在、水俣学現地研究センターの改修工事を行い、貴重資料保存室に空調機器を設置。また、従来のボイラー室を改造することで、資料保管スペースを拡張し、新たな資料室として利用できるよう工事を行っている。

## 4. 根拠資料

2-1 大学案内 2015

2-2 平成26年度 学生便覧（既出 資料1-4）

2-3 熊本学園大学学則（既出 資料1-1）

2-4 熊本学園大学大学院学則（既出 資料1-2）

2-5 熊本学園大学専門職大学院（既出 資料1-3）

- 2-6 熊本学園大学附属産業経営研究所規程
- 2-7 熊本学園大学附属海外事情研究所規程
- 2-8 熊本学園大学附属社会福祉研究所規程
- 2-9 熊本学園大学水俣学研究センター規程
- 2-10 熊本学園大学ホームページ 産業経営研究所の概要  
<http://www3.kumagaku.ac.jp/research/eb/about>
- 2-11 熊本学園大学産業経営研究所規程
- 2-12 韓国全南大学校との国際学術交流研究報告会 2014年7月5日
- 2-13 産業経営研究所所報『産業経営研究 第33号』
- 2-14 『研究叢書 51号』
- 2-15 『調査研究報告』第102号
- 2-16 「富重写真所 温故創新 歴史価値の継承と未来価値の創造」開催チラシ
- 2-17 『熊本羅針』2014年10月1日 10月号  
「熊本県中小企業家同友会 第42回景気調査報告 2014年4月～6月」
- 2-18 熊本学園大学ホームページ 海外事情研究所の概要  
<http://www3.kumagaku.ac.jp/research/fa/about>
- 2-19 熊本学園大学海外事情研究所規程
- 2-20 2014年度の開催研究会のチラシ
- 2-21 熊本学園大学ホームページ 海外事情研究所の概要 活動状況 文献収集  
<http://www3.kumagaku.ac.jp/research/fa/about>
- 2-22 海外事情研究所所報『海外事情研究 第41巻 第2号』通巻83号
- 2-23 『研究叢書 27』2013年3月発行
- 2-24 熊本学園大学ホームページ 社会福祉研究所の概要  
<http://www3.kumagaku.ac.jp/research/sw/>
- 2-25 家庭児童相談所パンフレット
- 2-26 熊本学園大学社会福祉研究所規程
- 2-27 研究会の案内チラシなど
- 2-28 熊本学園通信 銀杏並木 №425 PP.10~11
- 2-29 平成26年度 所員総会資料
- 2-30 社会福祉研究所報「社会福祉研究所報 第42号』
- 2-31 『社会福祉叢書 24』
- 2-32 『わたしたちの福祉 第64号』
- 2-33 熊本学園大学ホームページ 熊本学園大学機関リポジトリ  
<https://kumagaku.repo.nii.ac.jp/>
- 2-34 熊本学園大学 水俣学研究センター リーフレット
- 2-35 熊本学園大学水俣学研究センター規程
- 2-36 熊本学園大学ホームページ 水俣学研究センター 水俣学の基本理念  
<http://www3.kumagaku.ac.jp/minamata/outline/rinen>
- 2-37 熊本学園大学ホームページ 水俣学研究センター研究員一覧  
<http://www3.kumagaku.ac.jp/minamata/outline/member>

## 2. 教育研究組織

- 2-38 熊本学園大学ホームページ 水俣学研究センター 研究組織  
<http://www3.kumagaku.ac.jp/minamata/outline/organization>
- 2-39 『水俣学研究 研究紀要 第5号』
- 2-40 『水俣学講義 第1集～5集』
- 2-41 『水俣学ブックレット』既刊本紹介チラシ
- 2-42 『水俣学研究資料叢書 No.1～No.3』
- 2-43 熊本学園大学ホームページ 水俣学研究センター これまでの出版物  
<http://www3.kumagaku.ac.jp/minamata/publication>
- 2-44 『水俣学通信 第1号～38号』
- 2-45 熊本学園大学ホームページ 水俣学研究センター 水俣学アーカイブス  
<http://www3.kumagaku.ac.jp/minamata/marchives>
- 2-46 『水俣学通信 第38号』 P.3 2014年11月発行
- 2-47 『水俣学通信 第35号』 P.5 2014年3月発行
- 2-48 『水俣学通信 第38号』 P.5 2013年11月発行
- 2-49 『水俣学通信 第38号』 P.6 2014年11月発行
- 2-50 2014年度シラバス 社会福祉学部 福祉環境学科 P.213
- 2-51 熊本学園大学ホームページ 水俣学研究センター 水俣学講義  
<http://www3.kumagaku.ac.jp/minamata/seminar/seminar01>
- 2-52 公開講座 2014年度第11期 地域からまなぶ社会福祉の最前線 チラシ
- 2-53 第3回 水俣学 若手セミナー 水俣病の現状と水俣学の試み チラシ
- 2-54 水俣学 若手セミナー2011 報告書
- 2-55 第10回水俣事件研究交流集会案内文およびプログラム
- 2-56 第4回水俣病を伝えるセミナー チラシ
- 2-57 「さいれん」復刻版刊行記念シンポジウム チラシ
- 2-58 シンポジウム胎児性水俣病が問いかけるー公式認定50年後の今日から
- 2-59 水俣学10年 戦略的研究基盤形成支援事業 成果報告シンポジウム
- 2-60 第2回環境被害に関する国際フォーラム
- 2-61 熊本学園大学自己点検・評価規程 (既出 資料1-35)
- 2-62 水俣学研究センター自己点検・評価実施委員会内規
- 2-63 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業研究成果報告書 PP.53～55

### 3. 教員・教員組織

#### 1. 現状の説明

#### (1) 大学として求める教員像および教員組織の編成方針を明確に定めているか。

##### 〈1〉大学全体

大学の理念・目的を実現するため、「大学設置基準」に基づき、各学部の教育課程に沿った教員組織を編成している。組織運営ならびに教育研究に関しては、教授会および研究科委員会が責任を持っており、教員の組織的な連携体制が図られている（資料 3-1、資料 3-2、資料 3-3、資料 3-4、資料 3-5、資料 3-6、資料 3-7、資料 3-8、資料 3-9、資料 3-10）。

また、教員に求める資質・能力は「教員資格審査基準」に明示された業績審査によって担保されている（資料 3-11、資料 3-12、資料 3-13、資料 3-14 表 18,表 19）。

##### 〈2〉商学部

本学部は「幅広い教養に裏付けられ、理論的かつ実践的な専門知識をもった人材の育成を目指すとともに、特に、流通・経営・会計の世界で創造性豊かな能力をもって、グローバルな視点から地域経済で活躍できる人材の育成」を教育目的として学則に定めており、この学部教育目的に向けて学生を教育できる教員を求めている。特に「実学」を重視している学部であることから、流通、金融、経営、会計、ホスピタリティに関する専門知識の教授、またグローバルな視点を育成するために英語を中心とした外国語教育にも重点を置いている。

担当する教員は、それぞれの科目適合について、教育・研究業績および教員として教授する資格を明確にして、学部教授会で審議したうえで公募している。また、昇格人事においては研究業績と教育歴を資格審査基準に照らして、資格審査委員会を設置することで厳格に評価している（資料 3-2、資料 3-15、資料 3-11）。

##### 〈3〉経済学部

本学部は、学部の理念と目的を体現した教育と研究に優れた教員を求めている。とくに学部カリキュラムの基本的・特徴的科目を担う教員の重点的採用を進めてきた。

なお、教員採用については、「特任教員に関する内規」（資料 3-16）によって、任用期間を1年とし、必要と認めた場合は更新して5年まで任用する制度も設けており、カリキュラム上、特に必要な科目については、この方法で特任教員を任用する場合がある。この特任教員制度についても、公募で募集を行っている。

##### 〈4〉外国語学部

本学部が求める、あるべき教員像は、研究と教育に秀でた教員である。教員それぞれが、各自の専門分野で研究実績をあげていることを前提として、教育の理念・目的としてあげた「多民族、多文化、他言語の共生の時代において、優れたコミュニケーション能力、異文化・日本文化に対する広範な知識及び自分の意思を明確にできる表現力を兼ね備えた地位ならびに世界に貢献できる人材を養成」できる力をもった人物を、本学部にふさわしい教員としている（資料 3-17）。

本学部は発足20年を迎えたが、発足当初の学部の理念・目的に基づき配置された教育研究組織を原型としつつ、なおかつ授業科目編成（カリキュラム）の時代的変遷に対応する

形で、新規の教員採用を行い、教育研究組織の充実に努めてきた（資料 3-18）。

本学部が必要とする人材を確保するため、採用人事にあたり研究業績に加え、採用面接に際しては、採用候補者に模擬授業を行わせるなど、外国語の授業の実践力も厳密に評定している。また、昇格人事においては研究業績と教育歴を資格審査基準に照らして、資格審査委員会を設置することで厳しく評価している（資料 3-15、資料 3-11、資料 3-1、資料 3-4）。

#### 〈5〉社会福祉学部

本学部は、専門分野に関する能力、教育に対する姿勢が、理念・目的である「現代社会を取り巻き多様化する社会福祉、生活環境、さらに子育て支援などの課題に対応すべく、社会福祉の基礎的な知識・技術の習得の上に幅広い社会福祉の総合力を育成し、専門的な社会福祉領域の従事者・指導者の養成及び多様な職場・職種で社会福祉の専門能力を活用し地域社会に貢献できる人材の養成」を担う教員を求めている。本学部におけるカリキュラム編成は教養系科目並びに専門科目が配置されており、担当する教員は、それぞれの科目適合について、教育・研究業績および教員として教授する資格を明確にして、学部教授会で審議したうえで公募している。また、昇格人事においては研究業績と教育歴を資格審査基準に照らして、資格審査委員会を設置することで厳格に評価している（資料 3-5、資料 3-15、資料 3-16、資料 3-19、資料 3-11）。

#### 〈6〉商学研究科

本研究科の教員組織の編成は、「大学院学則」第 7 条第 2 項に規定されている本研究科の目的（資料 3-20）に従って行われている。本研究科の教員に求める能力・資質等については、「大学院担当教員資格審査規程」に規定している（資料 3-12）。これを具体化したものとして、修士課程においては「大学院商学研究科担当教員資格審査に関する内規」に「商学に関連する分野（流通、マーケティング、ファイナンス、会計）および経営学（経営理論、経営政策、経営工学）、またはこれらに密接に関連する分野（以下「関連分野」という）を専攻し、教育研究上の指導能力があると認められる者」と明確に定めている（資料 3-21）。博士後期課程においては「大学院商学研究科(博士後期課程)担当教員資格審査内規」に「商学に関連する分野（流通、マーケティング、ファイナンス、会計）および経営学（理論、歴史、政策を含む）、またはこれらに密接に関連する分野（以下「関連分野」という）を専攻し、教育研究上の指導力があると認められる者」と明確に定めている（資料 3-22）。

#### 〈7〉経済学研究科

本研究科の教員は学部との兼任であるため、その基礎的資格は「教員資格審査基準」（資料 3-11）に準拠するものであるが、それを踏まえた上で本研究科の教員像は、「大学院学則」第 2 条に掲げる大学院の目的および学則第 7 条 3 項に掲げる経済学研究科の教育目的（資料 3-20）の達成に寄与する教員である。

経済学研究科においては「大学院担当教員資格審査規程」に基づき、さらにこれを具体化するものとして「大学院経済学研究科担当教員資格審査に関する覚え書」を適用して、「経済学（理論、歴史、政策、応用を含む）またはこれに密接に関連する分野（以下「関連分野」という。）を専攻し、教育研究上の指導能力があると認められる者」を担当教員として選考している（資料 3-12、資料 3-23）。

#### 〈8〉国際文化研究科

本研究科の教員には、研究科の理念・目的（資料 3-20 第 7 条第 4 項）で述べている「異文化理解」、「グローバルな視野」、「豊かな知識」を育むに足る視野と知識、そして指導力を求めている。そして、それを満たすに足りる優秀な人材を厳密な資格審査の上、研究科担当教員として迎えている。

本研究科の教員の資格審査については、「大学院担当教員資格審査規程」に定め（資料 3-12）、これを具体化するものとして、修士課程においては「大学院国際文化研究科担当教員資格審査に関する内規」に「国際文化に関する分野を専攻し、教育研究上の指導能力があると認められる者」と明確に定めている（資料 3-24）。博士後期課程においては「大学院国際文化研究科（博士後期課程）担当教員資格審査内規」に「国際文化に関する分野を専攻し、教育研究上の指導力があると認められる者」と明確に定めている（資料 3-25）。これを満たすことを全教員に求めている。

また、教員は 5 年ごとに再審査を受けて、研究を継続しているか、論文を発表しているかなどを審査される。すなわち、現役の研究者であることを証明しなければならない（資料 3-24、資料 3-25）。これ自体が、本研究科に所属する教員の資格を継続的に見極める自己点検機能を果たしている。

#### 〈9〉社会福祉学研究科

「大学院学則」第 7 条第 5 項に定めた社会福祉学研究科の目的（資料 3-20）にしたがって、教員組織を編成している。また、本研究科の教員に求める能力や資質は、「大学院担当教員資格審査規程」に明示している（資料 3-12）。これを具体化するものとして、修士課程においては「社会福祉学（理論、政策、歴史、援助技術、児童・障害者・老人等各論）または、これに密接に関連する分野を専攻し、教育研究上の指導能力があると認められる者」と明確に定めている（資料 3-26）。博士後期課程においては「社会福祉学（理論、歴史、政策を含む）またはこれに密接に関連する分野（以下「関連分野」という。）を専攻し、教育研究上の指導力があると認められる者」と明確に定めている（資料 3-27）。

教員組織は、上記の資格審査基準等で明示しているほか、教育課程編成と対応する方針に基づいて編成され、文科省の大学院設置基準を充足するだけでなく、研究科委員会において必要と判断される人材を配置するよう留意している。

#### 〈10〉会計専門職研究科

本研究科では、専門職大学院として、理論と実務を架橋する会計専門職教育を行っており、そのために必要な教員を置いている。なお、会計専門職研究科の教員は、大きく研究者教員と実務家教員に分かれるが、会計大学院評価機構が定める評価基準に合致する形で教員組織は編成されている。

具体的には、「専門職大学院教員資格審査規程」、「専門職大学院実務家教員に関する規程」、「専門職大学院教員資格審査基準」、「専門職大学院教員選考に関する内規」において、明確に定めている（資料 3-28、資料 3-29、資料 3-13、資料 3-30）。

## （2）学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

### 〈1〉大学全体

大学の理念・目的を実現するため、学部・大学院を設置しており、それぞれに専門性を活かし、教育研究に優れた人材を教員として採用し配置している。

教員の授業担当時間数は、週当たりの平均は教授で 12 時間程度、准教授で 10 時間程度、講師 10 時間程度であるが、最大と最低の差が大きい（資料 3-14 表 1,表 3）。

専門科目の専兼比率は、商学部は選択必修科目で平均 83.8%、経済学部は必修科目と選択必修科目で平均 71.1%、外国語学部は必修科目と選択必修科目で 68.9%、社会福祉学部は 80.8%であり、適正である（資料 3-14 表 5）。

各学部・学科、研究科・専攻ともに必要な教員数は大学（大学院）設置基準を満たしている。専任教員一人あたりの学生数は、商学部 36.7 人、経済学部 37.2 人、外国語学部 27.2 人、社会福祉学部は、第一部 29.2 人、第二部 41.0 人である（大学基礎データ 表 2）。

教員組織の年齢構成は以下のとおりである（資料 3-14 表 2）。

26～30 歳	1 名 ( 0.6%)	31～35 歳	12 名 ( 6.8%)
36～40 歳	15 名 ( 8.5%)	41～45 歳	14 名 ( 7.9%)
46～50 歳	17 名 ( 9.6%)	51～55 歳	27 名 (15.3%)
56～60 歳	30 名 (16.9%)	61～65 歳	36 名 (20.3%)
66～70 歳	22 名 (12.4%)	71 歳以上	3 名 ( 1.7%)

60 歳以下は 65.6%で半数を超えている。近年若手の採用に努め年齢配置のバランスに配慮している。

## 〈2〉商学部

本学部の教員組織は、専任教員 45 名で構成されており、商学科は 21 名、経営学科は 15 名、ホスピタリティ・マネジメント学科は 9 名である。教授は 32 名、准教授は 7 名、講師は 5 名、助教は 1 名である。

教育課程に基づく教員構成は、学部の専門分野に関しては、流通系を専門とする者 5 名、金融系 5 名、会計系 5 名、経営系 9 名、ホスピタリティ系 5 名である。また、語学系、教養系、情報系を専門とする教員が 16 名配置され、学部教育を担っている。

教員の年齢構成については、以下のとおりである（資料 3-14 表 2）。

31～40 歳	4 名 ( 8.9%)
41～50 歳	7 名 (15.6%)
51～60 歳	15 名 (33.3%)
61～70 歳	19 名 (42.2%)

現状では 60 歳以上の比率が一番高いが、近年は若手を採用するよう努めている。

## 〈3〉経済学部

学部再編後の本学部の教員組織は、経済学科 27 名（国際経済学科との兼任 8 名を含む）、国際経済学科（2014（平成 26）年度より募集停止）2 名、リーガルエコノミクス学科 11 名の専任教員によって構成されている。この 40 名が 2 学科の教育目的・目標を実現するために、2 学科のそれぞれに開設された科目を担当しており、2 学科ともに設置基準上の必要専任教員数を上回っている。なお、ここでの専任教員には特任教員が含まれ、経済学科に 3 名、リーガルエコノミクス学科に 3 名の特任教員がいる。特任教員は、カリキュラム上の基本科目、補助授業の担当として採用し、経済学科では経済学教育、リーガルエコノミクス学科では法学教育を担当している。

専任教員一人当たりの在籍学生数は、新学科体制となったので正確には示すことができないが、2014（平成 26）年度入学定員で評価すると、経済学科 48.2 人、リーガルエコノ



ミクス学科 33.0 人となっている。

本学部の教員の職位構成に関しては 2014（平成 26）年 4 月現在、教授 22 名（55%）、准教授 11 名（27.5%）、講師 4 名（10%）、助教 3 名（7.5%）である。従来、教授の比率はかなり高かったが、最近若い教員を採用しており、改善されている。

本学部の教員の年齢構成は以下のとおりである（資料 3-14 表 2）。

31～40 歳	10 名（25.0%）
41～50 歳	6 名（15.0%）
51～60 歳	10 名（25.0%）
61～70 歳	13 名（32.5%）
71 歳以上	1 名（2.5%）

特定の範囲の年齢に著しく偏らないように配慮するよう定めた「大学設置基準」第 7 条第 3 項に基づき「60 歳以上の教員比率が高い」という大学基準協会の前回の自己点検・評価での指摘を受け、これまでその是正に努めている。

また、教員における男女比は男性教員 36 名、女性教員 4 名で、平成 22 年では女性教員がゼロの時点から女性教員の積極的な採用をしてきているが、今後さらに増やしていくことに努めていきたい。

教員の採用にあたっては博士号取得者を優先しており、この 5 年間では新規採用された教員はすべて博士号取得者であるが、経済学部全体でいうと 57.5%が博士号取得者である。

#### 〈4〉外国語学部

本学部の専任教員は現在 27 名である。英米学科 18 名、東アジア学科 9 名が所属している。

英米学科は英米に関する分野を専門とするものは、日本語を母語とするものが 8 名、英語を母語とするものが 3 名であり、計 11 名である。東アジア学科は韓国語コースと中国語コースの 2 コースがある。朝鮮半島に関する分野を専門とするものが 4 名、うち日本語を母語とするものが 3 名、韓国語を母語とするものが 1 名である。中国に関する分野を専門とするものは 5 名、うち日本語を母語とするものは 3 名、中国語を母語とするものは 2 名である（資料 3-18）。外国語学部の教育の理念・目的を達成するため教員組織として適正である。

さらに本学部には、ヨーロッパ言語、すなわちスペイン、フランス、ドイツの文学を専門とする教員各 1 名、ならびに日本語と日本文学を専門とするもの文学 2 名、日本語学 1 名を配置している。また教職課程担当者 1 名が分属している。

教員の年齢構成については以下のとおりである（資料 3-14 表 2）。

31～40 歳	3 名（11.5%）
41～50 歳	4 名（15.4%）
51～60 歳	12 名（46.2%）
61～70 歳	7 名（26.9%）

採用人事にあたっては、特定の年齢が各学科で偏らないように配慮しており、直近 5 年間に新規に採用した教員 7 名のうち、30 代が 4 名、40 代が 3 名となっており、加えてこのうち 4 名が女性となっており（資料 3-31）、すべての採用が公募による採用となっている。

#### 〈5〉社会福祉学部

本学部の教員組織は専任教員 50 名で構成されており、第一部社会福祉学科に 11 名、福祉環境学科に 13 名、子ども家庭福祉学科に 12 名、ライフ・ウェルネス学科に 10 名、第二部社会福祉学科に 4 名が所属している。教授は 27 名、准教授は 12 名、講師は 8 名、助教は 3 名である。カリキュラムに応じて教員体制を確保している。

本学部では、専任教員のうち 11 名が特任教員であり、介護福祉士、社会福祉士養成に必要な演習および実習の担当として採用している。現場の知識、経験、技術を有している有能な人材として活用している。

また、熊本大学、熊本県立大学、熊本保健科学大学および本学の 4 大学連携プログラム「減災型地域社会のリーダー養成プログラム」の文部科学省大学間連携共同教育推進事業採択により本学部において特定事業教員を 1 名採用している（資料 3-32）。

教員の年齢構成については以下のとおりである（資料 3-14 表 2）。

31～40 歳	6 名 (12.0%)
41～50 歳	10 名 (20.0%)
51～60 歳	16 名 (32.0%)
61～70 歳	17 名 (34.0%)
71 歳以上	1 名 (2.0%)

社会福祉関係資格養成課程（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士）を置いているために、厚生労働省の養成校としての教員要件の定めと、演習科目の定員管理（1 クラス定員 20 名以下）がある。

#### 〈6〉商学研究科

教員組織は、各専攻の修士課程および博士後期課程の教育課程編制方針に応じて、教員を適正に配置している。修士課程には、主要学科目として、商学専攻に流通・マーケティング分野とファイナンス・会計分野の科目を置き、経営学専攻に経営理論、経営政策、経営工学の科目を置いている。また、関連学科目として、両専攻に法律関係の科目をおいている。商学専攻の教員は計 14 名であり、うち 13 名が講義および演習を担当する研究指導教員、1 名が講義のみを担当する研究指導補助教員である。また、経営学専攻の教員は計 9 名であり、うち 7 名が研究指導教員、2 名が研究指導補助教員である。博士課程については、商学専攻に修士課程と同じく 2 分野を置いており、経営学専攻には経営理論および経営実践の 2 分野を置いている（資料 3-33 PP.104～105）。

博士課程の教員組織については、商学専攻の教員は計 14 名であり、うち 12 名が研究指導教員、2 名が研究指導補助教員である。また、経営学専攻の教員は計 7 名であり、全員が研究指導教員である（資料 3-33 PP.110～111）。

大学院担当教員の年齢構成は以下のとおりである。

51～55 歳	修士課程 7 名 (30.4%)	博士後期課程 8 名 (38.1%)
56～60 歳	修士課程 4 名 (17.4%)	博士後期課程 4 名 (19.0%)
61～65 歳	修士課程 9 名 (39.1%)	博士後期課程 6 名 (28.6%)
66～70 歳	修士課程 3 名 (13.0%)	博士後期課程 3 名 (14.3%)

修士課程・博士後期課程いずれについても担当者全員が 50 代以上である。半数は 60 代以上であり、うち 3 名は 65 才以上であるため、近い将来退職を迎えることになる。

授業科目と担当教員の適合性については、5 年ごとに実施される資格再審査のプロセスに

において判断することとなっている（資料 3-12、資料 3-21、資料 3-22）。

研究科委員会を中心に、教員の組織的連携体制をとっている。研究科委員会は、修士課程については担当教員 23 名、博士課程については担当教員 21 名で構成している。研究科委員会は本研究科における教育研究に関する事項および研究科の運営に関する事項全般を審議する場であり、通常は毎月 1 回の定例研究科委員会、また必要に応じて臨時研究科委員会を開催する。この研究科委員会を招集し、議長となるのは研究科長であり、研究科長は 2 年に 1 回の選挙で選出される。なお、本研究科では、研究科長を補佐する 2 名の教員が選出され、この 3 名が運営委員となり研究科委員会の運営にあたっている（資料 3-6）。

#### 〈7〉経済学研究科

「大学院設置基準」第 8 条および第 9 条に準拠して、「研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員」（同基準第 8 条）を置き、かつ修士課程、博士課程それぞれについて同基準に定める「資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数」（同基準第 9 条）を充足している。

修士課程においては①経済理論部門、②経済史部門、③財政・金融部門、④政策・地域部門、⑤国際関係の 5 系列の専門分野それぞれを担当する教員を配置し、また、博士後期課程においては、①経済理論・経済史分野、②地域・開発政策の 2 系列の専門分野を担当する教員を配置している（資料 3-33 P.106,P.112）。

授業科目と担当教員の適合性については、5 年ごとに実施される資格再審査のプロセスにおいて判断することとなっている（資料 3-12、資料 3-23）。

大学院担当教員の年齢構成は、下表のとおりである。

31～35 歳	修士課程 1 名（ 6.7%）	博士後期課程 0 名（ 0.0%）
36～40 歳	修士課程 1 名（ 6.7%）	博士後期課程 0 名（ 0.0%）
41～45 歳	修士課程 0 名（ 0.0%）	博士後期課程 0 名（ 0.0%）
46～50 歳	修士課程 2 名（13.3%）	博士後期課程 1 名（10.0%）
51～55 歳	修士課程 0 名（ 0.0%）	博士後期課程 0 名（ 0.0%）
56～60 歳	修士課程 0 名（ 0.0%）	博士後期課程 0 名（ 0.0%）
61～65 歳	修士課程 6 名（40.0%）	博士後期課程 4 名（40.0%）
66～70 歳	修士課程 5 名（33.3%）	博士後期課程 5 名（50.0%）

修士課程については 15 名中 4 名が 50 歳以下に分布しているが、残る 11 名が 60 歳代、うち 5 名が 66 歳以上である。博士後期課程ではこの特徴はさらに顕著で、10 名中 9 名が 60 歳代、うち 5 名が 66 歳以上となっている。本学では大学院担当者の定年が 70 歳であるから、若い層の後補充がなければ、近い将来、大学院担当教員の不足という状況に陥ることは明白である。

教育研究の推進にあたっては、研究科委員会を中心に、教員の組織的連携体制をとっている。研究科委員会は、修士課程については担当教員 15 名、博士後期課程については担当教員 10 名で構成している。研究科委員会を招集し、議長となるのは研究科長であり、研究科長は 2 年に 1 回の選挙で選出される。なお、本研究科では、研究科長を補佐する 2 名の教員が選出され、3 名で研究科委員会の運営にあたっている（資料 3-7）。

#### 〈8〉国際文化研究科

「学校教育法」第 92 条、また、「大学院設置基準」（第三章 教員組織 第八条）などの

法令に従って、修士課程では、日本文化専修に 6 名、東アジア文化専修に 8 名（うち非常勤 2 名）、欧米文化専修に 8 名の教員が授業を担当している（資料 3-33 P.107）。20 名の専任教員のうち、教授は 16 名（うち研究指導教員 15 名）、博士号取得者は 10 名であり、大学院設置基準の人員を大幅に上回るのみならず、理念に沿った質の高い教育を行うのに十分な陣容を誇っている。博士後期課程では、日本文化専修に 2 名（2015（平成 27）年度より 3 名）、東アジア文化専修に 5 名、欧米文化専修に 5 名の教員が授業を担当している（資料 3-33 P.113）。12 名全員が教授であり（うち研究指導教員 7 名、博士号取得者は 7 名）、これも大学院設置基準の人員を十分に上回っている。

またそれぞれの専修において、文学、語学（コミュニケーション論、語学教育を含む）、文化の担当教員を配置し、幅広い研究分野に対応している（資料 3-34 P.13、資料 3-33 PP.102～103）。授業科目と担当教員の適合性については、5 年ごとに実施される資格再審査のプロセスにおいて判断することとなっている（資料 3-12、資料 3-24、資料 3-25）。

大学院担当教員の年齢構成は以下のとおりである。

36～40 歳	修士課程 1 名（ 5.0%）	博士後期課程 0 名（ 0.0%）
41～45 歳	修士課程 1 名（ 5.0%）	博士後期課程 0 名（ 0.0%）
46～50 歳	修士課程 0 名（ 0.0%）	博士後期課程 0 名（ 0.0%）
51～55 歳	修士課程 5 名（25.0%）	博士後期課程 3 名（25.0%）
56～60 歳	修士課程 7 名（35.0%）	博士後期課程 3 名（25.0%）
61～65 歳	修士課程 4 名（20.0%）	博士後期課程 4 名（33.3%）
66～70 歳	修士課程 2 名（10.0%）	博士後期課程 2 名（16.7%）

教育研究の推進にあたっては、研究科委員会を中心に、教員の組織的連携体制をとっている。研究科委員会は、修士課程については担当教員 20 名、博士後期課程については担当教員 12 名で構成している。研究科委員会を招集し、議長となるのは研究科長であり、研究科長は 2 年に 1 回の選挙で選出される。なお、本研究科では、研究科長を補佐する 2 名の教員が選出され、3 名で研究科委員会の運営にあたっている（資料 3-8）。研究科長の選出にあたっては、「大学院研究科長の選出に関する内規」に基づいて、2 年に一度公正に選挙がおこなわれる。（資料 3-35）

### 〈9〉社会福祉学研究科

教員組織は、修士課程の 2 専攻および博士後期課程の教育課程の編成に応じて、適正に教員を配置し、必要に応じて特任教員や兼任教員を活用しながら整備している。

学生の論文指導を担当する教員に、近接分野の 2 名が副査となるように教員を配置している。また科目適合性に関しては、5 年に一度実施される資格再審査を行うが、研究科委員会に資格審査委員会を設置し、担当科目の科目適合性をはじめ、その審査結果を研究科委員会に報告し審議する（資料 3-26、資料 3-27）。こうしたプロセスを経て、教員組織の適正性が担保されている。

本研究科の教員組織は、修士課程については社会福祉学専攻 11 名、福祉環境学専攻 7 名、合計 18 名、博士後期課程については社会福祉学専攻 9 名の教員で構成している。博士後期課程担当教員はすべて修士課程も担当している。博士後期課程における教育研究の課題に関しては、大学院研究科委員会とは別に研究科委員会の後に博士後期課程分科会を開催し、検討している。なお、研究科長が博士後期課程の責任者である。大学院研究科長は選挙で

選出されるが、その際、博士後期課程を担当していることが条件づけられている(資料 3-36)。

大学院担当教員の年齢構成は以下のとおりである。

41～45 歳	修士課程 1 名 ( 5.6%)	博士後期課程 0 名 ( 0.0%)
46～50 歳	修士課程 1 名 ( 5.6%)	博士後期課程 0 名 ( 0.0%)
51～55 歳	修士課程 0 名 ( 0.0%)	博士後期課程 0 名 ( 0.0%)
56～60 歳	修士課程 4 名 (22.2%)	博士後期課程 2 名 (22.2%)
61～65 歳	修士課程 5 名 (27.8%)	博士後期課程 2 名 (22.2%)
66～70 歳	修士課程 6 名 (33.3%)	博士後期課程 4 名 (44.4%)
71～75 歳	修士課程 1 名 ( 5.6%)	博士後期課程 1 名 (11.1%)

また、福祉環境学専攻設置にあたって、若手研究者の登用を求められ、それ以降、本研究科では教育研究能力の高い若手研究者を積極的に登用するようにしている(資料 3-37)。

本研究科では、すべての教員が学部教育を担当している。博士後期課程の教育を担当する教員に関してはかなりの負担の重さがあるが、学部教育、修士課程、博士後期課程へと一貫した本学にふさわしい教育課程編成にとって大事なことと考えている(学部教育が分からないと修士課程の教育はできないと考えている)。70 歳を超える教員が配置されているが、これらの教員は博士後期課程担当教員であり、博士後期課程の院生指導、および教育課程編成の必要上、余人を持って代えがたいため特任教員として配置しているものである。

大学院教育においては、定期的で開催される研究科委員会において、教育研究に関しては、各学生に対して主たる指導教授(主査)および 2 名の副査を定め、個別学生に対する教育の一義的責任体制を構築しており、上述の研究科委員会での審議を通して、最終的には研究科長を責任者として位置づけている。

教員の組織および教育研究の推進にあたっては、研究科長を責任者として、毎月定期的で開催される研究科委員会、不定期で開催される臨時研究科委員会および 2007(平成 19)年度に設置した FD 委員会などでの活発な議論を通して、教育目標の確認さらには密接な情報の共有を図るなど、研究科担当教員の連携を図っている。なお、研究科運営委員を 2 名配置し、研究科長を補佐する組織的体制を構築している。

#### 〈10〉会計専門職研究科

本研究科は、会計大学院評価機構が定める評価基準に合致する形で教育課程を編成し、またそれに相応しい教員組織を整備している。

会計専門職大学院は、高度な専門性を持つ会計職業人の養成がその目的のひとつとしてあげられる。したがって、公認会計士試験や税理士試験に対応できる科目を設けている。また、会計専門職大学院に対する社会からの広範な期待に対応すべく、会計学以外にも、経済や法律、経営や IT といった多種多様な科目を用意し、カリキュラムを編成している。

このような開設科目は、それぞれ財務会計分野、管理会計分野、監査分野、企業法分野、租税法分野、経済・経営分野、統計・IT 分野、実践分野、論文指導の 9 つのカテゴリーに分類され、主要な分野となる会計 3 分野(財務会計分野、管理会計分野、監査分野)については、研究者教員と実務家教員の両方を配置し、その充実をはかっている。また、本研究科は税理士志望者が多いことから、特に租税法分野に力を入れており、これに対応すべく、租税法分野についても研究者教員と実務家教員を配置した体制をとっている(資料 3-38)

P.56、資料 3-39 P.19～20、資料 3-28、資料 3-29、資料 3-13、資料 3-30)。

なお、会計専門職研究科は、2013（平成 25）年度、会計大学院評価機構による認証評価（いわゆる機関別認証評価）を受けているが、同評価機構が教員組織として定める各種の評価基準を満たしていることを申し添える。

### **（3）教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。**

#### **〈1〉大学全体**

教員の募集、選考および採用については、「教授会規程」、各学部の「教授会規程細則」、「教員採用手続きに関する内規」に基づき明確化している（資料 3-1、資料 3-2、資料 3-3、資料 3-4、資料 3-5、資料 3-15）。これらの規程に基づき、学部長は教授会で採用科目を決定し、学長に採用について要望する。これを受け、学長は学園内理事会に提案し採用枠についての承認を得る。募集については公募を原則としており、ホームページ、研究者人材データベース（JREC-IN）への登録、関係大学・研究機関への募集依頼送付などの手段をとっている。選考については、各教授会で選考委員会を構成し、同委員会に選考を委ねる。選考委員会は採用科目と関連のある教員を中心に 4 名の委員で構成する。選考は、書類審査、業績審査、面接、模擬授業などにより行われる。学長は、教授会において選考委員会の選考結果を受け、候補者の順位を決定し、資格審査教授会に候補者の資格を審査させ、採用者を決定する。資格審査は各学部の「教授会規程細則」または「教員資格審査規程」（資料 3-40、資料 3-41）に基づき資格審査委員会を設け、同委員会が「教員資格審査基準」（資料 3-11）に基づき審査を行う。採用の最終決定は、教授会の決定報告を受けて理事会が行う。このように明文化した規程に基づき、段階的に複数の機関の審議を経て決定しており、公平性・透明性を担保している。

教員の昇格については、本人が「教員資格審査申請要領」（資料 3-42）に基づき申請する。本人の昇格申請を受け、資格審査教授会で審議を行う。審査の手順は採用と同様、各学部の「教授会規程細則」または「教員資格審査規程」に基づき資格審査委員会を設け、同委員会が「教員資格審査基準」に基づき、教育歴、研究歴および教育研究業績の審査を行い、資格審査教授会で決定後、学長に報告、学長は理事会に報告し発令を行っている。

専門職大学院を除き大学院各研究科の教員は、全員が学部教員であるため、研究科が独自に募集・採用・昇格を行うことはない。しかし、学部での教員募集の際に、大学院担当教員の退職補充など必要に応じ、大学院研究科への配置を配慮して学部長が研究科長と連携し募集を行っている。また、大学院担当教員資格の判定については「大学院担当教員資格審査規程」、各研究科の「研究科担当教員資格審査に関する内規」等において基準および手続きを明確に規定し、厳正な審査を行っている。

#### **〈2〉商学部**

教員の募集は「教授会規程」、「商学部教授会規程細則」、「教員採用手続きに関する内規」に基づき、学科会議、教授会、理事会を経て公募により行っている。採用選考は教授を主査とする 4 名の選考委員会で教育歴、研究歴、教育研究業績について選考を行い、教授会で決定する。資格は教授を主査とする 4 名の資格審査委員により「教員資格審査基準」に基づき行われ、資格審査教授会で決定する。

昇格については、教員本人の申請を受け、「教授会規程」、「商学部教授会規程細則」、に

に基づき、資格審査委員が構成され、「教員資格審査基準」により教育歴、研究歴、教育研究業績について選考を行い、資格審査教授会で決定する（資料 3-1、資料 3-2、資料 3-15、資料 3-11）。

### 〈3〉経済学部

教員の募集・採用・昇格は、「教員採用手続きに関する内規」、「教員資格審査基準」、「経済学部教授会規程細則」および「経済学部教員資格審査規程」に則り行っている（資料 3-15、資料 3-11、資料 3-3、資料 3-40）。

採用人事は公募を原則としており、募集要項は広く配布されている。採用審査は専任教授で構成された資格審査委員会があたり、3分の2以上の賛成で決している。なお、2005（平成17）年の採用人事から、最終選考に残った複数の候補者に模擬授業を課すことで、教育力も選考の重要な対象としている。また、選考委員会での面接のあと学部長との面談をおこなっている。

教員の採用は、学部のカリキュラム上の重要性を基礎に考え、年度初めに基本問題検討委員会での方針を踏まえて、学部長より教授会に提案する。学科会議（学部共通科目については学部共通科目連絡会議）で検討のうえ、教授会で採用科目を決定し、学長に要望する。学長は理事会に提案し採用枠の承認を得て、公募によって募集を行う。

なお、教員の昇格については、本人の昇格申請を受けて学部長が審査申請資格、科目を確認したうえで、資格審査教授会で審議、決定して学長に報告する。学長は理事会に報告し、発令を行う。資格審査の手順は採用と同様に行われる。

### 〈4〉外国語学部

教員の募集・採用・昇格は、「教員採用手続きに関する内規」、「教員資格審査基準」および「外国語学部教授会規程細則」第11条と第12条に則り適切に行っている（資料 3-15、資料 3-11、資料 3-4）。

教員の募集・採用にあたっては公募要項を教授会で承認したのちに、広く公募する。選考にあたっては選考委員会を設け、候補者の選考と資格審査にあたる。この委員会は採用科目と関連ある科目の教員を中心に4名の委員で構成される。応募者は論文審査、教育歴を審査し、候補者には面接を行い、応募者の名簿とその審査結果を教授会に報告し、審議の上、最もふさわしい者を採用している。

昇格は資格審査教授会を構成し、資格審査委員会を設け、その審査にあたらせる。委員会は申請科目と関連ある科目の教員を中心に4名の委員を持って構成する。委員会は資格審査教授会に審査結果を報告し、教授会の同意を得て、可否が決定される。

### 〈5〉社会福祉学部

教員の募集・採用については、教員採用に関する内規にしたがい、採用科目、教員要件などの採用に関する事項について教授会の審議承認を経て、公募している。

選考にあたっては、「社会福祉学部教授会規程細則」に基づき、選考委員会を構成し、応募者の中から科目適合性・教育研究歴・資格等を勘案して候補者名簿を作成し順位をつけ、教授会で審議し、採用を決定する。その後資格審査教授会によって職位を決定する。「教員採用手続きに関する内規」、「特任教員に関する内規」、「特定事業教員に関する内規」等の手続きに従い、資格審査においては「教員資格審査基準」および「社会福祉学部教員資格審査規程」に則り職位を決定する。昇格についても、上記の規程に従い公正適切に運用して

いる（資料 3-5、資料 3-15、資料 3-16、資料 3-19、資料 3-11、資料 3-41）。

#### 〈6〉商学研究科

教員の人事は学部において行われており、研究科が独自に教員募集・採用・昇格を行うことはない。ただし、大学院において教員の採用を強く希望する場合、学部での教員採用にあたって、大学院の教員配置も配慮して募集を行うよう要請している。

学部担当教員の大学院担当への昇格については、「大学院担当教員資格審査規程」、「大学院商学研究科担当教員資格審査に関する内規」および「大学院商学研究科(博士後期課程)担当教員資格審査内規」において、基準および手続きを明確に規定している。これらに基づいて、資格審査委員会を設置し、公平かつ適正に審査を行っている。その審査結果については、研究科委員会で審議することとなっている（資料 3-12、資料 3-21、資料 3-22）。

また、担当教員は、「大学院商学研究科担当教員資格審査に関する内規」にしたがい、5年ごとに再審査を受けることとなっている。

#### 〈7〉経済学研究科

教員の募集・採用・昇格については学部において行われている。研究科としては学部担当教員の中から研究科の教育研究に必要な分野の教員で、かつ資格審査の結果大学院担当資格を有すると判定された者を大学院担当教員として迎え入れている。

なお、修士課程および博士後期課程の講義ないし演習の担当資格の判定にあたっては、「大学院担当教員資格審査規程」および「大学院経済学研究科担当教員資格審査に関する覚え書」に基づく厳正な審査を行っている（資料 3-12、資料 3-23）。

また、担当教員は、「大学院経済学研究科担当教員資格審査に関する覚え書」にしたがい、5年ごとに再審査を受けることとなっている。

#### 〈8〉国際文化研究科

大学院担当教員は全員学部との兼任であるので、大学院が独自に新任教員の募集を行うことはない。しかし、学部での教員募集に際して、大学院の担当も考えられる場合には、大学院の教員の配置や年齢構成も考慮に入れて募集している。

本研究科担当教員の任命昇格にあたっては、「大学院担当教員資格審査規程」、「大学院国際文化研究科担当教員資格審査に関する内規」、また「大学院国際文化研究科(博士後期課程)担当教員資格審査内規」、さらに「大学院国際文化研究科(博士後期課程)担当教員資格審査についての申し合わせ」等の規程で詳細に定め、厳格かつ公正に行っている（資料 3-12、資料 3-24、資料 3-25、資料 3-43）。学部の専任教員が大学院担当の資格を満たした場合、また修士課程担当教員が博士後期課程担当の資格を満たした場合、そして講義担当教員が演習担当資格を満たした場合には、規程に定められた手続きで昇格させ、教員数を適切に保つようになっている。

また、担当教員は、「大学院国際文化研究科担当教員資格審査に関する内規」にしたがい、5年ごとに再審査を受けることとなっている。

#### 〈9〉社会福祉学研究科

大学院担当教員は、全員が学部と兼任しつつ、研究科教員組織を編成して、教育にあっている。採用人事については、社会福祉学部で行うため、社会福祉学研究科が独自の採用や昇格人事は行うことはない。とはいえ、原則的に公募で実施される社会福祉学部での教員採用の際には、学部長と研究科長の協議の上、当該科目に大学院担当が必要な場合に



は、選考委員に大学院担当者が加わるとともに、応募者に対して公募要件に、大学院（修士・博士後期の各課程）の担当にふさわしい能力・資質を条件づけている。とりわけ、大学院担当教員の退職補充の際には、研究科委員会での検討を経て、社会福祉学部長に申し入れがなされ、教授会の審議を経て学長に上申される。

新規採用者の大学院担当及び学部担当教員の大学院担当への昇任においては、研究科委員会において研究科長の発議のもと 3 名の委員からなる資格審査委員会が設置され、審査結果が研究科委員会で審議され承認されたうえ、大学院委員会で審議され、学長により発令される。その場合には、資格審査基準に基づき厳密に審査される（資料 3-12、資料 3-26、資料 3-27）。

先に記した 5 年おきの大学院教員担当資格再審査に加えて、従来より研究科委員会とりわけ FD 委員会において、研究科の評価点検に係る活動を実施してきた。2014（平成 26）年 2 月に研究科内に自己点検評価委員会をおくことを定め、4 月に発足する全学の評価体制の構築に合わせて、3 月に自己点検評価実施委員会として再編され、点検評価活動を行っている。これらの活動結果は研究科委員会に報告、審議され、所属教員で共有されるシステムが構築されている（資料 3-44、資料 3-45）。

#### 〈10〉会計専門職研究科

本研究科では、教員の人事に関する重要事項（採用や昇格等）が発生した場合、人事委員会にて審議を行い、研究科委員会の承認を得る形をとる。

人事に関する重要案件が発生すると、規程に則り、人事委員会が編成され、人事委員会はその専門分野等から 3 名の選考委員会を選出し、選考委員会において具体的な検討や審議が行われる（資料 3-28、資料 3-29、資料 3-30）。

以上の各審議（選考委員会、人事委員会、研究科委員会）は、他からの干渉を受けるものではなく、その独立性が保たれ、適切に行われている。

#### 〈4〉教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

##### 〈1〉大学全体

教育方法の工夫や改善を全学的に実施するために、ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会を、大学院は 2007（平成 19）年 4 月に、学部は 2008（平成 20）年 2 月に設置し（資料 3-46、資料 3-47、資料 3-48）、研究会や講師を招いての講演会を行っている。各学部・研究科においてもそれぞれ FD 委員会を設置して活動している。FD 委員会のなかに授業評価制度委員会を置き、学生による授業評価アンケートを毎年実施している。アンケート結果は報告書にまとめられ（資料 3-49）、各学部の学部運営委員会（学部長および学科長）を中心に授業の改善に向けた取組を行っている。また、授業評価アンケートの授業ごとの集計結果を担当教員に渡し、教員は個々の授業改善に役立てている。

教員の研修制度としては、「教員学外研修規程」による学外研修制度があり、一定期間学外（海外・国内）において研究・調査・視察等を行うことができるようになっている（資料 3-50）。

研究の推進については、科学研究費の獲得を奨励し、教員の研究成果の向上を図っている（資料 3-14 表 24）。また、研究書出版助成も行っている（資料 3-51）。

##### 〈2〉商学部

学生による授業評価に加え、学部における FD 研究会を定期的に行い、授業の仕方、工夫に関して議論し授業改善に向け、研鑽している（資料 3-49、資料 3-52）。

他にも全学的基準による国内留学、海外留学制度が設けられており、半年もしくは一年間研究できる体制が整えられている（資料 3-50）。

研究発表の場として発刊されている『熊本学園大学商学論集』、『総合科学』、附属研究所の所報『産業経営研究』、『海外事情研究』、『社会福祉研究所報』において、論文が寄稿され、研究の活性化に役立てられている。教育、研究業績に関しては熊本学園大学研究者総覧としてデータベース化され、公表されている（資料 3-53、資料 3-54）。

### 〈3〉経済学部

教員の教育能力の向上のために 2014（平成 26）年度から学部 FD 委員会を設置し、研修、教育方法改善などの取り組みを行っている。また、2004（平成 16）年度より毎年行っている学生による授業アンケートに基づいて、学生の評価・意見を教員の教育力の向上に役立てている（資料 3-49）。

教員の研究の推進は極めて重要である。学部教員の研究活動は研究プロジェクトの実行、研究論文発刊、研究書刊行、学会発表がある。研究プロジェクトの実行では外部競争資金の獲得が重要であるが、現在、文部科学省などの科学研究費の獲得件数は 2011（平成 23）年度 2 件、2012（平成 24）年度 1 件、2013（平成 25）年度 0 件であり、極めて限られている。また、申請件数をみると 2011（平成 23）年度 6 件、2012（平成 24）年度 6 件、2013（平成 25）年度 3 件であり、この点での活性化は必要である。研究論文に関しては、学内研究雑誌として『熊本学園大学経済論集』（季刊）、大学論集『総合科学』、大学付属の産業経営研究所の『産業経営研究』（年報）、海外事情研究所の『海外事情研究』（年報）、社会福祉研究所の『社会福祉研究所報』（年報）等があり、積極的な寄稿が行われている（資料 3-53）。

### 〈4〉外国語学部

本学部においては、個々の資質向上の自己研鑽に加え、教員組織の資質向上をめざし、FD 委員会を立ち上げている。2012（平成 24）年 10 月の教授会では、活動を活発にし、より明確なものにするため、年 3～4 回程度の研修会を持つことを決めた。それ以降、「入学前教育」（2012（平成 24）年 10 月 24 日）、「初年次教育 その 1」（2013（平成 25）年 1 月 22 日）、「初年次教育 その 2」（2013（平成 25）年 2 月 14 日）などを実施しており、今後も継続していく（資料 3-55、資料 3-56）。

なお、東アジア学科では特に科学研究補助金の獲得が盛んであり、研究・教育活動が特に充実している（資料 3-57）。9 名中 7 名が代表・分担を含め科研費の獲得実績を有しており、研究の成果を日常の教育活動に還元している。

### 〈5〉社会福祉学部

大学教員としての各々の専門領域の調査や研究について取り組んでいる。またその専門性を生かして地域連携や社会貢献することによって、学生への授業内容を創造的実践的科学的な広がりを持つ授業を展開できている。

どのように学生に授業科目の目的やねらい・内容を教授するかという教育スキルのレベルアップに取り組んでいる。

学部内 FD については、教授会の議題として審議を深めて取り組んでいる。その一つの表

れとして社会福祉学部教員によって、授業方法の改善をめざし、教員相互の連携と研鑽を深めことを意図して、教員による「授業参観」という公開授業を順次開催している（資料 3-58）。

#### 〈6〉商学研究科

大学担当教員については、「大学院担当教員資格審査規程」、「大学院商学研究科担当教員資格審査に関する内規」に基づき資格審査および 5 年ごとの資格再審査を行っており、教員の教育研究活動等の業績を適切に評価している。

FD 活動については、2007（平成 19）年度より大学院に「FD 委員会」が設置され、「大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」が定められた。本研究科では毎年 2、3 回 FD 研究会を開催し、その内容を「FD 活動報告書」にまとめている。平成 25 年度には 2 度にわたって開催され、本研究科の組織的課題およびカリキュラム上の課題について議論し、その内容を『大学院商学研究科 2013 年度 FD 活動報告書』にまとめ、大学院担当者間で認識の共有化に努めた（資料 3-47、資料 3-59）。

#### 〈7〉経済学研究科

本研究科では教員の持続的研究活動の継続により教育研究上の指導能力の向上を達成すべく、各担当教員について 5 年ごとに再審査を実施している。再審査に際しては大学院委員会内に再審査委員会を設置し、大学院担当の審査時と同様の厳正な審査を実施している。

FD については 2013（平成 25）年度中、2 度にわたって研究会実施し、本研究科の組織的課題およびカリキュラム上の課題について議論し、認識の共有化に努めた（資料 3-47、3-60）。さらに、2014（平成 26）年度中には 3 度ほど研究会を実施し、学生教育の在り方、大学院の将来構想、大学院の再編などについて意見を交換した。

#### 〈8〉国際文化研究科

教員の授業内容や指導方法の改善などについての検討は、従来、研究科運営委員会を中心に行ってきたが、2013（平成 25）年 1 月に発足した研究科 FD 委員会がそれを受け継ぎ、新たな形で展開している。2013（平成 25）年度は 3 回の FD 委員会を開き、シラバス、大学院図書、修了者の就職先、国際的学術交流、学生募集などについての討議の他、退職教員の講話、学生との意見交換などを行った。詳細は「2013 FD 活動報告書」にまとめられている通りである。2014（平成 26）年度は学生との懇談会を含む FD 委員会を（12 月までに）2 回行ってきている（資料 3-47、資料 3-61）。

また研究科所属の教員は、自らの資質向上を証明するために、5 年に一度の再審査で、研究上の前進のあることを示さなければならない（資料 3-24 4、資料 3-25 4）。これにより、業績が十分であると認められなかった場合「努力要請」が勧告され、改善が求められる。

#### 〈9〉社会福祉学研究科

教員の組織および教育研究の推進にあたっては、研究科長を責任者として、毎月定期的には開催される研究科委員会、不定期に開催される臨時研究科委員会および 2007（平成 19）年に設置された FD 委員会などでの活発な議論を通して、研究科担当教員の連携がはかられている。なお、研究科運営委員を 2 名配置し研究科長を補佐する。FD 委員会委員長は、研究科長とは別の教員が担当することになっている（資料 3-9、資料 3-47）。

社会福祉学研究科では、研究科に FD 委員会を設置し、定期的に FD 活動を行っている。2013（平成 25）年度は、5 回の検討会を持ち、その活動の記録は、FD 報告書としてまと

められ、学長に報告されるとともに、研究科委員会メンバーおよび担当職員組織に配布され成果を共有した（資料 3-62）。

#### 〈10〉会計専門職研究科

本研究科では、その教育水準の維持向上を図り、またその目的及び社会的使命を達成するため、本研究科における教育活動等の状況について、組織的かつ継続的に自己点検・評価を実施している。

具体的には、教育内容及び教育方法を充実させるために、学生に対する授業評価アンケートを実施している。その結果は「授業評価アンケート結果について」として教員に対してその都度数値化・グラフ化して報告されるとともに、対外的にも学内掲示やホームページによって公開される。各教員は、学生による授業評価アンケートの結果に対して、各年度において工夫したこと、次年度の改善点、前年度の改善点の進捗を記載し FD 委員会に提出し、授業開始時のガイダンスにて改善点について学生にフィードバックすることとしている（資料 3-63）。

なお、本研究科の FD 活動を円滑に行うため、FD 委員会が組織されている。FD 委員会は FD 活動を主導するものであって、FD に関する会議を主催し、その方針及び実施方法について検討を行っている（資料 3-48）。

## 2. 点検・評価

### ① 効果が上がっている事項

#### 〈1〉大学全体

学部および研究科の教育理念・教育目標を達成するために、適切な教員の配置がなされている。また、厳格な業績評価による教員採用および教員の昇格手続によって、教員の資質が担保されている。

#### 〈2〉商学部

学則に学部の目的を明記し、その目的を達成しうる教員を確保するために、規定に基づき、公募を行い選考委員、資格審査委員会を設け、厳格に進めている。

必修科目、選択必修科目の主要科目教員を中心に教育課程に配慮した教員を配置している。

学生に対する授業姿勢向上のための取り組みとして学生による授業評価を実施している。その担当授業ごとの集計結果および報告書を教員に配付し授業改善に役立てている。また、学部内で FD 研究会を実施し、分かりやすい授業のあり方を研究会で議論し、授業改善に反映させる取り組みが行われている。

研究活動促進の取り組みとして在外研究制度が設けられている。一定期間を要する研究に専念することで成果をあげることができるだけでなく、その研究結果を授業にも活用できる。

研究成果は、『熊本学園大学商学論集』等の刊行物に発表し、公表できる体制が整備されている。

#### 〈3〉経済学部

教員組織の年齢構成については、2006（平成 18）年以降の採用人事において 35 歳、30 歳、45 歳、26 歳、37 歳（いずれも採用時年齢）と極力若い教員を優先して採用し、年齢

構成の是正に努めてきた。

学部再編の課程で教員の採用について、特任採用も含めていくつかの新しい科目について教員を採用することができた。このことにより、カリキュラムの現代化を推進することとなり、学生に対してより魅力的な内容の授業科目の提示が可能になった。特に、経済学部教育の基礎科目である、ミクロ・マクロ経済学系科目、情報系科目の担当者の複数の就任によってミクロ・マクロ経済学推進会議、情報教育推進会議などでの議論が活発になり、講義における教育内容の充実を図られてきた。

#### 〈4〉外国語学部

現状で特段の問題が浮き上がっておらず、これまでの厳密な採用人事・昇格人事の取り組みが効果を上げていると思われる。

教員研究組織の編成方針は、明文化していないが、本学部発足当時の教員配置を基本的には踏襲しつつ、時代や社会・地域の要請に応じて新規の採用人事を実施している。当時と比べ、若干の変動はあるが、これは時代と地域のニーズの現状にあわせたものであり、調整機能も働いている。

教員の募集・採用・昇格については、厳正な手続きを行っており、これを維持することが効果的である。

外国語学部の教育の特性として、基礎科目を重視するが、その観点から、入学前後の教育に焦点を絞った「入学前教育」（2012（平成24）年10月24日）、「初年次教育 その1」（2013（平成25）年1月22日）、「初年次教育 その2」（2013（平成25）年2月14日）をテーマにしたFDをおこなった。

これらFD実施の結果も踏まえ、英米学科では高校英語と大学の専門的な英語教育のギャップに直面する学生に対処するため、今年度より「アカデミック・アドバイザー制度」を新設した。学生の抱える英語学習での疑問解決に効果が上がっている（資料3-64）。

なお、東アジア学科での科研費獲得を目指す動きは研究の質の向上に大きく寄与している。

#### 〈5〉社会福祉学部

社会福祉系の専門科目担当教員については、国家資格教育の観点から、厚生労働省は教員の資格要件を別に定めているが、本学にあってはすべての要件を備えた教員が授業を担当できている。

教育課程に応じた科目適合性を判断し教員採用を行っている。昇格についても、過去5年間では、助教から専任講師へ1名、准教授から教授へ4名昇格している。

授業方法の改善をめざし、教員相互の連携と研鑽を深めことを意図して、教員による「授業参観」という公開授業を順次開催している。

#### 〈6〉商学研究科

大学院担当教員に求める能力・資質等については規程において明確に定めており、これらに従い大学院担当の資格審査が行われる。また、5年ごとの資格再審査は、持続的な教育研究活動を促進する効果を有するとともに、客観的かつ公正な評価の実施を具現化したものといえる。教員の昇格・再審査については、明文化された規程により、適正にかつ厳密に行われている。

教員組織の編成方針は、研究科の目的に基づいた教育課程編成・実施の方針に対応すべ

く、定められている。

#### 〈7〉経済学研究科

経済学研究科においては、規程に準拠して、的確な教員を大学院担当として配置している。そのことにより大学院における高水準の教育・研究が確保されている。

大学院設置基準の充足並びに学生への教育の質の保障に留意して、担当教員数の確保に努めている。近年では、2013（平成 25）年度に資格要件を満たす 2 名の学部担当教員を大学院担当として配置した。

研究活動が、本来、研究者自身の自発的探究欲によって進められるものであることは言うまでもないが、5 年ごとの資格再審査は、時間の経過を自覚させ、持続的研究活動を促進する効果を発揮している。

#### 〈8〉国際文化研究科

資格審査規程を明確に定め、それにしたがって教員の資質・資格を審査している。また 5 年ごとの再審査で継続的にそれを点検している。

教員は 5 年ごとに再審査を受けて、現役の研究者であることを証明しなければならない。これ自体が、本研究科に所属する教員の資格を継続的に見極める自己点検機能を果たしている。

大学院担当教員の昇格（学部担当教員からのものを含む）は、規定により詳細が定められ、それに従って厳正に行われている。

2013（平成 25）年度は FD 委員会を 3 回、それぞれ異なる趣旨で行い、貴重な意見交換がなされた。2014（平成 26）年度もこれまで 2 回の FD 委員会を実施し、2015（平成 27）年 1 月に 3 回目を行った。特に、毎年行っている学生を交えた意見交換は、重要な機能を持つと考えられ、今後も継続して行きたい。

#### 〈9〉社会福祉学研究科

資格再審査制度は、単に研究業績のみならず、教育活動や社会貢献活動についても記載し、さらに将来への課題も記すようにしている。この積み重ねが教員組織の高度化に役立っているものと判断される。

比較的少人数の大学院教員組織であり、研究科委員会や各種委員会および種々の教育活動（定例研究会、公開発表会など）を通して情報と認識の共有は密接にはかかれている。

社会福祉学研究科 FD 委員会は、研究科長とは異なる教員を責任者とし、書記担当者も決定し、委員会を研究科委員会を開催する日程に合わせて実施したため、活発な活動を行うことができ、そうした記録を年度末に報告書としてまとめることができた。

#### 〈10〉会計専門職研究科

会計専門職研究科における教員組織については、教育課程に相応しい教員組織が整備されており、募集・採用・昇格等の重要事項についても、規程に基づいて適切に実施されているものと判断する。

また、教員の資質を向上させるため、授業アンケートを中心とした FD の取り組みを行っており、これらの活動は、設置した 2009（平成 21）年度より継続して実施している。

これらの取り組みは、効果が上がっている事項と判断できるものであり、今後も継続して取り組んでいく。

## ② 改善すべき事項

### 〈1〉大学全体

大学院を擁している関係で年齢構成が偏り、若手の採用に制約が生じている。また、科研費等外部資金による研究費の獲得件数を増やすことも課題である。

### 〈2〉商学部

教員組織は、カリキュラムとも連動するが、近年採用が控えられていたため、年齢構成はバランスが良いとはいえない。

昇格に関しては本人の申請に基づき進められるが、職階に応じた定年が設けられており、定年、自己都合で退職があった場合、年齢構成に配慮した採用が必要である。

在外研修制度が設けられているが、教員の積極的活用を推進していく必要がある。

### 〈3〉経済学部

教員の採用にあたっては、教育力のある教員がまず望まれるところであり、最近はとくに教育の質の担保が要請されているところから、経済学部ではこれまで教員の採用にあたっては選考委員会での候補者の絞り込みの最終段階で、面接を行い人物や教育力などについて確認を行っている。しかし、なかには選考がスケジュールどおりに必ずしも運ばないこともあり、年度末にあまり時間をかけることができないなかで選考が行われることがある。選考過程において人物や教育力をより重視した選考、人物や教育力に関する確認作業をさらに綿密に行う必要がある。

また、カリキュラムの充実のために教員組織の充実を図りたいところであるが、現在、大学の方針で特任教員の採用が主になっている。特任教員の場合は、限られた授業数や授業以外での学部活動の制限などがあり、学生への教育が若干制約されることがあり、改善の必要がある。

昇格に関しては、必要な条件を内規として定めているが、必ずしも順調にっていない。

### 〈4〉外国語学部

資格審査基準の改訂について2012（平成24）年7月教授会で改正検討委員が選出され検討したが、資格審査基準は「教員資格審査基準」で定められており外国語学部のみでの改善と努力には限界がある。

### 〈5〉社会福祉学部

教員の専門性や担当科目の要件などを斟酌して現状の教員体制が確保されているが、定年や自己都合による退職があった場合に、学部教員の年齢構成についても、十分に勘案して採用を行う必要がある。

### 〈6〉商学研究科

博士課程については、研究指導教員5名、研究補助指導員4名、計9名が基準定員とされている。経営学専攻は、教員の年齢構成が60代以上に偏っており、今後欠員が生じる可能性が予測されるため、その補充を検討する必要がある。

FD研究会を開催しているが、より多くの教員の積極的な参加のもとで進める必要がある。

### 〈7〉経済学研究科

年齢構成が65歳以上に偏倚しており、今後の世代交代を円滑に進めるため、早急に比較的若く、かつ大学院担当の要件を満たす学部担当教員を大学院担当とする必要がある。

教育活動の改善についてはFD委員会の活動として緒についたところであり、今後この活動の一層の拡充が必要である。

#### 〈8〉国際文化研究科

65歳以上の教員が修士課程では5名、博士課程でも5名、と年齢層が高い。改善する必要があるが、高度な学問的専門性を要求される大学院では難しい面もある。

学部が採用した教員を、大学院が必要に応じ資格審査を経て兼任させるという形を取って来ているが、新規の教員の公募に際しては、専門分野や科目の適合性のみならず、本学の学部・研究科の理念・目的を実現するために、大学として求める教員像を明示したうえで、公募するということが今後は議論されて良いと思われる。

大学院においても、学生による授業評価を行うべきであるとの声がある。しかし、小人数のクラス、また時としては一対一の指導になりがちな、大学院の授業では、誰がどのように評価したかが、特定されやすく、まだ実施にいたっていない。

#### 〈9〉社会福祉学研究科

社会福祉学研究科の担当教員は社会福祉学部にも所属している教員のなかで大学院担当の資格が認められた者で構成しているが、学部担当で大学院担当をしていない教員が若手を中心に相当数みられる。教育のみならず研究活動の活性化を通して、大学院担当への昇格を積極的に図る必要がある。

欠員が生じている重要科目もあり、大学および大学院の中長期的な計画の中で体系的な人事を行う必要がある。

#### 〈10〉会計専門職研究科

2013（平成25）年度に実施された、会計大学院評価機構による認証評価（いわゆる機関別認証評価）において、FD活動に関する定期的な機会の提供と、若手教員だけでなく、経験豊かな教員についての対応について要望が出された。これらについては、今後FD委員会を中心に改善に取り組んでいく必要がある。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

##### 〈1〉大学全体

教員の採用にあたっては、業績審査のみならず、担当科目を教育するにあたっての方針、模擬授業、面接なども加味して、教員の質を更に高めていく。

##### 〈2〉商学部

特記事項なし

##### 〈3〉経済学部

学生に対してより魅力的な内容の授業科目を提示するために、ミクロ・マクロ経済学推進会議、情報教育推進会議などでの議論を活発に行い、教育内容の充実を図っていく。

##### 〈4〉外国語学部

特記事項なし

##### 〈5〉社会福祉学部

講義や演習などの教授法について工夫を図るための「授業参観」は、対象科目を拡大して取り組む。



#### 〈6〉商学研究科

教員組織の編成方針は、研究科委員会またはFD研究会において、教育課程の編成方針とともに定期的に見直していく。

教員の採用人事は学部教授会の審議事項であるため、採用条件や年齢構成など学部の事情が重視される。しかし、大学院において教員の採用を強く希望する場合、学部での教員募集にあたって、その条件について「大学院が担当可能である者」を付すよう強く要請している。

#### 〈7〉経済学研究科

大学院担当教員の資格審査および再審査については現行規程に則り、資格審査委員会、資格再審査委員会を主体とする厳正な審査によって高い研究教育水準の確保に努める。

#### 〈8〉国際文化研究科

求める教員像・資格を明示し、それに従った選考・昇格そして継続的な再審査を行っている。その上で、資質向上の対策として学生との意見交換を含むFD委員会を実施し、研究者としての資質のみならず学生から見た教師としての資質向上を図っている。規程に沿った昇格、再審査、FD委員会を今後も続ける。

#### 〈9〉社会福祉学研究科

特記事項なし

#### 〈10〉会計専門職研究科

高度な会計職業人養成を目的とした会計専門職大学院においては、その創意をもって、将来の会計職業人が備えるべき高い倫理観、実務に必要となる学識及びその応用能力ならびに会計実務の基礎的素養を涵養することが求められ、これに応じた教育の実践が重要となる。

そのため、会計専門職大学院における教員組織については、これを具現化するカリキュラム同様、適切な体制の維持と運用が求められる。教員の資質を向上させる取り組み、いわゆるFDについても同様である。

現在取り組んでいる「規程に基づいた厳格な運営体制」と「授業アンケートによる授業内容改善の取り組み」は、一方でマンネリ化する恐れもある。本研究科は、他の研究科と比較して教員数が少なく、どうしても対応が固定化しがちであるので、形式的にならないような委員会の運営が重要になってくるものと思われる。

### ② 改善すべき事項

#### 〈1〉大学全体

大学院を擁している関係で、教授クラスの補充が不可欠となり、その結果として年齢構成の偏りが生じ、若手の採用がしづらい状況にあるので、年齢構成の見直しが必要である。

#### 〈2〉商学部

特記事項なし

#### 〈3〉経済学部

教員のより充実した授業の促進のために、学部内FD委員会で現在、授業アンケートに対する取組の見直し、教員相互の授業参観、授業の工夫に関する検討会などの発足に向かって検討中である。

昇格に関しては、学内の研究会での報告、他大学からの研究者との交流の促進、また学外報告の促進などをおして研究実績の促進を図っていく。

#### 〈4〉外国語学部

特記事項なし

#### 〈5〉社会福祉学部

特記事項なし

#### 〈6〉商学研究科

今後は退職予定者が見込まれるため、学部担当教員の大学院担当への昇格を積極的に図るとともに、学部担当教員採用にあたって大学院の教員配置も考慮するよう強く要求していく。また、定員充足状況や進路状況等も踏まえ、長期的には研究科の教育課程の再編成等が必要となり、それに合わせて教員組織の編成も検討することが必要となるであろう。

FD研究会の活性化については、今後、定員充足の状況や教員配置の状況を踏まえ、教育課程の再編成を検討する必要性が生じると考えられる。これらの課題について、FD研究会において活発な議論を行う。

#### 〈7〉経済学研究科

大学院担当教員の年齢構成における適正なバランスに配慮しつつ、専門科目および業績に関して大学院担当の資格を満たす者を適宜大学院担当とする。特に修士課程担当者については、条件が整い次第、速やかに博士後期課程担当とすることで研究教育体制の整備を進める。

#### 〈8〉国際文化研究科

高齢教員の多いことは大学院では避けがたいことであるが、学部の若年教員で資格ある者を採用することは行ってきており（直近では2014（平成26）年度に1名）、今後も常に検討する。

大学院独自で新任教員採用を行わず、学部との兼任という形を取っている事を考慮すると、学部での新任採用時に、大学院での資格に配慮することが望まれる。学部で求める教員像と大学院でのそれとのすり合わせは、時に困難を伴うものであるが、いずれも高度な研究業績と指導者としての資質を求める点では共通しており、その点を軸にした新任公募を学部と連携をとりながら進めて行く。

学生から生の意見の聞ける懇談会形式のFD委員会は貴重であり、今後も継続する。一方、学生の声を受けた上での検討という趣旨のFD活動が十分ではないため、それを実行する。

#### 〈9〉社会福祉学研究科

定員充足状況や進路状況をふまえて、将来的には、研究科の教育課程編成の再編等の改革がなされるが、それに合わせた教員組織の編成が検討される。

本研究科担当教員は、それぞれの専門性に応じて、学外での学会に係る活動のみならず、地元自治体の各種審議会の委員をはじめ様々な社会貢献活動を行っている。それらは教員間の日常的討論の中で情報交換されているが、それらが研究科の教育研究活動にフィードバックする組織的取り組みとして実施されれば、教員の資質向上と教育の活性化につながるであろう。

#### 〈10〉会計専門職研究科

2013（平成25）年度に実施された会計大学院評価機構による認証評価（いわゆる機関別

認証評価)における、FD活動に関する指摘は、本研究科が研究者教員と実務家教員という、性格の異なる2つの教員を抱えていることと無関係ではない。また、本研究科では、働きながら学ぶ社会人学生に対応すべく、土日にも授業を行っており、これらの曜日を有効に活用してFD活動に取り組んだ場合にも、授業で欠席してしまう教員が出るなど、難しいことも多く、その改善については、現在も議論を継続している段階にある。

#### 4. 根拠資料

- 3-1 熊本学園大学教授会規程
- 3-2 商学部教授会規程細則
- 3-3 経済学部教授会規程細則
- 3-4 外国語学部教授会規程細則
- 3-5 社会福祉学部教授会規程細則
- 3-6 大学院商学研究科委員会規程
- 3-7 大学院経済学研究科委員会規程
- 3-8 大学院国際文化研究科委員会規程
- 3-9 大学院社会福祉学研究科委員会規程
- 3-10 専門職大学院会計専門職研究科委員会規程
- 3-11 熊本学園大学教員資格審査基準
- 3-12 大学院担当教員資格審査規程
- 3-13 専門職大学院教員資格審査基準
- 3-14 大学データ集
- 3-15 熊本学園大学教員採用手続きに関する内規
- 3-16 熊本学園大学特任教員に関する内規
- 3-17 熊本学園大学2014大学要覧 (既出 資料1-15)
- 3-18 外国語学部スタッフガイド
- 3-19 熊本学園大学特定事業教員に関する内規
- 3-20 熊本学園大学大学院学則 (既出 資料1-2)
- 3-21 大学院商学研究科担当教員資格審査に関する内規
- 3-22 大学院商学研究科(博士後期課程)担当教員資格審査内規
- 3-23 大学院経済学研究科担当教員資格審査に関する覚え書
- 3-24 大学院国際文化研究科担当教員資格審査に関する内規
- 3-25 大学院国際文化研究科(博士後期課程)担当教員資格審査内規
- 3-26 大学院社会福祉学研究科担当教員資格審査に関する内規
- 3-27 大学院社会福祉学研究科(博士後期課程)担当教員資格審査内規
- 3-28 専門職大学院教員資格審査規程
- 3-29 専門職大学院実務家教員に関する規程
- 3-30 専門職大学院教員選考に関する内規
- 3-31 『銀杏並木』新任教員紹介
- 3-32 減災型地域社会のリーダー養成プログラムホームページ

<http://iresc.kumamoto-u.ac.jp/renkei/collaboration.html>

<http://iresc.kumamoto-u.ac.jp/renkei/outline.html>

- 3-33 平成 26 年度大学院学生便覧 (既出 資料 1-5)
- 3-34 熊本学園大学大学院案内 2014 (既出 資料 1-8)
- 3-35 大学院研究科長の選出に関する内規
- 3-36 研究科長選考に関する申し合わせ
- 3-37 福祉環境学専攻設置にあたっての留意事項
- 3-38 会計専門職研究科ガイドブック専門職大学院学生便覧 2014 (既出 資料 1-6)
- 3-39 会計専門職研究科アカウンティング専攻入学案内パンフレット (既出 資料 1-9)
- 3-40 経済学部教員資格審査規程
- 3-41 社会福祉学部教員資格審査規程
- 3-42 熊本学園大学教員資格審査申請要領
- 3-43 大学院国際文化研究科 (博士後期課程) 担当教員資格審査についての申し合わせ
- 3-44 大学院社会福祉学研究科委員会議題 (自己点検・評価に関する規程について)
- 3-45 大学院社会福祉学研究科自己点検・評価実施委員会内規
- 3-46 熊本学園大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
- 3-47 大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
- 3-48 専門職大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
- 3-49 授業評価報告書
- 3-50 熊本学園大学教員学外研修規程
- 3-51 熊本学園大学出版会規程
- 3-52 2014 年度 商学部 FD 研究会資料集
- 3-53 論集・所報
- 3-54 熊本学園大学研究者総覧 <http://www.kumagaku.ac.jp/gakujutsu/index>
- 3-55 外国語学部教授会議題・資料 (FD について)
- 3-56 外国語学部 FD 委員会実施報告資料
- 3-57 東アジア学科ホームページ「東アジア」の研究力  
<http://www.f.kumagaku.ac.jp/higashiasia/point/fund.html>
- 3-58 社会福祉学部 授業参観に関する資料
- 3-59 2013 年度 FD 活動報告書 (大学院 商学研究科) (既出 資料 1-43)
- 3-60 2013 年度 FD 活動報告書 (大学院 経済学研究科) (既出 資料 1-44)
- 3-61 2013 年度 FD 活動報告書 (大学院 国際文化研究科) (既出 資料 1-45)
- 3-62 2013 年度 FD 活動報告書 (大学院 社会福祉学研究科) (既出 資料 1-46)
- 3-63 会計専門職研究科授業アンケート集計結果 (ホームページ)  
[http://www.kumagaku.ac.jp/daigakuin/about/kouhyou/as\\_eng](http://www.kumagaku.ac.jp/daigakuin/about/kouhyou/as_eng)
- 3-64 英米学科リーフレット

## 4. 教育内容・方法・成果

### 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

#### 1. 現状の説明

##### (1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

###### 〈1〉大学全体

「学則」、「大学院学則」および「専門職大学院学則」に基づき「学位規則」を定めている。学士の学位は、「広く専門学術の理論を研究し、専門性を要する職業等に必要な高い知的応用能力を有する者」に授与する。修士の学位は、「広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は、高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有する者」に授与する。博士の学位は、「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者」に授与する。専門職学位は、「高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を有する者」に授与する（資料 4(1)-1 第 3 条 第 4 条 第 5 条 第 6 条）。

また、大学の理念・目的を実現するために、教育目標に基づき学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のように策定し、ホームページに公表している（資料 4(1)-2）。

本学における教育課程において、厳格な成績評価のもとで所定の単位を修得することによって、考える力と判断力を身につけるための幅広い教養と、商学・経済・外国語・社会福祉に関する専門知識を修得することができます。

1. 修得した教養と専門知識を活用し、グローバルな視点に立って、国内外で多方面にわたり活躍することができるようになります。
2. 社会において必要とされる、幅広い教養と専門知識をもとにしたコミュニケーション能力が身につく、さまざまな分野に応用することができるようになります。
3. 自ら学び、友と学び、教職員と学んでいくことで、主体的に問題を発見し、解決できるようになります。

###### 〈2〉商学部

本学部では、学部将来構想委員会を設置し、2012（平成24）年度から約2年にわたって学部教育の方針に関して議論を重ねてきた。その結果、以下のような学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定した（資料4(1)-3）。

[知識・理解] 幅広い教養を備え、市場や社会における様々な事柄を理解できる。専門知識を備え、取引やビジネスに関わる様々な事柄を分析し、評価できる。

[思考・判断] 柔軟かつ批判的な思考ができる。総合的に判断し、具体的な提案ができる。

[技能] ビジネスの課題を発見し、その解決のために社会的なコミュニケーション能力を発揮できる。

[態度] 地域の一員として社会に貢献できる。

###### 〈3〉経済学部

本学部では、2014（平成 26）年度の学部再編により経済学科とリーガルエコノミクス学

科の 2 学科体制を確立した。学部の理念・目的を実現するために教育目標を明示し、それに基づく学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のとおり策定している（資料 4(1)-4、資料 4(1)-5、資料 4(1)-6）。

〈経済学部〉 経済学を中心とした地域、法律、国際、情報に関連する専門知識と豊かな教養を備えた有為な人材として、社会の各分野で活躍できる能力を身につけます。

〈経済学科〉 経済学的な思考力に基づき、直面する現代社会の諸課題を整理できる者、それらの問題の解決に向けて主体的・論理的に議論を展開できる人、そして、幅広い知識と見識に裏付けられた総合力を身につけた人に対して学位を授与します。

〈リーガルエコノミクス学科〉 豊かな教養を背景に、経済学を基礎にした法学的思考法について学び、人々の暮らしや企業・政府の活動の経済学的・法学的意義について広く深い理解力を身につけ、問題解決能力を習得した人に学位を授与します。

#### 〈4〉外国語学部

本学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、2011（平成 23 年）年 5 月 11 日の教授会に審議事項として提案し、さらに検討・修正を加えて、同年 6 月 1 日の教授会で承認し、明文化している（資料 4(1)-7）。これは外国語学部を紹介するホームページで公表している（資料 4(1)-8）。

本学部では、学部の教育の理念・目的に則り、専攻言語の知識とその背景にある文化や歴史の知識を有し、専攻言語による優れたコミュニケーション能力を有していること、多言語・多文化の知識を背景とした異文化適応能力と問題解決能力を有し、日本語や日本文化についての知識を有するものに学士（文学）を授与する。

具体的な学位授与方針は、

1. 専攻言語の知識と、その背景となる文化や歴史などの知識を有していること。
2. 専攻言語による優れた理解力とコミュニケーション能力を有していること。
3. 幅広い教養と多言語・多文化の知識に基づき、異文化適応能力と問題解決力を有していること。
4. 日本語や日本文化に関する知識を有していること。

となっている。

なお、この方針の検証は、年度初めに来年度入試にむけて過年度の教育活動を振り返るに際して、運営委員会でテーマの一つにしている。

#### 〈5〉社会福祉学部

本学部の理念・目的に基づき学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のとおり策定している（資料 4(1)-9）。

〈社会福祉学部〉

豊かな人間性と幅広い教養を基礎として、ウェルビーイングと人権擁護の視点から、社会福祉に関する専門知識・技能と批判的思考を身につけ、コミュニケーション能力と他者への共感を持ち、環境・生活・健康および地域社会の問題解決に主体的・組織的にかかわる実践力を体現できる人材に学士号を授与します。

#### 〈6〉商学研究科

修士の学位については「学位規則」第 4 条、博士の学位については同第 5 条、課程修了要件等については、修士は同第 11～19 条、博士は同第 20～35 条に規定している（資料

4(1)-1)。

本研究科の教育理念・目的に基づく学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、『大学院案内』および『大学院学生便覧』に明記するとともに、大学ホームページにおいて公表している（資料 4(1)-10 P.04、資料 4(1)-11 PP.34～36、資料 4(1)-12、資料 4(1)-13）。

〈修士課程 商学専攻・経営学専攻〉 2年間での学位授与までのプロセスを明示し、最終的には一定の論文提出要件を満たした者に対して論文審査基準に基づいて審査し、合格者に学位を授与しています。

〈博士後期課程 商学専攻・経営学専攻〉 3年間での学位授与までのプロセスを明示し、最終的には一定の論文提出要件を満たした者に対して論文審査基準に基づいて審査しますが、その場合、まず論文予備審査会の審査を受け、その結果が可であった者について学位論文の提出を認め、論文審査委員会において合格した者に学位を授与しています。

なお、上記の学位授与について成績評価基準、論文審査基準および学位授与までのプロセス等について、「商学研究科履修要項」およびその付属図に明示している（資料 4(1)-11 PP.37～42）。

#### 〈7〉 経済学研究科

修士の学位については、「学位規則」第4条、博士の学位については同第5条に定め、課程修了要件等については、修士の学位に関しては同第11～19条に、博士の学位に関しては同第20～35条に規定している（資料 4(1)-1）。

また、本研究科の教育理念・目的に基づく学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のように明示し、『大学院案内』、ホームページで公表している（資料 4(1)-10 P.08、資料 4(1)-14）。

〈修士課程経済学専攻〉 2年間の研究成果をオリジナリティと専門性のある修士論文としてまとめ、最終的に学位論文要件と修了要件を満たす者に対し論文審査基準に基づき審査を行い、合格者に学位を授与します。

〈博士後期課程経済学専攻〉 3年間の研究成果を独自性と専門性が高く、広い視野を持つ博士論文としてまとめ、最終的に学位論文要件と修了要件を満たす者に対し論文審査基準に基づき審査を行い、合格者に学位を授与します。

なお、上記の教育課程の成果たる学位授与についても成績評価基準、論文審査基準および学位授与までのプロセス等について、「経済学研究科履修要項」およびその付属図に明示している（資料 4(1)-11 PP.44～49）。

#### 〈8〉 国際文化研究科

「熊本学園大学学位規則」第4条、第5条に、修士および博士の学位授与について定め、課程修了要件等については修士は同第11～19条に、博士は同第20～35条に規定している（資料 4(1)-1）。

また、本研究科の理念・目的に則り、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明示している。具体的には、修士課程国際文化専攻については、「2年目の4月から6月には修士論文の中間報告に向けて論文を作成、9月には修士論文の研究過程について中間報告をし、他方では専修科目の講義4単位、演習8単位、その他の講義科目から18単位、合計30単位以上を修得し、翌年の修士論文の審査および最終試験に合格」することとしている。

博士後期課程国際文化専攻については、提出した研究計画書に従い、指導教員を中心に論文指導委員会（3名）の指導を受けながら研究を進め、1年目と2年目それぞれ2月に公開の研究発表会を行い、3年目の「10月末日には論文予備審査の申請をし、審査が可であれば、12月20日に学位論文を提出」し、「翌年の1月から2月にかけて審査され」、合格すれば研究科委員会での審査を経て学位が授与される。

更に、学位論文の基準について、修士課程では「論旨が明快であること、資料が適切に収集されて十分に分析・利用されていること、先行論文の到着点を正確に把握した上で、独自の見解を提出できていることが審査基準」であるとし、博士後期課程においては、「独創的な見解や新たな知見があるか、論旨が明快で論証が適切であるか、資料が広範に収集されて十分に分析・利用されているか、専攻分野および近隣の分野に関して広範な知識があるか、専攻分野および近隣の分野の優れた先行研究と同等の水準に達しているかを審査基準」とし、『大学院案内』およびホームページ上で明示している（資料4(1)-10 P.12、資料4(1)-15）。なお、上記の学位授与について成績評価基準、論文審査基準および学位授与までのプロセス等について、「国際文化研究科履修要項」およびその付属図に明示している（資料4(1)-11 PP.51～55）。

#### 〈9〉社会福祉学研究科

本研究科の教育理念・目的を受けて、学位授与方針を以下のように明示している（資料4(1)-10 P.16、資料4(1)-16、資料4(1)-17）。

社会福祉学専攻修士課程は、学位授与方針として、①研究科が定める期間在学し、その教育や研究の理念や目的に沿って設定した授業科目を履修して、基準となる単位数以上を修得し、課程を修了すること、②課程修了にあたっては、研究科が行う修士論文の審査及び最終試験に合格すること、と定められている。すなわち、幅広く深い知識を備え、専門分野における研究能力と、高度な専門性を必要とする職業を担うための優れた能力とを身につけているかどうか、課程修了の条件となっている。

社会福祉学博士後期課程は、学位授与方針として、研究科が定める期間在学して、研究科の教育と研究の理念や目的に沿った研究指導を受け、かつ所定年限内に研究科が行う博士論文の審査及び最終試験に合格し、課程を修了することが、学位授与の要件として定められている。すなわち、研究者として自立して活動し、また高度な専門業務に従事するために必要な能力とその基盤となる学識を身につけているかどうか、課程修了の基準となっている。

修士課程福祉環境学専攻は、学位授与方針として、①研究科が定める期間在学し、その教育や研究の理念や目的に沿って設定した授業科目を履修して、基準となる単位数以上を修得し、課程を修了すること、②課程修了にあたっては、研究科が行う修士論文の審査及び最終試験に合格すること、と定められている。すなわち、幅広く深い知識を備え、専門分野における研究能力と、高度な専門性を必要とする職業を担うための優れた能力とを身につけているかどうか、課程修了の条件となっている。

修士の学位については「学位規則」第4条、博士の学位については同第5条、課程修了要件等については修士は同第11～19条、博士は同第20～35条に規定している（資料4(1)-1）。なお、上記の学位授与について成績評価基準、論文審査基準および学位授与までのプロセス等について、「社会福祉学研究科履修要項」およびその付属図に明示している（資料4(1)-11



PP.57～63)。

## **（２）教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。**

### **〈１〉大学全体**

教育目標に基づく教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のように明示し、ホームページに公表している（資料 4(1)-2）。

本学の教育研究理念に基づき、すべての学部学科の基礎となる「初年次教育」と「教養教育」、各学部の「専門教育」を柱とし、学部学科の教育理念に基づいたカリキュラムの編成をします。

1. 豊かな人間性を伸ばし、社会に適応できる教養、および、大学生として必要な基礎的能力を身につけるための「教養教育」を基盤とします。
2. 各学部の「専門教育」によって、理論的かつ実践的な専門知識とコミュニケーション能力を身につけた、地域ならびに世界に貢献できる人材を育成します。
3. 卒業までの自らの学びの計画をしっかりと立てる能力を身につけ、その計画に基づいて、確実な学士力と就業力を育成します。
4. 正課外教育においても様々な各種プログラムを用意し、全教職員が本学学生の教育的支援を行い、社会に出て役立つ知識や技能を養成します。

大学院においては高度な専門知識を修得するための授業科目が編成されている。

### **〈２〉商学部**

本学部の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、教育理念・目的に基づき次のように明示している（資料 4(1)-3）。

1. 基礎能力の向上  
教養科目に加え、商学・経営学などの基礎を身につけるための科目を配置し、基礎能力を高める。
2. 専門知識の習得  
専門的な科目を配置し、それぞれの専門知識を獲得する。あわせて早い時期からさまざまな資格取得をサポートする。
3. 問題発見-解決能力、コミュニケーション能力の体得  
「専門ゼミ」、「応用科目」の履修を通して、高度な専門知識・技術を身につけると同時に、問題を考え抜く考察力や問題解決能力を養う。

### **〈３〉経済学部**

本学部は、2014（平成 26）年度の学部再編により経済学科とリーガルエコノミクス学科の 2 学科に再編成され、学部全体の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）のもとで学科のカリキュラム・ポリシーを明示している（資料 4(1)-4、資料 4(1)-5、資料 4(1)-6）。

〈学部〉 経済学部は、初年次教育、教養教育、語学教育を基礎に、学科共通の基本科目群について各学科の専門教育についてのプログラムを段階的な積み上げ方式および分野選択方式のもとで提供します。

〈経済学科〉 コミュニケーション力、幅広い知識、豊かな感受性と想像力、論理的な思考力、総合的判断力の養成を図るため、段階的な積み上げによる学習を経て、個

人の興味に応じた学習問題の設定を可能にするプログラムを提供します。

01. 初年次教育や語学教育を通じて、コミュニケーション力の形成を図り、さまざまな教養科目を学ぶことで幅広い知識を身につけます。
02. 1年次に情報基礎教育を学習することで、インターネット社会での適切な情報探索力や情報整理力を身につけます。
03. 1年次で経済学の専門導入科目を学ぶことで、経済学的なものの方見方や考え方を学びます。
04. 1年次の秋学期に、「現代経済」、「国際経済」、「地域経済」の3つの専攻の導入授業が行われ、2年次での専攻の選択の準備をします。
05. 2年次においては専攻ごとに選択必修科目を配置し、体系的に順次学習します。
06. 現代経済専攻では、経済学の基礎分野を踏まえて応用分野の知識を学び、さらに、コンピュータを利用して経済データを処理する情報分野の知識を習得することによって、現代経済の仕組みを理解し、現在のさまざまな課題を解決することができる能力を養成します。
07. 国際経済専攻では、国際経済・国際関係に関する専門知識を身につけるとともに、文化・諸外国に対する理解を深め、さらに外国語を用いた実践的なコミュニケーション能力を伸ばすことにより地域と国際社会に貢献できる能力を養成します。
08. 地域経済専攻では、経済学的な考え方で地域をとらえることで、地域社会への望ましい提言ができるような力を養い、理論と実際の間でのフィードバックを常に行いながら、地域経済の諸課題を見出し、その解決に取り組める能力を育成します。
09. 4年次には卒業論文を作成し、学業の集大成を行うなかで独自性のある思考力、総合力、表現力を身につけます。

〈リーガルエコノミクス学科〉 幅広くかつ深い知識に裏付けられたコミュニケーション能力、豊かな感受性と想像力、論理的思考力と総合的判断力の獲得をめざし、基礎から応用に至る段階的な学習の積み上げを基本にカリキュラムを編成しています。コミュニケーション力、幅広い知識、豊かな感受性と想像力、論理的な思考力、総合的判断力の養成を図るため、段階的な積み上げによる学習を経て、個人の興味に応じた学習問題の設定を可能にするプログラムを提供します。

01. 初年次教育、語学教育、情報教育を通じて、コミュニケーション力の形成を図り、また、さまざまな教養科目を学ぶことで幅広い知識を身につけます。
02. 1年次に経済学入門、基本憲法、基本民法などの導入科目を学びます。
03. 2年次春学期に民法、行政法、法と経済学などの基本科目を習得し、2年次秋学期より法学、経済学両分野にわたる専門科目を学びます。専門科目は行政・公共政策分野と市民・ビジネス法分野の二つの履修分野で構成され、各人の関心に応じてより深い学習を行います。
04. 行政・公共政策分野は、行政法、公共政策、自治体経営論、地方財政論、地方自治法などを履修することによって、政府・自治体などの行政組織のルール、マネジメント、そして政策について学び、行政的政策立案能力を高めます。

05. 市民・ビジネス法分野では、市民生活におよびビジネス人として必要な法的・経済的素養を習得するとともに、会社法、民事訴訟法、産業組織論、経済法など専門知識の習得を目指します。

06. 4年次には卒業論文を作成し、学業の集大成を行うなかで独自性ある思考力、総合力、表現力を身につけます。

#### 〈4〉外国語学部

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、本学の理念・目的、教育目標に基づき、2014年（平成26年）3月12日開催の臨時教授会において、提案・審議・承認されている（資料4(1)-18）。

本学部の理念・目的を実現するため、専門教育、教養教育、初修外国語教育、専門演習、卒業研究、海外研修、海外インターンシップ、海外留学制度、副専攻制度、日本語教員養成課程など、数多くの教育科目を体系的に配置している（資料4(1)-19）。

具体的な教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、

- (1) 専門分野では言語、文化と社会、コミュニケーション、日本研究に関する内容を、教養教育では人文・社会・自然・健康の諸科学に関する内容を、また、多言語多文化に対する理解とコミュニケーション力の育成のために初修外国語群を配置する。
- (2) 専門分野と関連領域に関する知識を広げ、課題を探究する中で養われる、分析力や考察力、また表現力を高めることで、深化した理解力やコミュニケーション力を身につけるために、専門演習と卒業研究を設ける。
- (3) 専攻言語と、それが使用される社会と文化に対する理解を深め、幅広い教養と多言語・多文化の知識を含めた異文化適応力と問題解決力を養うために、海外研修、海外インターンシップ、海外留学制度を設ける。
- (4) 他の専門分野も含めた幅広い学びにより、卒業後に社会で活躍できる道を広げるとともに、日本語・日本文化の発信者の育成も実現するために、副専攻制度と日本語教員養成課程を設ける。

となっている（資料4(1)-8）。

#### 〈5〉社会福祉学部

本学部では、現代社会の諸問題を明らかにしながら、時代の求めるソーシャルワーカー、ケアワーカーなど福祉のプロを養成し、豊かな福祉社会と充実した福祉環境を目指すことと、学部で定めた学位授与方針を学生一人ひとりが達成するために初年次教育及び教養科目を基礎として、専門科目（講義）、演習・実習科目、卒業演習・卒業論文へと、年次に応じて階段的（クサビ型）に編成している。

本学部の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、「幅広い教養を基礎に豊かな人間性の涵養をはかり、初年次教育、講義、少人数による国内外のフィールドワーク、演習・実習・卒業論文等によって、地域社会の実態から学ぶ姿勢、コミュニケーション能力、専門知識・技能および総合的な思考力を育み、さらに職業を含めた自己の将来を展望できるように、段階的かつ体系的なカリキュラムを編成します。」と明文化している（資料4(1)-9）。

#### 〈6〉商学研究科

本研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、『大学院案内』お

よび『大学院学生便覧』に明記するとともに、大学ホームページにおいて公表している（資料 4(1)-10 P.04、資料 4(1)-11 P.35、資料 4(1)-12、資料 4(1)-13）。

修士課程においては、教育理念・目的を受けて、以下のように、教育課程の編成・実施方針を明示している。

まず、商学専攻においては「流通・マーケティング分野とファイナンス・会計分野の各分野において、より高度な専門知識を修得するための授業科目」として、経営学専攻においては「経営理論、経営基礎、経営工学の各分野において、より高度な専門知識を修得するための授業科目」として主要学科目を配置する。両専攻に共通して以下の科目を配置する。

○企業などで即戦力として活躍するための授業科目としてビジネススキル科目やビジネス特講科目

○主として、商学や経営学の基礎が不十分な他学部出身者や社会人を対象とした授業科目としてフォローアップ科目

○関連する法律関係の授業科目として関連学科目

商学専攻・経営学専攻とも、1年次にはすべての科目を開設し、修士論文あるいはリサーチペーパーにつながる特殊研究演習科目については2年間を通した科目を開設している。

博士後期課程における教育課程の編成・実施方針については、両専攻において研究指導科目について3年間を通した科目として開設することとしている。また、商学専攻については、ファイナンス論特殊講義を必修科目としておく。

#### 〈7〉経済学研究科

本研究科の教育理念・目的に基づいた教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、以下のように明示し『大学院案内』、ホームページで公表している（資料 4(1)-10 P.08、資料 4(1)-14）。

〈修士課程〉

専門知識と分析能力の涵養に向けて「経済理論」、「ミクロ・マクロ経済学」、「統計学と計量経済学」、「経済学史」、「金融論」、「経済政策と地域経済」、「国際関連科目」を開設している。

○国際化・グローバル化社会に対応するための語学力と知識の向上を重視し、「外国文献特殊研究」を必修科目として設け、「国際経済論特殊研究」、「貿易論特殊研究」、「国際関係論特殊研究」、「開発経済論特殊研究」等の科目を設置している。

○本研究科に多い税理士志望者及び公務員希望者のため、「財政学特殊研究」、「税法特殊研究」、「現代社会問題特殊研究」、「経済問題解法特殊研究」等の科目も設置している。

〈博士後期課程〉

専門知識と質の高い学術研究力を付けるため「経済理論と経済史分野」及び「地域・開発政策分野」に大別してカリキュラムを編成している。

現在3年間を通じて学位取得までの研究指導を行う「ミクロ経済学」、「応用ミクロ経済学」、「マクロ経済学」、「西洋経済史」、「地域開発論」、「地域経済分析」、「農業政策論」、「地方財政論」と「経済開発論」等の専修科目を開講している。

本研究科の学位授与までのプロセスに基づき、3年間を通して、3名の教員（主査・副査2名）により研究指導を行い、毎年度末には、研究経過報告会及び学術論文報告会を実施し、

研究計画通りに3年間で博士学位取得を指導している。

#### 〈8〉国際文化研究科

本研究科の教育目標は、修士課程では、日本文化研究・東アジア文化研究・欧米文化研究、博士後期課程では、日本文化研究・東アジア文化研究・英米文化研究、それぞれの三専修分野を置き、各々に言語・文学・文化の領域を設ける教育課程として具現化されている。この点は、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）として、『大学院案内』およびホームページに明示している（資料4(1)-10 P.12、4(1)-15）。

すなわち、修士課程については、「修士課程の教育理念・目的を達成するために、専修分野として、『日本文化研究』、『東アジア文化研究』、『欧米文化研究』の3つを設置し、言語・文化交流などに関わる教育・研究を国際的な視野から、広く、深く進めることができるように教育課程を編成し、理念にふさわしい能力を育成するように実施しています」としている。

博士後期課程については、「博士後期課程の教育理念を実現できるように、『日本文化研究』、『東アジア文化研究』、『英米文化研究』の3専修分野を設置し、それぞれの分野にふさわしいカリキュラム編成のもと、高度な語学力、研究能力、実践的調査能力をもった人材育成のための教育課程を編成している。また、指導教員を含む論文指導委員会（3名）の集団による研究指導により、優れた博士論文を作成できるような研究・教育環境を提供しています」としている。

本研究科のカリキュラムは、本学の外国語学部英米学科と東アジア学科のカリキュラムと関係が深く、その延長線上により専門性を深めた内容で構成されている。英米学科の延長線上に修士課程の欧米文化専修分野、その上にさらに専門性を追求した博士後期課程英米文化専修分野があり、東アジア学科の延長線上に修士課程および博士後期課程の東アジア専修分野がある。学士課程において培った広い教養と専門の基礎知識の上に、より高度な専門性の深い修士課程、博士後期課程の研究分野が展開される構成となっている。

#### 〈9〉社会福祉学研究科

本研究科の教育理念・目的を踏まえた教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、以下のように明示し、『大学院案内』、ホームページで公開している（資料4(1)-10 P.16、資料4(1)-16、資料4(1)-17）。

社会福祉学専攻修士課程では、教育理念・目的を受けて、教育課程の編成・実施方針として、「社会福祉学の理念・歴史および実践と政策に関して基礎的かつ幅広い知識に裏打ちされた専門的な研究能力を育成するため、19科目の専門的講義並びに演習が体系的に配置されている。福祉環境学専攻との共通の必修科目である社会福祉学・福祉環境学専門研究を設置し、研究リテラシーの基礎を修得することをベースに、ディプロマ・ポリシーに沿った集団指導体制による研究指導を進めている。」

社会福祉学博士後期課程では、教育理念・目的を受けて、教育課程の編成・実施方針として、「社会福祉学理論（理論と歴史）に6科目、社会福祉政策学領域（制度と政策）に5科目、環境福祉学領域（環境と地域）に5科目配置し、社会福祉領域において、高度で学術的な教育・研究を推進するカリキュラムとしている。」

修士課程福祉環境学専攻は、教育理念・目的を受けて、教育課程の編成・実施方針として、「福祉環境学という新たな学問領域の開拓をめざし、本学独自に展開している水俣学研

究センターの研究活動とリンクして、20 科目を配置している。社会福祉学専攻との共通の必修科目である社会福祉学・福祉環境学専門研究を設置し、研究リテラシーの基礎を修得することをベースに、ディプロマ・ポリシーに沿った集団指導体制による研究指導を進めている。」

**(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。**

**〈1〉大学全体**

本学の教育理念・目的、教育目標は、大学構成員には『学生便覧』、『大学要覧』、『大学案内』、『大学院案内』、大学ホームページによって周知している。また、新入生については入学時のオリエンテーション期間に、在学生については新学期のガイダンスの期間に、『学生便覧』、『シラバス』、『履修登録ガイド』などのガイダンス資料の配布とともに学部長・学科長、学級主任から説明を行い周知している。受験生には、ホームページにおいて学位授与の方針および教育課程の編成・実施方針を公表している（資料 4(1)-2）。オープンキャンパスにおいても、教育目標に基づく方針（ポリシー）にそって、大学の教育課程についてわかりやすく説明する機会を設けている。社会に対してはホームページで公表している。

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、学部長会で案を検討し 2013（平成 25）年 1 月定例教授会に報告され、教授会の構成員に周知している（資料 4(1)-20）。

**〈2〉商学部**

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は、大学ホームページを通じて広く社会に公表している（資料 4(1)-3）。

学生に対しては、毎年、『学生便覧』、『履修登録ガイド』、『シラバス』等のガイダンス資料を配布している。特に 1 年生に対しては、入学直後のガイダンスで教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を詳細に説明している。その上で、履修相談会を開催して周知徹底するとともに、さらに 1 年生がほぼ全員履修する基礎ゼミ（基礎演習）の時間には、各自の履修予定表を持参させてゼミ教員が個別指導するようにしている。2 年次以上の学生を対象とする同様のガイダンスや履修相談会も毎年、実施しており、教育目標から始まって具体的な履修登録の流れまでを周知している（資料 4(1)-21、資料 4(1)-22）。

また保護者を対象とする大学懇談会では、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を理解してもらえるように説明会を行っている。

**〈3〉経済学部**

本学部の教育目標および学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は 3 つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）として明示している。このポリシーは学部の基本問題検討委員会での検討を踏まえて、教授会に提案し承認されている。大学構成員に対しては、学部の『シラバス』、ホームページに掲載し、周知している（資料 4(1)-23、資料 4(1)-4、資料 4(1)-5、資料 4(1)-6）。また、大学ホームページを通じて広く社会に公表している。学生に対しては、『履修登録ガイド』、『シラバス』等のガイダンス資料を配付し、特に新 1 年生に対しては履修相談会を開催し、丁寧に説明している（資料 4(1)-21、資料 4(1)-22）。

**〈4〉外国語学部**

学部の理念・目的、教育目標ならびに学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、いずれも教授会による審議・承認を経て、明文化されている（資料 4(1)-7、資料 4(1)-18）。

これらの目標や各方針について、まず大学構成員の教職員に対しては、教授会における審議を通じて、これらの目標・各方針に対する認識・理解を深め、なおかつこれを教授会資料として配布することで、周知を徹底している。また、学生や社会に対しても、大学のホームページを通じて情報発信することで、これを公表・周知している（資料 4(1)-8）。

#### 〈5〉社会福祉学部

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、学科の『シラバス』、ホームページ等によって、教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して、周知・公表している（資料 4(1)-9）。

1 年生に対しては入学式後の新入生オリエンテーションにおいて、学科の目的、学ぶべき内容や科目についてシラバスを参照しながら学科長が詳細に指導することによって周知している。また 2 年次以上の学生に対しては年度初めの在学生登校日に『履修登録ガイド』、『シラバス』等のガイダンス資料を配布し学級主任指導や履修指導を通じて周知している（資料 4(1)-21、資料 4(1)-22）。

また、保護者を対象とする大学懇談会、高校の教員を対象とする進学説明会でも教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を理解してもらえよう学部教育の内容について丁寧な説明を心掛けている。

#### 〈6〉商学研究科

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、『大学要覧』、『大学院案内』および『大学院学生便覧』に示すとともに、大学ホームページにおいて公表している（資料 4(1)-24 P.08、資料 4(1)-10 P.04、資料 4(1)-11 P.34、資料 4(1)-12、資料 4(1)-13）。学位授与方針は、志願者を始め在学生にとって最重要事項であるため、その周知方法については十分留意している。具体的には、『大学院学生便覧』にその詳細を記載しており、また、入学時のガイダンスにおいて研究科長および事務局から説明を行うとともに、研究指導教授からも個別に指導を行っている（資料 4(1)-25）。

#### 〈7〉経済学研究科

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、『大学院学生便覧』で概要を説明し（資料 4(1)-11 P.43）、『大学要覧』、『大学院案内』および大学院ホームページで明示し公表している（資料 4(1)-24 P.08、資料 4(1)-10 P.08、資料 4(1)-14）。特に社会に対しては『大学院案内』および大学院ホームページによって周知している。さらに、学生に対しては入学時の研究科長によるオリエンテーションにおいて『大学院学生便覧』を使用して十分な説明を行っている（資料 4(1)-25）。

#### 〈8〉国際文化研究科

本研究科の理念・目的に沿った人材を育てることが、本研究科の教育目標（教育理念・目的）であり、『大学院学生便覧』、『大学要覧』、『大学院案内』、『学生募集要項』、ホームページなどで、学内での周知、学外への公表を行っている（資料 4(1)-11 P.5、資料 4(1)-24 P.09、資料 4(1)-10 P.12、資料 4(1)-26、資料 4(1)-15）。教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）および学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、『大学院案内』お

よびホームページで公表すると同時に、学内向けには『大学院案内』を教員および関係部署に配布し、周知をはかっている。

特に、入学を考えている人に、大学院で行う事、目指すものを明示する事は重要であると考え、オープンキャンパスと入試説明会、および大学院事務室の窓口対応で、上記資料を使ってこの内容を十分に説明し、事前に担当教官に会って話を聞くことを勧めている。

#### **〈9〉社会福祉学研究科**

本研究科の教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、教職員および学生には『大学院学生便覧』、『大学要覧』、『大学院案内』の配布、ホームページへの掲載などで周知しており、志願者には『学生募集要項』、『大学院案内』、ホームページにおいて広報し、広く社会に対しては『大学要覧』、『大学院案内』、ホームページによって公表している（資料4(1)-11 P.5、資料4(1)-10 P.16、資料4(1)-27、資料4(1)-16、資料4(1)-17、資料4(1)-24 P.09）。

### **（4）教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。**

#### **〈1〉大学全体**

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の検証については、学部・研究科においては、それぞれ教授会・研究科委員会で責任を持って実施している。また、全学的な方針については、学部においては学部長会で協議検討のうえ、教授会の審議を経ている。大学院は大学院委員会がその機能を果たしている（資料4(1)-28、資料4(1)-29 第43条、第44条）。

教養科目については、人文・社会・自然・外国語・健康科学の分野からなる学部共通科目連絡会議において全学的なカリキュラムの編成・開設科目に関して協議している（資料4(1)-30）。初年次の情報科目については、情報処理入門グループ会議において授業内容の検討の中で行われている。学部学科のカリキュラムにおいては、学部ごとにカリキュラム委員会等の協議のもとで適宜検証が行われている。

#### **〈2〉商学部**

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性に関しては、ホスピタリティ・マネジメント学科では学科会議を通じて検証を行っている。4年に1回のカリキュラム改革を基本としており、教育目標の達成に向けた具体的な見直し・編成の作業を継続的に実施している。

商学科と経営学科でも、同じく4年に1回のカリキュラム改革を基本としている。カリキュラムの検証は、経営、情報等の各系列の会議を中心に行っているが、この4年間だけ取ってみると定期的なカリキュラム改革には至らなかった。特にこの1年間は、学部の将来を見据えた改革の必要性から、教育目標も含めた検討は学部将来構想委員会で行われ、そこでの議論を踏まえて学部の新しい3つのポリシーを策定した（資料4(1)-31）。

#### **〈3〉経済学部**

本学部では、基本問題検討委員会において中期的な教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針について検討し、また、短期的な教育課程の部分的な調整は学部長・学科長からなる運営委員会から教授会に提案を行っている。2014（平成26）年度における



学部再編にあたってはこのような学部改革のシステムを通して行われた(資料 4(1)-32)。また、4年間(2014(平成 26)年度～2017(平成 29)年度)が学年進行の基本的なサイクルであるから、3年目にあたる 2016(平成 28)年度に次の 4年間(2018(平成 30)年度～2021(平成 33)年度)に向けた学部の改善・改革をスタートさせていく。

#### 〈4〉外国語学部

学部の理念・目的、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については、時代の変化や社会・地域の要請に応じてその適合性について定期的な検証を行うことが求められると考える。

もともと、上記の目標や各方針については、基本的に大方針であって、細かなその定期的検証と具体的な改善施策の実施は、具体的なカリキュラムの編成・実施過程において実現されるものとする。また、後者の学位授与方針ならびに教育課程の編成・実施方針については、その策定自体が最近実現したものであり、これに修正を加えるまでに必要はない。

なお、上記目標・各方針は、各年度の入試の総括ならびに次年度入試制度の検討過程において検証・検討が加えられており、このような作業に基づき、英米・東アジア両学科で新たな教育課程上の試みが実施されている。例えば、英米学科においては近年、海外インターンシップ制度やビジネス副専攻制度の導入が実現している(資料 4(1)-33)。

また、東アジア学科でも社会・地域のニーズを反映して、海外研修先として新たに台湾(国立台湾師範大学)を加えるなど、新たな試みを常に行っている(資料 4(1)-34)。

#### 〈5〉社会福祉学部

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っている。学部内のカリキュラム検討委員会や教授会の議を経て、教育目標に即して教育課程を検討し、社会のニーズや学生の要望などを勘案して 2 年ごとに工夫を加えて改革している(資料 4(1)-35)。

#### 〈6〉商学研究科

毎年度のカリキュラム編成に際し、研究科委員会において開講科目の決定を審議する過程で、教育目標、教育課程の編成・実施方針の適切性の検証を行っている。また、学位授与方針に関しては、特に学位論文の審査に際してその適切性の検証を行っている。

#### 〈7〉経済学研究科

毎年、研究科委員会においてカリキュラムの編成を行うに際して、教育目標との関連で開講科目の決定を行っている。また、学位授与方針に関しては、特に学位論文の審査に際してその適切性が検証されている。しかし、この課題に向けた固有の組織は従来存在しなかった。2014(平成 26)年度に熊本学園大学大学院経済学研究科自己点検・評価実施委員会が設置されたので(資料 4(1)-36)、今後はこの委員会において課題の定期的検証がなされることになる。

#### 〈8〉国際文化研究科

本研究科における、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施などについては、研究科委員会において、検討している。

具体的には、毎年、次年度のカリキュラムは 10 月に決定しているが、それに際し、本研究科の教育目標、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成・実施方針(カ

リキュラム・ポリシー) などの適切性を吟味し検証している。

たとえば、カリキュラムの検討において、新たな授業開設が妥当と判断された場合には、担当者の資格を確認した上で(熊本学園大学大学院国際文化研究科担当教員資格審査に関する内規)、本研究科の理念・目標とも照らし合わせ開設を決定する。2014(平成26)年度で言えば、新たに修士課程で日本文化研究において演習科目を二つ、東アジア文化研究において講義科目をひとつ増設した。博士課程では、2015(平成27)年度に担当者の長期海外研修により欠けることになる東アジア文化研究において、同様の分野の別の担当者による演習科目を同年度から開設することを既に決定している。また、日本文化研究で、2016(平成28)年度で定年を迎える教員がいるため、修士担当教員1名を2015(平成27)年度から博士課程での講義も担当させる資格審査を行い、すでに承認している。

このように、教育課程の編成・実施方針について定期的に適切に検証を行っている。

同様に、FD委員会でも、教員の教育・研究能力の向上のみならず、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に議論を行っている。

### 〈9〉社会福祉学研究科

社会福祉学研究科委員会(同博士後期課程担当者会議を含む)および研究科内に設置されたFD委員会において、定期的に、研究科の教育目標、学位授与方針について協議し、検証している。

## 2. 点検・評価

### ① 効果が上がっている事項

#### 〈1〉大学全体

大学、大学院の教育目標ならびに学位授与の方針は刊行物やホームページにおいて広く周知されてきた。加えて、シラバスの書式を統一した際に、科目ごとの到達目標をシラバスで明示したことにより、個々の授業に関しても学生は目的意識を持って臨むようになった。

#### 〈2〉商学部

教育目標に基づき、学位授与方針を策定し、『大学案内』、ホームページを通じて社会に公表している。

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は、ガイダンスなどを通じて周知しているが、1年次の学生には容易に理解できない面がある。口頭による説明だけでなく、相談会やゼミでも個別指導を重ねて行うことで理解を促している。

ホスピタリティ・マネジメント学科では定期的なカリキュラム改革を継続して行っており、その成果としてインターンシップの運用方法を改善した。

#### 〈3〉経済学部

2014(平成26)年度に学部再編を行い、それと合わせて3つのポリシーを作成したことによって、学部再編の方針と目的を直接反映した3つのポリシーができた。そのもとで学部運営ができることとなり、「経済学を中心とした地域、法律、国際、情報に関連する専門知識と豊かな教養を備えた有為な人材として、社会の各分野で活躍できる能力を身につけ」という学位授与方針のもとで、経済学科には先端経済の分析を中心とした現代経済専攻、国際をキーワードとした国際経済専攻、地域貢献のための地域経済専攻のカリキュラムが

整備され、また、リーガルエコノミクス学科では行政・公共政策分野と市民・ビジネス法分野のカリキュラムが整備され、教育課程の編成・実施方針との整合性を確保した。また、各履修分野に対しての専門の特任助教による学習相談も行っており、そこでの指導によって授業科目の理解が促進されている。

#### 〈4〉外国語学部

英米・東アジア両学科における毎年度の入試制度の総括ならびに次年度入試に関する広報施策の検討過程では、それぞれの学科会議において、学科長を中心として、教育目標ならびに学位授与方針、教育課程の編成・実施方針に関連する諸事項が厳密に検討・審議されている。

現在の学位授与方針は、教育課程編成の過程で討議された内容を成文化したものである。運営委員会での検討は入試の結果をふまえ、現状に適応したものであるかを念頭に行われており、検証の機能がうまく働いている。

#### 〈5〉社会福祉学部

本学部では、学位授与方針をホームページやシラバス等で明示することによって、学生が自主的な活動や学修に対する意欲をもち、社会での自らの位置を確認できている。それに加え、学生の学修の様子は各学科ニュースとして学部ホームページに掲載し、教育成果を公表している。

昨年度から学科会議やFDの会議を重ね、新たに教育の目標を定めるとともに、その内容をシラバスにおいて学生に明示し、4月の学年別オリエンテーションにおいて、学生に教育目標と学位授与方針を説明した。このことによって、昨年度よりも、学生にとって教育目標がわかりやすくなり、教員にとっても学科教育の目標がさらに明確となった。

さらに、学生は社会福祉学を学ぶことの意味を資料に基づき説明を受けることで、教員と学生が共に同じ方向を向いて取り組みことに繋がっている。

#### 〈6〉商学研究科

商学専攻および経営学専攻のそれぞれの修士課程および博士後期課程において、設定された教育理念・目的に沿った学位授与方針を明示している。また、学生に対しては、履修方法、学位論文の要件および審査基準、修了要件等を具体的に明示し、かつ、学位授与までのプロセスを簡明に図示することによって、学生の研究計画の策定が適切に行われている。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、入学時のガイダンスにおいて研究科長および事務局から説明を行うとともに、研究指導教員より入学時から学位授与までの各段階において個別に指導を行っているため、在学生には十分浸透している。

#### 〈7〉経済学研究科

履修方法、修了要件等を明示し、かつ、学位授与までのプロセスを簡明に示すことで学生の研究計画の設定が適切に行われている。しかも、修士課程、博士課程ともに定期的な報告会を設けることでそれが研究の節目となり、研究の進捗が促進されている。

「経済学研究科履修要項」により、学生は各人にとって合理的な履修計画を設定することができる。さらに、シラバスによって履修計画に基づく具体的な履修科目の選択を行うための情報を得ることができる。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、学生に対しては

『大学院学生便覧』を配布し、入学時に研究科長による説明を行っている。また、社会に対しては、特にホームページによる広報が不特定多数の関心を有する人々への情報伝達手段として有効である。

### 〈8〉国際文化研究科

学位授与方針を「学位授与の要件」と「学位論文の基準」とに分けて明示し、修士課程、博士課程ともに、『大学院案内』およびホームページで公表している。

教育目標に基づいた教育課程の編成・実施方針を明確に示すことにより、「日本文化研究」、「東アジア文化研究」、「欧米文化研究」という三文化圏の研究分野にわたり、言語、文学、文化の科目を配置するというカリキュラムを確立できている。

大学のオープンキャンパスの際に大学院のブースを出し、情宣に勤めている。多くはないが確実に問い合わせの人が来ている。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について、昨年 FD 委員会で行った、学生（3名）を交えた意見交換は、学生の意見を直接聞く貴重な機会となった。研究科が掲げる方針の変更を求めるような声はなかった。今後もこれを重要な取組と考え継続して行いたい。

### 〈9〉社会福祉学研究科

社会福祉学専攻修士課程および同博士後期課程ならびに福祉環境学専攻修士課程のそれぞれにおいて、設定された教育理念・目的に沿った学位授与方針を明示しており、早急に改善すべき点は特に見当たらない。

社会福祉学専攻修士課程および同博士後期課程ならびに福祉環境学専攻修士課程において、それぞれ、社会福祉学あるいは福祉環境学の理論と制度および実践に関わる科目を体系的に配置し、学生の研究テーマを考慮して、指導担当教員の指導の下、教育・研究が展開されている。

各種媒体を通して、研究科の教育目標、学位授与方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されており、一定の効果が上がっている。

研究科の教育目標、学位授与方針及び学位授与数等について、研究科長をトップとして定期的に PDCA サイクルで検証しており、改善に向けての意識が高まってきている。

## ② 改善すべき事項

### 〈1〉大学全体

学部長会ならびに大学院委員会において定期的な教育目標や教育課程の編成の点検がおこなわれているが、教育目標を達成するために教授法の改善を検討する必要がある。

### 〈2〉商学部

教育目標と学位授与方針、教育課程の編成・実施方針はホームページに明示しているが、カリキュラム改革の議論と合わせて新しい 3 つのポリシーを作成途上である。これを早急に策定することが必要である。

### 〈3〉経済学部

学部改編にともない、カリキュラムの大幅な変更を行った。新入生が授業科目の履修に支障をきたさないように、入学時の履修説明を入念に行い、また、特任助教による学習相談をおこなっている。なお、全学的に統一したシラバスのもとで、シラバスに即した授業

を行っているが、そうした授業の徹底を図る必要がある。

#### 〈4〉外国語学部

学位授与方針である、①専攻言語の知識、②文化や歴史の知識、③コミュニケーション能力、④異文化適応能力と問題解決能力、⑤日本語や日本文化についての知識のうち、④の異文化適応能力と問題解決能力を有しているかどうか具体的にどう評価するか、まだ十分な検討が行われていない。

教育目標や各方針の大学構成員である学生への周知について、現時点では大学ホームページによる情報発信にとどまっているが、今後は、『大学案内』や『学生便覧』、あるいは年度初めに配布する『履修登録ガイド』、さらには新入生の入学ガイダンスなどにおいて、目標や方針の存在を示し、その具体的内容を説明するなど、より理解を深めるなどする必要が考えられる。

#### 〈5〉社会福祉学部

特記事項なし

#### 〈6〉商学研究科

カリキュラム編成において、教育目標、教育課程の編成・実施方針の適切性の検証を行い、また、学位論文の審査において、学位授与方針の適切性の検証を行っている。しかし、これらを主要な課題として個別に取り上げて検証を行っているものではない。商学研究科自己点検・評価実施委員会またはFD委員会において、定期的に検証を行っていきたい。

#### 〈7〉経済学研究科

カリキュラムの編成や学位論文審査といった具体的業務の中で、教育目標や学位授与方針の適切性を点検しているが、それ自体が定期的かつ明示的に点検対象とされているわけではない。社会情勢の変化に対応して、教育目標や学位授与方針の適切性を保つためには、2～3年に1回程度のサイクルで点検する機会を設ける必要がある。これについては2014（平成26）年度に設置された大学院経済学研究科自己点検・評価実施委員会においてまずもって検討し、その結果を踏まえて研究科委員会全体で審議することになる。

#### 〈8〉国際文化研究科

特記事項なし

#### 〈9〉社会福祉学研究科

社会福祉学及び福祉環境学を取り巻く社会状況の変化を踏まえつつ、それぞれの教育理念・目的について日々、検証・検討していくとともに、必要に応じ、適宜、学位授与方針も見直していく必要がある。

社会福祉学専攻修士課程および同博士後期課程ならびに福祉環境学専攻修士課程のそれぞれにおいて、担当者不在のため、一部開講されていない科目がある。そういった科目についての手立てを検討していく必要がある。

さらに、情報提供について、媒体や内容を随時リメイクしていく必要がある。また、大学院FD委員会などにおいて、大学の研究・教育についての学内外に対する情報提供、広報活動のあり方について、定期的に検証していくことが必要である。

研究科内に設置されたFD委員会を、より恒常的に開催するとともに、その成果を学内外に発信していく必要がある。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

##### 〈1〉大学全体

学生が目的意識を持って授業に臨み、目標達成までの道のりを自らがデザインする姿勢をさらに向上させるために、科目履修によって何が身につくか、学習が将来の進路・就職にどのように繋がるか、科目の順次性と体系性がどうなっているのかを、さらに明確にしていく必要がある。

##### 〈2〉商学部

特記事項なし

##### 〈3〉経済学部

特記事項なし

##### 〈4〉外国語学部

特記事項なし

##### 〈5〉社会福祉学部

特記事項なし

##### 〈6〉商学研究科

修士課程の履修方法について「大学院研究科規則」や『大学院学生便覧』において文章によって明示しているが、学生にとっては理解しにくいと思われるため、その内容を図示する。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、入学時のガイダンスにおいて研究科長および事務局から説明を行うとともに、研究指導教授より入学時から学位授与までの各段階において個別に指導を行っているため、在学生には十分浸透しているが、『大学院商学研究科学生募集要項』においても掲載する必要があるか検討する。

##### 〈7〉経済学研究科

経済学において必須の知識となる統計学に関しては現状では非常勤教員による講義を余儀なくされている。この講義は夏期集中講義であり学生にとって負担の大きいものとなっているが、反面、短期間に体系的な学習を行うことの効果は大きい。原則としてすべての学生が受講するよう指導しているところであり、今後ともこの方針を維持することとする。

##### 〈8〉国際文化研究科

教育目標に基づいた学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が明文化され、種々の媒体を使って学内外に公表している。また、FD委員会では学生・教員を交え、その検証を行ってきている。今後は変化する社会への対応ができていないかを更に確認するとともに、FD委員会では拾えなかった意見を反映させる方法を運営委員会で検討して行く。

##### 〈9〉社会福祉学研究科

特記事項なし

#### ② 改善すべき事項

##### 〈1〉大学全体

教育目標を達成するために全学のFD委員会ならびに各学部のFD委員会による教授法改善のための研究会をさらに促進する必要がある。全学FDについては、FD企画運営委員会

(構成員：学長、教学部長、学生部長、学部長)で推進していく。

#### 〈2〉商学部

商学科と経営学科では、カリキュラム改革が若干停滞していた。現在準備が進んでいる新3つのポリシーが承認されれば、カリキュラム改革に向けて前進できる。

#### 〈3〉経済学部

特記事項なし

#### 〈4〉外国語学部

学位授与方針は、表現が抽象的であり、読み手に伝えたい本質をかえずにわかりやすい表現に改めることを慎重に検討すべきだと思われる。

#### 〈5〉社会福祉学部

特記事項なし

#### 〈6〉商学研究科

様々な社会環境の変化に対応すべく、教育目標、教育課程の編成・実施方針および学位授与方針の適切性の検証を商学研究科自己点検・評価実施委員会またはFD委員会において定期的に実施する。

#### 〈7〉経済学研究科

教育目標や学位授与方針については、今後は2014(平成26)年度に設置された大学院経済学研究科自己点検・評価実施委員会において定期的にその内容を点検し、社会の動向に即した見直しと改善を進める。

#### 〈8〉国際文化研究科

特記事項なし

#### 〈9〉社会福祉学研究科

特記事項なし

### 4. 根拠資料

4(1)-1 熊本学園大学学位規則

4(1)-2 熊本学園大学ホームページ 教育理念 (既出 資料 1-16)

<http://www.kumagaku.ac.jp/daigaku/gaiyou/policy>

4(1)-3 熊本学園大学ホームページ 商学部

<http://www.kumagaku.ac.jp/gakubu/syougaku/index>

4(1)-4 熊本学園大学ホームページ 経済学部

<http://www.kumagaku.ac.jp/gakubu/keizai/index>

4(1)-5 経済学部ホームページ 経済学科の3つのポリシー

<http://www.e.kumagaku.ac.jp/economics/policy.html>

4(1)-6 経済学部ホームページ リーガルエコノミクス学科の3つのポリシー

<http://www.e.kumagaku.ac.jp/legal/policy.html>

4(1)-7 外国語学部教授会議題・資料 (学位授与方針 (ディプロマポリシー) 案について)

4(1)-8 熊本学園大学ホームページ 外国語学部

<http://www.kumagaku.ac.jp/gakubu/gaikoku/index>

4(1)-9 熊本学園大学ホームページ 社会福祉学部

4. 教育内容・方法・成果 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

[http://www.kumagaku.ac.jp/gakubu/syakai\\_fukushi/index](http://www.kumagaku.ac.jp/gakubu/syakai_fukushi/index)

- 4(1)-10 熊本学園大学大学院案内 2014 (既出 資料 1-8)
- 4(1)-11 平成 26 年度大学院学生便覧 (既出 資料 1-5)
- 4(1)-12 大学院ホームページ 商学専攻の教育理念・ポリシー  
<http://www.kumagaku.ac.jp/daigakuin/graduate/syogaku/syogaku/index>
- 4(1)-13 大学院ホームページ 経営学専攻の教育理念・ポリシー  
<http://www.kumagaku.ac.jp/daigakuin/graduate/syogaku/keiei/index>
- 4(1)-14 大学院ホームページ 経済学専攻の教育理念・ポリシー  
<http://www.kumagaku.ac.jp/daigakuin/graduate/keizaigaku/keizai/index>
- 4(1)-15 大学院ホームページ 国際文化専攻の教育理念・ポリシー  
<http://www.kumagaku.ac.jp/daigakuin/graduate/kokusai/kokusai/index>
- 4(1)-16 大学院ホームページ 社会福祉学専攻の教育理念・ポリシー  
<http://www.kumagaku.ac.jp/daigakuin/graduate/fukusi/fukusi/index.html>
- 4(1)-17 大学院ホームページ 福祉環境学専攻の教育理念・ポリシー  
<http://www.kumagaku.ac.jp/daigakuin/graduate/fukusi/kankyo/index>
- 4(1)-18 外国語学部教授会議題・資料 (カリキュラムポリシーについて)
- 4(1)-19 熊本学園大学学則 (既出 資料 1-1)
- 4(1)-20 教授会議題・資料 (熊本学園大学の三つの方針について)
- 4(1)-21 履修登録ガイド
- 4(1)-22 学級主任指導時の留意事項 (在学生用・新入生用) (既出 資料 1-20)
- 4(1)-23 経済学部シラバス P.1 経済学部長メッセージ (既出 資料 1-11)
- 4(1)-24 熊本学園大学 2014 大学要覧 (既出 資料 1-15)
- 4(1)-25 平成 26 年度学年初め日程 (大学院) (既出 資料 1-31)
- 4(1)-26 大学院国際文化研究科学生募集要項 P.2 (既出 資料 1-29)
- 4(1)-27 大学院社会福祉学研究科学生募集要項 P.2 (既出 資料 1-32)
- 4(1)-28 熊本学園大学学部長会規程 (既出 資料 1-34)
- 4(1)-29 熊本学園大学大学院学則 (既出 資料 1-2)
- 4(1)-30 熊本学園大学学部共通科目連絡会議規程
- 4(1)-31 商学部教授会議題・資料 (将来構想委員会からの再答申、報告 (商学部 DP 案))
- 4(1)-32 経済学部教授会議題・資料 (3 つのポリシーについて)
- 4(1)-33 英米学科リーフレット (既出 資料 3-64)
- 4(1)-34 東アジア学科リーフレット
- 4(1)-35 社会福祉学部教授会議題・資料 (社会福祉学部のポリシー (AP・CP・DP))
- 4(1)-36 大学院経済学研究科自己点検・評価実施委員会内規



## 4. 教育内容・方法・成果

### 教育課程・教育内容

#### 1. 現状の説明

##### (1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

##### 〈1〉大学全体

教育課程の編成方針に基づき、学部学科、研究科専攻においてそれぞれの専門に応じた特色を活かして体系的に教育課程を編成している。学部の教育課程は、専門科目、教養科目いずれも、第1年次「基礎科目」、第2年次「発展科目」、第3・4年次「応用科目」の順に体系づけられている（資料4(2)-1 第11条）。教養科目においては、一部学部独自の科目も設置されているが、基本的には学部共通科目として、人文・社会・自然・外国語・健康科学・情報処理のそれぞれの分野において系統立てたカリキュラムが編成されている。専門科目においては、商学部は特に流通・金融・経営・会計の分野を、経済学部は特に財・サービス・資本・情報といった経済社会を形成する枠組みを、外国語学部は特にコミュニケーション能力・異文化理解を、社会福祉学部は特に社会福祉・生活環境・子育て支援・ウェルビーイングの推進を中核に据えた授業科目を体系的に開設している（資料4(2)-1 第12条、資料4(2)-2 PP.55～95, PP.143～202、資料4(2)-3 第13条、資料4(2)-4 PP.104～114）。

また、教育職員免許状、司書及び司書教諭、レクリエーション・インストラクター等の免許資格を取得できる課程をおいている（資料4(2)-1 第13条、第14条、第14条の2、第22条）。外国語学部には日本語教員養成課程をおいている（資料4(2)-2 PP.126～128）。社会福祉学部には、保育士養成課程、幼稚園教員養成課程および介護福祉士試験、社会福祉士試験、精神保健福祉士試験、健康運動指導士認定試験の受験資格取得のための課程をおいている（資料4(2)-2 PP.129～142）。それぞれの養成課程においては、法令等に基づき適切に教育課程を編成している。

さらに、所属学科の専門教育に加えて幅広い知識の習得を目指して、所属学科に開設されていない科目を他学部・他学科において受講できる制度を設けている（資料4(2)-5）。

##### 〈2〉商学部

本学部では教育課程の編成・実施方針に基づき、順次性をもって体系づけた授業科目を開設している（資料4(2)-2 PP.55～63, PP.143-154、資料4(2)-6 PP.1～21、資料4(2)-7 PP.3～23、資料4(2)-8 PP.3～20）。特に1年次においては、「流通論入門」や「経営学入門」など、導入的な「入門」科目を多数取り揃え、2年次以降の専門科目群への橋渡しがスムーズに行われるように工夫している。2年次以降では、より専門性・応用性の高い科目群を配置しており、流通・マーケティング・金融・経営・会計などの各系列から選択できるようになっている。

演習においても、基礎→発展→応用とつながる系統的な配置になっている。商学科および経営学科は、1年次の「基礎演習」は必修ではないが、導入教育の重要性の観点から全員が履修するように指導しており、実際にはほぼ全員が履修している。「応用演習」は3年

次の「応用演習Ⅰ」、4年生の「応用演習Ⅱ」と同じゼミで学ぶように設計されており、特に「応用演習Ⅱ」では卒論の執筆を前提としている。多くの学生は「応用演習Ⅰ・Ⅱ」を履修するが、そうでない学生は「総合演習」を4年次に履修することになっている。

ホスピタリティ・マネジメント学科は、2013（平成25）年度入学生から適用したカリキュラム改革によって、通年ではなく半期のゼミ等を導入し、基礎→発展→応用の順次性が保たれる工夫をしている（資料4(2)-8 P.8,P.10）。

### 〈3〉経済学部

本学部では、教育課程の編成・実施方針に基づき、順次性をもって体系的に授業科目を開設している（資料4(2)-2 PP.64～70,PP.155～170、資料4(2)-9、資料4(2)-10 PP.1～45、資料4(2)-11 PP.7～27、資料4(2)-12 PP.7～41）。

本学部では、2014（平成26）年度の学部再編にあたって、3つのポリシーの制定において、教育課程の編成・実施方針を明示し、それにもとづいて、カリキュラムの編成を次のように行った。

- (1) まず1・2年次に「共通教養科目」が配置され、卒業単位124単位中36単位を「基礎学術科目」、「総合科目」、「外国語科目」、「健康科学科目」、「キャリア形成科目」から履修することで両学科のカリキュラム・ポリシーで共通にあげられている方針  
①「初年次教育や語学教育を通じて、コミュニケーション力の形成を図り、さまざまな教養科目を学ぶことで幅広い知識を身につけます」という方針を具体化する。
- (2) また、②の方針については「情報リテラシーⅠ」、「情報リテラシーⅡ」を必修科目として1年次に配置し、2年次以降に各学科に情報系の専門科目を置くことで対応している。
- (3) さらに、両学科共通に1年次および2年次春学期に「経済学入門」の必修科目および「ミクロ経済学入門」、「マクロ経済学入門」を必修科目に配置することによって、③の経済学の基礎知識の習得となる。なお、リーガルエコノミクス学科では両学科共通の基礎科目に「法学入門」、「基礎憲法」、「基礎民法」を追加し、学科にふさわしい基礎科目を編成している。
- (4) 2年次以降の専門科目については年次毎に「基礎科目」、「発展科目」、「応用科目」が配置され、体系的な履修・理解が進められることになる。それぞれの学科、専攻の体系的履修系統図をシラバスに示すことによって（資料4(2)-10 PP.14～16、資料4(2)-12 P.15）、学生の授業科目の履修の理解、分野の体系性の理解を助けている。

### 〈4〉外国語学部

本学部では、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を2014（平成26）年3月12日の臨時教授会にて明文化している（資料4(2)-13）。それまで教授会構成員の互いの理解の上にあった同方針を説明・明文化したものである。

専門分野においては、言語の運用とそれに関する知識、地域研究に加え、日本に関する科目を配置している。教養教育には人文・社会・自然・健康に関する科目を配置し、専門以外の言語を学べる配慮をしている。

また、英米・東アジア両学科はそれぞれが開設する授業科目について、それぞれの「学科という枠組みの中で専門教育を行うとともに、社会構造の変化・情報化・国際化に対応するため、幅広い教養と総合的判断力を持った人材を養成することを目的として体系的に

編成」しており、学生の個性化にも対応できるよう配慮している（資料 4(2)-2 PP.71～79, PP.171～182、資料 4(2)-14 PP.1～23、資料 4(2)-15 PP.3～27）。

本学の教育課程は、建学の精神である「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」を柱として、人間性豊かな人材を育成するため、「初年次教育」と「教養教育」、「専門教育」を柱とする体系的な科目体系が設けられている。この体系を基礎として、東アジア学科も年次ごとに基礎科目（1年次）、発展科目（2年次）および応用科目（3・4年次）が体系的に配置され、それぞれについて卒業に必要な単位数が示されている。

また、外国語と関連分野の学びを通じて、国際的視野と知性を養い、国際社会で活躍できる人材を育成するという外国語学部の理念・目的を踏まえ、各年次に語学と文学に関する AⅠ群科目、エリア・スタディに関する AⅡ群科目、日本研究に関する AⅢ群科目、A群共通科目（情報処理科目ほか）、B・C群等科目（教養教育科目ほか）を設置し、各群科目それぞれ、基礎から発展、発展から応用へと学習を進められるよう体系的なカリキュラム設計を行っている。

英米学科では、教育課程の順次性・体系性を示し、将来の進路設計にも役立つよう、「カリキュラムマップ」と「履修モデル」を提供している（資料 4(2)-16）。なお、学科独自の新たな取り組みとして、2014（平成 26）年度入学生から、英米学科に開設されているビジネス関係の科目と共に、商学部の専門科目を 24 単位以上履修することでビジネス副専攻を認定するカリキュラムを設置している。また、中学校教員（英語）、高校教員（英語）、日本語教員の資格取得（資料 4(2)-2 PP.126～128）が可能である。

東アジア学科は学ぶ言語が韓国語と中国語にわかれるため、カリキュラムは同一であるが、学生に配布するシラバスでは、科目の配列をかえてわかりやすくした開設科目一覧表をコースごとに作り、学習計画に資するようにしている。なお、大学教育の過程で獲得した体系的な知識を東アジア地域の国家や地域（中国・台湾・韓国）の現地学習を通じてさらに体系化を可能とすべく、2年次以上では夏季休暇期間を利用して、4週間に及ぶ海外研修を行い、2年次秋学期以降における学生たちの学習意欲をさらに高めさせる制度がある（資料 4(2)-17、資料 4(2)-18）。

なお、東アジア学科では、学生が自らの興味関心に応じて体系的な科目履修を可能とするため、「カリキュラムマップ」および「科目系列図」を作成している（資料 4(2)-19）。また、学科ホームページにて、上記の諸方針を簡便にまとめた「教育の 3 本柱」を公開し、学科が育成を目指している能力を「語学力」、「理解力」、「問題解決能力」と表現し、これらの能力の向上を意識しつつ、体系的な履修を進めるよう指導を行っている（資料 4(2)-20）。

#### 〈5〉社会福祉学部

本学部では、教育課程の編成・実施方針に基づき、「教養科目」、「キャリア形成科目」、「語学」、「保健体育」、「専門基礎科目」、「専門科目」を配置し、「必修科目」、「選択必修科目」を学年ごとに配置して順次性を持つとともに、系統的な学びができるように教育課程を編成している（資料 4(2)-2 PP.80～95, PP.183～202、資料 4(2)-21 PP.1～57、資料 4(2)-22 PP.4～38、資料 4(2)-23 PP.4～41、資料 4(2)-24 PP.4～38、資料 4(2)-25 PP.4～25）。

第一部社会福祉学科では、初年次基礎科目および教養科目を基礎として段階的（クサビ型）に専門科目へと展開できるように体系的に編成している。初年次と 2年次には教養（人文、社会、自然の各系列および語学、情報処理、保健体育）に関する科目を多く配置し、

専門的な内容を深めるために 2 年次以降、とくに 3 年次において専門科目を多く設置している。4 年次は専門科目に加えて「卒業演習」や「卒業論文」が中心となる（資料 4(2)-21 P.6,P.8）。第二部社会福祉学科、福祉環境学科、子ども家庭福祉学科、ライフ・ウェルネス学科においても、基本的に同様の編成を行っている。

第二部社会福祉学では、専門科目を「社会福祉」、「福祉教養と技術」、「法と政策」、「社会と文化」、「マネジメント」の科目群に分類することで、学生が自ら確認しながら体系的学べるよう配慮している（資料 4(2)-22 P.6）。

福祉環境学科では、「福祉環境群科目」、「福祉環境学入門」、「福祉環境論特講」が学科のコア科目として位置づけられている（資料 4(2)-23 P.6）。

子ども家庭福祉学科では、保育士養成と幼稚園教員養成のカリキュラムを柱とした「保育者養成履修モデル」と、保育士養成または幼稚園教員養成と社会福祉士養成のカリキュラムを柱とした「保育・児童ソーシャルワーカー養成履修モデル」の大きく 2 つのカリキュラムモデルがある（資料 4(2)-24 P.6,P.8）。

ライフ・ウェルネス学科では、専門科目は「ライフ・ウェルネス専門科目」、「ライフ・ウェルネス関連科目」に分類され、人間科学や健康科学の基礎を踏まえて、保健体育学と社会福祉学がバランスよく学べるように配置している（資料 4(2)-25 P.4）。

#### 〈6〉商学研究科

本研究科では、商学専攻・経営学専攻の修士課程および博士後期課程それぞれにおいて、教育課程の編成・実施方針に基づき、以下のように、授業科目を開設し、教育課程を体系的に履修できるよう編成している（資料 4(2)-3 第 13 条、資料 4(2)-4 PP.104～105,PP.110～111、資料 4(2)-26 第 4 条）。

まず、修士課程の商学専攻では「流通・マーケティング分野とファイナンス・会計分野の各分野において、より高度な専門知識を修得するための授業科目」として、経営学専攻で「経営理論、経営基礎、経営工学の各分野において、より高度な専門知識を修得するための授業科目」として主要学科目を配置する。

両専攻に共通して、以下の科目を配置する。

- ・企業などで即戦力として活躍するための授業科目としてビジネススキル科目やビジネス特講科目
- ・主として、商学や経営学の基礎が不十分な他学部出身者や社会人を対象とした授業科目としてフォローアップ科目
- ・関連する法律関係の授業科目として関連学科目

商学専攻・経営学専攻とも、1 年次にはすべての科目を開設し、修士論文あるいはリサーチペーパーにつながる特殊研究演習科目については 1・2 年次を通して履修する科目を開設している。

専攻共通の科目として、地域で活動している経営者をゲスト講師として招聘し、ビジネスの現場を知るための講義として「ビジネス特講Ⅰ」、「ビジネス特講Ⅱ」を開設している。本研究科では、社会人や外国人を始めとする多様な入学生の基礎力を身につけるため、ビジネススキル科目とフォローアップ科目を開設している。ビジネススキル科目は「簿記実践」、「コンピュータ実践」、「ビジネスリテラシーⅠ・Ⅱ」、「ビジネス倫理」を開設しており、これらの科目は実習を伴い、大学院生としてだけでなく社会人またはビジネスマンと

しての基本を身につけることを目標としている。フォローアップ科目は「流通論」、「会計ファイナンス」、「経営学」、「情報」、「ビジネス法」、「経済学」について基礎的な知識を補うための科目群である。さらに関連学科目として「会社法」、「労働法」、「会社税法」を開設している。

博士後期課程の商学専攻では、流通・マーケティング分野 6 科目、ファイナンス・会計分野 10 科目（うち必修科目「ファイナンス論特殊講義」を含む）を開設している。経営学専攻では理論分野 7 科目、実践分野 3 科目を開設している。

#### 〈7〉経済学研究科

本研究科では、修士課程、博士後期課程それぞれにおいて必要な授業科目を開設し、学生の専門的研究課題に応じた体系的な履修を保障している（資料 4(2)-3 第 13 条、資料 4(2)-4 P.106,P.112、資料 4(2)-26 第 4 条）。

修士課程では、高度の理論・実証の能力を土台として、国際的知識を持ち、地域経済社会の舞台で活躍できる職業人の育成を目指しており、その目標にそって、「経済理論部門」、「経済史部門」、「財政・金融部門」、「政策・地域部門」、「国際関係部門」の各部門を充実させ、広い視野に立った深い学識と高度な専門能力を身につけられるよう教育課程を編成している。国際社会に対応する語学力の向上を重視し、「外国文献特殊研究」を必修としている。さらに関連科目として、「現代社会問題特殊研究」、「経済問題解法特殊研究」を開設している。

博士後期課程では、高度な学術研究の深化を目標に「経済理論・経済史分野」、「地域・開発政策分野」に大別して教育課程を編成している。

#### 〈8〉国際文化研究科

本研究科の教育課程編成・実施の方針として掲げる「専修分野として『日本文化研究』、『東アジア文化研究』、『欧米文化研究』の 3 つを設置し、言語・文化交流などに関わる教育・研究を国際的な視野から、広く、深く進めることができるような教育課程を編成」という考え方に沿って、修士課程では、日本文化研究・東アジア文化研究・欧米文化研究、博士後期課程では、日本文化研究・東アジア文化研究・英米文化研究、それぞれの三専修分野を置き、各々に言語・文学・文化の領域を設けることによって、教育課程を具現化している（資料 4(2)-3 第 13 条、資料 4(2)-4 P.107,P.113、資料 4(2)-26 第 14 条）。

#### 〈9〉社会福祉学研究科

本研究科では、社会福祉学専攻修士課程および同博士後期課程ならびに福祉環境学専攻修士課程において、それぞれ、教育課程の編成・実施方針に基づき、以下のように授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している（資料 4(2)-3 第 13 条、資料 4(2)-4 PP.108～109,P.114 資料 4(2)-26 第 4 条）。

社会福祉学専攻修士課程では、社会福祉学の理念・歴史および実践と政策に関して基礎的かつ幅広い知識に裏打ちされた専門的な研究能力を育成するため、19 科目の専門的講義並びに演習を体系的に配置している。福祉環境学専攻との共通の必修科目である「社会福祉学・福祉環境学専門研究」を設置し、研究リテラシーの基礎を修得することをベースに、ディプロマ・ポリシーに沿った集団指導体制による研究指導を進めている。

社会福祉学専攻博士後期課程では、社会福祉学理論領域（理論と歴史）に 6 科目、社会福祉政策学領域（制度と政策）に 5 科目、環境福祉学領域（環境と地域）に 5 科目配置し、

社会福祉学領域において、高度で学術的な教育・研究を推進するカリキュラム編成としている。

福祉環境学専攻修士課程では、「福祉環境学」という新たな学問領域の開拓をめざし、本学独自に展開している水俣学研究センターの研究活動とリンクして、20科目を配置している。社会福祉学専攻との共通の必修科目である「社会福祉学・福祉環境学専門研究」を設置し、研究リテラシーの基礎を修得することをベースに、ディプロマ・ポリシーに沿った集団指導体制による研究指導を進めている。

## **(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。**

### **〈1〉 大学全体**

学部において、教養科目は各学部学科の共通の基礎教育にあたる部分であるので、1・2年次を中心に配置されている。専門科目は1年次に基礎科目として「入門科目」を配置するなどの導入部分を踏まえた上で、上位学年に系列ごとに発展科目・応用科目を配置している。演習も1年次の導入的な演習を踏まえて、上位学年にすすむにつれて、より専門的な内容の演習を配置している。

### **〈2〉 商学部**

本学部では、導入教育、初年次教育に力を入れている。カリキュラム編成においても、「入門科目」を多数取り揃え、発展・応用と系統的につながっていく配置をとっている。情報リテラシー教育を重視する立場から、1年次から4年次まで多数の科目を揃えている。また、「基礎演習」を重視することで、大学生活に問題なく速やかに対応できるようにきめ細やかな指導を行っている。入学直後には学部の1年次全員を対象とするスタートアップセミナーを開催し、教員や学生同士の円滑なコミュニケーションが図れるような工夫も行っている。語学に関しては、英語の授業を能力に合わせてより確実に学べるようにするため、プレイメントテストを実施し、習熟度別のクラス編成を行って対応している。

また1年次の段階からキャリア教育を推進している。具体的には社会に出た際に力を発揮する「就業力」（社会で働く力）の涵養に積極的に取り組んでおり、「キャリアデザイン論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「ビジネスキャリア概論」を開講し、単なる知識に偏らない実践的な学びの場を提供している。2年次以降には社会との接点として「インターンシップ」も正規のカリキュラムとして配置しており、特にホスピタリティ・マネジメント学科では、2年次または3年次に3ヶ月の長期インターンシップを実施して成果を上げてきている。同じく商学科、経営学科でも、毎年インターンシップを実施し、マナー教育から始まって実習の最終報告書作成まで、実践的な取り組みが行われている。

商学科と経営学科では会計専門職コースを設け、選抜試験を経て、1年次から簿記・会計に重点を置いた教育が受けられるカリキュラム体制を整えている。本学に設置されている会計専門職大学院などへの進学も視野に入れた教育が行われている。

2年次、3年次の科目履修を踏まえて、最終的には各学科とも4年次の演習で卒論指導をする体制が組み立てられている。

(資料 4(2)-6、資料 4(2)-7、資料 4(2)-8)

### **〈3〉 経済学部**

本学部では、経済学科・リーガルエコノミクス学科の両学科共通の「共通教養科目群」

および1・2年次における共通の「専門基本科目群」を配置することによって、経済学部の学生としての共通の経済学および情報に関する知識を身につけさせている（資料4(2)-10、資料4(2)-11、資料4(2)-12）。

また、経済学科は2年次での専攻の決定のため、1年次秋学期にそれぞれの専攻の内容を示す「紹介科目群」をおいている。リーガルエコノミクス学科では1年次に「法学入門」、「基本憲法」、「基本民法」をおくことで学科に必要な基本科目の履修を可能にしている。

1年次秋学期からそれぞれの学科の「専門基本科目」をおくことによって、各学科の2年次以降の専門科目の修得のための基礎を提供する。経済学科は「基本経済思想」、「基本経済史」、「経済数学」、「データ分析」、「基本統計Ⅰ・Ⅱ」、リーガルエコノミクス学科は「民法Ⅰ」、「民法Ⅱ」、「行政法Ⅰ」、「法と経済学Ⅰ」、「ゲーム理論」がその内容である。

また、2年次以降は、経済学科は専攻の選択必修科目から44単位の卒業単位とし、専門性を高めていくことになる。リーガルエコノミクス学科では2年次から主分野選択が行われ、演習を履修する場合、卒業要件として専門選択必修科目につき主分野30単位、副分野14単位以上を履修することになる。

また、経済学科はカリキュラム・ポリシー⑥にあげた専攻の特色が示されている。現代経済専攻では、「経済学の基礎分野を踏まえて応用分野の知識を学び、さらに、コンピュータを利用して経済データを処理する情報分野の知識を習得することによって、現代経済の仕組みを理解し、現在のさまざまな課題を解決することができる能力を養成します。」として、これに対応する独自の授業科目を配置している。国際経済専攻では、「国際経済・国際関係に関する専門知識を身につけるとともに、文化・諸外国に対する理解を深め、さらに外国語を用いた実践的なコミュニケーション能力を伸ばすことにより地域と国際社会に貢献できる能力を養成します。」として、国際経済・国際事情などを中心とした科目を用意している。地域経済専攻では、「経済学的な考え方で地域をとらえることで、地域社会への望ましい提言ができるような力を養い、理論と実際の間でのフィードバックを常に行いながら、地域経済の諸課題を見出し、その解決に取り組める能力を育成します。」として、都市・地域に関する科目群を配置している。

また、リーガルエコノミクス学科では、行政・公共政策分野は、「行政法、公共政策、自治体経営論、地方財政論、地方自治法などを履修することによって、政府・自治体などの行政組織のルール、マネジメント、そして政策について学び、行政的政策立案能力を高めます。」として、行政・公共政策を中心として科目を配置している。市民・ビジネス法分野では、「市民生活およびビジネス人として必要な法的・経済的素養を習得するとともに、会社法、民事訴訟法、産業組織論、経済法など専門知識の習得を目指します。」として、市民法およびビジネス法に関連する経済・法学科目を配置している。

また、「実践的な教育」の推進のため、今年度から学科横断的な「公務員コース」、「グローバル人材支援コース」、「リーガルスキルアップコース」を設けた。

#### 〈4〉外国語学部

本学部は、外国語学部の教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）に明示されているとおり、多言語文化に対する理解とコミュニケーション能力の育成、深化した理解力やコミュニケーション力の獲得、異文化適応能力と問題解決能力の養成の3点の方針を掲げている。このような教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、各

学科・各専攻ごとに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を養い、豊かな人間性を涵養する教育課程に相応しい教育内容を提供している。その内容の詳細は、各学科の『シラバス』で詳細に紹介されている（資料 4(2)-14、資料 4(2)-15）。

これに加えて、『シラバス』の充実を図るために、授業内容や計画に加えて、講義の到達目標や事前事後学習や成績評定の方法などの項目も設定し、授業科目をより具体的に明示している。

英米学科では、初年次教育の教育内容として、4 技能科目と「英文法」、「情報処理演習」を配置することで、円滑に情報化に対応しながら、専門科目や応用科目の習得へ進めるように配慮している。また、2014（平成 26）年度から英語専門の教員全員で全新生生に対しきめ細かな指導を行うアカデミック・アドバイザー制度を設置し、個別指導も行えるように配慮している。専門科目については、順次的で体系的な履修体系が整っているため、3 年次必修の「専門演習Ⅰ」で全教員の専門分野から希望の領域を選択し、4 年次でその研究内容を継続して、「卒論演習」か「専門演習Ⅱ」において発展させられるように配置している。

東アジア学科では、初年次教育として、東アジア地域の言語である中国語と韓国語の基礎ならびに中国・韓国に関する基礎概説を必修科目として課すことにより東アジア地域の多言語文化に対する基礎的な理解とコミュニケーション能力の育成を行っている。そして、これを踏まえて 2 年次進級時に専門言語を選択し、選択語学の 4 技能（話す・聞く・読む・書く）の専門教育を行うとともに、国際教養科目である「国際社会と日本」を必修科目とし、さらに選択言語に関連するエリア・スタディの専門科目を設置してより深化した理解力の獲得を可能としている。また 2 年次以上では「現地海外研修」（1 か月間）を選択必修科目として配置し、深化したコミュニケーション能力の獲得も可能としている（資料 4(2)-20、資料 4(2)-17）。

3 年次以上はより専門的な異文化適応能力と問題解決能力を養成するため、選択言語の 4 技能に関してさらに高度な応用科目を必修科目として設置すると同時に、少人数での専門演習（ゼミ）を必修化している。また、3 年次には国際教育課が設ける全学的な交換留学制度を利用して中国語圏・韓国に交換留学（1 年間）を行い、これらの能力のさらなる向上を目指すことが可能となっている（資料 4(2)-18）。なお、学修成果の質的保証を行うため少人数での専門演習（ゼミ）ならびに卒業論文が選択科目として設置されている。以上のように、外国語学部の教育課程編成方針に基づき、各課程に相応しい教育内容が提供されている。

#### 〈5〉社会福祉学部

本学部では、幅広く深い教養を身につける教養系科目および各学科の特徴を示す専門科目を、学年を追って履修できるように配置している。さらに、社会福祉専門職としての総合的実践的な科目を配置して、各種の国家資格取得（国家試験受験資格取得）をめざすことができるようにしている。特に、介護福祉士については、高等学校での介護福祉士養成の実情をふまえて、大学での理論的・応用的・科学的な内容の学習ができるように科目の系統性を考え科目を配置している。

第一部社会福祉学科では、能動的学修を促進する教育内容と教育方法（アクティブ・ラーニング）を重視している。この能動的な学修力を育てる内容と方法の具体的な取り組み



として、初年次では、春学期に「入門演習」、秋学期に「社会福祉入門」を配置し、前者では読む・書く・調べる等の学修リテラシーの習得を目的とし、後者は調べる活動を発展させて熊本県内の地域（美里町）での1泊2日のフィールドワークを取り入れている。フィールドワークではグループでの事前学習、事後の学習成果のまとめと発表を行うとともに、現地に再び足を運び現地の住民に対する報告会を行っている（資料4(2)-27）。2年次以降は、基礎力をさらに高めるための教養科目や演習科目を配置している。とくに、2年次の「ソーシャルワーク演習Ⅰ」ではコミュニケーション能力を高めるためのロールプレイ等に取り組んでいる。3年次以降では社会福祉現場での実習を経験し、講義や演習での学修成果（理論）の確認と定着、実践への架橋とその発展を図っている。また、「海外フィールドワーク」および「減災ソーシャルワーク演習Ⅰ」、「減災ソーシャルワーク演習Ⅱ」においても、講義とフィールド演習の組み合わせによって、理論と実践をつなぎ豊かな人間性と総合的な判断力を育むことを目指している。

第二部社会福祉学科では、初年次に「入門演習」を必修として、導入教育に取り組んでいる。また、「社会福祉原論」を必修にすることで、社会福祉の原理・原則と専門職としてのソーシャルワーク実践を網羅的に理解することを目指している。A群5領域の「社会福祉」では、国家資格である社会福祉士受験資格科目を年次進行で修得できるよう設計されている。多様化する社会の価値観に対応するべく、他の領域「福祉教養と技術」、「法と政策」、「社会と文化」、そして「マネジメント」は、学士課程教育と専門職教育を補完ないし強化する要素を含んでいる。

福祉環境学科では、初年次に「福祉環境学入門」（春学期）および「基礎演習」（秋学期）を必修として、導入教育に取り組んでいる。一年間継続してリテラシー教育と専門教育への導入教育を統合的に行っているのが特徴である。特に、「基礎演習」においては、「福祉環境学入門」での学びを踏まえて、リテラシー教育に重点を置いた演習を行っている。

子ども家庭福祉学科では、能動的学修を促進する教育内容と教育方法（アクティブ・ラーニング）を重視し、能動的な学修力を育てる内容と方法の具体的な取り組みとして、初年次教育では、春学期に「入門演習」、秋学期に「子ども家庭福祉入門」を配置し、前者では読む・書く・調べる等の学修リテラシーの習得を目的とし、後者は調べる活動を発展させて熊本県内の子育て支援関連施設へのフィールドワークを取り入れている。

ライフ・ウェルネス学科では、初年次に「基礎演習」を必修として、導入教育に取り組んでいる。これは学習の基礎「日本語を読める、理解できる、書ける」を確認し、高度な学習に向けての日本語の訓練を行っている。また「ライフ・ウェルネス入門」を開設し、ライフ・ウェルネス専門教育に触れた教育を行っている。また、「社会福祉原論」を必修にすることで、社会福祉の原理・原則と専門職としてのソーシャルワーク実践を網羅的に理解することを目指している。A群5領域の「社会福祉」では、国家資格である社会福祉士受験資格科目を年次進行で修得できるよう設計している。

（資料4(2)-21、資料4(2)-22、資料4(2)-23、資料4(2)-24、資料4(2)-25）

#### 〈6〉商学研究科

商学専攻・経営学専攻の修士課程および博士後期課程それぞれにおいて、教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい、専門分野の高度な教育内容を提供するように努めている。修士課程においては、専修科目の講義と演習を開設し、さらに専修科目に隣

接する主要学科目、即戦力を高めるビジネススキル科目やゲスト講義によるビジネス特講科目を開設しており、専門分野の高度な教育内容を提供している。博士後期課程においては、博士論文作成のために、論文指導委員会等の指導も通じて、より高度な専門教育を行っている（資料 4(2)-28）。

修士課程の修了要件として、専修科目の講義 4 単位、演習 8 単位を必修とし、専修科目以外の主要学科目から 8 単位以上、ビジネススキル科目から 4 単位以上を選択必修とし、その他の講義科目から 6 単位以上、合計 30 単位以上を修得したうえ、かつ、修士論文またはリサーチペーパーの審査および最終試験に合格することが必要である。また、博士後期の修了要件として、研究指導教員が担当する専修科目を 3 年以上履修して、12 単位を修得するものとしている（資料 4(2)-4 P.29）。商学専攻においては、そのほかに必修科目 4 単位を修得するものとしている。このように、修士課程および博士後期課程それぞれにおいて、授業科目の授業と研究指導を適切に組み合わせるよう規定されており、コースワークとリサーチワークの適切な組み合わせとバランスが保障されている。

教育課程の在り方や開設科目に関しては、毎年、次年度開講科目の検討に際して、研究科委員会において審議を行っている。また、FD 研究会においても、適宜、教育内容の課題について議論している。

#### 〈7〉経済学研究科

各専門分野の高度な教育内容を提供し、学生の要請に応えている（資料 4(2)-28）。

科目履修の基本的考え方については、入学時オリエンテーションにおいて研究科長から学生に対して説明が行われる。さらに、各年度の履修科目の決定に際しては演習指導教員の指導を受け、その承認を得た上で履修届けを提出することとなっている。

なお、教育課程の在り方、開講科目に関しては、毎年、次年度開講科目の検討に際して経済学研究科委員会において審議している。本研究科の場合、修士課程においては税理士志望者が多いことを勘案して、「財政学特殊研究・演習」のほか、「税法特殊研究」、「行政法特殊研究」などを開講している。また、公務員志望者のためには、「行政法特殊研究」、「マクロ経済学特殊研究」、「ミクロ経済学特殊研究」などに加えて、特に「経済問題解法特殊研究Ⅰ・Ⅱ」を開講して経済学試験への対応を支援している。

なお、コースワークとリサーチワークの適切な組み合わせとバランスについては、開設科目の配置状況と共に学生の実際の履修状況が問題であるが、この点については学生の研究目標ごとの履修プログラムの提示など、意識的な体制整備が今後の課題となる。

#### 〈8〉国際文化研究科

大学院設置基準第 12 条に従って、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせ、教育課程・教育内容を充実したものとしている（資料 4(2)-28）。

修士課程については、専修分野として、『日本文化研究』・『東アジア文化研究』・『欧米文化研究』の 3 つを設置し、充実した教育内容を提供している。コースワークとして専修科目の講義 4 単位（1 年次）と共に、専修の分野に関わると考えられる他の講義科目 18 単位（2 年次まで）を広い分野から履修することで、専修分野での研究の基盤となる知識を習得する。それと並行する形でリサーチワークとして専修分野の演習 8 単位を 2 年間継続して履修し、個人の研究分野での研究を進め、論文作成を行う。リサーチとして例えば日本語教育を選んだ学生が、英語教育関係の科目をコースワークとして履修する、中国文学を選

んだ学生が日本文学やイギリス文学を履修するなど、他言語同分野の科目を履修することで、幅広い視野を個人の研究に生かせる点が、本研究科の特徴である。

博士後期課程については『日本文化研究』・『東アジア文化研究』・『英米文化研究』の3専修分野を設置し、高度な語学力、研究能力、実践的調査能力をもった人材育成のための充実した教育内容を提供している。博士課程では、高い専門性が求められるという観点から、指導教官の講義科目と演習科目とを履修することで、コースワークをリサーチに連携させている。

このような授業科目の配置に加え、専任教員で充足できない分野について非常勤を採用して授業を開設し、また、ゲスト講義（年2～3名平均）を実施することにより、外部人材の活用を行っている。

授業内容については、研究科FD委員会を定期的開催し、改善に努めている。そして学生の研究活動を援助するため、学会等で研究発表をするときの旅費および、学術誌への論文掲載での掲載費は、その半額を補助する制度を設けている（資料4(2)-29）。

### 〈9〉社会福祉学研究科

社会福祉学専攻修士課程および同博士後期課程ならびに環境福祉学専攻修士課程のそれぞれにおいて、教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供している（資料4(2)-28）。シラバス改訂やゲスト講義の開催などについて、研究科委員会において議題として取り上げるとともに、研究科内に設置されたFD委員会において、適宜、教育内容の改善について協議し、検討している。

## 2. 点検・評価

### ① 効果が上がっている事項

#### 〈1〉大学全体

学部の専門科目については1年次に入門的な科目が配置してあり、その領域への学習が円滑に進むような工夫がしてある。演習においても1年次に大学での学び方や大学生活における心構えもあわせて指導する入門的な演習を配置し、上位学年の専門的な演習への準備をすることができている。

#### 〈2〉商学部

ホスピタリティ・マネジメント学科はカリキュラム改革によって通年ではなく半期のゼミ等を導入し、基礎→発展→応用の順次性が保たれる工夫を行った。

#### 〈3〉経済学部

経済学部では旧カリキュラム（2016（平成26）年度以前入学）の学生に対して今年度より従来の「情報コース」に加えてコース演習を中心とした「公務員コース」、「グローバル人材支援コース」、「リーガルスキルアップコース」を設けて実務的・実践的教育の強化を図っている。これによってより多くの学生の希望に沿った将来への取り組みが促進されている。

#### 〈4〉外国語学部

英米・東アジア両学科における日本語教員の資格の取得状況も良好である。（日本語教員養成課程実習報告書）

英米学科では、2014（平成26）年度より導入した「アカデミック・アドバイザー制度」

により、学生への親身な対応だけでなく、担当教員の間での学生に対する意識も高まり、英語科目担当者会議を毎月行い、学生への指導や対応をさらに効果的なものに行っている。東アジア学科では、①初年次における中国語・韓国語、中国概説・韓国概説の同時履修・必修化、②海外研修から交換留学への流れが「異文化適応能力と問題解決能力を養成」に最適、③少人数教育体制の講義・ゼミを実現、④大学の補助による学生負担の少ない海外研修の実現、⑤独自の取り組み『点検と評価』の実施—毎年、英米学科と東アジア学科の学生を各学年1名ずつ選び、座談会方式で教育内容などに関する意見交換を行い、この座談会記録を製本して教員ならびに対外的に公表している。

#### 〈5〉社会福祉学部

本学部では、学びが偏ることがないように社会福祉学の基本となる科目や領域は必ず履修できるような科目の配置をしている。人権尊重の視点から、「憲法」や「社会福祉原論」、「ハンセン病講義」、「水俣学」等の授業科目を開設しており、幅広い学修ができるようになっている。

カリキュラム・マップおよびツリーによって、各科目の位置づけ、順次性と体系性に関して教員間で共通認識が持てるようになった。

第二部社会福祉学科には社会人・有職者も多く在籍している。そのなかには、看護師やケアマネジャー、栄養士や司法書士、介護福祉士など多くの専門職が含まれており、本学商学部の協力もあり、会計学や経営管理、そして医療法人や社会福祉法人の会計実務を学べる科目を設定している。こういったA群選択必修科目は、社会人・有職者の学び直しに最適な科目群といえる。

ライフ・ウェルネス学科においては、特に発展演習（地域社会における演習）で、山鹿および植木のスポーツクラブの事業に参加し、小学生、お年寄りと接することによりコミュニケーションが生まれ、地域社会の人々の健康に行動し、相互に楽しく喜びある豊かな人間性を育むよう教育課程が編成されている。これはライフ・ウェルネス学科を特徴づけるものとなっている。

2012（平成24）年度より四大学連携推進事業（熊本大学・熊本県立大学・熊本保健科学大学）として「減災社会型リーダー養成」に取り組み、本学社会福祉学部のこれまでの実績を生かして、相互単位履修を可能としている。

#### 〈6〉商学研究科

専修科目の講義と演習のほかに、専修科目以外の主要学科目を修得することが求められており、コースワークとリサーチワークのバランス・適切な組み合わせによる高度な専門教育を実施している。また、ビジネス特講科目やビジネススキル科目は、即戦力の養成や職業人意識の確立等に有効である。

#### 〈7〉経済学研究科

修士課程において税理士志望者が多いことを勘案して、税法特殊研究を開講し、財政学演習受講者には全員受講するよう指導し、専門的職業人として活動するために必須の知識の修得を支援している。

#### 〈8〉国際文化研究科

三つの文化圏の研究領域について設置された選択科目（講義）と、専攻する専修科目での指導教員による講義と演習とを並行的に受講する形が整っており、自分の研究に関係の

ある幅広い知見を身に付けながら、専門領域の研究ができる。

三文化圏について、多様な分野の授業を設置しており、学生の多様な興味に対応している。

### 〈9〉社会福祉学研究科

社会福祉学専攻修士課程および同博士後期課程ならびに福祉環境学専攻修士課程において、それぞれの教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しようと努めてきている。

教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供することに努めてきている。

## ② 改善すべき事項

### 〈1〉大学全体

カリキュラムの全体像は『大学案内』、『学生便覧』、『シラバス』、ホームページにおいて明示されているが、各々の科目の関連性について学生が理解した上で履修計画が立てられるような取り組みが必要である。

### 〈2〉商学部

商学科と経営学科では、2年次には「発展演習」が配置されているが、実際の開講数は極めて少ない。系統的な学習という意味では、2年次の演習を充実したものにして、学生が十分に選択できる環境を整えることが課題である。

現在カリキュラム改革に向けて議論をしているが、カリキュラム改革の原案を早急に作成し、より系統的・体系的な履修環境を作る必要がある。授業履修モデルをいくつか準備し、学生の実際の科目選択の系統性が確保できるように配慮することが課題である。

### 〈3〉経済学部

特記事項なし

### 〈4〉外国語学部

学生の学修計画の効率的設計に役立つよう、授業科目のグレイドナンバー制の取り組みを行う必要があると考えられる。なお、明確な資格目標やスコア目標を設定した語学教育、や科目系統図の提示による学生に対する体系的・系統的学習の意識づけ、最終年度における学修の質的保証など、今後も引き続きカリキュラム・ポリシーに基づく教育課程の改善に取り組む。

英米・東アジア両学科共に専門語学教育科目の柱である 4 技能を統合的な科目として、有機的な流れのある科目編成にすることが望まれる。なお、東アジア学科では、韓国語の初年次教育などでは、「リレー式」講義が部分的に実現しているが、中国語教育に関しては、語学科目相互間の明確な連携体制が十分ではない。そのため、中国／韓国コース双方に特に語学教育に関して「横」、「縦」の連携を強化するシステムの制度化が求められている。

### 〈5〉社会福祉学部

本学部におけるキャリア形成や情報系科目の配置については、総合的な観点に立った科目配置をする必要がある。専門職といえども、自らのキャリア形成や視点をさらに身に付ける方策が求められている。

第一部社会福祉学科、子ども家庭福祉学科においては、専門科目の位置づけ・その妥当

性、カリキュラムの体系的性の検証は学科長が中心となって学科会議で行っているが、定期的な取り組みとなっていない。

また、教養科目と専門科目についても、それぞれの教育内容および教育方法についてより機能的・効果的に検証・評価を行うための組織体制をつくる必要がある。さらに、各科目でアクティブ・ラーニング手法を取り入れているが、その効果を学生にアンケート等を通して検証する必要がある。

第二部社会福祉学科は、夜間課程のため時間割編成に制限があり、結果的に受講者がおらず閉講する科目も少なくない。このことから、開講科目を精査し、制約のある時間割の中で効果的な教育課程の検討が急務である。また、シラバス上、リテラシー教育の内容に違いがあり、リテラシー教育自体なのか、専門教育への導入を意識したものなのか曖昧な部分もある。学士課程に相応しい初年次教育と専門教育に関して学科の特徴をふまえた検討をする機会が必要と考えられる。

#### 〈6〉商学研究科

商学専攻・経営学専攻の修士課程および博士後期課程それぞれにおいて、教育課程の編成・実施方針に基づき、必要な授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成するよう努めている。しかしながら、一部の科目について、兼担や非常勤で開講しているものや担当者の退職により未開講のものもある。当該科目については早急に手当する必要がある。

時代に即したカリキュラムの見直しやコースワークとリサーチワークの区別に基づく教育課程編成、コースワークの充実とリサーチワークへの有機的なつながりをもった体系的な大学院教育等について、FD研究会で議論し、積極的に取り組んでいく必要がある。

#### 〈7〉経済学研究科

「金融論特殊研究」、「日本経済論特殊研究」など重要な科目でありながら専任教員の退職により閉講が続いている科目については、非常勤講師の措置その他何らかの方法で開講を目指す必要がある。

コースワークの充実とリサーチワークへの有機的展開に向けて、開設科目の内容を点検すると共に専修科目指導教員を中心にした学生の研究目標に対応する履修プログラムの提示など、意識的な体制整備が必要である。さらに、博士後期課程においてはコースワークに該当する開講科目が手薄であるので、カリキュラムの改正が必要である。

#### 〈8〉国際文化研究科

特記事項なし

#### 〈9〉社会福祉学研究科

一部の科目において、担当者不在となっており、当該科目について、早急に人的手当てを検討していく必要がある。

時代に即したカリキュラムの改正や新科目の導入をはじめ、コースワークとリサーチワーク（研究指導）の区別に基づく教育課程編成や、コースワーク（講義科目）の充実と研究テーマを踏まえた科目履修体系（モデルカリキュラム）の整備など、リサーチワークへ有機的なつながりを持った体系的な大学院教育にさらに取り組んでいく必要がある。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

### 〈1〉大学全体

学部において授業形式ならびに演習形式ともに1年次に開設している入門科目が導入教育の役割を果たしており、効果的に活用できている。学部学科の中核的なカリキュラムのスキルアップや副専攻的なカリキュラムの充実への取り組みを継続していく。

### 〈2〉商学部

特記事項なし

### 〈3〉経済学部

現在、1年次に新たなカリキュラムのもとで授業を行っているところであるが、「経済学を中心とした地域、法律、国際、情報に関連する専門知識と豊かな教養を備えた有為な人材として、社会の各分野で活躍できる能力を身につける」という学位授与方針に対応した実務・実践教育の強化が必要とされる場所である。実際、今年度から旧カリキュラムの2・3年次学生に対して実務・実践的教育を進めるため、従来からあった「情報コース」に加えて、希望学生に対してコース演習を中心とした「公務員コース」、「グローバル人材コース」、「リーガルススキルアップコース」をもうけ、学生の実践的な力を向上させることを試みている。これに対しては熱心な学生が参加している。今後はこのコース教育をさらに充実・強化し、新カリキュラムの学生にも導入していく予定である。

### 〈4〉外国語学部

英米学科では、よりレベルに応じた科目を選択できるように、基礎科目の英文法については、単位換算認定制度を利用して単位認定を行い、他の専門科目を履修できるようにすることで、英語力のレベルアップを図ることができないか検討する。

東アジア学科では、より多くの学生に海外体験をさせられるよう、特に交換留学枠の拡大が必要と考えられる。

### 〈5〉社会福祉学部

第一部社会福祉学科では、シラバスに掲載しているカリキュラム・マップを、1年次のみだけでなく全学年にわたって俯瞰できるよう検討している。

福祉環境学科では、カリキュラム・マップを作成して、全学年にわたって俯瞰できるよう検討している。

### 〈6〉商学研究科

現在の教育課程における大きな特徴のひとつは、ビジネススキル科目の設置である。なかでも「ビジネス倫理」は高度専門職業人に不可欠な科目であるため、その内容について見直しを行い、より充実したものにする。

### 〈7〉経済学研究科

修士課程において税理士志望者が多いことを勘案して、税法特殊研究を開講し、財政学演習受講者には全員受講するよう指導し、専門的職業人として活動するために必須の知識の修得を支援している。今後ともこの方針を続けるとともに、実務家による特別講義の開催などによりさらに支援を充実する。

### 〈8〉国際文化研究科

三つの文化圏にそれぞれに各分野の科目を設置し、それをまたぐ形で履修できる点が特徴である。それにより幅広いコースワークからの視点を自分の専修分野での研究に反映できる形が整っている。今後は教員の退職などにより科目数の維持に影響の出ることが考え

られるが、学部教員からの補充を行っていく。

### 〈9〉社会福祉学研究科

特記事項なし

## ② 改善すべき事項

### 〈1〉大学全体

学部学生に授業科目の順次性と体系性を明示するためのカリキュラムツリーやマップについては、学部ごとの取り組みは見られるものの、全学的に統一された方針に基づくものではないので改善していく。また、科目のナンバリングについては早急に取り組む必要がある。

### 〈2〉商学部

カリキュラム・マップとカリキュラム・ツリーを作成し、学生の履修が体系的かつ順次的に行われるように工夫する。

### 〈3〉経済学部

特記事項なし

### 〈4〉外国語学部

両学科ともカリキュラムマップを作成し、全学年にわたり俯瞰できるようにし、学生の学修計画を立てるのに役立つようにする。

### 〈5〉社会福祉学部

アクティブ・ラーニング手法の効果を検証するために、学生にアンケートをとるなどの取り組みを行っていく。

第二部社会福祉学科については、開講科目を精査し、制約のある時間割のなかで効果的な教育を行うための検討を行う。

カリキュラムについて、科目の位置づけ、その妥当性、体系性について定期的に検証する体制を学科会議を中心に確立していく。

### 〈6〉商学研究科

現在、退職者等のため専任教員によって担当できず、兼担や非常勤で開講している科目や未開講の科目もある。今後も退職者が見込まれるため、学部担当教員の大学院担当への昇格を積極的に図るとともに、学部担当教員採用にあたって大学院の教員配置も考慮するよう強く要求する。また、定員充足状況や進路状況等も踏まえ、長期的には研究科の教育課程の再編成等が必要となり、科目の見直しも必要となるであろう。

### 〈7〉経済学研究科

重要な科目でありながら専任教員の退職により閉講が続いている科目については、非常勤講師の措置その他何らかの方法で開講を目指すこととする。

コースワークの充実とリサーチワークへの有機的展開に向けて、開設科目の内容を点検すると共に、専修科目指導教員を中心にした学生の研究目標に対応する履修プログラムの提示など、意識的な体制整備を進める。具体的には、修士課程においては専修科目指導教員が年度初めに学生ごとに履修科目について確認を行う際に、この点について十分配慮して指導を行うものとする。博士後期課程においてはコースワーク充実に向けたカリキュラムの改正を進める。



#### 〈8〉国際文化研究科

特記事項なし

#### 〈9〉社会福祉学研究科

特記事項なし

### 4. 根拠資料

- 4(2)-1 熊本学園大学学則 (既出 資料 1-1)
- 4(2)-2 平成 26 年度学生便覧 (既出 資料 1-4)
- 4(2)-3 熊本学園大学大学院学則 (既出 資料 1-2)
- 4(2)-4 平成 26 年度大学院学生便覧 (既出 資料 1-5)
- 4(2)-5 2014 年度シラバス 他学部・他学科受講科目
- 4(2)-6 2014 年度シラバス 商学部第一部商学科
- 4(2)-7 2014 年度シラバス 商学部経営学科
- 4(2)-8 2014 年度シラバス 商学部ホスピタリティ・マネジメント学科
- 4(2)-9 国際経済学科授業科目履修規程
- 4(2)-10 2014 年度シラバス 経済学部経済学科科
- 4(2)-11 2014 年度シラバス 経済学部国際経済学科
- 4(2)-12 2014 年度シラバス 経済学部リーガルエコノミクス学科
- 4(2)-13 外国語学部教授会議題・資料 (カリキュラムポリシーについて)
- 4(2)-14 2014 年度シラバス 外国語学部英米学科
- 4(2)-15 2014 年度シラバス 外国語学部東アジア学科
- 4(2)-16 英米学科カリキュラムマップ
- 4(2)-17 東アジア学科リーフレット (既出 資料 4(1)-34)
- 4(2)-18 留学ガイド 2015
- 4(2)-19 東アジア学科履修モデル
- 4(2)-20 外国語学部ホームページ 東アジア学科の教育の 3 本柱  
<http://www.f.kumagaku.ac.jp/higashiasia/point/index.html>
- 4(2)-21 2014 年度シラバス 社会福祉学部第一部社会福祉学科
- 4(2)-22 2014 年度シラバス 社会福祉学部第二部社会福祉学科
- 4(2)-23 2014 年度シラバス 社会福祉学部福祉環境学科
- 4(2)-24 2014 年度シラバス 子ども家庭福祉学科
- 4(2)-25 2014 年度シラバス ライフ・ウェルネス学科
- 4(2)-26 熊本学園大学大学院研究科規則
- 4(2)-27 2013 (平成 25) 年度フィールドワーク報告書
- 4(2)-28 平成 26 年度大学院シラバス
- 4(2)-29 大学院学生の学会活動等援助に関する内規

## 4. 教育内容・方法・成果

### 教育方法

#### 1. 現状の説明

##### (1) 教育方法および学習指導は適切か。

###### 〈1〉大学全体

教育の目的を達成するために、学部・大学院ともに適切な授業形態を採用し、教育方法および学習指導は適切に行われている。能動的な学修力を育て、学生が自律的・主体的に学ぶことができることを狙いとするアクティブ・ラーニングに関する取り組みについては、学部それぞれで工夫をしている。図書館に設置したラーニングコモンズを活用する授業も増えている。また、2014（平成26）年度に試験導入したLMSが2015（平成27）年度は本格導入され、双方向授業や時間外学習の促進に期待ができる。

学部では、単位制度の実質化の視点から、年間履修制限単位を設定し、授業時間を確保（15週）している（資料4(3)-1 P.2、資料4(3)-2、資料4(3)-3、資料4(3)-4、資料4(3)-5、資料4(3)-6）。

また、大学での学びに円滑にとけ込めるように初年次教育的なカリキュラムを1年次に配置している。毎年の授業については、学生による授業評価アンケートをとおして授業改善に取り組み、通常の授業内容については、オフィスアワーをとおして学生からの質問に答えることで、学生の理解を深める取り組みをしている。

###### 〈2〉商学部

本学部では、1年次の基礎科目において、「基礎簿記」、「流通論入門」、「会計学入門」、「経営学入門」、「金融論入門」といった商学の基礎的な学問の入門科目を多く揃え、入学直後の新入生に商学を基礎から学べるよう工夫を行っている。多くの授業は講義形式で行われているが、1年次は特に重要な時期と考え、通年科目として「基礎演習」（商学科・経営学科）、「入門セミナー」（ホスピタリティ・マネジメント学科）を設けており、ひとゼミの学生数10人前後といった少人数教育を行うことで、大学生活に馴染めるよう配慮している。この「基礎演習」、「入門セミナー」では、大学生としての心得、講義の受け方、本の読み方、講義ノートの取り方、レポートの書き方、レジュメの作成およびその発表の仕方などといった、大学で必要な基本的スキルを教えている。また、生活指導の役割も担い、定期的にゼミ単位でゼミの教員による個別の面談を行い、学習面や生活面で問題のある学生の把握に努めている。

2年次の発展科目はその多くが講義中心の授業となるが、基礎科目に基づいた発展的な内容の科目を揃えており、3・4年次の専門的な応用科目に入るつなぎの役割を果たしている。また、商学科と経営学科では3年次（一部2年次）から、ホスピタリティ・マネジメント学科では2年次の秋学期から再びセミナーが設けられ、討論形式の少人数教育を行い、4年次での卒業論文作成に向けて専門性を高めていく仕組みを設けている。

卒業には124単位必要であるが、各学年のそれぞれにおいて、学部専修科目群には必修科目、選択必修科目、選択科目ごとに教養科目を意味する総合教育科目群と語学が中心と

なる国際文化科目群には分野ごとに最低限必要な単位数を設けており、バランスよく修得することを求めている。また、履修登録単位数にも上限を設けており、年間 48 単位（4 年次以上のみ 50 単位）、春学期と秋学期の各学期では 30 単位までとすることで（資料 4(3)-1 P.55 第 6 条第 1 項、P.58 第 6 条第 1 項、P.62 第 6 条第 1 項、資料 4(3)-7）、つめ込み過ぎず余裕を持って中身の濃い学習を行い、4 年間で有意義に使えるようにしている。

講義科目およびセミナーなど全ての科目は、全学的に統一しているシラバス記載方法に則り、「授業内容ならびに授業計画」において授業の内容を詳しく記し、15 回分の授業内容を明示している（資料 4(3)-8、資料 4(3)-9、資料 4(3)-10）。

学生による授業評価アンケートによると、2011（平成 23）年、2012（平成 24）年、2013（平成 25）年を比べた場合、「授業は目的が明確で体系的か」、「授業 1 回あたりの分量・進度は適切か」、「学生の理解度に配慮した授業の進め方をしたか」、「話し方や声は聞きとりやすかったか」、「板書や視聴覚機器の使用は適切か」、「教科書・教材は授業の理解に役立ったか」、「シラバスの情報は十分か」のいずれの質問事項においても概ね改善の傾向が示されている（資料 4(3)-11）。

### 〈3〉経済学部

本学部の教育形態は主として講義形式であるが、討論の場として演習がある。演習には 1 年次春学期に導入演習が行われ、今後の履修への心構え、発表方法、コミュニケーション能力のアップなどを図るための討議を行っている。2 年次秋学期から専門演習を行い、3 年次・4 年次に持ち上がりで演習が行われ、4 年次には卒業論文の作成が 6 単位あり、学生はそのテーマを自主的に設定し、論文作成を行う（資料 4(3)-12、資料 4(3)-13、資料 4(3)-14）。

また、それぞれの学科、専攻などに特有の授業形態もある。経済学科の現代経済専攻では情報・データ処理の授業が多くあり、そこではパソコン室での授業で双方向的な教育がなされる。また、国際経済専攻では、国際研修や国際インターン演習により海外での経験が重視される。また、地域経済専攻では地域連携が多彩になされ、地域経済論や農業経済論など多くの科目でフィールドワークがなされる。また、地域におけるインターンシップを行い、実社会経験を積むことになる。リーガルエコノミクス学科では企業・行政・法律事務所へのインターンシップが行われ、行政系科目では県・市の行政との連携を行っている。また、消費センター職員・弁護士などとの交流を授業のなかで行っている。

なお、履修科目登録には年間 48 単位、各学期 30 単位という履修上限を設定し、適切な履修計画を作成することを促進している（資料 4(3)-1 P.65 第 13 条第 1 項、P.69 第 12 条第 1 項、資料 4(3)-15 第 14 条第 1 項、資料 4(3)-7）。

### 〈4〉外国語学部

本学部では、学部の理念・目的、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針に基づき各課程に相応しい教育内容を提供すると同時に、それぞれの授業科目について、その目的に応じた規模や教育方法を通じた学習指導を行うことを目指している。

英米・東アジア両学科とも、1 年間に登録できる単位の上限は 1～3 年次に関しては 48 単位以内、4 年次に関しては 50 単位以内と設定し、なおかつ春学期・秋学期それぞれで履修できる単位の上限を 30 単位に制限することで適切な学習を促している（資料 4(3)-1 P.72 第 16 条第 1 項、P.77 第 16 条第 1 項、資料 4(3)-7）。また、4 年次では既得単位数にかかわらず最低 8 単位を履修しなければならないという規定を設けることで 4 年間を通じた教育

内容の実質化と充実を図っている（資料 4(3)-1 P.71 第 3 条,P.76 第 3 条）。

英米学科では、その教育課程の編成・実施方針に基づき、1 年次と 2 年次の 4 技能と英文法の必修の基礎科目については常に学生の出欠状態や提出物の状況などの情報を教員間でやり取りし、問題がありそうな場合は即座に対応している。さらに 3 年次では「専門演習 I」、4 年次では「卒論演習」と「専門演習 II」において、専門の教育指導が授業時間内外を問わずに積極的になされている（資料 4(3)-4 英米学科、資料 4(3)-16）。

東アジア学科では、学科ホームページの『「ま・な・び」のポイント!』において「東アジア学科の教育の 3 本柱」を明示すると同時に、「どう学ぶのか」というメニューにおいて、4 年間の学習の流れを明示することで基本的な学習指導を行っている（資料 4(3)-17）。

なお、東アジア学科で特筆すべきは、1 学年定員 50 名に対して専任教員 9 名という少人数教育体制の実現である。初年次における中国語・韓国語の両言語の基本教育に関しては、各語学のクラスをさらに 2 つに分け、両言語初学者に対するきめ細かい教育指導を行っており（資料 4(3)-4 東アジア学科）、また 2 年次以降は定員 50 名をさらに二つの専門言語にコース分けしたうえで専門教育を行うため（資料 4(3)-1 P.76 第 3 条第 2 項）、学生それぞれの学修水準に応じた学習指導が可能となっている。また、3 年次に設定されている専門演習は各言語コースに関してそれぞれ「言語」、「文学」、「地域研究」のゼミが開設されており、基本的に各ゼミとも 5～10 名程度の少人数での教育環境が実現している（資料 4(3)-4 東アジア学科、資料 4(3)-18、資料 4(3)-19）。

#### 〈5〉社会福祉学部

本学部の授業形態は、教育目標を踏まえて、講義・演習・実習を主な形態とし、学年ごとにバランスよく配置している。1 年間の履修上限は 49 単位に設定し、適切な学修をうながしている（資料 4(3)-1 P.80 第 5 条第 1 項,P.84 第 5 条第 1 項,P.87 第 5 条第 1 項,P.90 第 5 条第 1 項,P.93 第 5 条第 1 項、資料 4(3)-7）。

各科目の教育目標達成に向けて、専ら知識を教授する科目では講義形態、専ら価値やスキルを身につける科目では演習形態、そして知識・価値・スキル全般を理解する科目では実習形態を採用している。また、実習後、演習にて振り返りを行うことで知識・価値・スキルの全体を網羅的に習得できる工夫がなされている。

演習は 20 人以下のクラス編成であり、講義で学修した「知識・理解」を「思考・判断」「技能・表現」に発展させ、さらに実習において学修成果の応用と定着、さらなる「意欲・関心」の向上を図っている。また、80 人規模の科目であっても、初年次の入門科目（「社会福祉入門」、「福祉環境学入門」、「子ども家庭福祉入門」、「ライフウェルネス入門」）では、20 人規模の複数クラスに分けて、複数の教員がそれぞれのクラスを担当し、演習とフィールドワーク（複数クラス合同による宿泊研修）を行うなどの工夫をしている（資料 4(3)-20、資料 4(3)-21、資料 4(3)-22、資料 4(3)-23、資料 4(3)-24）。

#### 〈6〉商学研究科

修士課程・博士後期課程のいずれにおいても、研究指導計画に基づいて、研究指導および論文作成指導が行われている（資料 4(3)-25）。

履修に関しては、入学時オリエンテーションにおいて研究科長が学生に対して説明を行う。さらに、各年度の履修科目の決定に際しては研究指導教員の指導を受け、その承認を得たうえで履修届を提出することとなっている。専修科目については、研究指導教員によ

る演習を中心に専門論文作成に向けた指導が行われる。同時に専門論文の作成に有用な講義科目を体系的に履修し、専修科目の関連分野についての知見を広げ、専門論文の理論的深化を図るよう講義科目が配置されている。また、商学研究科と関連の深い経済学研究科との単位互換制度を設け、「選択科目として10単位を限度として、修了要件の32単位に含めることができる」こととしている（資料4(3)-26 P.37）。

論文作成指導については、「商学研究科履修要項」において「学位授与までのプロセス」が示されており（資料4(3)-26 PP.37～42）、これに従い指導が行われている。大学院修士課程では、リサーチペーパーの場合、1年次秋学期および2年次春学期、秋学期に指導教授である主査に加えて副査2名を決定したうえで公開の研究発表会を実施し、早期から集団指導の体制をとっている。修士論文の場合、1年次9月中旬に指導教授である主査に加えて副査2名を決定したうえで公開の研究発表会を実施し、修士論文の仕上げに向けた指導を行っている。

博士後期課程では、1年次7月末までに提出される研究計画書に基づき副査2名を決定し、集団指導体制を開始する。以後、1年次、2年次に各1回の公開研究発表会を実施し、3年次の学位論文提出に向けて準備を進めることとしている。

#### 〈7〉経済学研究科

専修科目については、研究指導教員による演習を中心に専門論文作成に向けた指導が行われる。同時に専門論文の作成に有用な講義科目を体系的に履修し、専修科目の周辺領域についての知見を広げ、専門論文の理論的深化を図るよう講義科目が配置されている（資料4(3)-25）。また、経済学研究科と関連の深い商学研究科との単位互換制度を設け、「選択科目として10単位を限度として、修了要件の32単位に含めることができる」こととしている（資料4(3)-26 P.44）。

学位論文作成指導について、修士課程では1年次秋学期（1月中旬～2月初旬）に指導教授である主査に加えて副査2名を決定した上で研究経過報告会を実施し、早期に集団指導の体制をとっている。この報告において実質的な研究計画書を提出する。さらに2年次秋学期（9月中旬）には同じ主査・副査のもとで研究経過報告会を実施し、修士論文の仕上げに向けた指導を行っている。

博士後期課程では1年次7月末までに提出される研究計画書に基づき副査2名を決定し、集団指導体制を開始し、以後、1年次、2年次に各1回の研究発表会（公開）を実施し、3年次の学位論文提出に向けて準備を進めることとしている。

修士課程、博士後期課程いずれにおいても「学位授与までのプロセス」を年次計画として明示し（資料4(3)-26 PP.44～49）、それに基づいて学位論文の作成を指導している。

#### 〈8〉国際文化研究科

「学生は、専修科目担当の教授を指導教授とし、授業科目の選択、学位論文の作成、その他研究一般についての指導を受けなければならない」と定めており（資料4(3)-27 第4条第2項）、履修登録から論文作成まで、指導教授とともに、密接な連携を取りながら、研究を行う（資料4(3)-26 PP.51～55）。論文作成課程で義務づけられている公開の中間報告会（修士課程では2年目秋、博士では1年目と2年目の冬）で他の教員や学生から意見を聞き、それを考慮しながら指導教授の指導を継続的に受けて論文を完成するのは当然であるが、同分野で他文化圏の教授らが同研究科におり、接触が容易にでき、幅広い見識から意

見を受けることができる（資料 4(3)-25）。

本研究科では、授業、特に演習は、ほぼ個別指導の形で行われ、論文作成までの綿密なフォローが実施されている。そのような個々の学生への丁寧な指導は大きな特徴である。学生からの意見も直接反映されやすい状態と言える。授業の開設時間は、昼夜開講制を取っており、社会人学生の都合に合わせ夜間の授業を行っている。

また、修士課程では中間発表の機会などで他の教員の意見を聴くことが出来る他、指導教官が学内外の適切な助言者を積極的に紹介する。博士後期課程では、1年次の秋に論文指導委員会（主1名、副2名）が設置され、その後の研究指導は、指導教員を中心に集団で行われる。

#### 〈9〉社会福祉学研究科

研究スケジュールは「社会福祉学研究科履修要項」に明示され履修者に周知されている（資料 4(3)-26 PP.57～63）。プロセスとしては①1年次4月に専修科目の「専門研究演習」（指導担当教員）が決定し継続的に研究指導、②11月に修士論文のテーマおよび内容に従って研究科委員会において副査2名を審議して決定、③12～1月に研究経過報告（第1回口頭発表）を実施し、研究経過報告は報告者以外の大学院生にも公開で行われ、主査・副査が出席しアドバイスを与える。④2年次も継続して研究指導が行われ、7～9月上旬に研究経過についての中間報告会（第2回口頭発表）を開催。③④は修士論文執筆の必須条件となっている。⑤2回の口頭発表を経た後、2年次1月中旬に修士論文の提出、⑥口述試問、その結果の可否が研究科委員会で審議され学位授与に至る。このように2回の定期的な口頭発表によって集団的指導が行われるとともに、研究計画をスケジュール化し修士論文作成における段階的な研究進捗状況が客観的に把握できるプロセスになっている。さらに中間報告会は全員の出席が必須で他の大学院生の研究を自分の研究と関連づけて考えさせる効果を持つとともに、修士1年生においても議論に参加することで研究能力の育成と自らの研究への方向付けを定める大きな効果を持っている。

履修科目登録は「大学院学則」に示してある。修了要件は所定の単位を修得したうえ修士論文審査および最終試験に合格することが必要である。社会福祉学研究科では2年以上在学し、必修科目、その他の講義科目で合計30単位を修得したうえ修士論文審査および最終試験に合格することが必要である。なお、教員が2つの専攻の所属に分離しているため論文作成に必要な科目が他専攻で履修できないことがないよう、両専攻ともに研究指導教員の指導の下にどちらの専攻の科目からも選択して履修できる。

なお、福祉環境学専攻では必修科目として「社会福祉学・福祉環境学専門研究」を設置しオムニバス形式をとることにより大学院の入門教育となるとともに幅広い多様な研究の方向性の提示をしている。またフィールドワーク実施科目と講義科目の連携により単なる現地体験に終わらない配慮を行っている。特に現地調査の方法論である「ソーシャルワーク・リサーチ専門研究」、「社会調査方法論専門研究」と現地フィールドワークの「福祉環境学フィールドワークⅠ」は、本学水俣学研究センターの事業で学外若手研究者のセミナーである「若手研究セミナー」との連携において、フィールドへの関心を共有し研究の方法をともに修得することによって研究の視野を広める科目ともなっている（資料 4(3)-25）。

また「福祉環境学フィールドワークⅡ（国内公害発生地域研修）」は水俣以外の公害多発地域でのフィールドワークを実施することにより、水俣のみでなく国内のケースの研究か

らの修得によって同様に研究の視野を広める科目となっている。さらに「福祉環境学フィールドワークⅢ（国外公害発生地研修）」においてはその研究の視点を海外にまで広めている。

これらの「福祉環境学フィールドワークⅠ～Ⅲ」は中心の視点を本学の地元である熊本に置きつつ福祉環境学の方法論によるフィールドワークをローカルからグローバルな視点まで広める特徴を持っている。

学習指導の充実については、大学院 FD 委員会において学生が可能な限り様々な授業を受講でき、幅広くかつ高度な教育を保障することを目的にセメスター制の採用について検討した。その結果、科目履修状況の実情に合わせて研究科委員会において 2013（平成 25）年度 FD 委員会での議論に従って講義科目のセメスター化を決定し、2014（平成 26）年度より実施した。またフィールド科目も組み入れ適宜配置している。さらに 2014（平成 26）年度より大学院修士課程の講義科目をセメスターとした。これによって科目毎の履修者が増加し FD 委員会および研究科委員会の意図した結果となった（資料 4(3)-28）。

さらに院生の主体的参加を促すために、学部教育の充実および、大学院学生が教員・研究者になるためのトレーニング機会の提供と経済的支援を目的としてティーチング・アシスタント（TA）制度を設けている。TA の職務内容は学部学生に対する講義、実験、実習、および演習の教育補助授業であり、実際の内容としては留学生支援、授業補助、フィールドワーク補助などがおこなわれている（資料 4(3)-29）。

## **（２）シラバスに基づいて授業が展開されているか。**

### **〈１〉大学全体**

シラバスについては、統一した書式で作成している（資料 4(3)-30）。15 回の授業内容・到達目標・事前事後学習・評価方法などが明示されている。シラバスの記載内容の適切性に関しては、各学部の運営委員会によるチェック体制が構築されている。また、授業内容・方法とシラバスの整合性については、「学生による授業評価アンケート」においてシラバスが授業選択に有効であったかどうかを尋ね、検証している（資料 4(3)-11）。

### **〈２〉商学部**

シラバスは全学部で統一された書式があり（資料 4(3)-30）、本学部もそれに則っている。その項目には「科目名」、「担当者」、「授業内容ならびに授業計画」、「到達目標」、「事前事後学習」、「関連する科目」、「成績評定の方法」、「テキスト」、「参考文献」など細かく記されており、印刷された冊子として学生に手渡されている（資料 4(3)-8、資料 4(3)-9、資料 4(3)-10）。シラバスの各授業の内容は学部の運営委員会（学部長、学科長）が一つずつチェックし、内容が不十分な場合は、執行部で協議し、必要があれば担当者に改善を要求している。また、授業内容・方法とシラバスの整合性に関する検証であるが、問題が指摘された授業に関しては、これも執行部で協議し、必要があると判断される場合は、担当者に直接申し入れ、対処する形を取っている。

学生による授業評価アンケートをまとめた授業評価報告書により、「シラバスの情報は十分か」という質問事項に対し、「とてもそう思う」と「ややそう思う」を合わせた肯定的回答が、商学部では 62.0%（2011 年）、67.8%（2012 年）、68.7%（2013 年）と順調に増えていることから、改善がうかがえる（資料 4(3)-11 P.25,P.82）。

### 〈3〉経済学部

シラバスの作成にあたっては全学的な教学の組織である教学部会議がその方針を提案し、シラバスの授業計画における重要性を指摘し、各回ごとの講義テーマをわかりやすく書き、また、授業名と講義内容および基礎科目、発展科目、応用科目の違いによる授業レベルの違いを明確にすること、そして、評価の仕方については授業への参加態度、発言内容、レポート、そして学期試験などをウエイトを明確にして評価するように指示している（資料 4(3)-30、資料 4(3)-12、資料 4(3)-13、資料 4(3)-14）。ただし、まだいくつかその指示が十分には浸透していないものも見られるので早急に改善していきたい。なお、シラバスの適切さを判断するために学部長・学科長からなる運営委員会が教学部会議の発行した「シラバス作成のためのガイドライン」をもとに確認し、必要な場合には修正を依頼している（資料 4(3)-30）。また、シラバスの情報は十分であるかという点については、授業評価アンケート結果でも肯定的な回答が授業全体の 67.5%となっていた。学生の授業への取り組みへの影響を考えると、この点を一層改善していく必要がある（資料 4(3)-11 P.31,P.102）。

### 〈4〉外国語学部

本学部では、全学統一の「教務課 Information System」により、Web 経由で「シラバス作成上の注意」に基づき各教員が必須記入項目である「授業内容ならびに授業計画」、「到達目標」、「事前事後学習」、「関連する科目」、「成績評定の方法」、「使用テキスト」、「参考文献」を記載することで、具体的かつ詳細な情報提供・履修指導を行っている。講義内容については、春学期・秋学期いずれも各 15 回、計 30 回の講義内容が明示され、また学生主体の学習活動である専門演習に関しても、活動目的を学生に意識づけするためにも、通年全 30 回分の内容を明確に記載している。特に到達目標については、学部が育成を目指す学生の「語学力」、「理解力」、「問題解決能力」のいずれの能力育成に寄与する科目であるのかを示すと同時に、受講効果を高めるため、事前・事後学習の内容を示している。また、成績評価についても、平常点と定期試験、課題レポートの評価割合や加点・減点の要素をできるだけ明示することで、学生たちの学習意欲の向上に資するようにしている（資料 4(3)-30、資料 4(3)-16、資料 4(3)-18）。

なお、シラバスと実際の授業内容の整合性については、年 1 回、学生に対して実施している「学生による授業評価アンケート」に「シラバスの情報（授業の目標、成績評価基準など）は十分でしたか」、「授業 1 回あたりの分量・進度は適切でしたか」など、シラバス関連の質問項目が設けられており、各教員が担当するすべての授業科目（アンケート実施科目）に関して、各教員に詳細な評価結果がフィードバックされる制度が機能している。その結果、おおむねシラバス通りに授業運営が行われているといえる（資料 4(3)-11 P.117,P.122）。

### 〈5〉社会福祉学部

本学部では、各学科の特性に応じた科目のほか資格に関連した科目を学科を横断して配置しており、シラバスは、担当教員間の連携をはかりながら、統一的な様式で作成している（資料 4(3)-30、資料 4(3)-20、資料 4(3)-21、資料 4(3)-22、資料 4(3)-23、資料 4(3)-24）。

シラバスの書き方に不備があれば、学部長および学科長から構成される「学部運営委員会」から改善を求めている。

授業は、シラバスに沿って行われている。学生の理解状況に応じてシラバスとは異なる



授業を行う場合には、あらかじめ学生に変更内容とその趣旨を伝えている。学期末の「学生による授業評価アンケート」の項目の一つに、シラバスと授業内容の整合性に関する質問を設けており、各教員は評価結果を踏まえて整合性を高める方向に改善を図っている。

社会福祉士の資格取得に関する科目では、専任・非常勤教員合同の演習担当者会議のなかでも使用するテキスト、出席の取り扱い、評価の方法について統一的な見解ですすめられている。

シラバス内容の充実については、「学生による授業評価アンケート」の設問「シラバスの情報（授業の目的、成績評価基準など）は十分か」において7割の学生が肯定的に評価している（資料 4(3)-11 P.49,P.142）。

#### 〈6〉商学研究科

シラバスには、授業の到達目標およびテーマ、授業の概要を示し、各回の授業計画と事前事後学習の指示、成績評価の方法を明示している（資料 4(3)-25）。研究科長を含む複数の教員でシラバスチェック委員会を構成し、適切ではないシラバスについては修正を指示し、シラバスの信頼性を高めるよう努めている（資料 4(3)-31）。

#### 〈7〉経済学研究科

統一的な書式に基づきシラバスを作成し、学生に対して事前に公表し、履修科目決定のための情報を提供している。シラバスの様式については事前に研究科委員会において提示し、様式に従った作成を各教員に依頼している（資料 4(3)-25）。学生は、このシラバスを参考に、自己の専修科目の研究、とりわけ学位論文の作成に必要と判断される科目を体系的に履修し、深くかつ視野の広い研究成果をあげることができている。

#### 〈8〉国際文化研究科

本研究科では、3つの専修分野を置いた上でのコースワークとリサーチワークの融合や、FD委員会での指導内容の改善への取り組みなどを通して、充実したカリキュラム編成に基づいた授業を開設し、実施している。授業の詳細は大学院シラバスで明示し、学生に示している。シラバスはホームページからも閲覧できる。シラバスには「授業の到達目標及びテーマ」、「授業の概要」、「授業計画」、「事前事後学習」、「テキスト」、「参考文献」、「成績評価」を明記しており、これに従って授業が行われている（資料 4(3)-25）。授業の詳細は担当者に任さざるを得ないが、どの授業も小人数授業であるため、学生とのコミュニケーションが十分にとれる状況にある。

#### 〈9〉社会福祉学研究科

本研究科は社会福祉学専攻、福祉環境学専攻から構成され、社会科学分野のみならず、自然科学、複合領域に演習・授業も多岐にわたるが、項目を統一したシラバスを作成して履修上の情報が不足しないようにしている。シラバスには、授業の到達目標およびテーマが明示され、授業の概要を示し、各回の授業計画を事前に明らかにし、事前事後学習の指示、テキスト、参考文献等を示し、成績評価の方法、評価基準が明示されている（資料 4(3)-25）。シラバスは科目別に Web の大学院 HP から閲覧、印刷できるようになっている。特に 15 回の授業内容を分けて詳述することで授業内容の連続性、ストーリー性が理解できるようになっている。

### （3）成績評価と単位認定は適切に行われているか。

### 〈1〉大学全体

成績評価と単位認定については、学部においては、学則及び「試験および成績評定に関する細則」で定めている（資料 4(3)-32 第 24 条、第 25 条、資料 4(3)-33）。授業ごとの成績評定の方法は、あらかじめシラバスで明示されており、成績評価に疑義がある場合は、成績評価についての問い合わせ制度によって、科目担当者に確認することができる（資料 4(3)-34）。

1 単位あたりの授業時間は学則に定め、授業時間の確保に努めている。1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間も含め、35 週に渡ることを原則とし、授業日は春学期、秋学期それぞれ 15 週を確保している（資料 4(3)-32 第 15 条、第 33 条、資料 4(3)-1 P.2）。

既修得単位の認定は学則及び「単位換算認定基準」に基づいて行われ、制度として入学前単位認定、留学、三大学単位互換制度、放送大学、沖縄国際大学との単位互換制度がある（資料 4(3)-32 第 26 条～第 30 条、資料 4(3)-35）。成績の可視化を目的とした GPA 制度も導入しており、学生は履修計画と修得状況を照らし合わせながら履修計画を考えることができるようになっている（資料 4(3)-36）。

大学院においては、単位認定および評定について学則および研究科規則に定め（資料 4(3)-37 第 14 条～第 15 条の 4、資料 4(3)-27 第 6 条、第 7 条）、シラバスに「成績評価」の項目を設け、学生に明示している。大学院の授業日は、学部の学年歴に準じて毎年設定され、授業日数を確保している（資料 4(3)-26 P.1）。

### 〈2〉商学部

成績評定は「試験および成績評定に関する細則」で定められており、それに則り、授業担当者の責任で適切に行われている。

評価方法に関しては、全学的に統一されたシラバスの「成績評定の方法」の項目で明示しており、どのような方法で成績評定が行われるか学生自身把握できる。また、学生が自分の成績に疑義がある場合は、全学的なシステムに則り、教務課で手続きをし、問い合わせをすることができるようになっている。

留学先で取得してきた単位、編転入の際の単位換算など、既修得単位の認定についても、「単位換算認定基準」に則り、教授会において認定を行っている。

### 〈3〉経済学部

成績の評価は、「試験および成績評定に関する細則」に基づき、授業担当教員の責任によって実施される。成績評価の方法は、あらかじめシラバスで明記するようになっている。

教員が単独で担当している科目については担当教員の判断にまかされていることの方が多いが、「経済学入門」や「情報リテラシー」などの同一科目を複数の教員が担当する科目では、非常勤講師を含めて成績の評価が詳細に決められていて、担当者間での評価のぶれが生じないようにしている。

学生が自分の成績に疑義がある場合は、全学的なシステムに則り、問い合わせをすることができるようになっている。教員は学生の答案用紙は少なくとも 1 年間は保管することが義務づけられている。

### 〈4〉外国語学部

英米・東アジア両学科とも、統一の書式（Web 経由のデータベース入力）によるシラバス記入の実現により、明確な成績評価・単位認定の基準が学生に明示・周知されている。

英米学科では、担当全教員が、シラバスと学生便覧に記載されている成績評価の方法と「試験及び成績評定に関する細則」にそって、厳格に適切に単位認定を行っている。外国語と演習に関しては、原則として授業時間数の3分の2以上出席しなければならない、無届けで連続3回以上欠席した場合は履修を辞退したものとみなすといった項目については、機械的ではなく、学生の状況や科目の特質などを鑑みた上で、各教員がある程度柔軟に対応している。

東アジア学科でも、成績評価・単位認定はシラバス記載の評価基準に基づき適切に行われている。定期試験以外に、平常点として特に語学科目であれば日頃の学習事項の定着ならびに到達度を図るための小テスト、講義科目であれば学習事項の理解を深めるためのレポート課題による評価など、学習過程の評価も重視した多角的な成績評価を行っている。

また、全学的にGPA制度を導入することによって、成績評価がより厳密化され、履修取り消し制度や成績評価問い合わせ制度などにより、学生に公平にかつ不利益を生じないように配慮している。

#### 〈5〉社会福祉学部

成績評価と単位認定は適切に行われている。各授業科目の成績評定はシラバスに明記され、学生に周知されている。評価の内容についてはシラバスに記載しているが、学生自身の学習成果と評価を認識できるように科目担当教員に確認することができる。成績評価は、学期ごとの試験等により成績評定が行われる。また、2014（平成26）年度より新たにGPA制度を導入されたことによって、成績評価がより厳密化され、学生も視覚的にGPAを把握できるようになった。

#### 〈6〉商学研究科

単位認定および評価の基準はシラバスに明示されており、それに従って、適切に単位認定を行っている。

なお、入学前の既修得単位等の認定については、「大学院学則」に則り、適切に行っている（資料4(3)-37 第15条の3）。商学専攻修士課程の入学者のうち本学大学院会計専門職研究科修了者については、入学前の既修得単位等の認定を行っている。

#### 〈7〉経済学研究科

成績評価と単位認定の基準はシラバスに明示され、それに準拠した成績評価と単位認定を適切に行っている。シラバスにおいて単位認定および評価の基準を事前に学生に知らせることで、学生の履修態度を改善し、かつ評価に対する納得性を高めている。

なお、入学前の既修得単位等の認定については、「大学院学則」に則り、適切に行っている（資料4(3)-37 第15条の3）。

#### 〈8〉国際文化研究科

単位認定および評価の基準は『大学院シラバス』で明示され、それに準拠した単位認定を適切に行っている。

国際文化研究科のように多種多様な専修科目を設けている研究科においては、科目の特性によって、成績の評定の仕方も異なるので、具体的にどのような方法で評定するのかを『大学院シラバス』に明示している。

なお、入学前の既修得単位等の認定については、「大学院学則」に則り、適切に行っている（資料4(3)-37 第15条の3）。

### 〈9〉社会福祉学研究科

成績評価と単位認定は修士課程では一専門研究科目(講義・演習)を自己の専修科目とし、博士後期課程においては一研究指導を専修としている。修士課程では2年以上在学し必要な単位を修得することが必要である。なお成績評価および単位の認定については、社会福祉学研究科FD委員会において論文作成やその指導体制との関係において広範な議論の中でなされつつある。単位認定基準は修士課程においては「大学院研究科規則」に明確に定め、厳格に実施されている。なお、2013(平成25)年度のFD委員会において授業科目の内容形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿って単位を設定していることも課題としてあげられ、講義科目の Semester 化(半期・2単位)の一因になった(資料4(3)-28 P.7)。

成績評価および単位の認定については2専攻があり、しかも内容が多岐にわたるので科目毎の評価基準や単位認定基準により成績評価と単位認定を行っている。その基準については『大学院シラバス』に「成績評価」の項目を設けて公表・周知している。

なお、修士論文についての成績評価および単位認定については複数回にわたって厳格に審査している。副査は研究科委員会でその専門性などから適格者を厳密に検討し決定し、中間で副査は原則的に出席し中間的評価を述べるのが義務化され厳密かつ集団指導体制での評価システムを実現している。

### 〈4〉教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結び付けているか。

#### 〈1〉大学全体

毎年、学生による授業評価アンケートを実施しており、アンケートの結果は報告書を作成することで公開し、担当者へフィードバックしている。なお、2014(平成26)年度からは、アンケート結果を授業改善に結びつけるために、各学部の運営委員会が報告書の内容を精査し、評価が低い教員については授業改善の申し入れをするようにしている。

#### 〈2〉商学部

全学的な取り組みとして行われている授業評価アンケートの結果について、商学部の傾向を教授会で共有するようにしている。その結果をまとめた授業評価報告書によると、授業の成果に関し、「内容が理解できた」と回答した学生は2011(平成23)年度63.9%、2012(平成24)年度68.1%、2013(平成25)年67.7%、「知らなかった考え方や発想に触れた」と回答した学生は、同様に71.6%(2011年)、75.1%(2012年)、74.3%(2013年)、「さらに進んだ勉強をしたい」という回答は、51.3%(2011年)、53.5%(2012年)、55.0%(2013年)となっており、2011(平成23)年から2012(平成24)年に関しては改善したものの、その後は停滞が見られる(資料4(3)-11 P.27)。

商学部においては、独自のFD研究会を定期的に行われ、問題点や授業改善のための情報の共有をはかっている。2014(平成26)年3月に行った研究会では、授業で実際に行われている工夫を講義スタイルのものと演習スタイルのもので各2人ずつ披露して意見交換を行った。同年7月の研究会では、前学部長からこれまでの活動報告と検討した課題について報告を受け、今後の検討課題とそれについての意見交換を行った。続いて10月には、会計専門職コースの現状と課題について担当教員より報告を受けて意見交換を行った。また、2015(平成27)年1月にもFD研究会として、商学部の教員の授業を公開し、授業参観を

実施した（資料 4(3)-38）。

### 〈3〉経済学部

教育成果については、学部 FD 委員会で定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけていくこととしている。ミクロ経済学とマクロ経済学は経済学教育の根幹の科目であることから、経済学部の学科共通の基本科目として体系的に組み込まれているが、そのあり方についての検討は FD 活動の一環として、毎年、学部内のミクロ経済学およびマクロ経済学の授業内容を検討する会である「ミクロ・マクロ経済学会議」でなされており、学部再編にあたって、2014（平成 26）年度から 2015（平成 27）年度にかけて 3 冊の教科書を作成することとなり、現在取り組み中であるが、そのなかで、これまでのミクロ・マクロ経済学の低学年次での授業への学生の理解と問題点を洗い出している。

### 〈4〉外国語学部

全学的な取組として、学生による授業評価アンケートを全学的に行い、授業内容・方法の改善に努めている（資料 4(3)-11）。また、外国語学部独自に自己点検・評価を行うことを目的に、隔年で学生の意見や要望を直接聞く場を設け、提出された意見や要望をもとに教員間で授業内容・方法の改善について話し合っている（資料 4(3)-39）。

また、学部 FD 委員会では、2012（平成 24）年から 2014（平成 26）年まで、「推薦入試合格者に対する入学前教育のあり方」（2012（平成 24）年 11 月）、「中途退学者の予防」（2013（平成 25）年 10 月）、「きめ細かな学生指導のありかた」（2014（平成 26）年 1 月・2 月）というテーマで学部教員間における意見交換会を持った。

これ以外にも、英米学科においては、単位認定のために、小テストや定期試験やレポートの提出を定期的に行っている。「専門演習 I・II」と「卒論演習」では学年末に各ゼミでゼミ論集と卒論集を作成している（資料 4(3)-19）。また、上記の FD 活動の過程で、昨年度「きめこまかな教育」について議論を深め、アカデミック・アドバイザー制度を導入し、教育全体の改善に活かすことができている。また、FD の成果として、教師と学生間のコミュニケーションを充実させるために、学科のホームページに「ブログ」の空間を設置し、有効に活用されている（資料 4(3)-40）。

また、東アジア学科では、上記 FD 活動を踏まえ、在学生の学習状況に関する情報交換の機会を月 1 回以上開催される学科会議の際に行っている。これにより 1・2 年次は必修語学科目、3 年次は必修の専門演習科目、4 年次は専門演習・卒業論文演習担当者を中心として、すべての学生の講義出席状況や学修の進捗状況について詳細な意見交換を行い、欠席が目立つ学生や学修に遅れがみられる学生について、個別に学年主任あるいはゼミ担当教員が面談を行い、早期に問題発見・解決に努めるようにしている。この結果、中途退学者の減少に大きな効果がみられている（資料 4(3)-41）。

### 〈5〉社会福祉学部

本学部では FD 委員会の活動の一環として、教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした組織的な研修・研究の機会を設けており、教員が相互に授業内容を実際に参観し教授法についてのスキルアップを図っている。また、全学的に実施される学生による授業評価アンケートを踏まえて各科目の授業内容の改善を図っている（資料 4(3)-11）。

第一部社会福祉学科では、「入門演習」および「社会福祉入門」の 1 年次の必修科目にお

いて独自のアンケートを実施し、学修到達状況と授業の改善課題を把握している。その上で、学科会議において、アンケート結果を検討し、初年次教育の効果を高めるために、秋学期のフィールドワークの実施時期を変更したり、春学期にもフィールドワークを取り入れるなどの改善を行った（資料 4(3)-42、資料 4(3)-43）。

第二部社会福祉学科においては、2014（平成 26）年度は、毎年実施している「卒業演習」「卒業論文・制作」説明会への担当者の参加を強化し、教育内容・方法を直接伝える工夫をした。また、社会福祉士養成課程委員会では、社会福祉士の指定科目について、授業参観を実施し、教育方法の相互評価を実施している（資料 4(3)-44）。

福祉環境学科では、毎年度初めに「福祉環境学演習」説明会を開催し、担当教員全員が授業内容のプレゼンテーションを行っている。また、福祉環境学入門（1年次春学期）においては、7名の学科所属教員が講義を行い、それを他の学科教員が参観することにより、授業方法に関する相互評価の機会を設定している。

ライフ・ウェルネス学科においては、2014（平成 26）年度は、毎年実施している「演習 I、II、III」、「卒業論文・制作」説明会への担当者の参加を強化し、教育内容・方法を直接伝える工夫をした。

ソーシャルワーク演習に関しては、専任および非常勤の複数の教員が担当していることから、毎年、専任と非常勤の教員による「ソーシャルワーク演習講師会」を実施し、教育の内容・方法の向上を図っている（資料 4(3)-32）。

#### 〈6〉商学研究科

2012（平成 24）年度「大学院将来構想委員会」において、大学院においても FD 活動に力を入れるべきという報告書が提出され、商学研究科においても 2013（平成 25）年度より FD 研究会の活動を開始した。2013（平成 25）年度の活動では、大学院教育での PDCA サイクルの重要性および授業方法等改善項目について意見交換を行った（資料 4(3)-45、資料 4(3)-46）。

#### 〈7〉経済学研究科

2012（平成 24）年度第 13 回経済学研究科委員会（2013（平成 25）年 1 月 13 日）において経済学研究科内に FD 小委員会を設置することを決定した。その構成員は研究科長、運営委員 2 名、研究科長経験者 2 名の 5 名である。2013（平成 25）年度には 2 回の FD 委員会を研究科委員会終了後にほぼ全員の研究科委員の出席のもとに実施し、研究科のカリキュラムに関する課題について意見交換を行い、認識を共有した（資料 4(3)-47）。

#### 〈8〉国際文化研究科

本研究科の FD 委員会において、教育理念に基づく教育方法および教育効果などについて討議している。2013（平成 25）年度は 3 回の FD 委員会を開き、教員間での意見交換および学生を交えた意見交換を行い、学習のあり方、教育成果、評定のあり方などを議論している。その内容は「2013 年度 FD 活動報告書」にまとめられている（資料 4(3)-48）。

リサーチワークにおける教育成果の検証は、一つには論文作成段階での経過報告書（修士課程）および中間報告会（修士 1 回、博士後期 2 回）で行われ、その検証結果が、その後の論文作成に役立てられる。また、学生の研究業績については、博士後期課程の学位申請にあたり、その目録を提出するものと定められており、基準（少なくとも一つの学術誌掲載論文）が満たされているかが検証される。修士号申請にあたっては研究業績目録の提

出は求められていないが、論文そのものの中で、過去の業績が明らかになる。

### 〈9〉社会福祉学研究科

本研究科内に設置されたFD委員会を年間数回開催し、研究科全体における組織的な成果の検証を行っている。2013（平成25）年度は5回の会合を開催し、コースワークとリサーチワークを有機的に組み合わせた教育を実施するためのカリキュラムのあり方および論文指導体制のあり方を検討した。その他、教育改革・大学改革に関わる文科省の方針と本研究科のあり方、教職免許の取得方法、学位授与プロセス、論文博士の審査方法、自己点検のあり方などについても議題として検討した。また、FD委員会での討論は次年度以降のカリキュラム等に反映されている[例：2014（平成26）年度からの Semester 制の採用]。さらに、修士課程では2回の中間報告会、博士課程では研究例会を開催し、論文作成に向けて複数の教員による指導を行う中で個々の研究科生の教育成果について一定程度検証している。しかしながら、FD委員会は2013（平成25）年度に開始されたばかりで、以降の継続的な検証が必要である（資料4(3)-28）。

## 2. 点検・評価

### ① 効果が上がっている事項

#### 〈1〉大学全体

シラバスの書式を統一したことにより学生が授業選択する上での指針となっており、また、学生による授業評価アンケートも授業改善に役立てられるようになった。

#### 〈2〉商学部

シラバスに授業計画を15回明記し、また「到達目標」、「事前事後学習」、「成績評定の方法」なども記することから、授業をどのような流れで展開し、到達点とそれに基づいて評価をどのように行うのか、そして、それに向けて学生はどのような予習復習をしなければならないのかを明示している。シラバスの記述内容が詳しく記されるようになり、教員はそれを意識して授業の組み立てを考え、授業を行うようになった。また、授業1回ごとの内容がシラバスに記されることにより、その日の授業は何をするのかが、教員と学生の双方に明確となり、授業の充実に役立っている。

#### 〈3〉経済学部

本学部では新しいカリキュラムのもとで、現在、1年次の導入演習が置かれており、これは初年次の大学での生活面・授業面での不慣れな面の改善への支援という観点も求められている。本学部ではそれに対する対応として導入演習のシラバス内容の統一化を図っている。学生の評価はおおむね好評である。

経済学教育の基礎をなすマイクロ経済学、マクロ経済学の授業を改善するために「マイクロ・マクロ経済学会議」が設置されており、昨年来、新カリキュラムの導入にあたって、授業内容の再検討を行って、高等学校教育との連続性を重視した授業の必要性、複数教員によるシラバスの統一、パワーポイントの共通化、試験問題の統一化が図られた。これはマイクロ・マクロ経済学についての学生の理解を高めるのに役立っている。

#### 〈4〉外国語学部

東アジア学科においては、やはり少人数教育体制による講義・ゼミがなにより効果的となっている。

英米・東アジア両学科とも、シラバス作成後の学科長・学部長による確認と修正の制度化が行われており、全授業内容の事前告知による科目学習内容の全体像が周知されており、この結果、成績評定基準の事前告知による成績評価異議申し立てが減少している。

英米・東アジア両学科ともシラバス整備に伴い行われてきた到達目標、成績評価基準の明確化と、シラバス記載による学生への周知が実現しており、成績評価問い合わせ制度実施による成績評価の厳格化が実現している。

外国語学部が独自に実施している自己点検・評価を踏まえた授業内容・方法の改善をなしている（資料 4(3)-39）。

#### 〈5〉社会福祉学部

第一部社会福祉学科では、1年次の「入門演習」では読み・書き・調べる・発表するなどのリテラシー教育に加え、今年度、初めての試みとしてフィールドを歩きながら気づきを経験する地域踏査（美里町での「フットパス」形態によって実施）を取り入れた。この試みは、昨年度末に「社会福祉入門」（秋学期）においてフィールドワークを体験した1年生を対象として実施した学科独自のアンケートの結果として、春学期も地域に出たかったという声が多かったことを受けて導入した。今年度は改善を図った「入門演習」において学生による授業評価を実施し高い評価を得た。

子ども家庭福祉学科では、1年次の「入門演習」では地域の子育てに関わる社会資源調査、2年次の「子ども家庭福祉演習Ⅰ」では地域踏査（子育て支援施設等におけるインタビュー）を行っている。これらは能動的学修の姿勢を養うとともに、専門科目を学んでいくための基盤として学生の動機付けにつながっている。

学生は、シラバスに全科目で到達目標や事前学習・事後学習項目、成績評定の方法等が記述されることで、教育課程編成の方針に基づいた各科目の内容を検討できる。

社会福祉士の資格関連演習科目では、専任教員だけでなく、非常勤教員との教育方針、授業計画、テキスト、成績評定について協議する場を設定することで、全科目で整合性ある授業を展開している。

授業評価やFD活動による取り組みを学部としても徐々に展開してきた。2013（平成25）年度より、通常の授業を他の教員が参観して、教授法の向上につなげている。

#### 〈6〉商学研究科

研究指導計画に基づき、研究指導教員が研究指導、学位論文作成指導を行う仕組みが確立している。

シラバスの内容が詳細になったことにより、学生が事前に講義内容を十分に把握でき、自己の専修科目の研究、とりわけ学位論文の作成に必要なと判断される科目を体系的に履修し、深くかつ視野の広い研究成果をあげることができるようになった。

シラバスにおいて単位認定および評価の基準を明示することによって、学生の履修態度が改善し、かつ評価に対する納得性を高めている。

商学専攻修士課程の入学者のうち本学大学院会計専門職研究科修了者について、入学前の既修得単位等の認定が行われている。

#### 〈7〉経済学研究科

修士課程では、学生が1年次秋学期（1月中旬～2月初旬）の研究経過報告会で実質的な研究計画書を提出し、博士後期課程では1年次7月末までに研究計画書を提出し、それに



基づき主査を中心に副査2名を加えた集団指導体制で学位論文の作成指導が行われている。集団指導体制のもとでの計画的研究の推進によって、円滑な学位論文作成が達成されている。

研究科委員会においてシラバス様式とそこに盛り込むべき標準的内容を確認し、認識を共有することで、学生に必要な情報が一層きめ細かく提供されるようになった。

#### 〈8〉国際文化研究科

個々の学生の研究に指導教員が十分な助言のできるマンツーマン体制での指導ができています。一方この指導方法では、情実に流されやすいきらいもあるので、修士課程での中間報告会や博士後期課程での副指導教員を含めた3名体制など、他の教官からのアドバイスを受けやすい体制を取っている。

シラバスについては、いずれの授業も少人数授業であり、学生の意見を直接指導に生かせる状況にある。それが、テキスト選択、指導方法などシラバスの充実に寄与している。

#### 〈9〉社会福祉学研究科

初年度からの報告会などの実施を複数回設けて段階的な研究スケジュールの明確化がなされた。講義のセメスター化による科目選択の広範囲化、大学院入門科目の実施による多様な研究の方向性の提示を実施し実際に選択科目の履修者数が増加した。福祉環境学専攻ではフィールドワークと講義科目の連関がなされるとともに、連携活動によってさまざまな学内資源、学外資源の活用が行われている。

数年前まではシラバスの執筆内容が担当者に任されていたため、簡単な内容紹介にとどまるものなどもあり形式上のばらつきがあったが、執筆のフォーマットが決められたことによってこれらの点が改善された。特にシラバスの講義内容が項目化、詳細化されたことにより履修者が事前の講義内容を十分に把握でき、自らの研究と講義との関連性を考えることができるようになった。また到達目標・テーマや成績評価が示されて、履修する際の指針が示され参考にすることができるようになった。

FD委員会と研究科委員会で単位制度を再検討した結果、講義科目の開講期間、単位を変更した。シラバスに成績評価に関する事項を掲載するようになり、評価の基準が明確に示されるようになった。

研究科FD委員会の設置による教育成果の検証、教育方法の改善として開講期間、単位の変更を行った。FD委員会は単年度にとどまらず2014（平成26）年度も継続的に開催されるようになった。

## ② 改善すべき事項

### 〈1〉大学全体

「学生による授業評価アンケート」を授業の改善にどのように役立てているのか検証する体制が不十分なところがあり、今後は改善の成果報告を義務づけるなどの取り組みが必要である。

### 〈2〉商学部

シラバスの記載方法のさらなる工夫と、教育内容ならびに教育方法の適切性に関して授業ごとに細かく検証する組織やプロセスの確立が求められる。

個別の授業に対する授業内容・方法とシラバスとの整合性に関する組織的な取り組みが

恒常的に行われているわけではないので、その点の改善が求められる。

授業評価アンケートは授業ごとに実施されているが、学部として合計した数値として公表されているため、授業ごとの結果や意見がアンケートに答えた受講生は知ることができない。また、教員も相互にどの授業でどのような意見が多かったのかを知ることができない。授業の担当者には担当授業ごとに結果が渡され、自由記述を含めて学生の声が届けられるようになっているが、それがその後の改善に役だっているかどうかの検証はなされていない。授業ごとの公表と組織的な改善プロセスの確立が必要である。

FD 研究会による授業改善のための教育方法の開発が課題である。

### 〈3〉経済学部

新入生の新しい大学生活・授業の支援の面で 1 年次の導入演習が置かれているが、その効果を向上させるためにシラバスの共通化を一層推進する必要がある。また、「学生による授業評価アンケート」による授業改善の取り組みについては、現在必ずしも有効なものとはなっていない。授業評価アンケートの個別集計結果を当該教員に渡すだけで、全学の委員会ではアンケート結果を学部ごとに集計し、結果について報告をするということになっており、教員の直接的な授業改善につながっていない。全学的な改善への取り組みが行われる必要がある。

### 〈4〉外国語学部

英米学科としては、4 年次の「卒論演習」、「専門演習Ⅱ」は、どちらかを選択必修に据えたいところであるが、就職活動との兼ね合いや卒業要件となるために、選択科目としている。そのために、履修する学生の数が多くなく、選択であっても、3 年次の「専門演習Ⅰ」で学んだ内容を発展させようとする意識を高めさせ、なるべく多くの学生が「卒論演習」か「専門演習Ⅱ」のどちらかを履修するように指導をする必要がある。

東アジア学科としては、韓国語の初年次教育などでは、1 年次用の「文字と発音」、「基礎」、「最重要単語 600」などの教材を編み、「リレー式」講義が部分的に実現しているが、中国語教育に関しては、初学者向けのオリジナルテキスト「くまがく中国語発音編」(資料 4(3)-49) が編纂されているが、語学科目相互間の明確な連携体制が存在しない。より語学教育の担当教員による密接な連携が必要と考えられる。

両学科とも、効果があがっている取組をさらに充実させるとともに、東アジア学科に関しては、語学科目である韓国語・中国語科目の到達目標の設定に関して、会話、読解、作文などの技能ごとに、また履修年次ごとに幾分ばらつきが見られたり、統一性に欠けたり、系統立っていない面が見られる。従ってこれらの到達度を基準にした成績評価も、一般に言われる当該外国語の初級、中級、上級のような習熟度を真に反映したものか、些か疑問の余地がある。到達目標と成績評価について再度、担当教員間における検討が必要である。

「学生による授業評価アンケート」の調査結果に関して、各教員が報告書を読み自身の授業内容・方法の改善に役立てるという個人レベルの対応でとどまっており、学部、学科、コースにおける組織的な授業内容・方法の改善に結びついていないと言える。

### 〈5〉社会福祉学部

専任教員、非常勤教員との教育方針、授業計画等の整合性ある授業の展開は、社会福祉士に関連する演習科目に限定されたものになっている。社会福祉士養成に関わる講義系科

目への拡大、資格系科目以外への拡大について検討を要する。

授業参観は昨年度、社会福祉士の指定科目だけを対象にして、任意参加の形態で導入した。参観科目も、参観人数も少ないことから、これらを増やしていく取り組みが必要である。

シラバスの内容に関して、7割の学生が肯定的に評価している。しかし、学科によって評価が異なる部分もあり、継続して内容の充実に向けた研究・協議が求められる。

第一部社会福祉学科全体の合意によって取り組んでいるアクティブ・ラーニングであるが、大講義での一方的な講義形態の克服と「双方向授業」、「三方向授業」への発展などについては多くの授業で展開されているとはいえない。

第二部社会福祉学科、福祉環境学科では、授業方法に関する相互評価システムの導入について、社会福祉士養成課程担当者にて実施されている授業参観による相互評価については、担当者が限定的で学部全体に周知されていない。体系化し、授業方法の改善に向けた研究を相互評価システムとして導入することが課題である。

#### 〈6〉商学研究科

大学院将来構想委員会の答申により、FD研究会が研究科ごとに設置され活動が開始された。FD研究会はスタートしたばかりであり、明確な目標が定まっておらず、そこでの議論が研究科委員会に提言するなどのフィードバックがまだできていないため、改善に結びついていない。

#### 〈7〉経済学研究科

シラバスの様式の統一化は研究科委員会を通じて担当教員に周知されているが、その実施状況に関するチェック・システムはルール化されていないので、そのための具体的体制づくりが必要である。

教育方法改善に向けた組織的取組はFD小委員会を中心に始まったところであるが、2013（平成25）年度の会議開催は2回にとどまった。今後、その質・量の両面で一層の充実を図る必要がある。

#### 〈8〉国際文化研究科

シラバスについては、学生による授業評価が行われていない現状では、シラバス通りに授業が行われているかの検証は難しい。改善の余地がある。

熊本学園大学大学院研究科規則第7条により、「授業科目の成績は、A、B、C及びDの評定をもってあらわし、A、B及びCをもって単位取得と認定する」と定められているが、学部の成績評定の基準、S、A、B、C、Dとは異なっている。大学全体から見た場合の評定の仕方に統一性がない結果となっているので、今後の大学院での議論を待ちたい。

FD委員会では、教育方法や効果について討論を行っているが、教育方法が学業や成績にどのように反映されているか、についての検証が十分ではないように思われる。

#### 〈9〉社会福祉学研究科

フィールドワーク科目が充実しているものの、講義科目へのフィールドワーク担当者の授業担当など、その関係についてなお一層の連携性を持つ必要がある。

またTA制度は社会福祉の発想に立つ大学院からの学生支援制度であり、その有効性が各年の実績から示されているが、全学的な体制に波及していないことが問題点となっている。

研究科における各科目の位置づけがシラバスに記されているとは限らず、研究科での研

究・教育上の位置づけのもう一段の明確化が望まれる。

また大学の方針として紙媒体でのシラバスの配布が中止され、シラバスは大学院の Web 上から閲覧・印刷されることになった。しかしながら科目毎の閲覧・印刷になりシラバス集として研究科教育全体の体系性を示すことができなくなった。また、個別の印刷配布等の対応にかえって手間がかかることになり、授業方針の説明などの周知に問題をきたしている。

科目の内容が多岐にわたるので科目毎の評価基準や単位認定基準により成績評価と単位認定を行っていることと、大学院生の論文テーマが狭い分野に特殊化・細分化される傾向にあるなかで適切な成績・評価基準をどのように確立するかが課題になる。

FD 委員会は 2013（平成 25）年度に開始されたばかりなので将来に向けた継続的な検証とそれに基づく教育方法等の改善の検討がさらに必要である。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

##### 〈1〉大学全体

シラバスに関して、15 回の講義内容の明確化、到達目標・成績評価の明示によって、学生が授業計画を立てやすくなった。今後は事前事後学習に関して充実していくことが必要である。

##### 〈2〉商学部

特記事項なし

##### 〈3〉経済学部

特記事項なし

##### 〈4〉外国語学部

両学科とも少人数体制による語学教育・訓練がいきとどいているが、さらに発展させるため、「授業評価」を積極的に活用するための方策を FD で検討する。

##### 〈5〉社会福祉学部

第一部社会福祉学科独自のアンケートは対象科目を広げることによって学科カリキュラムの基礎に位置づいている諸科目の成果を測定したい。

今後定期的に計画的に「授業参観」方式を網羅的にてきるように FD 委員会で検討する。

##### 〈6〉商学研究科

修士課程の修士論文作成のプロセスについては、現在 2 年次 7～9 月に公開研究発表会を実施している。しかし、1 年次秋学期に公開研究発表会を開催することとし、主査に加え 2 名の副査を決定し、早期に集団指導体制をとることが望ましいと思われる。

シラバスの内容が改善されたことにより、履修についても評価や単位認定についても効果的である。しかし、シラバスのとおり授業が展開されているかを検証できていないため、授業評価アンケートの実施を検討する。

##### 〈7〉経済学研究科

現在の指導方針、教育内容、単位認定基準等については『大学院学生便覧』に明示され、所期の成果を収めているところであるが、今後とも大学院入学時の研究科長によるガイダンスにおいて学生への十分な周知徹底を行うこととする。

##### 〈8〉国際文化研究科

個別指導の行き届いている点は、修士・博士後期いずれの課程においても本研究科の特徴であり、それを生かした各教員の指導に今後も期待したい。同時に副指導教員を含めた集団指導体制は、中間報告会に限らず多くの機会でも更に活用されることが重要である。

シラバスについて、個々の学生の意見を反映させやすい状況にあるが、FD活動での学生との懇談会も利用して、学生の生の声を今後も聞いていきたい。

成績評価および単位認定は学生との信頼関係の上に立ち、教員が客観的に行うものであり、それに沿った形で実施されている。学部で実施されている学生からの疑義申請手続きは大学院では厳密には設定されていないが、今後の課題であろう。

### 〈9〉社会福祉学研究科

研究経過報告会での定期的な口頭発表によって集団指導が実施されるとともに、研究計画をスケジュール化し論文作成における段階的な研究進捗状況が客観的に把握できるシステムが効果をあげているとみられるので、さらに検討を加えながら発展させていきたい。

## ② 改善すべき事項

### 〈1〉大学全体

授業改善の検証が不十分なところがあるので、FD委員会による検証や、個々の教員の改善報告書の提出などを検討する必要がある。

### 〈2〉商学部

学生による授業評価アンケートの結果についての組織的な改善プロセスの確立、FD研究会による授業改善のための教育方法の開発について検討中である。

### 〈3〉経済学部

学生による授業評価アンケートについては、現在、集計されて過年と比してどのように学生からの授業評価が改善したかを報告書として作成し、各教員にはその報告書と担当授業のアンケート集計結果を配布し、教員の教育改善に役立てている。ただ、どのようにアンケートが授業改善に役立っているかについては各教員任せという点で改善の余地があり、現在、全学的なFD委員会で検討中である。

### 〈4〉外国語学部

学生による授業評価アンケート調査をもとにした話し合いを学部、学科、コースで行うことにより各組織における授業内容・方法の改善に結びつける。

### 〈5〉社会福祉学部

アクティブ・ラーニングの意義や効果を学科会議等で十分に話し合い、学生アンケート等で効果や課題を確認しながら、教員相互の討議によって教育方法の開発を行っていく必要がある。

### 〈6〉商学研究科

本研究科FD研究会については、今後は、具体的な教育課程や教育内容・方法について、研究科委員会に提言するなどのフィードバックを行い、改善につながるような目標を明確に定め、開催回数を増やし、活発に活動する。

### 〈7〉経済学研究科

シラバスの様式の統一と内容の充実については運営委員会（研究科長に運営委員2名を加えて合計3名）の責任において原稿の点検を行い、必要な改善を図るものとする。また、

FD活動については、研究テーマを精選すると共に量的にもその活動の充実を進める。

#### 〈8〉国際文化研究科

シラバスおよび指導方法についての学生アンケートによる評価は、本研究科の場合は、少人数クラスであるため現実的な手法ではないと考えている。むしろFD活動として実施している学生との懇談会のような形の方が、学生の声を聴きやすい状況である。それ以外の方法についても今後検討していく必要がある。

学部との成績評定の基準の統一は、大学院全体に関わることであり、本研究科のみでの決定は難しい。大学院全体での検討を求めたい。

教育方法が学業や成績にどのように反映されているかの検証は、FD活動などで学生から直接意見を聞くことが有効な方法の一つであるが、これでは捉えられない部分もある。個々の学生が研究に励みやすい働きかけは担当教員を含む我々に課せられた課題であり、今後も検討をしていきたい。

#### 〈9〉社会福祉学研究科

定期的な研究発表プロセスと集団指導体制が効果をあげているとみられるので、今後もFD委員会などでの定期的な検証を通じて検討を重ねる必要がある。論文テーマが狭い分野に特殊化・細分化される傾向にあるなかで対応すべき課題、また、科目の位置づけの明確化等に関しては、社会福祉学の共通の研究ベースを修得させるための必修科目、選択必修科目の拡大などといったこともFD委員会で検討していきたい。

シラバスを「シラバス集」として印刷配布し、大学院受験希望者、新入学生、個人研究指導での科目選択等の資料として活用したい。

### 4. 根拠資料

- 4(3)-1 平成26年度学生便覧 (既出 資料1-4)
- 4(3)-2 商学部授業時間割
- 4(3)-3 経済学部授業時間割
- 4(3)-4 外国語学部授業時間割
- 4(3)-5 社会福祉学部授業時間割
- 4(3)-6 大学院授業時間割
- 4(3)-7 履修登録ガイド (既出 資料4(1)-21)
- 4(3)-8 2014年度シラバス 商学部第一部商学科 (既出 資料4(2)-6)
- 4(3)-9 2014年度シラバス 商学部経営学科 (既出 資料4(2)-7)
- 4(3)-10 2014年度シラバス 商学部ホスピタリティ・マネジメント学科 (既出 資料4(2)-8)
- 4(3)-11 2013年度授業評価報告書
- 4(3)-12 2014年度シラバス 経済学部経済学科 (既出 資料4(2)-10)
- 4(3)-13 2014年度シラバス 経済学部国際経済学科 (既出 資料4(2)-11)
- 4(3)-14 2014年度シラバス 経済学部リーガルエコノミクス学科 (既出 資料4(2)-12)
- 4(3)-15 国際経済学科授業科目履修規程 (既出 資料4(2)-9)
- 4(3)-16 2014年度シラバス 外国語学部英米学科 (既出 資料4(2)-14)
- 4(3)-17 外国語学部ホームページ 東アジア学科「ま・な・び」のポイント！

<http://www.f.kumagaku.ac.jp/higashiasia/point/how.html>

- 4(3)-18 2014 年度シラバス 外国語学部東アジア学科 (既出 資料 4(2)-15)
- 4(3)-19 東アジア学科ゼミ論文集
- 4(3)-20 2014 年度シラバス 社会福祉学部第一部社会福祉学科 (既出 資料 4(2)-21)
- 4(3)-21 2014 年度シラバス 社会福祉学部第二部社会福祉学科 (既出 資料 4(2)-22)
- 4(3)-22 2014 年度シラバス 社会福祉学部福祉環境学科 (既出 資料 4(2)-23)
- 4(3)-23 2014 年度シラバス 社会福祉学部子ども家庭福祉学科 (既出 資料 4(2)-24)
- 4(3)-24 2014 年度シラバス 社会福祉学部ライフ・ウェルネス学科(既出 資料 4(2)-25)
- 4(3)-25 平成 26 年度大学院シラバス (既出 資料 4(2)-28)  
([http://www3.kumagaku.ac.jp/as-office/syllabus/\\_\\_.pdf](http://www3.kumagaku.ac.jp/as-office/syllabus/__.pdf))
- 4(3)-26 平成 26 年度大学院学生便覧 (既出 資料 1-5)
- 4(3)-27 熊本学園大学大学院研究科規則 (既出 資料 4(2)-26)
- 4(3)-28 2013 年度 FD 活動報告書 (大学院社会福祉学研究科) (既出 資料 1-46)
- 4(3)-29 熊本学園大学ティーチング・アシスタントに関する規程
- 4(3)-30 シラバス作成のためのガイドライン
- 4(3)-31 大学院商学研究科委員会議題・議事録 (シラバス依頼、第三者チェックについて)
- 4(3)-32 熊本学園大学学則 (既出 資料 1-1)
- 4(3)-33 熊本学園大学試験及び成績評定に関する細則
- 4(3)-34 成績評価問い合わせ制度
- 4(3)-35 熊本学園大学単位換算認定基準
- 4(3)-36 GPA 制度
- 4(3)-37 熊本学園大学大学院学則 (既出 資料 1-2)
- 4(3)-38 2014 年度 商学部 FD 研究会資料集 (既出 資料 3-52)
- 4(3)-39 『点検と評価』外国語学部
- 4(3)-40 英米学科リーフレット (既出 資料 3-64)
- 4(3)-41 東アジア学科会議記録
- 4(3)-42 社会福祉学部 1 年次アンケート
- 4(3)-43 2013 (平成 25) 年度フィールドワーク報告書 (既出 資料 4(2)-27)
- 4(3)-44 ソーシャルワーク演習担当講師会資料
- 4(3)-45 大学院将来構想委員会報告書
- 4(3)-46 2013 年度 FD 活動報告書 (大学院商学研究科) (既出 資料 1-43)
- 4(3)-47 2013 年度 FD 活動報告書 (大学院経済学研究科) (既出 資料 1-44)
- 4(3)-48 2013 年度 FD 活動報告 (大学院国際文化研究科) (既出 資料 1-45)
- 4(3)-49 外国語学部オリジナルテキスト『くまがく中国語発音編』

## 4. 教育内容・方法・成果

### 成果

#### 1. 現状の説明

##### (1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

###### 〈1〉大学全体

教育目標に沿った成果については、おもに卒業率と就職状況で把握し共有している（資料 4(4)-1、資料 4(4)-2）。卒業率・就職率ともに特に問題はなく近年は微増傾向にある。教養科目・専門科目を体系的に学び、就職に結びつく教養と専門知識を修得していることがうかがえる。ただし、単位修得不足の学生が一部存在することは看過できない課題である。GPA の導入による単位の修得状況の可視化と全学部を対象とした学修成果アンケートの実施による学生の学習状況の把握を開始した（資料 4(4)-3）。様々な視点からの成果の把握と分析とそれらを活用した授業改善の仕組みづくりが必要である。また、個々の授業に関しては、「学生による授業評価アンケート」によって学生の理解度を測定することができている（資料 4(4)-4）。

###### 〈2〉商学部

全学的に GPA 制度が導入され、本学部でも学生の学習成果をこの GPA で評価するようになってきている。ただし、導入されてからまだ 4 年を経過しておらず、今の段階で全学年を同じものさしで測るのは難しい。そのため、その適用に関しては次年度以降となる。

ここ 3 年間の商学部全体での卒業率は 2011（平成 23）年から 2013（平成 25）年にかけて、81.26%、83.12%、83.43%と 8 割を維持し、学科別にみた場合、商学科が 82.71%、83.94%、82.40%、経営学科が 75.94%、77.78%、80.77%、ホスピタリティ・マネジメント学科が 92.86%、93.26%、91.76%と、学科間の違いは見られるものの、安定した割合を示している。

卒業生の多くは地元で就職しており、商学部全体でだが、2011（平成 23）年度で 77%、2012（平成 24）年度で 85%、2013（平成 25）年度で 87%と就職率が向上している（資料 4(4)-2）。各学科の就職先を見ても、2013（平成 25）年度の実績では、商学科が小売業 18.3%、サービス業 18.3%、卸売業 17.5%に続いて、金融・保険・信販業 8.4%、不動産業全般 7.8%、建設業 7.1%、製造業 6.5%と商業に結びついた就職先を確保している。これに対し経営学科では、小売業 17.9%、サービス業 16.8%は変わらないものの、金融・保険・信販業が 15.9%、卸売業 14.0%と続き、マネジメントを学ぶ学科の特徴が出ている。ホスピタリティ・マネジメント学科はサービス業 26.2%、小売業 26.2%に続いて、運輸・通信業が 8.7%と、こちらも学科の特徴が出ている（資料 4(4)-5 P.4）。

学修の成果が就職と結びついており、学部・学科の特徴が活かされた結果がでている。

###### 〈3〉経済学部

教育効果の測定方法については定期試験やレポートによって学生の理解度を測りその結果としての成績評定によるもの、また、2004（平成 16）年度から実施している「学生による授業評価アンケート」によるものがある。



成績評定については、「試験および成績評定に関する細則」によって、教育・学習結果の評価が適切かつ公平に行われるよう規定しており、成績は、定期試験、追試験又は再試験の試験成績を主とし、平常の学習状況、論文及び中間試験の成績を加味して各科目担当者が評定している。また、卒業論文の作成を前提とした卒業年次の演習も多く多くの学生が履修している。

授業評価アンケートについては、設問項目として(1)教員の授業内容（シラバスに関する質問を含む）、(2)授業の教育的効果、(3)授業環境、(4)学生の受講態度、(5)授業の総合評価、(6)興味深かった点、役に立った点、改善すべき点について（自由記述）の6項目を設定し、全学的に実施している。2013（平成25）年度の実施率は対象授業科目のうち85.3%、教員でみるとは本学専任教員の実施率は96.2%であり、教育効果の測定と問題点の分析、授業改善の一助として重要なものとなっている。授業評価アンケートの個別集計結果は授業担当教員に渡され、個々に検討・改善を行っている（資料4(4)-4）。また全体および学部ごとの概要は授業評価報告書としてまとめられ、刊行している。

#### 〈4〉外国語学部

全学的な取組として、GPA 制度導入によって、学習成果をより厳密に図り、学生のより計画的で主体的な学習姿勢とその成果を検討することに用いている。履修取り消し制度、成績評価問い合わせ制度の活用によって、学生自身が自己の教育内容についても理解し反省する機会を提供している（資料4(4)-6）。

また、「学生による授業評価アンケート」の項目に「自己評価」の項目が設けられており、従来から全学的に学生の学習成果の評価に注目してきたが、本年度（2014（平成26）年度）は新たに全学的に「学生の学修成果と学修状況についてのアンケート」（2014（平成26）年7月）を実施することで、より詳細な学習成果の把握を試みようとしている（資料4(4)-3）。

この他、教育目標に沿った成果を示すデータとしては、卒業者数、就職率、語学検定試験の合格者数、資格の取得者数などが挙げられる。卒業生は、学位授与式当日に参加者全員が就職先や卒業後に関するアンケートの提出が義務づけられている（資料4(4)-7）。なお、外国語学部における過去3年間の結果はそれぞれ次の通りである。

##### 1. 卒業者数

###### (1) 入学者数に対する卒業者の割合

平成19年度入学者：84.1% 平成20年度入学者：80.7% 平成21年度入学者：83.3%

###### (2) 入学者数に対する4年間で卒業した者の割合

平成19年度入学者：69.2% 平成20年度入学者：71.7% 平成21年度入学者：75.0%

##### 2. 就職率（決定率）

平成23年度：89% 平成24年度：90% 平成25年度：90%

##### 3. 教育成果

###### (1) 外国語学部長賞受賞者数（自己申告制）

2011（平成23）年度

最優秀賞：1名（TOEIC 910点）

優秀賞：14名（TOEIC 860・860・835点 実用英語技能検定試験準1級 韓国語能力試験5級 中国語検定試験2級 HSK（漢語水平考試）5級・270・234点

## 日本語教育能力検定試験合格

2012（平成 24）年度

最優秀賞：2 名（韓国語能力試験 6 級）

優秀賞：3 名（TOEIC 870 点 中国語検定試験 2 級 韓国語能力試験 5 級）

2013（平成 25）年度

最優秀賞：3 名（実用英語技能検定試験 1 級 TOEIC 955 点 韓国語能力試験 6 級）

優秀賞：4 名（TOEIC 850・840 点 HSK 5 級・232・225 点）

(2) 日本語教員養成課程修了者数

2011（平成 23）年度：10 名 2012（平成 24）年度：11 名

2013（平成 25）年度：16 名

(3) 教員免許状取得者実数

2011（平成 23）年度：18 名 2012（平成 24）年度：14 名

2013（平成 25）年度：15 名

**〈5〉社会福祉学部**

卒業後の進路先からの評価や社会福祉専門職職能団体からの評価について、各種研究会や実習施設との打合せなどを活用して評価をいただいている。

学生の学修成果は、4 年間に履修した各科目で個別に評価され、その積み上げという見方もできる。しかし、教育目標に照らして総体としてどのような成果が得られたかを把握する評価とその手法等が必要である。自己評価を行っている科目が少ない中で、「ソーシャルワーク実習」では、学生の自己評価と指導者による（他者）評価を比較し、自らの長所・短所を十分に理解し、自らの学修課題を明確にできている（自己評価の効果）（資料 4(4)-8、資料 4(4)-9 PP.48～51）。このような取り組みの成果と課題を踏まえ、4 年間の学修総体の「履修カルテ」（自己評価シート）の開発につなげたい。学部のカリキュラム全体から得られた成果の評価手法（「履修カルテ」など）を開発することが今後の課題である。

成果の一端として、社会福祉士の国家受験資格を取得した学生の国家試験合格率があげられる。昨年度の現役合格率は 29%であり、年々少しずつ高まっている。卒業生を含めると、合格者数は九州で最も多くの合格者を出している。精神保健福祉士の現役合格率は 67%であり、全国平均（66%）を上回り、新卒・既卒合わせた合格率（59%）は養成校の中でも上位（[10 人以上の受験者がいる大学]115 校中 39 位）に位置している（資料 4(4)-10）。介護福祉士は毎年 10 から 15 人が取得している。高等学校福祉科の教員免許は毎年数名が取得している。

就職率は例年 90%前後を維持している。内訳は医療・福祉関係の事業所が 75%、残りを民間企業が占める。

第二部社会福祉学科の卒業生の業種別就職状況の割合については、「福祉・医療・幼稚園・保育所」に 80.8%と社会福祉学部で最も多く、社会福祉の専門職養成に貢献している学科といえる。（参考：「福祉・医療・幼稚園・保育所」の割合は、子ども家庭福祉学科：83.7%、第一部社会福祉学科 73.9%、福祉環境学科 33.4%、ライフ・ウェルネス学科 9.1%）（資料 4(4)-5 P.4）ライフ・ウェルネス学科の就職率は約 81%となっている。当学科は卒業生もまだ 2 回目なので就職先の評価までは追跡できていないが、就職先は公務員、教員（非常勤）、サービス業となっている。新しい学科の卒業生という意識もあり、おおむね良好である。

介護職に就く人もいる（資料 4(4)-2）。

#### 〈6〉商学研究科

過去 5 年間の学位取得者数は以下のとおりである（資料 4(4)-11）。

2009（平成 21）年度	修士課程	7 名	博士後期課程	0 名
2010（平成 22）年度	修士課程	6 名	博士後期課程	0 名
2011（平成 23）年度	修士課程	15 名	博士後期課程	3 名
2012（平成 24）年度	修士課程	15 名	博士後期課程	2 名
2013（平成 25）年度	修士課程	8 名	博士後期課程	1 名

教育の成果を測る目安の 1 つは学位取得の実績である。年度によりばらつきがあるものの、2011（平成 23）、2012（平成 24）年度には 15 名もの修了者を出している。また、博士後期課程は毎年度博士号取得者を出している。

教育の成果を測るもうひとつの指標は修了者の就職状況である。過去 5 年間の実績を見ると、修士課程修了者では各種民間企業その他、税務・会計事務所に多く就職している。また、博士号取得者は、その多くが大学または研究所に就職している（資料 4(4)-12 P.06）。

#### 〈7〉経済学研究科

学位取得者数については、以下のとおりである（資料 4(4)-13）。

2009（平成 21）年度	修士課程	9 名	博士後期課程	0 名
2010（平成 22）年度	修士課程	9 名	博士後期課程	0 名
2011（平成 23）年度	修士課程	6 名	博士後期課程	3 名（うち論文博士 1 名）
2012（平成 24）年度	修士課程	12 名	博士後期課程	0 名
2013（平成 25）年度	修士課程	6 名	博士後期課程	2 名

教育の成果を測る目安の 1 つは過年度の修了者の就職状況である。過去 5 年間の実績を見ると、修士課程修了者では各種民間企業その他、中学、高等学校への就職があるほか、税務・会計事務所への就職の多さが目立っている。また、博士後期課程修了者（学位取得者）は 2013（平成 25）年度までで 4 名であるが（ほかに論文博士 1 名）、その多くが大学およびその付属研究所へ就職するか、または非常勤講師として研究を継続している。

修士課程修了者において税務・会計事務所への就職が多く、本研究科発足以来、多数の税理士を輩出していることは、専門的職業人の養成という目標が達成されていることを示している。さらに、博士後期課程修了者の高等教育機関・研究所への就職が実現していることは、研究者養成という目標もまた達成されていることの証左である（資料 4(4)-12 P.10）。

#### 〈8〉国際文化研究科

学生の学習成果を測定するための評価指標については、修士論文および博士論文の審査基準を明示し、それに沿って厳密な判定をしているため、明瞭かつ公平に研究成果が測定できる。学位取得者数については以下のとおりである（資料 4(4)-14）。

2009（平成 21）年度	修士課程	7 名	博士後期課程	0 名
2010（平成 22）年度	修士課程	4 名	博士後期課程	1 名
2011（平成 23）年度	修士課程	5 名	博士後期課程	0 名
2012（平成 24）年度	修士課程	4 名	博士後期課程	1 名（うち論文博士 1 名）
2013（平成 25）年度	修士課程	5 名	博士後期課程	2 名

また、教育の成果を測る目安の 1 つは修了者の就職状況である。本研究科の修了生は、

大学教員（海外専任教員 2 名、非常勤 1 名、国内専任教員 3 名、非常勤 3 名）を含む教職関係（英語、中国語、日本語）、ジャーナリズム、警察、貿易関係などに就職、あるいは海外を含む他大学への進学など、「国際社会で活躍できる高度な専門知識と視野を持った研究者・専門家、並びに職業人の養成を目的とする」という大学院学則第 7 条の教育目標に沿った成果を十分に達成していると言える（資料 4(4)-12 P.14）。

### 〈9〉社会福祉学研究科

教育目標に沿った成果については 2013（平成 25）年度の研究科委員会において FD 委員会（資料 4(4)-15）を設置することが認められ、全員を委員として教育目標に沿った成果の検討を行い、年度末に報告書をまとめるとともに、学位授与者の卒業後については FD 委員会報告によって把握されている（資料 4(4)-16）。

学位授与状況は以下のとおりである（資料 4(4)-17）。

2009（平成 21）年度	修士課程 19 名	博士後期課程 0 名
2010（平成 22）年度	修士課程 12 名	博士後期課程 0 名
2011（平成 23）年度	修士課程 4 名	博士後期課程 1 名
2012（平成 24）年度	修士課程 5 名	博士後期課程 2 名
2013（平成 25）年度	修士課程 5 名	博士後期課程 6 名

なお、修士課程および博士課程の進級状況ならびに学位取得状況を見ると、修士課程の場合ほとんどの者が学位を取得していて、退学者は少ない。博士課程は学位取得、満期退学の者がある程度は存在するが、設置後 10 年足らずのため休学期間を含めて未だ在学年限内の者が多く、中途退学者はきわめて少ない（資料 4(4)-18）。

学位取得、満期修了後はほぼ教育目標に沿った進路に進んでいる。なお、修士課程学位授与者は就職先として医療・介護・福祉関係の施設での高度に専門的な勤務や自治体福祉関係の公職、教員など、専門を生かした職についているものが多い。また博士課程学位取得者は平成 15 年大学院博士課程設置で学位取得者が出て 5 年余であるが、すでに複数の大学教員を輩出していることが高度な研究が行われた成果としてあげることができる（資料 4(4)-12 P.18）。

## （2）学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

### 〈1〉大学全体

学位の授与は学則、学位規則に則り適切に行われている。卒業要件・修了要件は「学則」、「学位規則」、「授業科目履修規程」、「研究科規則」に明確に定められている（資料 4(4)-19、資料 4(4)-20、資料 4(4)-21、資料 4(4)-22）。卒業要件・修了要件は、それを定めた規則・規程が掲載された『学生便覧』によって学生には予め明示されており、卒業・修了の判定は学部教授会・研究科委員会にはかり、学位の授与は責任をもって適切に行われている。

### 〈2〉商学部

卒業の要件は、「学則」、「学位規則」、「授業科目履修規程」（資料 4(4)-23 PP.55～63）において明確に示されている。学生が卒業要件を満たすかどうかについては、規程に基づき教授会にはかり、学位の授与を認定している（資料 4(4)-24）。学部の卒業にあたっては、各学科とも 4 年次での卒業論文の執筆が求められている。そして、卒業論文は印刷物として形にし、学部長室および図書館で閲覧出来るようになっている。

### 〈3〉経済学部

卒業の認定にあたっては、「学則」、「学位規則」、「授業科目履修規程」(資料 4(4)-23 PP.64～70、資料 4(4)-25)に基づき厳正に教授会において審議し、学位を授与する(資料 4(4)-26)。その直前まで学生からの成績に関する問い合わせを考慮して教員に対しては 3 月にはすぐに連絡が取れる場所にいることを義務付けている。また、学生に対しては入学時におけるオリエンテーションでの卒業単位、成績評価方法などを周知し、また、年度末に成績表提出時にそのことを確認することになっている。

### 〈4〉外国語学部

英米・東アジア両学科の授業科目の履修に関しては、「授業科目履修規程」(資料 4(4)-23 PP.71～79)に明確に周知されており、それぞれの学科において卒業のために履修が必要な計 124 単位の内訳についても明確に明示されている。

教育課程の編成・実施方針に基づき体系的に配置された授業科目は、「基礎科目」(1 年次)、「発展科目」(2 年次)、「応用科目」(3・4 年次)に分けられ、それぞれについて、学部・学科の教育理念・目的ならびに授業科目の趣旨に基づき「必修科目」、「選択必修科目」、「選択科目」に分けられ、それぞれについて、卒業に必要な単位が厳格に定められている。

これら卒業に必要と定められたそれぞれの授業科目について、英米・東アジア両学科のそれぞれのシラバスにおいては、「授業内容ならびに授業計画」、「到達目標」、「事前事後学習」、「成績評定の方法」など詳細な情報が明示され、各学生の学習計画に基づき、順次的・体系的に履修・学習する制度が確立されている(資料 4(4)-27、資料 4(4)-28)。

卒業判定については、教授会において、すべての卒業候補者について厳密な審査が行われ、教授会の承認を経て学位の授与が決定される(資料 4(4)-29。)

### 〈5〉社会福祉学部

卒業認定にあたっては、規程に基づき厳正に教授会において卒業判定を行っている(資料 4(4)-30)。

各学科の「授業科目履修規程」(資料 4(4)-23 PP.80～95)において、卒業に必要な最低修得単位数が明示され、かつ『シラバス』や『学生便覧』、『履修登録ガイド』等の全学生への配布資料等によって卒業の要件が確認出来るようになっている。

### 〈6〉商学研究科

修士および博士の学位授与については、「大学院学則」第 19 条、「学位規則」第 4 条および第 5 条に定められている。修士の学位授与の要件、学位論文の提出、審査等については「学位規則」第 11 条～18 条に、博士の学位授与の要件、学位論文の提出、受理、審査等については「学位規則」第 20 条～31 条に明確に定められおり、それに基づき適切に手続きを行っている。

論文審査の基準は、修士論文については、①論旨が明快であり、論証が適切であること、②資料が適切に収集されており、十分に分析・利用されていること、③専攻分野および関連した分野にも目配りができていることと明示されている。また、博士論文については、①独創的な見解や新たな知見があること、②論旨が明快であり、論証が適切であること、③資料が広範に収集されており、それが十分に分析・利用されていること、④専攻分野および近隣の分野に関して広範な知識があること、⑤専攻分野および近隣の分野の優れた先行研究と同等の水準に達していることと明示されている(商学研究科履修要項)。

修士論文の審査については、中間発表会における適切な指導を前提に、口述試問を含む最終試験の厳正な審査が行われ、論文審査の客観性・厳格性を確保している。

博士論文については、一層、論文審査の客観性・厳格性を確保するよう努めている。まず、1年次秋学期に、主査1名、副査2名からなる論文指導委員会を設置する。同委員会のもとで公開の研究発表会において研究経過報告を2度行わなければならない。3年次に、刊行論文1本があることと、論文の完成が間近であることを条件に、論文予備審査会を設置する。ここで、審査結果が「可」であれば、学位論文を正式に提出する（商学研究科履修要項）。

これらの論文審査基準、学位授与までのプロセス等については、学位規則に明確に定めるとともに、「商学研究科履修要項」（資料4(4)-31 PP.37～42）に掲載している。また、オリエンテーションでは研究科長が、指導担当教員からも適宜説明を行っている。

#### 〈7〉経済学研究科

「大学院研究科規則」において、修士課程、博士後期課程において修得すべき単位数を定めている。このうち専修科目の単位数は修士課程8単位、博士後期課程12単位であり、この中には学位論文が含まれている。学位論文については作成途中における中間報告会等での適切な指導を前提に、最後の口述試問を含む厳正な審査（主査1名、副査2名。博士後期課程では外部委員を追加することもある。）を経て合否の判定が行われる。特に博士論文の予備審査の申請にあたっては、「査読付き公刊論文1編以上」（経済学研究科履修要項）があることが条件とされており、提出論文の水準を担保するものとなっている。修士および博士の学位の授与については、「大学院学則」および「学位規則」の定めに基づき、適切に手続を行っている。

論文審査基準、学位授与までのプロセス等については、学位規則に明確に定めるとともに、「経済学研究科履修要項」（資料4(4)-31 PP.44～49）に掲載している。また、オリエンテーションでは研究科長が、指導担当教員からも適宜説明を行っている。

#### 〈8〉国際文化研究科

修士と博士の学位授与については、「大学院学則」および「学位規則」の規定に基づき、適切な手続により行われている。

修士論文の審査は、中間発表を経て、3名の論文審査委員による審査と口頭試問による試験によって行われる。

博士の学位を得るためには、論文指導委員会による指導の下、公開の発表を2回経たのち、3名の審査委員からなる博士論文予備審査を経て、博士論文の審査を受け、主に口頭による最終試験を受けなければならない。学位論文の提出にあたっては、少なくとも学会誌等に掲載された論文1編があることが条件である。

修士・博士共に、論文審査委員の基準、学位授与までのプロセス等については、学位規則に明確に定め、「国際文化研究科履修要項」（資料4(4)-31 PP.51～55）に掲載するほか、オリエンテーションの際には研究科長が、通常のクラスでは指導教授が説明し、学生への周知徹底をはかっている。

#### 〈9〉社会福祉学研究科

学位授与に関しては「大学院学則」、「学位規則」、「研究科規則」に明確に定められ、それに基づき手続きを適切に行っている。学位授与については研究科委員会で審査報告等の

資料をもとに厳密に審議して授与を決定している。

具体的な修士論文についての審査は「専門研究演習」（指導担当教員）が決定した後、11月に研究科委員会で副査2名を決定し、12～1月に研究経過報告（第1回口頭発表）に、主査・副査が出席してアドバイスし、2年次も中間報告会（第2回口頭発表）を経て、1～2月に修士論文の審査が行われるなど、複数回にわたって厳格に審査している。副査は研究科委員会でその専門性などから適格者を厳密に検討し決定している。また、中間報告会は主査・副査は原則的に出席し、特に副査は所見を述べるのが義務化されていて集団的な指導体制を実現している。これらの審査基準は「社会福祉学研究科履修要項」（資料4(4)-31 PP.57～63）に明示、公表されている。

## 2. 点検・評価

### ① 効果が上がっている事項

#### 〈1〉大学全体

学部の特性を反映させた教育課程の編成が、結果として就職に結びつくカリキュラム編成になっており、そのカリキュラムを修得した成果が就職率の向上というカタチであらわれている。

#### 〈2〉商学部

商学科と経営学科が8割前後、ホスピタリティ・マネジメント学科が9割以上の卒業率を堅持しており、教育課程を全うできている。

また、就職率や就職先の業種を考えた場合、学部や学科の特徴が生かされた結果が出ている。

#### 〈3〉経済学部

演習を中心とした履修体制となっており、とくに4年次は卒業論文作成を前提とした演習参加となっている。4年次の春学期は、就職試験の関係で必ずしも十分な学習の時間がとれないことが多いが、卒業論文のテーマの早期設定とそれに対する資料収集などを行わせており、夏休みを利用して本格的な卒業論文の作成に取りかかる。現在、この卒業演習は必修ではないが、8単位であるため、この単位を取ることは卒業するために大きなウェイトを占めており、多くの学生が履修している。卒業論文にふさわしい内容と水準が求められるため、卒業論文の作成において学生が本学部での取り組みの総決算という姿勢で行うことになり、学生の就業力の向上、そして大学生生活の充実につながっている。

#### 〈4〉外国語学部

学習成果を測定するため、両学科においてそれぞれ、学生の出席状況、学修状況の教員間における情報の共有化と、成績不振学生に対する面談指導により中途退学者を減らし、学生が4年間で卒業できるよう支援を行っている。また、4年次ゼミを中心とした教員による学生への就職活動に関する情報の提供と、学生間の情報交換を行っている。

#### 〈5〉社会福祉学部

教育目標を踏まえた成果について、海外フィールドワークや減災ソーシャルワーク演習での能動的学修への参加など、学生らが主体的・能動的な科目・プログラムに積極的に参加しており、そのような学習姿勢が育ってきている。

自己評価を導入している科目（主に幼稚園教諭養成課程）において、履修カルテ「学び

の軌跡」を整備運用することを通して、学習目標に沿った学修ができているかを学生自身が評価できるようになっている。

また、国家試験合格率の向上を図るために、国家試験受験の準備のグループ学習支援を行っている。前者では教員による支援講座を年間 16 回程度開催しており、過去 2 年間の合格率はこれまででもっとも高い水準を得ている。

卒業要件を学則に明示し、学生便覧等の配布資料を用いて学生に周知するほか、学年初めの説明会にて『履修登録ガイド』を用いて理解を促進している。

#### 〈6〉商学研究科

修士課程修了者において、税務・会計事務所への就職が多く、本研究科発足以来、多数の税理士を輩出していることは、専門的職業人の養成という目標が達成されていることを示している。さらに、博士後期課程修了者の高等教育機関・研究所への就職が実現していることは、研究者養成という目標もまた達成されていることの証左である。

修士課程・博士後期課程いずれにおいても、主査 1 名、副査 2 名からなる集団指導体制をとっており、学位審査の客観性・厳格性が十分確保されている。また、博士論文の作成プロセスにおいては、集団指導体制のもとでの公開発表会の開催、博士論文提出の条件である論文の刊行、論文予備審査会における予備審査等、各段階において論文審査の客観性・厳格性を確保する方策がとられている。

#### 〈7〉経済学研究科

経済学研究科を修了した税理士たちによって組織される熊本・経営経済研究所の研究会等に財政学演習生が参加し、税務実務や税理士業界の現状についての知見を広げている。

さらに、2014（平成 26）年度には本学の同窓会である志文会に会計士・税理士支部が設置され、これが主催する研究会にも財政学演習生全員が参加している。

博士論文の予備審査の申請にあたっては、「査読付き公刊論文 1 編以上」（経済学研究科履修要項）があることを条件としている。このことは博士論文の水準を社会的標準に照らして保障するものとなっている。

#### 〈8〉国際文化研究科

学位論文の審査手続きについて、審査委員会の設置、口述試問の実施、研究科委員会での審議・決定などにわたり詳細な規則が定められており、それに従った審査がなされている。

#### 〈9〉社会福祉学研究科

学位取得者の就職先として専門的および大学教員など大学院学位取得者としてふさわしい進路に就く者が多い。

『大学院学生便覧』での学位授与スケジュールの掲載により学位授与までのプロセスが明確になった。

### ② 改善すべき事項

#### 〈1〉大学全体

近年卒業率は向上しているものの、単位修得不足の学生への対応や授業への出席状況が悪い学生の把握と指導ならびに休学・退学率の改善に努めることが課題である。

#### 〈2〉商学部



授業評価報告書によると、学生の受講態度に関する項目で、「私語や居眠りをせず授業に集中したか」では、肯定的回答が 71.1%（2011（平成 23）年）、68.8%（2012（平成 24）年）、69.6%（2013（平成 25）年）と停滞気味で、「予習・復習をして授業に臨んだか」でも 29.0%（2011（平成 23）年）、25.3%（2012（平成 24）年）、29.6%（2013 平成 25）年）と際立った改善は見られておらず、学生の受講姿勢が改善しているとは言い難い。

### 〈3〉経済学部

授業評価アンケートにおいて評価の低い講義がいくつかみられるので、一層の授業改善を進めていく必要がある。

卒業論文の重要性が学生に十分認識されているが、単位数が 8 単位ということもあり、大半の受講者が真剣に取り組み、優れた論文となっているところであるが、一部ではやや安易な取組となっている面もみられる。したがって、卒業論文の学問的な水準の確保を学部として図る必要がある。

これまでのカリキュラムでは、卒業要件単位として教職課程の「教科に関する科目」なども教職課程を履修しない学生の専門選択科目に入っているため、そちらを履修する学生が多く、一方で、経済学の専門的科目の履修割合が低い面がある。この点の改善によって、本学部の専門性をより活かした履修体系に基づく履修の仕方が望まれる。この点は新カリキュラムによって大幅に改善されている。

### 〈4〉外国語学部

学習成果の評価指標としての GPA 制度の完全実施と、GPA を基準とした特待生、交換留学生などの選考へのこれの利用の推進を検討する必要がある。

### 〈5〉社会福祉学部

自己評価を導入している科目が少なく、卒業時および卒業後の評価も実施していないことから、それらの評価指標（「履修カルテ」等）の開発を行いながら、漸次、適用していきたい。

成果を測る指標としての社会福祉士国家試験の合格率を全国平均以上に引き上げることを目指したい。

### 〈6〉商学研究科

博士後期課程において、博士の学位授与まで非常に多くの時間を要する者や退学後 5 年までの学位論文提出期限においても学位授与に至らない者もいる。できるだけ早期に博士の学位を取得できるよう指導を強化していく。

### 〈7〉経済学研究科

博士後期課程において、学位授与に至るまでに長期間を要する学生がいる。研究の質の確保が大前提ではあるが、学位取得までの期間の短縮が必要である。

### 〈8〉国際文化研究科

優秀な学生の場合問題なく就職できているが、そうでない場合にはさらなる就職支援策が必要であるように思われる。

### 〈9〉社会福祉学研究科

修士課程の進路として、これから大学院での学修をふまえた専門的職業への要請が高まってゆくものと予想されるが、このような社会的要請に応える専門的知識を持った者の養成を教育目標に据えることを課題として設定することが必要になると想定される。また博

士課程においても、福祉・環境重視の社会的要請の中で当該分野のさらなる専門的研究教育者養成が課題となっている。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

##### 〈1〉大学全体

1年次の春学期の成果がその後の大学生活における履修成果に影響を及ぼすことになり、ひいては卒業にも影響を及ぼすことになるため、1年次の演習における学生指導をさらに密にする必要がある。また、個々の授業に関しては、「学生による授業評価アンケート」において指摘された点を授業改善に結びつけるために、個々の教員の判断だけに委ねるのではなく、全学的な授業改善への体制づくりが必要である。

##### 〈2〉商学部

卒業率を向上させるため、ゼミにおける学生へのきめの細かい指導と、学業不振の学生の発見と教員間における問題の共有、初年次教育の充実にさらに力を入れていく。

就職活動の支援と、学生のキャリアデザインへの取り組みを強化することによって、学部学科の特性を生かした業種への就職をさらに推し進める。

##### 〈3〉経済学部

特記事項なし

##### 〈4〉外国語学部

特記事項なし

##### 〈5〉社会福祉学部

特記事項なし

##### 〈6〉商学研究科

修士課程・博士後期課程いずれにおいても、主査1名、副査2名からなる集団指導体制をとっており、学位審査の客観性・厳格性が確保されている。審査委員会の副査として、研究科委員会が特に必要と認めたときは、大学院委員会の議を経て、本研究科以外の教員を副査とすることが認められている（「学位規則」第13条および第24条）。しかし、これまでそれを適用した例はみられない。特に博士論文の審査については、本研究科以外の教員を副査とすることも考慮し、学位審査の客観性・厳格性をより高めたい。

##### 〈7〉経済学研究科

志文会会計士・税理士支部において本学教員や外部シンクタンクの研究員を講師に年4回開催される講演会は、税理士会の認定研修として承認された高度な内容であり、税理士を志望する学生にとっても有益であるので、今後とも関係学生は全員参加するよう指導する。

また、博士後期課程在学学生に対しては査読論文の完成を一つの目標として指導を行っているが、併せて専門学会においても研究発表を行うよう指導し、研究水準の一層の向上を促進する。

##### 〈8〉国際文化研究科

修士・博士いずれの課程においても、学位授与に必要な単位認定、および論文審査は規則に則り厳正に実施されており、この体制を継続して行く。

### 〈9〉社会福祉学研究科

論文の評価および修了認定については、主査、副査を置き、複数回の中間報告会を開催して、複数の教員による集団指導体制をとり厳格に審査すること、研究科委員会で審査結果を審議することで厳密な評価システムになっており、客観的な評価を保証している。今後もこの体制を維持したい。

## ② 改善すべき事項

### 〈1〉大学全体

教育センターならびに学科単位での1年生面談、ゼミ担当者による単位修得不足の学生への指導、教育センターによるレポートの書き方などの学習指導をとおして学習意欲の向上を図る取り組みをつづける。

### 〈2〉商学部

学生の受講態度、学習意欲を向上させるための取り組みの積み重ねが重要である。学生へのきめの細かい指導と、学業不振の学生の発見と教員間における問題の共有、初年次教育の充実にさらに力を入れていく。

### 〈3〉経済学部

授業改善については、現在、学部のFD委員会でその点の課題を検討中であり、教員による授業相互参観、講義の仕方についてのテーマごとの検討会などを予定している。

卒業要件において、専門選択科目の範囲が広く設定され、その単位数が多めに設定されていたことにより、あまり経済学部の専門性を身につけずに卒業するということがあったが、今度の新カリキュラムにおいてはその点を改善し、より専門性のある卒業要件となった。今後も学部の基本問題検討委員会で検証を続けていく。

### 〈4〉外国語学部

外国語学部としては、語学科目に特化したGPAの算出と教育の検討などが考えられる。なお、これに関連して、語学科目のGPAが高い学生を対象とした科目の設定、課外授業の開講なども可能性として検討する必要もあると考えられる。

### 〈5〉社会福祉学部

特記事項なし

### 〈6〉商学研究科

博士後期課程においては、1年次に主査、副査を決定し、論文指導委員会を設置する。その後、秋学期に口頭発表、公開の研究発表会を開催することとなっている。その研究発表会において、より厳しく的確な指導を行い、できるだけ早期に博士の学位を取得できるよう努める。

### 〈7〉経済学研究科

博士後期課程において博士号取得までの期間を短縮すべく、論文指導委員会を中心に指導体制を強化する。

### 〈8〉国際文化研究科

大学院生の（教職や研究職以外の）一般企業への就職が特別なことではなくなりつつある現状にあって、就職課との連携は今後の課題である。研究に追われながらの就職活動にも限界があり、学部生とは別の形での支援が必要と言える。

### 〈9〉社会福祉学研究科

2013（平成 25）年度より FD 委員会を設置して将来の方向性を検討している。学位授与にあたっての厳格化についても委員会が議論の場となっており、さらなる手続きや責任主体の規定化が課題としてあげられている。このように同委員会を改善すべき事項の議論の場としてさらに活用していく。

### 4. 根拠資料

- 4(1)-1 卒業延期生・判定保留者数一覧表
- 4(4)-2 学科別就職決定状況
- 4(4)-3 学修成果アンケート
- 4(4)-4 授業評価アンケート結果 個別集計表
- 4(4)-5 平成 26 年度就職活動と就職状況
- 4(4)-6 GPA の計算方法ならびに活用方法について
- 4(4)-7 卒業生アンケート
- 4(4)-8 ソーシャルワーク実習自己評価表 社会福祉学部
- 4(4)-9 2014（平成 26）年度ソーシャルワーク実習の手引 社会福祉学部
- 4(4)-10 社会福祉士国家試験・精神保健福祉士国家試験受験状況の推移
- 4(4)-11 学位取得者数（商学研究科）
- 4(4)-12 熊本学園大学大学院案内 2014（既出 資料 1-8）
- 4(4)-13 学位取得者数（経済学研究科）
- 4(4)-14 学位取得者数（国際文化研究科）
- 4(4)-15 大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程（既出 資料 3-47）
- 4(4)-16 2013 年度 FD 活動報告書（大学院社会福祉学研究科）（既出 資料 1-46）
- 4(4)-17 学位取得者数（社会福祉学研究科）
- 4(4)-18 各課程の在籍者数、学位授与者数（社会福祉学研究科）
- 4(4)-19 熊本学園大学学位規則（既出 資料 4(1)-1）
- 4(4)-20 熊本学園大学学則（既出 資料 1-1）
- 4(4)-21 熊本学園大学大学院学則（既出 資料 1-2）
- 4(4)-22 熊本学園大学大学院研究科規則（既出 資料 4(2)-26）
- 4(4)-23 平成 26 年度学生便覧（既出 資料 1-4）
- 4(4)-24 商学部教授会議題（卒業判定について）
- 4(4)-25 経済学部国際経済学科授業科目履修規程（既出 資料 4(2)-9）
- 4(4)-26 経済学部教授会議題（卒業判定について）
- 4(4)-27 2014 年度シラバス 外国語学部英米学科（既出 資料 4(2)-14）
- 4(4)-28 2014 年度シラバス 外国語学部東アジア学科（既出 資料 4(2)-15）
- 4(4)-29 外国語学部教授会議題（卒業判定について）
- 4(4)-30 社会福祉学部教授会議題（卒業判定について）
- 4(4)-31 平成 26 年度大学院学生便覧（既出 資料 1-5）

## 5. 学生の受け入れ

### 1. 現状の説明

#### (1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

##### 〈1〉大学全体

大学の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、求める学生像として以下のように定め、ホームページに掲載し、広く社会に公表している（資料 5-1）。

「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」の建学の精神を理解し、人と人、人と地域、日本と世界をつなぐ力になりうる人を求めます。

1. 教職員と共に学びあい、成長する人を求めます（師弟同行）。
2. 自由な雰囲気の中で伸びやかに人間性を高めていける人を求めます（自由闊達）。
3. 学生と教職員が一体となった学風にとけこめる人を求めます（全学一家）。

学部・研究科においては、それぞれに求める学生像を明示し、『大学案内』、『入学試験要項』、『学生募集要項』等に掲載し、受験生にわかりやすく示している。また、ホームページにも掲載し、広く社会に公表している（資料 5-2、資料 5-3、資料 5-4、資料 5-5、資料 5-6、資料 5-7、資料 5-8、資料 5-9、資料 5-10）。

特別支援学校や学級から大学進学を希望する学生については、個別相談に応じている。しょうがい者への合理的配慮を基本として、入試方法など時間延長や代筆受験を認めている。入学後の支援体制として、「しょうがい学生支援室」を設置している（資料 5-11）。専任職員を配置し自立支援にむけた方策をとっている。

なお、募集要項内に「身体の機能にしょうがいがある人は、そのしょうがいの程度に応じて、受験時や入学後の学習に際して特別な配慮をし、措置をとる必要と用意があります」と明記し、身体にしょうがいのある者に対しても、公平な受験機会を確保する対応をとっている。

大学院では、広く学びの機会を提供するため、修士号（あるいは博士号）の取得を目指さない社会人等が特定の科目のみを学びたい場合に利用できる「大学院科目等履修生」の制度を設けている（資料 5-12 P.75）。また、2014（平成 26）年度から職業を有するなどの理由で定められた年限での履修終了の困難が予測できる場合に、修業年限の延長を認める「長期履修制度」を導入した（資料 5-12 P.73）。長期履修生の修業年限は、修士課程は 3 年、博士後期課程は 5 年である。さらに、同年度より、本研究科を一度退学しその後再び入学を希望する人に、書類審査と面接により再入学を認める「再入学制度」を発足させた（資料 5-12 P.72）。

##### 〈2〉商学部

本学部の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）とともに学部将来構想委員会で検討を重ね、2014（平成 26）年度の『入学試験要項』に掲載している「商学部では、学生と教員、学生間の深いつながりの中で、流通・経営分野の幅広い専門的知識と豊かな教養知識の習得、そしてこれらの知識を基礎に秀徹した洞察力を養成し、地域社会で幅広く活躍できる人材の育成を目指します。ビジネスに必要不可欠な、読解力・表現力・

データ処理能力等の基本スキルを習得し、グローバル化・高度情報化の時代に求められる語学力と情報リテラシー、コミュニケーション能力が身につく内容を行っています。「取引」、「マネジメント」、「ホスピタリティ」といった視点から、高度で複雑な現代社会（流通消費社会）のあり方を体系的に学ぶ意欲のある人を求めています。」から見直しを行い、以下のように、受験生にわかりやすく改訂し、2015（平成 27）年度の『入学試験要項』およびホームページに掲載している（資料 5-13、資料 5-14、資料 5-15）。

#### 商学部のアドミッション・ポリシー

本学と商学部の教育理念に沿い、以下の 4 つの分野に興味のある人材を求む。

- (1) 流通・商学・マーケティング・金融分野
- (2) 企業経営・経営組織・経営管理・総合的なマネジメント分野
- (3) ホスピタリティマネジメント・接客・コミュニケーション分野
- (4) 簿記会計・情報分野

また、刊行物、ホームページに加え九州各地の高校訪問を行い受け入れ方針等の説明を行っている。他にも高校の進路指導の先生方を対象とした進学説明会を九州各地で実施し、受け入れ方針の説明を行っている。受験生、受験生の保護者に関しては、オープンキャンパス時にも説明を行っている。

### 〈3〉経済学部

本学部の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、2014（平成 26）年度の学部再編に際して学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）とともに定め、『入学試験要項』、ホームページに掲載し、受験生および社会に公開している（資料 5-13、資料 5-14、資料 5-16）。

#### 経済学部のアドミッション・ポリシー

経済学部は、本学の建学の精神を理解し、経済社会における課題を発見し解決する能力を向上させ、社会に貢献したいと考え、かつ、経済学部での学修に必要な基礎的学力を十分に備えている人を、多様な入学試験を実施することにより、受け入れます。

#### 経済学科

- (1) 経済の仕組みや経済政策の動向について関心がある人
- (2) 経済データを使って情報分析をすることに関心がある人
- (3) 国際的な経済活動や海外の事情に興味のある人
- (4) 地域経済の動きを知り、地域貢献をしたい人

#### リーガルエコノミクス学科

- (1) 法律的な素養のもとでビジネス人になることに関心がある人
- (2) 公共性を身に付けて社会に貢献することに関心がある人
- (3) 将来、法曹のプロを目指すことを考えている人

こうした受け入れ方針を受けて、一般入試方式はいうまでもなく、推薦入試をおこない、さらに、AO 入試を行っている。

### 〈4〉外国語学部

本学部では学部全体の受け入れ方針を明文化し、2011（平成 23）年 2 月 2 日の教授会で「外国語学部アドミッション・ポリシー」として承認され、現在に至っている（資料 5-17、資料 5-13）。この方針は学部を紹介するホームページで「アドミッション・ポリシー」を公

表し（資料 5-18）、また『大学案内』やそのダイジェスト版で高校生やその保護者を対象に敷衍したかたちで、わかりやすくして伝えている（資料 5-2 P.042）。

外国語学部アドミッション・ポリシーは、

- (1) 確かな基礎学力と、良い学習習慣を持っている人。
- (2) 英語・中国語・韓国語と、その背景となる文化や歴史など、関連領域を学ぶことに関心があり、自ら意欲的に学ぼうとする人。
- (3) 日本語とその背景となる文化や歴史など、関連領域を学ぶことに関心があり、かつ、その知識を外国の人に伝えることに関心がある人。
- (4) 幅広い教養を身につけ、専攻した外国語を使って、地域や世界で社会に貢献したい人。

となっている。

さらに学生の受け入れ方針を各年度の入試終了後、各学科の学科会議で話し合い、その結果を『大学案内』や各学部のパンフレットを作成し、オープンキャンパスなどの機会を利用し、受験生や一般社会に伝えている。

#### 〈5〉社会福祉学部

本学部の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、『入学試験要項』、ホームページで公表している（資料 5-13、資料 5-19）。

『大学案内』には、高校生やその保護者を対象にわかりやすくして掲載している（資料 5-2 P.052）。

社会福祉学部のアドミッション・ポリシー

社会福祉学部は「人間の幸福」や「幸福に暮らせる社会づくり」に関心を持ち、環境・生活・健康に関する現代社会の諸問題を総合的に理解し、その解決策を主体的に学ぶことを目指す皆さんを積極的に受入れます。

豊かな人間性を育み、社会福祉学の専門教育および各種資格取得を通じて、専門職または地域社会のリーダーとして社会に貢献する意欲のある人を求めます。

#### 〈6〉商学研究科

入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定め、『大学院案内』、『大学院商学研究科学生募集要項』、ホームページに明示している（資料 5-3 P.04、資料 5-6 P.3,P.38、資料 5-20）。「入学者受け入れ方針」は以下のとおりである。

〈修士課程・商学専攻〉

商学専攻には流通・マーケティング分野やファイナンス分野および会計分野がありますが、ここでは、急速に進むビジネス世界でのグローバル化に対応できる専門知識・能力をもったビジネス・パーソンを目指す人や、地方自治体やNPOの効率的かつ合理的運営という地方都市における地域社会の活性化に貢献してくれる人を求めています。

〈修士課程・経営学専攻〉

経営学専攻では、さまざまな企業や組織に不可欠なマネジメント体系である現代経営学に関して、実践・理論・歴史を踏まえつつ経営情報に関する最新の知識に関心を有し、即戦力として活躍できる高度な専門知識を身につけたいと思っている人を求めています。

〈博士後期課程・商学専攻〉

本専攻には、流通・マーケティング分野やファイナンス分野および会計分野がありますが、ここでは、グローバル化の波が強まっていくなか、国際基準の視野と感覚を持つスペシャリストを目指す人や、地域や企業のアイデンティティを改めて問い直し、より鮮明に確固たるものへとつくりあげていくことに関心を持っている人を求めています。

〈博士後期課程・経営学専攻〉

現代企業にあっては CSR（企業の社会的責任）やコーポレート・ガバナンスの重要性が増しており、地球温暖化問題も企業経営と密接な関係があります。そういうなか、本専攻では、ヒト・モノ・カネ・情報の組み合わせを通じて最適な解を探っていくことに関心を持っている人を求めています。

### 〈7〉経済学研究科

入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）については、『大学院案内』および大学院ホームページにおいて以下の通り明示している（資料 5-3 P.08、資料 5-21）。

〈修士課程〉

1. 経済学の基礎的な知識と能力を持つ人
2. 世界・日本及び地元経済に対する関心と理解を持つ人
3. 現状と課題を様々な切り口から検討する能力のある人
4. 本研究科で学んだことを生かして社会貢献のできる職を希望する人

〈博士後期課程〉

1. 経済理論知識と分析の基礎的な能力を持つ人
2. 高度な学問的専門知識と質の高い学術研究力を持つという目標がある人
3. 研究者・教員・エコノミスト関連への就職を目指している人
4. 研究と学会活動に熱意がある勤勉な人

以上の通り、修士課程に関しては学部修了程度の基礎的な知識を修得し、かつ、日本および世界の経済分析に対する意欲と能力を有していることを求めている。さらに、博士後期課程に関しては、修士課程で修得した能力を前提に、さらに高度な研究を行う意欲と能力を有し、継続的な学術研究に熱意を有することを求めている。

このような受け入れ方針のもとに、入学試験を実施し、入学時に修得しておくべき知識の達成度を評価している。知識の範囲、入試科目については『大学院経済学研究科学生募集要項』において、各入試区分ごとに明示している（資料 5-7）。

### 〈8〉国際文化研究科

入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）については、『大学院案内』に示されているとおり定めている（資料 5-3 P.12）。

〈修士課程〉

「十分な語学力を有すること、自己の専攻したい領域について十分な知識をもつことに留意し、それを公正な筆記試験、口頭試験（面接試験）によって確認する」

〈博士後期課程〉

「修士論文を厳正に審査し、専門的な知識と研究能力の確認のための公正な筆記試験と口頭試験（面接試験）を行います」



これらは当研究科の『大学院国際文化研究科学生募集要項』およびホームページにも掲載している（資料 5-8 P.3,P.21、資料 5-22）。

ただし、2014（平成 26）年 9 月の研究科委員会で、当方針を以下のように改正することを決め（資料 5-23）、翌年発行の 2016（平成 28）年度『大学院案内』よりこれを掲載することになった。

〈修士課程〉

本研究科の修士課程は、国際文化の諸分野において、国際社会で活躍できる高度な専門知識と視野を持った研究者・職業人を養成することを目的として、次のような人を求めています。

1. 言語や文化についての研究に必要な語学力を持つ人
2. 言語や文化についての専門分野に、高い関心のある人
3. 言語や文化についての専門分野で、基礎的知識を持つ人
4. 言語や文化についての研究成果を社会貢献に役立てたい人

〈博士後期課程〉

本研究科の博士後期課程は、国際文化の諸分野において、修士課程で身に付けた専門的な知識と研究能力の基礎の上に、更に高度な専門的研究を積むことにより、国際社会で活躍できる専門家や研究者を養成することを目的として、次のような人を求めています。

1. 言語や文化についての高度な研究に必要な語学力を持つ人
  2. 言語や文化についての専門分野で、特定の研究課題に高い関心のある人
  3. 言語や文化についての専門分野で、特定の研究課題・研究方法についての知識を持つ人
  4. 言語や文化について、独自の新しい研究結果を発表し、社会に貢献したい人
- いずれの変更も、入学者に求める資質という点を具体的に明示するためのものである。

〈9〉社会福祉学研究科

社会福祉学研究科においては、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）とともに、入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定め、『大学院案内』、『大学院社会福祉学研究科学生募集要項』、ホームページにおいて明示している（資料 5-3 P.16、資料 5-9 P.3,P.24、資料 5-24）。

① 社会福祉学専攻

〈修士課程〉

求める学生像： 大学において社会福祉学を学び、さらに高度な専門的能力を修得し、自らの職業能力を高め、さらに新たな職業領域を開拓しようとする人

求める能力や適性： 大学院教育に理解を持ち、基礎的学力を有するとともに旺盛な探究心と、社会における様々な福祉的課題に関心を有し、自ら課題に取り組む姿勢と意欲を持つこと

〈博士後期課程〉

求める学生像： 新たな社会福祉学創造に共に取り組む意欲、並びに、広く社会福祉学分野で一定の職業経験および研究経験を有しており、社会福祉領域における研究を活かし、自らの職業能力を高め、専門職のリーダーとして活躍する意志を有する人

求める能力や適性： 研究者としての自立するために必要な基礎学力と研究に対する熱意、並びに、社会福祉や環境など社会における様々な課題に関心を有し、自ら研究課題に取り組む姿勢と意欲を持つこと

## ② 福祉環境学専攻

〈修士課程〉

求める学生像： 環境学という新たな学的領域を学び、さらに高度な専門的能力の修得を目指す人 福祉環境学研究を活かし、自らの職業能力を高めようとする人

求める能力や適性： 大学院教育に理解を持ち、基礎的学力を有するとともに旺盛な探究心と、社会における様々な福祉的課題に関心を有し、自ら課題に取り組む姿勢と意欲を持つこと

なお、昼夜開講制を採用し、週末の集中講義を含め弾力的な時間割のもとで、働きながら研究できる環境を保障していることを、『大学院社会福祉学研究科 学生募集要項』に明示している。(資料 5-9 P.3)

### 〈10〉 会計専門職研究科

本研究科（専門職大学院）では、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、会計専門職大学院の教育の理念および目的に照らし、以下のとおり学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を設定し、パンフレット、『学生募集要項』、会計専門職研究科ホームページにおいて明示している。その内容は以下のとおりである（資料 5-4 P.04、資料 5-10 目次、資料 5-25）。

「本大学院では、高い社会的責任感と倫理観を備えた会計専門職業人を養成することを目指しています。したがって、次の会計専門職業人を目指す人、会計専門職業人としてスキルアップを希望する人を受け入れます。

1. 公認会計士 2. 税理士 3. 企業・地方自治体などの会計専門家」

本研究科では、熊本と福岡で入学説明会を開催している。そこでアドミッション・ポリシーおよび研究科の理念・目的、設置の趣旨、入学選抜の方法ならびに重要な教育にかかる事項について説明している。

## **（2）学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。**

### 〈1〉 大学全体

学生募集および入学者選抜については、学長を委員長とした入学試験委員会（入試委員会）を設置し、方針を協議のうえ、各学部教授会の審議を経て実施している（資料 5-26）。

大学院においては、各研究科委員会および博士後期課程委員会の議を経て、大学院委員会の審議・決定のうえ実施している。

入学試験の情報は、県内外で実施している進学説明会・懇談会、入試・進学相談会やオープンキャンパスにより高校や受験生に伝えており、本学の教育目的・使命および方針に基づいた入学者選抜について理解を得ている（資料 5-27、資料 5-28、資料 5-29）。また、『大学案内』、『大学院案内』およびホームページに、入試概要・入試結果等を掲載し、広く社会に公表している（資料 5-2 PP.109～140、資料 5-3 PP.25～26、資料 5-4 PP.21～22、資料 5-30、資料 5-31）。

入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、学則に定めた入学資格および入学者選抜・許可の手續きに則り、公正かつ厳正に行っている（資料 5-32、資料 5-33、資料 5-34）。

## 〈2〉商学部

本学部の学生受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に納得し、意欲がある多様な人材を受け入れるために、①普通課程推薦、②商業課程推薦、③専門課程推薦、④一般推薦、⑤スポーツ推薦、⑥AO 入試、⑦一般入試（前期・後期）、⑧大学入試センタープラス型入試、⑨大学入試センター試験利用入試（前期・後期）を行っている。いずれも学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ厳正な学生募集および入学者選抜が行われている。他に、⑩外国人留学生入試、⑪帰国子女のための入試、⑫編入学・転入学試験を行っている。いずれも学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ厳正な学生募集、入学者選抜を行っている（資料 5-5）。

高校の先生方を対象にした進学説明会、大学を知ってもらうために実施している高大連携の取り組みである商学部教員が高校に出向いて行う模擬講義は、九州各県におよび、本学部に対する理解を得る一助となっている（資料 5-35）。

## 〈3〉経済学部

学生募集については、とりわけ進学説明会が重要な役割をもっている。学長、四学部長、教学部長、事務局長をはじめとして入試課、就職部等の関連する事務職員一体となって取り組んでいる。オープンキャンパスは7月から10月にかけて3 回実施しているが、熊本を中心に九州各県の高校生が多数参加している。学部長および学科長による学部・学科紹介を行うとともに学部教員による模擬授業をとおして経済学部の紹介をしている（資料5-29、資料5-36）。また、経済学部の教員による高校への出張講義が毎年10カ所を超える（資料 5-35）。

なお、経済学部のホームページでも学部の情報を発信している。とくに、在学生の動向を積極的に話題にすることにより、高校生側からの関心をもってもらうように企画している（資料5-37）。

入学者選抜は AO 入試、一般推薦、指定推薦、スポーツ推薦、一般入試、センタープラス型入試、センター利用型試験からなっており、学部・学科の受け入れ方針に即して行われる。とくに 2015（平成 27）年度にむけて AO 入試の申請資格を入学受け入れ方針に明確に対応するために運営委員会で検討し、教授会の審議を経て変更した（資料 5-38）。

## 〈4〉外国語学部

各年度ごとの入試全般については、学部および各学科の受け入れ方針に基づき、毎年 2 月から 5 月まで 4 ヶ月かけて各学科会議でその年度の具体的な方針を決定し、学長を中心とする入試委員会で検討の上、教授会の承認を得て、実行している（資料 5-39）。

前年度の入試結果や当該年度の入学試験については『大学案内』（資料 5-2）に掲載するとともに、毎年、九州各地でおこなう「入試のための進学懇談会」に高校教員の参加を募り、高校に説明し、質疑応答も行っている。加えて、大学のホームページで周知を図る一方（資料 5-30）、オープンキャンパスでも受験者および保護者を対象に説明し、質問に答えている（資料 5-29）。

受験者の入試結果は、すべての形式の入試について入試合格者を決定する教授会において全員の結果が示され、公正かつ厳正に選抜している。なお、英米・東アジア両学科にお

いて、アドミッション・ポリシーに基づく「AO入試」ならびに「推薦入試」（普通・一般・専門課程）を実施しており（資料 5-5）、学部・学科の理念・目的に適合する優秀な入学生の確保に努めている。

#### 〈5〉社会福祉学部

社会福祉学部における学生募集および入学者選抜については、大学ホームページ、『大学案内』、『入学試験要項』によって情報を公表している（資料 5-30、資料 5-2、資料 5-5）。また、高校に出張して行う模擬授業で受験生に対して大学を選択するための必要な情報を提供している（資料 5-35。）

学生募集および入学者選抜については、多様な入試制度を設けて門戸を広げ、受験生に対して公正な機会を提供している（資料 5-5）。

大学における社会福祉教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するために入試内容によっては、高校での学習によって学びや気づきを評価できるような試験の実施を行っている。これは高校における社会福祉の基礎知識を問うものでなく、社会に対する高校生としての感覚や経験の中からコミュニケーション能力や社会福祉の理念と合致しているかを考えさせることをねらいとするものである。

#### 〈6〉商学研究科

学生募集については、『大学院商学研究科学生募集要項』で具体的かつ詳細に明示している（資料 5-6）。さらに、『大学院案内』および大学院ホームページにおいても入試概要を公表するとともに、説明会を開催するなどして広報活動を行い、本研究科の教育方針や教育内容を知ってもらうように努めている（資料 5-3、資料 5-31）。

入学者選抜については、「入学者受け入れ方針」に基づいて、一般入試、外国人留学生入試、社会人入試、飛び級入試、推薦入試、飛び級特別推薦入試、社会人特別推薦入試等を実施している。入学試験の科目等については、入試種別ごと適切に設定している。その詳細は『大学院商学研究科学生募集要項』において、概要については『大学院案内』および大学院ホームページにおいて公表している。

博士後期課程については修士論文に相当する論文の提出を求め、その水準を判定するとともに、口述試験を通じて研究の到達度を確認している。

修士課程、博士後期課程ともに所定の試験を実施することによって、大学院入学後の修学能力を厳正に判定している。可否の判定は、書類審査、筆記試験および面接の結果を総合して行い、大学院商学研究科委員会および博士後課程研究科委員会の審議を経て決定している。

#### 〈7〉経済学研究科

学生募集については、『大学院経済学研究科学生募集要項』で具体的かつ詳細に明示している（資料 5-7）。さらに、『大学院案内』および大学院ホームページにおいても入試概要を公表している（資料 5-3、資料 5-31）。

入学試験は、修士課程については年 2 回（秋季、春季）、博士後期課程については年 1 回だけ実施している。修士課程の秋季、春季の入学試験は受験生の属性に応じて以下のように区分されている。

秋季試験は、一般および外国人留学生入試、社会人入試、飛び級入試、推薦入試、社会人特別推薦入試、飛び級特別推薦入試

春季試験は、一般および外国人留学生入試、社会人入試、飛び級入試

入学試験の科目等については、試験区分ごと適切に設定している。その詳細は『大学院経済学研究科学生募集要項』において、概要については『大学院案内』および大学院ホームページにおいて公表している。

博士後期課程については、修士論文に相当する論文の提出を求め、その水準を判定するとともに、面接試験において詳細な討論を通じて研究の到達度を確認している。

修士課程、博士後期課程ともに所定の試験を実施することによって、大学院入学後の修学能力を厳正に判定している。可否の判定は、筆記試験および面接の結果を総合して行い、大学院経済学研究科委員会および博士後課程委員会の審議を経て決定している。

#### 〈8〉国際文化研究科

「入学者受け入れ方針」に基づき、本研究科は、年3回（博士後期課程は年1回）の入学試験を行っている。入試種別に応じ専門科目、外国語、面接、書類審査を組み合わせ、受験者の状況に適応した試験を実施している。面接はすべての入試種別で行われ、主査を含む3名の試験官が実施し、3名の総意で評価する。結果は研究科委員会の審議・承認を経て、大学院委員会で承認され決定する。

学生募集にあたっては、学業に興味のある人に広く学びの機会を供するため、以下のように可能な限り門戸の開放を行っている。それはまた、種々の条件下にいる志願者へ可能な限り公正な入学機会を与えるための手立てでもある。大学を卒業し、社会人としての経験を2年以上有する社会人は、専修演習科目についての専門の試験と面接による「社会人入試」を受けることが出来る。中学や高等学校の現職専任教員の志願者は、筆記試験に代えて、志願理由・研究計画書を含む書類審査と面接による「社会人特別推薦入試」を受けることが出来る。「一般・外国人留学生入試」を秋季と春季、年2回実施しており、外国人私費留学生は学費の半額が免除される（資料5-40）。そして、本学外国語学部生で、成績優秀であり、指導教授の推薦を受けたものは、学内「推薦入試」制度によって、修士課程に入学することが出来る（資料5-8、資料5-3、資料5-31）。

なお、入試のあり方や選抜方法については、2014（平成26）年度から実施する長期履修制度や再入学制度等に見るように、必要に応じ研究科委員会で検討するとともに大学院委員会においても討議される。

#### 〈9〉社会福祉学研究科

社会福祉学研究科の学生募集については、ホームページ、大学院独自のパンフレットの作成、説明会の開催などにより広報活動を行い、本研究科の学問分野や教育内容などについて知ってもらうように努めている（資料5-31、資料5-3）。

入学者選抜については、「入学者受け入れの方針」のもと、入試要項を作成し、一般入試、外国人留学生入試、社会人入試、推薦入試などを、修士課程では秋期と春期の年2回、博士後期課程では、春期に年1回、研究科委員会を責任主体として実施している（資料5-9）。

修士課程：一般入試においては、英語と専門科目2科目の筆記試験に加えて、面接（主査1名、副査2名）を、外国人留学生入試および社会人入試においては、専門科目2科目の筆記試験に加えて面接を、推薦入試については、面接と書類審査（卒業論文の要旨4000字程度）によって入学者の選抜を行い、可否判定は研究科委員会における審議を経て、大学院委員会が審議・決定している。

博士後期課程：外国語（英語、フランス語、ドイツ語から 1 科目選択）と口述試験によって入学者の選抜を行い、合否判定は研究科委員会における審議を経て、大学院委員会が審議・決定している。

### 〈10〉会計専門職研究科

本研究科（専門職大学院）では、入学者選抜にあたり、会計大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が的確かつ客観的に評価されており、会計専門職大学院において教育を受けるために必要な入学者の能力等が的確かつ客観的に評価されるように努めている。

具体的には、一般入試、社会人入試、推薦入試、飛び級入試の方式を取り入れている。また、商学部会計専門職コース出身者向けに推薦入試と飛び級特別推薦入試を設けている。なお、これらの試験においては会計専門職大学院において教育を受けるために必要な入学者の能力等、すなわち、判断力、思考力、分析力、表現力等を的確かつ客観的に評価している（資料 5-10、資料 5-4 P.19）。

入学者選考試験の出題にあたっては、単に知識を問うばかりではなく、会計専門職大学院において教育を受けるにあたっての基礎的な素養を有しているかを測定できることを意識している。試験科目は会計専門職大学院で教育を受けるために必要とされる基本的な科目であり、これらの知識を問うことにより、入学希望者の能力等を的確かつ客観的に評価することができる。小論文は、新聞等で報道されている近時の経済事象などを取り上げ、その問題点や主張を要約させる問題を出題している。また、口述試験では出願の動機、将来の希望、これまでの学習歴、入学後の学習計画と合わせて、入学希望者が会計に関する専門性をどの程度有しているかを問うている。

合否の判定は、研究科委員会の審議を経て、大学院委員会で審議・決定している。

### 〈3〉適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

#### 〈1〉大学全体

本学における過去 5 年間（2011～2014）の入学定員に対する入学者数比率は、第一部と第二部を合わせた全学部合計で 1.00 である。年度ごとは以下のとおりである。

入学定員 1,395 名

2010（平成 22）年度 入学者 1,749 名 対入学定員比 1.25

2011（平成 23）年度 入学者 1,458 名 対入学定員比 1.05

2012（平成 24）年度 入学者 1,287 名 対入学定員比 0.92

2013（平成 25）年度 入学者 1,226 名 対入学定員比 0.88

入学定員 1385 名（経済学部再編による）

2014（平成 26）年度 入学者 1,248 名 対入学定員比 0.90

第二部社会福祉学科については、過去 5 年間の平均は 0.48 である。学部の収容定員に対する在籍学生数比率は、過去 5 年間の平均は 0.96 となっている。第二部社会福祉学科は、過去 5 年間の平均は 0.51 である（大学基礎データ 表 3,表 4）。

#### 〈2〉商学部

本学部の入学定員は 450 名であり、過去 5 年間（2010～2014）の入学定員に対する入学

者の比率は0.97となっている。また、過去5年間の収容定員に対する在籍学生数比率は0.92である。年度ごとには以下のとおりである。本学部は商学科、経営学科、ホスピタリティ・マネジメント学科を有するが、特に商学科、経営学科の在籍学生数比率が減少傾向にある。これを改善するため、学生にとって魅力ある学科を目指し、学部将来構想委員会と学部入試委員会で、学部の10年後を見据えた適正定員とカリキュラム改革の議論を始めている。

とりわけ、受験生の動向から学科定員の規模について見直すべき時期にあるのではないかとということで、過去数年にわたって学部将来構想委員会で議論が行われ、教授会においてもいくつかのプランが審議あるいは報告されている（資料5-41）。

### 〈3〉経済学部

2013（平成25）年度まで本学部は経済学科入学定員200名、国際経済学科100名、リーガルエコノミクス学科80名であったが、2013（平成25）年度の経済学科入学者数が195名、国際経済学科が38名、リーガルエコノミクス学科が85名となり、国際経済学科の入学者の大幅な減少により学部全体で定員割れ（定員充足率83.7%）となった。

これに対し、その後の少子化を見据えて今後の取り組みを検討するために、学部において基本問題検討委員会（資料5-42）を立ち上げ、学部改組の問題を検討した。その検討結果を委員会報告として教授会に提出し承認され、学部再編を行い、経済学科入学定員260名とリーガルエコノミクス学科入学定員110名の2学科体制として再スタートした。その結果、2014（平成26）年度は経済学科254名、リーガルエコノミクス学科122名の入学者数となった。経済学部の総入学者数は1年前の354名から376名となり、定員を確保した。

過去5年間（2011～2014）の年度ごとの数値は以下のとおりである。また、学部の収容定員に対する在籍学生数比率は、過去5年間の平均は0.99となっている。

### 〈4〉外国語学部

本学部・学科における過去5年間（2010～2014）の入学定員に対する入学者数比率の平均は、学部全体で入学者数：入学定員数は895：825で比の値は1.08（四捨五入による小数点第2位までの概数値、以下同じ）、英米学科は611：575で比の値は1.06、東アジア学科は284：250で比の値は1.14であり、適切に管理されている。

学部の収容定員に対する在籍学生数比率は、過去5年間（2011～2014）の平均が1.07となっており、適切に管理されている。

適切な入学者数になるよう、入学試験受験者の合否判定の際に歩留まりを予測し、合格者の数を決めている。

### 〈5〉社会福祉学部

本学部における入学者の状況は、第一部と第二部をあわせて、学生定員400名に対して、平成26年度の入学者数は372名、平成25年度の入学者数は349名となっている。

この2年間の入学者の状況では、福祉環境学科と第二部社会福祉学科では定員の確保ができていない。この2学科においては、広報パンフレットを作成して地域へのアピールを行った結果、前年度比で微増傾向にある。

また、ライフ・ウェルネス学科においては、2013（平成25）年度末には完成年度にあって卒業生を輩出でき、資格取得や就職の実績があったこともあって2014（平成26）年度は入学者増となっている。

学部の収容定員に対する在籍学生数比率は、過去5年間（2011～2014）の平均が第一部

は1.05、第二部は0.51となっている。

#### 〈6〉商学研究科

入学定員は修士課程商学専攻10名、経営学専攻5名、博士後期課程商学専攻3名、経営学専攻3名である。最近6年間の入学者数、在籍者数等の実績は資料5-43のとおりである。

入学者数は年度によってばらつきがあるが、修士課程では、商学専攻は2014（平成26）年度を除き収容定員に対する在籍学生数比率は0.5を超えており、経営学専攻では0.5を下回っている年度が多い。博士後期課程では、商学専攻は0.33を超えているが、経営学専攻は入学者ゼロが続いている。

#### 〈7〉経済学研究科

入学定員は修士課程10名、博士後期課程3名であり、教員の指導態勢などに照らして適切であると判断される。最近5年間の入学者数、在籍者数等の実績は資料5-44のとおりである。

入学者数・在籍者数が定員・収容定員を大幅に超過する事態は発生していない。むしろ、修士課程ではかつては入学定員をほぼ充足していたが、2012（平成24）年度以降には定員割れが続き、しかも、定員充足率が低下傾向にある。また、博士後期課程では、2009（平成21）年度を除けばほぼ一貫して入学者数が定員を下回っている。いずれの課程においても収容定員に対する在籍学生数比率は修士課程0.5、博士後期課程0.33はなんとか超えているとはいえ、入学者数の増加に向けた取り組みが必要である。

#### 〈8〉国際文化研究科

本研究科の入学定員は、修士課程10名（収容定員20名）、博士課程3名（収容定員9名）としている。それに対する入学者数、在籍者数は資料5-45の通りであり、2014（平成26）年度においては、博士課程については収容定員に対する在籍学生数比率は0.33をかくろうじて超えているが、修士課程は0.5を超えていない。

#### 〈9〉社会福祉学研究科

収容定員の適正な管理については、研究科委員会において慎重に行っている。

社会福祉学研究科における2014（平成26）年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、修士課程0.65倍（社会福祉学専攻0.85倍、福祉環境学専攻0.45）、博士後期課程では2.56倍である。

一方、2014（平成26）年度の入学定員に対する入学者比率は、修士課程では0.70倍（社会福祉学専攻0.80倍、福祉環境学専攻0.60）、博士後期課程では1.67倍である。なお、過去8か年の入学者比率ならびに在籍学生数比率は、資料5-46のとおりである。

#### 〈10〉会計専門職研究科

本研究科（専門職大学院）の在籍者数は資料5-47のとおりである。

本研究科の収容定員は60名であり、例年収容定員を上回っているが、定員超過率は平均して1.20倍以内に抑えられており、多い年度でも1.25倍であることから、適切な管理がなされている。

なお、本研究科の入学定員は30名、収容定員は60名であり、2014（平成26）年度の在籍者数は61名となっている。

### **（4）学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施**



**されているかについて、定期的に検証を行っているか。****〈1〉大学全体**

学長を委員長とする入試委員会において、過年度の入試状況の結果をもとに、AO入試・推薦入試・一般入試のあり方を毎年検証している。特に、AO入試に関しては各学部の受け入れ方針が大学の求める学生像と合致した募集要項になっているかどうかの点検を行っている（資料 5-48）。

**〈2〉商学部**

入学者選抜は学長を議長とする全学的な入試委員会で議論し、学部教授会において議論・決定している。例年入試委員会において過年度の入試状況が報告され、学部長、学科長が説明を受ける。ここで出されたデータをもとに教授会において次年度入試のあり方、方法を議論する。教授会で議論された結果は入試委員会で報告され、承認されれば、次年度入試で実施される（資料 5-49）。

**〈3〉経済学部**

入学者選抜の結果は毎年、学部教授会に報告し、評価や課題などを議論している。それを受けて次年度の学生募集のあり方や入試選抜方法などを学部運営委員会で検討し、教授会において議論している（資料 5-38、資料 5-50）。

**〈4〉外国語学部**

入試制度と選抜の方法については毎年、見直しを行っている。まず各学科が入試課から必要な情報を受け取り、学科会議でその年の入試を3月から4月の2ヶ月をかけて検討を加え、改善が試みられている（資料 5-51）。

その結果を学部運営委員会で報告し、それに検討を加えた後に、入試委員会で報告している。入試委員会での検討結果をさらに教授会の審議にかけ、承認を受けることにしている（資料 5-39）。

**〈5〉社会福祉学部**

入学者選抜については、学長を委員長とする全学的な入試委員会で議論し、学部教授会において議論・決定している。例年入試委員会において過年度の入試状況が報告され、学部長、学科長が説明を受ける。そこで出されたデータをもとに教授会において次年度入試のあり方、方法を議論する。その際に、検証を行っている（資料 5-52）。

**〈6〉商学研究科**

毎年度5月に行う次年度の『大学院商学研究科学生募集要項』の決定に際して、研究科委員会において入学試験の内容について審議を行っている。その際に、学生募集および入学者選抜等について検証を行っている（資料 5-53）。

**〈7〉経済学研究科**

毎年度5月に行う次年度の学生募集要項決定に際して、経済学研究科委員会において入学試験の内容について審議し、決定している。その際に、選抜方法、開設予定科目等の適切性について定期的に検証している（資料 5-54）。

なお、2014（平成 26）年度入学試験から外国人留学生入学試験について見直しを行い、試験科目のうち外国語（英語）を除外することにした。これは外国人にとってはそもそも日本語が外国語であるので、これにさらに外国語（英語）の負担を加えることを取りやめ、外国人留学生に対して大学院の門戸を広げることを意図するものである（資料 5-3 P.25、資

料 5-7 P.1)。

### 〈8〉国際文化研究科

入学試験要項の詳細は、例年 5 月の研究科委員会で審議し、決定する。修士課程においては、アドミッション・ポリシーにある「十分な語学力」と専門領域の「十分な知識」(2016 (平成 28) 年度入学者用の改正版では「研究に必要な語学力」と専門分野での「基礎的知識」)を測るため、「外国語」、「専門科目」試験、「書類審査」を、入試種別に応じた組み合わせで実施している。かつ口述試験(面接)によりさらに本人の能力、知識、興味の方向などを審査する。博士後期課程では、アドミッション・ポリシーに記された「専門的な知識と研究能力」(改正版では「特定の研究課題・研究方法についての知識」)を見るために、口述試問による能力確認および筆記試験による該当外国語力の確認、さらに修士論文(またはそれに該当するもの)による審査を行う。

入試要項の決定段階で、試験方法の公正さや適切性が審議され、必要に応じ変更を加えている。2015(平成 27)年度入試要項については、「一般・外国人留学生入試」で日本文化専修の「外国語」試験で、日本語を母国語としない受験者には、従来の英語、韓国語、中国語、スペイン語のいずれか一つを選ぶ形に代えて、「日本語」受験を義務付けることとした。外国人が日本文化を専修とするケースが今後出て来る可能性が高いためである。今後も、状況の変化に応じたこのような変更を加えて行くことになる(資料 5-55、資料 5-8 P.5、資料 5-56 P.6)。

### 〈9〉社会福祉学研究科

毎年度 5 月に行う次年度の『大学院商学研究科学生募集要項』の決定に際して、研究科委員会において入学試験の内容について審議を行っている。その際に、学生募集および入学者選抜等について検証を行っている(資料 5-57)。

### 〈10〉会計専門職研究科

学生募集および入学者選抜にかかる業務については研究科委員会がすべての権限と責任を有しているが、入学者選抜にかかる実際の運営を行うために、本研究科(専門職大学院)に入試運営委員会を組織している。入試運営委員会は、研究科長が委員長を兼務し、大学院事務室職員の協力も得ながら、入学試験に関する各種業務(入学説明会の開催、入学試験問題の作成依頼と検討、入学試験の実施・運営、入学者選抜資料の作成等)を行っている。入試運営委員会で検討された内容は研究科委員会において審議し、承認を得る体制となっている。

以上のように、定期的な検証は、入試運営委員会、研究科委員会によって行っており、適切に実施している(資料 5-58)。

## 2. 点検・評価

### ① 効果が上がっている事項

#### 〈1〉大学全体

AO 入試は大学の求める学生像に沿った多様な学生を獲得するという目的を達成している。また、商科大学としての伝統を踏まえた商業課程・職業課程の推薦入試では、県内外の商業課程・職業課程を擁している高校のニーズに込んでいる。さらに、スポーツ推薦入試は高校時代の競技実績を反映させて選抜することによって、大学におけるスポーツ実績

の底上げに成果を出している。

### 〈2〉商学部

高校の先生方への受け入れ方針の説明は進学説明会で行っている。受験生、受験生の保護者に関してはオープンキャンパス、『大学案内』、『入学試験要項』等の刊行物、ホームページを通して受け入れ方針を明示している。オープンキャンパスでは、学部説明時に受け入れ方針の説明を行っている。

高校の進路指導の先生方を対象にした進学説明会、高校と大学との連携により大学の実態を知ってもらう高大連携によって、大学・学部の授業、特徴を詳しく説明することで高校側からの質問、意見、要望に対し、懇談会において答え、理解を得ている。またオープンキャンパス、ホームページでの情報発信により、受け入れ方針、学生募集に関して理解を得ている。また、オープンキャンパスやホームページによる情報発信に加え、学部のフェイスブックを立ち上げ、学生生活に関する情報を発信し受験生に関心をもってもらおう工夫をしている（資料 5-59）。

高校訪問、進学説明会、オープンキャンパスを経て入学試験に至る入学者選抜については、適正に行われている。それに加え推薦入試合格者に対する入学前教育、新入生に対して行われるスタートアップセミナーによる大学教育への導入をおこなっている。在学生に関しては、半期毎にゼミナール単位で行われる履修、大学生活に対する面談を行っている。

大学全体で入試状況を把握し、各学部の状況に合わせて入学者選抜を実施している。本学部独自の入学者選抜方法として商業課程推薦がある。本学部は商業課程で学んだことをさらに大学で発展させていくという意味で効果をあげている。

### 〈3〉経済学部

推薦入試については、進学説明会において、学部の新しい受け入れ方針を説明し、周知を図っている。推薦入試については学部再編後志願者が増加した。とくに AO 入試については経済学科の場合、2014（平成 26）年度入学者ゼロであったが、受験資格を学部の受け入れ方針により則した条件に改善したことにより、2015（平成 27）年度については入学予定者が 5 名となった。

### 〈4〉外国語学部

推薦入試において受け入れ方針に沿って、推薦条件を示している。それにより、意欲を持った学生の受け入れに、特に東アジア学科で効果が上がっている。

学生募集・入学者選抜の公平性・適切性については、現在まで問題は発生しておらず、適正に行われている。

両学科とも入学者数が入学定員に満たない年があっても、英米・東アジア両学科がそれぞれ独自に作成しているリーフレットやホームページでの学生募集を改善することで、適正な入学者数をみたしている（資料 5-60、資料 5-61）。学生募集の方針は学科会議で行うが、この時の真摯な討論は学部にとって柱となっている。

英米・東アジア各学科では、それぞれが自己責任において各学科長を中心に学生募集のための方針策定・広報活動を行っているため、各学科会議においては、常に学生募集・入学者選抜の公正性・適切性、さらにはその効率性などについて、真摯な議論が行われているといえる。

### 〈5〉社会福祉学部

本学部にあっては、これまでの入試広報に加えて、学生自身のフィールドワークなどの報告書を活用しながら、各学科の学びの内容を明らかにしている（資料 5-62）。

高大連携による高校側からの模擬講義の依頼や専門課程高校に対する社会福祉に関する講演や指導などを通じて本学部の教育理念や目的・内容などを伝えている。

社会福祉を学んだ学生たちが地域の様々な課題と向き合うことを教育内容に取り入れている。

各学科の理念と目的に応じて、学生募集、入試判定などを実施している。これまで過去 5 年についてみると、各学科の明確な方針の下に募集から入学試験そして判定と一連のプロセスを経ることで学生の能力や適性等を生かした教育ができています。

入試説明会、大学訪問、オープンキャンパスなどを開催して、社会福祉を学ぶ高校生に対して積極的な情報提供や取り組みなどを行っている。また、社会人や多様な学びのスタイルに応じたニーズにも応えている。

#### 〈6〉商学研究科

「入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」を定め、『大学院案内』、『大学院商学研究科学生募集要項』、ホームページに明示し、受験生を含む社会一般に公表している。

商学専攻の学生には多数の税理士志望者がおり、そのほとんどが本学商学部会計専門職コース対象の推薦入試および飛び級特別推薦入試ならびに本学大学院会計専門職研究科対象の推薦入試による志願者である。このような志願状況は、入学者選抜の方法が「入学者受け入れ方針」である「高度な専門知識・能力を備えた職業人の養成」と整合性のとれたものであること、また、商学研究科において教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものであることを示している。

#### 〈7〉経済学研究科

大学院ホームページで社会に対して広報するとともに学部生に対して演習等で大学院の存在を広報するほか、例年 7 月に研究科長による入試説明会を実施している。本研究科に関心のある人たちに対して、研究科の実情や進路状況などを説明し、進路決定のための具体的な情報を提供している。

社会人入試は研究計画のほか小論文と面接による選抜を行うものであるが、有職の税理士志望者を始め多くの入学者がこの試験区分で受験している。

修士課程においては税理士を目指す財政学演習の志望者が多いことを勘案して、本研究科修了の税理士たちによって組織される熊本経営・経済研究所と連携して、受験生の紹介を依頼している。

さらに、2014（平成 26）年度には本学同窓会である志文会に会計士・税理士支部が設置されたことに対応し、同支部が定期的開催する研究会への現役院生の参加を促すとともに、同支部と連携して大学院受験者の増加に努めている。

研究科委員会の審議を経て、外国人留学生入試の見直しを実施した。今後、外国人留学生の受験が増加することが期待される。

#### 〈8〉国際文化研究科

入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の明示は、『大学院案内 2015』および研究科ホームページで行っている。また、2014（平成 26）年 9 月の研究科委員会で改正し、2015（平成 27）年度に発行する『大学案内』『学生募集要項 2016（平成 28）年度入学者用』

から変更して掲載することに見られるように、適切性について定期的に検証している。

志願者の状況に応じた種々の入学選考方法を置くことで、また、3名の試験官の出した結果を研究科委員会・大学院委員会に諮るという手続きを経ることで、公正で適切な入学者選抜という点は、概ね達成されていると言える。

修士課程10名（収容定員20名）、博士後期課程3名（収容定員9名）という入学定員設定は、指導体制の上で専任教員20人という本研究科の規模に見合う適正な数と言える。学生の個人研究ブースの数（全研究科で184人分）を考慮しても、大学院設置基準の「教員組織および設備施設その他の諸条件」に適合している。

外国人留学生在が日本文化研究を志願した場合、日本人受験者と共に、入試科目「外国語」を「英語、韓国語、中国語、スペイン語のうちいずれか1か国語」としていたが、日本語を「外国語」と定めるのが適切と判断できるため、「日本語を母語としない者は、日本語」と付記する決定をした（2015（平成27）年度入試より適用）。これにより、日本文化専修の外国人受験者が、日本語以外の外国語力を要求されるということがなくなり、より公正なものになった。

#### 〈9〉社会福祉学研究科

『大学院案内』、ならびにホームページの充実により、修士課程の入学者比率が前年度の0.25から2014（平成26）年度は0.70に改善した。博士後期課程においても、1.00から1.67に改善した（資料5-63）。

博士後期課程においては、集団指導体制の充実・強化などにより、6名が博士の学位を取得した（資料5-3 P.18、資料5-64）。

#### 〈10〉会計専門職研究科

本会計大学院では、入学志願者に対して、入学志願票と共に『学生募集要項』及び入学志願者向けパンフレット（資料5-4）を配布している。『学生募集要項』には、アドミッション・ポリシー、研究科の概要、入学者選抜の方法が記載されている。

また、本会計大学院のホームページにおいても、アドミッション・ポリシーを記載している。さらに、熊本と福岡で入学説明会を開催しているが、そこでは入学者選抜の基本的な方針、当該会計大学院の理念および教育目的、設置の趣旨、入学選抜の方法ならびに求められる知識の内容・水準について説明している。

入学資格を有する全ての志願者に対して、入学者選抜における選考方法や過去の入試問題が公表されているなど、出身校および寄附等によって受験の機会に差異は設けることなく、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されている。

また、入試方式や簿記、会計学等による選考方法など、受け入れにおいて多様性を持たせることによって、幅広く人材を確保できるよう務めている。

近年公認会計士の人気が低迷する中、税理士のニーズに応えるように設立したことによって、例年順調に定員を充たすように学生が集まっている。

募集要項を作成する段階で、各入試に係わる委員会を開催し、また、入学試験の度毎に入試運営委員会を開催している。また、入学試験の回数を年4回置くことで、入学予定者の管理を流動的に行うことができるようにしている。

## ② 改善すべき事項

### 〈1〉大学全体

入試選抜方法については十分周知されているが、各学部の教育内容・就職実績などの情報提供が十分浸透していないところがあり、高校・受験生・保護者に対して、さらなる情報提供を進める必要がある。

社会の情報化の進展に合わせ、インターネット出願の導入など迅速な対応が必要である。

### 〈2〉商学部

熊本県内では進学説明会への参加者、オープンキャンパスへの参加者は多いが、他県に関しては、参加を促すために九州各地へ無料バスを出しているものの、参加者は少ない。現段階で進学説明会時に高等学校の先生方へ配付している刊行物、ホームページが主な情報提供手段となっているので、他県に対しての工夫が必要である。

推薦入試、AO入試、一般入試と様々な人材を受け入れる体制は整えられているが、熊本県外からの受験生が減少傾向にある。広く人材を受け入れるといった視点から熊本県外からの受験生を増加させるような取り組みが必要となっている。

本学の他学部との併願による本学部との競争激化に対応するために、本学部の魅力発信の工夫が必要である。熊本県出身者が8割を越えており、幅広い人材を教育することからも、他県からの受験生を増やす必要がある。そのためには、受験生だけではなく保護者に対しても商学部の教育の魅力を発信していく必要がある。

### 〈3〉経済学部

経済学部の入学者数に占める女子学生の比率は25%程度であり、これまであまり変化はしていない。他学部にあつては4割程度である。これは学部・学科の特徴が影響するとは思いますが、この点の改善が必要である。また、他県からの入学者数は11.7%にとどまっている。経済学部の魅力を県外に発信していく必要がある。また、近年は県内のいわゆる進学校からの入学が減少している点を改善していく必要がある。

### 〈4〉外国語学部

推薦入学で選抜された学生の入学後の教育で、つまずきがみられる学生がいる。入学者の学力のさらなる向上が望ましい。

入試の形態が多様化することは受験生にとって受験しやすい環境づくりにつながるが、一方、本学部のアドミッション・ポリシーが明確でなくなるきらいがあり、今後はその改善を目指して検討を行う必要がある。

### 〈5〉社会福祉学部

今、社会福祉の課題が広範囲で従来の法律根拠型のいわゆる子ども・障がい者・高齢者・貧困といった枠組みでは対応できない社会状況がある。個人の生活課題が社会問題となり、社会福祉で取り組むべき課題となっていることを理解させる基礎的な学修をカリキュラムに設けているが、より魅力あるカリキュラムを提供するためには、各学科の特徴的な科目が学部内で学科の枠を超えて学べるように工夫することが必要となっている。

福祉環境学科においては、定員を充足することができずにいるが、応募数が入学者数に連動していないことは、今後の改善の課題である。また、第二部社会福祉学科においては、入学者数が減少傾向にある。

福祉環境学教育について、教育内容が視覚化でき、受験生のニーズに合うようにさらな

る工夫を必要としている。

第二部社会福祉学科の場合、社会的な情勢の変化はあるものの、団塊の世代や生涯学習生涯教育の観点から地域にあるニーズの掘り起こしが求められている。

福祉社会にあって、介護支援専門員（ケアマネージャー）や学ぶ意欲のある人をこれまで以上に受け入れることが求められている。

#### 〈6〉商学研究科

修士課程商学専攻の収容定員に対する在籍学生数比率は0.5を超えているが、経営学専攻は0.5を下回っている年度が多い。博士後期課程商学専攻は0.33を超えているが、経営学専攻は入学者ゼロが続いている。経営学専攻については、修士課程入学者が少ないため、当然のことながら博士後期課程への進学者も少ないことになる。経営学専攻については、研究指導教員も退職が続き、必要人員を確保するのに苦慮している状況である。このように、入学者数および研究指導教員の点から、定員を見直す必要があると思われる。

研究科委員会において、『大学院商学研究科学生募集要項』の決定に際して、入学試験の内容について審議を行っている。その際に、学生募集および入学者選抜等について検証を行っている。しかし、入学者の状況等を踏まえ、定期的に個別の問題として検討を行う必要がある。

#### 〈7〉経済学研究科

大学院担当教員の高齢化に伴い、演習担当教員の減少が徐々に進んでいる。とりわけ博士後期課程においては今後定年の関係で演習生を受け入れ得ない教員が増えることが見込まれるだけに、志願者のニーズに応えるためにも演習担当教員の補充が喫緊の課題である。

#### 〈8〉国際文化研究科

現在の在籍者数は低いレベルに留まり、かつ近年下降傾向にある。前回の認証評価（2008（平成20）年）で指摘され、その後一時上昇が見られたが、再び下降を見せている。

理由はいくつか考えられる。熊本という地域性、全国的な少子化、本学が学部中心の大学である点などが挙げられるが、本研究科の母体となっている外国語専門の学部で主目的と捉えられる技能獲得という側面と、大学院レベルで目標として掲げられる専門研究という側面との間の距離感もある。更に、専門的な研究を経験したことが、就職上で認知されにくいという点もある。

熊本という地域性を考えた場合、大学院というものの社会的な認知度を高め、大学院における学修・研究の意義を広報する努力が必要であると思える。また、外国人学生が本研究科在籍者数の半数強を占めるという現状から（2014（平成26）年度、修士課程60%、博士後期課67%）、海外への情宣活動、特にインターネットの活用、外国語によるホームページの充実などが課題である。

#### 〈9〉社会福祉学研究科

修士課程の在籍学生比率は、2007（平成19）年度から2010（平成22）年度にかけては、0.7を上回る安定した数値を示していたが、平成23年度以降は0.5をこらうじて維持する水準に留まっている（2014（平成26）年度は0.65）。研究意欲のある学部生、社会人を獲得し研究科全体の活性化を図るために、オープンキャンパスなどを通じて研究科の魅力をより積極的に発信すると同時に、受験生のニーズに応じた学習・研究環境の整備（コースワークの充実など）を図る必要がある。

また、昨年度より FD 委員会において、現行の 2 専攻制について教員配置の見直しを含めた議論を行っている（資料 5-64）。

#### 〈10〉会計専門職研究科

修得しておくべき知識等の内容・水準に、本研究科が要求しているレベルとの乖離があるので、入学前の指導の徹底が急務であるとともに、入学後早期におけるレベルアップ体制の整備が遅れている。

経済の低迷と、資格取得までの道程（お金と時間）の関係上、会計専門職に対する不人気がある。そのため、学生への主に経済面への支援体制の強化、および、同窓会等を通じての就職の保証に取り組む必要がある。

入試科目を 4 科目設けているが、社会人の受験者や試験科目の免除による受験者の増加によって、簿記以外の科目での受験者が減少している。したがって、大学院設置時の受入体制と、現状が乖離しつつある。この点を踏まえて、アドミッション・ポリシーや入試科目に反映させていく必要がある。

近年、社会人のためのウィークエンド開講の授業が盛況となってきてはいるが、一方で、平日開講の学生が減少してきている。平日の学生と社会人学生との割合を適正な数に保つことが必要であるが、学生の募集が第一義としてあるため、適正な割合を保つまでに至らない。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

##### 〈1〉大学全体

AO 入試の志願者が増加しており、学力選抜だけではない入試選抜をもとめる高校・受験生のニーズに応えている。また、2014（平成 27）年度入試においては、商業課程推薦・職業課程推薦・スポーツ推薦においては、12 月にも試験を実施したことによって、高校生の進路選択の幅を広げる成果を上げることができた。

##### 〈2〉商学部

特記事項なし

##### 〈3〉経済学部

特記事項なし

##### 〈4〉外国語学部

特記事項なし

##### 〈5〉社会福祉学部

入試内容や選抜の方法については、個々人の高校での学習成果や国際的な視点や経験についても AO 入試などで採用する方向がさらに必要となってくると思われる。

##### 〈6〉商学研究科

「入学者受け入れ方針」において、当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準を明らかにすることが望ましい。

税理士志望者については、税理士試験の一部科目合格を条件とする推薦入試を検討する。

##### 〈7〉経済学研究科

今後とも大学院ホームページや入試説明会で、進路決定に有益な具体的情報を提供する。



また、社会人に向けては本学卒業生によって組織される研究会等を通じてきめ細かな情報を発信して、志願者の増加を図る。

さらに、外国人留学生入試の見直しを実施したことで、今後、外国人留学生の増加が期待されるところであり、それに対応する教育体制の充実についてFD委員会を中心に検討を進める。

#### 〈8〉国際文化研究科

受け入れ方針を明示し、それに基づき公正かつ適切に学生募集と入学者選抜を行ってきている。また、受け入れ方針および募集・選抜方法を定期的に検証し、その改正も行っている。種々の背景で受験してくる志願者に、極力幅広い公正な受験の機会を与える努力を今後とも行っていきたいと考えている。

#### 〈9〉社会福祉学研究科

ティーチング・アシスタント制度を設け、博士後期課程の学生が修士課程に在学する留学生の学習支援積極的を行い、修士論文の作成などにおいて大きな成果を上げているが、今後、このような留学生支援の制度があることを、『大学院案内』に加えて『学生募集要項』などを活用して積極的に周知することによって、研究意欲の高いより多くの留学生の受け入れを可能にすることができると考えられる。

#### 〈10〉会計専門職研究科

入学者を確保するため、学部、とりわけ商学部設置されている会計専門職コースとの連携に積極的に取り組みたい。つまり、学部で身につけた簿記・会計の知識を生かせるように、職業としての会計専門職のイメージを湧かせられるようなものになるよう工夫を凝らし、学生を受け入れていきたい。

現役学部学生が減少しつつあるので、会計専門職の魅力や将来性のPRに努める。また、文系学生に限らず、理科系学生の掘り起こしも行なう必要がある。

同窓会（志文会）の税理士・公認会計士支部の協力により、後継者の育成および事務スタッフの受け入れを今後強化できる見込みである。

## ② 改善すべき事項

### 〈1〉大学全体

現在、AO入試に参加していない学科の新たな参加や、スポーツ推薦入試とライフ・ウェルネス学科の入試選抜との競合を検討する必要がある。入試情報の提供に関しては、高大連携の形で、平素より高校に対して高校生の進路選択に必要な学部・学科情報を提供していくために、高大連携センターのさらなる活用を検討すべきである。

### 〈2〉商学部

九州各県からのオープンキャンパス参加者増、熊本県外からの受験生増のために、積極的に高校へ模擬講義に出向くこと、ホームページによる学部ニュースによる情報発信に加え、2014（平成26）年度からはフェイスブックによる情報発信を始めた。これは商学科、経営学科、ホスピタリティ・マネジメント学科の学生代表が、自分たちの学ぶ学部の環境と日常生活を発信することにより、刊行物、ホームページでは伝えきれないリアルな学生生活情報を発信している。このような取り組みを続け、効果を確認し、改善につなげていく。

### 〈3〉経済学部

経済学部では女子学生の入学比率が他学部比べてかなり低いため、少子化のなかで受験生を確保する意味で改善の必要があり、2014（平成26）年度、熊本市内の女子高校生を対象にしたオリエンテーション（学部受験相談）、女子カフェを街なかでおこなった。こうした取り組みを今後拡大していきたい。県外の学生を増やすには、本学および経済学部の存在感を高める必要があるが、そのためには本学および経済学部が全国的な教育活動、研究活動の一層の活発化によるメディアや高校への発信が必要であると考えている。

### 〈4〉外国語学部

入学後の教育で、つまずきがみられる学生がいる。入学者の学習意欲のさらなる向上が望ましい。推薦入試の方法を多様化しつつ、推薦者である高校に対し、どのような生徒を求めているか明確に伝える方法を考えるべきと思われる。

### 〈5〉社会福祉学部

第二部社会福祉学科および福祉環境学科においては、定員充足率をあげるために、広報パンフレットの作成と配布による広報活動を積極的に進めていく。

福祉環境学科においては、学びの成果や進路状況などを紹介し、新たな資格取得として「福祉住環境コーディネーター」資格取得に必要なカリキュラムを配置した。さらに学びの内実がわかるような広報に努めている。

第二部社会福祉学科及び福祉環境学科では、定員充足率が1.0以下となっている。第二部社会福祉学科においては、カリキュラムの編成をさらに行うこと、同時にキャリアアップを目指す介護福祉士や介護支援専門員などに働きかけを行っている。

ライフ・ウェルネス学科においては、地域における健康志向やスポーツ振興の意識が高いこともあって、大幅な定員超過である。このことについては本学部で将来構想委員会やカリキュラム検討委員会において取り組んでいる。

### 〈6〉商学研究科

経営学専攻については、定員の見直しに加え、経営学専攻を中心とした商学研究科全体の再編を検討する必要があると考えられる。

学生募集および入学者選抜等の検証については、研究科委員会において学生募集要項の決定に際して行っているが、入学者の状況等を踏まえ、FD委員会においても定期的に、個別の問題として検討を行っていく。

### 〈7〉経済学研究科

とりわけ博士後期課程において演習担当者の高齢化により学生の受け入れができなくなる事態を回避するため、条件の整った者から博士後期課程担当とする手続きを進める。

### 〈8〉国際文化研究科

志願者確保は本研究科の大きな課題である。種々の形で対策は講じているが、十分な結果を生んでいるとは言えない。留学生（特に中国から）の占める割合の高さを考慮し、留学生に魅力ある研究科作りと共に、海外への情宣活動および国内にいる留学生への情宣を強化して行きたい。現職の外国語（特に英語）教員が教科内容・指導方法を学ぶ場所となることも本研究科の果たせる重要な機能であり、種々の機会（教員免許更新講座や教員向けのセミナーなど）を使って認知を促したい。

### 〈9〉社会福祉学研究科

学生募集および入学者選抜についても、FD委員会での議論を踏まえて研究科委員会で審議を行い、出願者の動向を見据えながら、今後のあり方について検討していく。

#### 〈10〉会計専門職研究科

これまでの入試結果や説明会での反応を検証し、学生の募集だけでなく、平日と社会人の学生の割合の適正化についても検討していきたい。

#### 4. 根拠資料

- 5-1 熊本学園大学大学ホームページ（教育理念）  
<http://www.kumagaku.ac.jp/daigaku/gaiyou/policy>
- 5-2 熊本学園大学大学案内 2014（既出 資料 1-7）
- 5-3 熊本学園大学大学院案内 2014（既出 資料 1-8）
- 5-4 会計専門職研究科アカウンティング専攻パンフレット（既出 資料 1-9）
- 5-5 入学試験要項 2014（平成 26）年度
- 5-6 大学院商学研究科学生募集要項 2014
- 5-7 大学院経済学研究科学生募集要項 2014
- 5-8 大学院国際文化研究科学生募集要項 2014
- 5-9 大学院社会福祉学研究科学生募集要項 2014
- 5-10 大学院会計専門職大学院学生募集要項 2014
- 5-11 しょうがい学生支援室規程
- 5-12 平成 26 年度大学院学生便覧（既出 資料 1-5）
- 5-13 入学試験要項 2014（平成 26）年度 P.1
- 5-14 入学試験要項 2015（平成 27）年度 P.1
- 5-15 熊本学園大学ホームページ 商学部  
<http://www.kumagaku.ac.jp/gakubu/syogaku/index>
- 5-16 熊本学園大学ホームページ 経済学部  
<http://www.kumagaku.ac.jp/gakubu/keizai/index>
- 5-17 外国語学部教授会議題・資料（外国語学部アドミッションポリシーについて）
- 5-18 熊本学園大学ホームページ 外国語学部（既出 資料 4(1)-8）  
<http://www.kumagaku.ac.jp/gakubu/gaikoku/index>
- 5-19 熊本学園大学ホームページ 社会福祉学部（既出 資料 4(1)-9）  
[http://www.kumagaku.ac.jp/gakubu/syakai\\_fukushi/index](http://www.kumagaku.ac.jp/gakubu/syakai_fukushi/index)
- 5-20 大学院商学研究科ホームページ  
<http://www.kumagaku.ac.jp/daigakuin/graduate/syogaku/index>  
<http://www.kumagaku.ac.jp/daigakuin/graduate/syogaku/syogaku/index>  
<http://www.kumagaku.ac.jp/daigakuin/graduate/syogaku/keiei/index>
- 5-21 大学院経済学研究科ホームページ  
<http://www.kumagaku.ac.jp/daigakuin/graduate/keizaigaku/index>  
<http://www.kumagaku.ac.jp/daigakuin/graduate/keizaigaku/keizai/index>
- 5-22 大学院国際文化研究科ホームページ  
<http://www.kumagaku.ac.jp/daigakuin/graduate/kokusai/index>

- <http://www.kumagaku.ac.jp/daigakuin/graduate/kokusai/kokusai/index>
- 5-23 国際文化研究科委員会議題・資料（入学者受入れ方針改正（案））
- 5-24 大学院社会福祉学研究科ホームページ  
<http://www.kumagaku.ac.jp/daigakuin/graduate/fukusi/index>  
<http://www.kumagaku.ac.jp/daigakuin/graduate/fukusi/fukusi/index.html>  
<http://www.kumagaku.ac.jp/daigakuin/graduate/fukusi/kankyo/index>
- 5-25 大学院会計専門職研究科ホームページ  
<http://www.kumagaku.ac.jp/daigakuin/graduate/as/index>  
<http://www.kumagaku.ac.jp/daigakuin/graduate/as/accounting/index>
- 5-26 熊本学園大学入学試験委員会規程
- 5-27 進学説明会・懇談会 日程表
- 5-28 入試相談会・進学相談会  
[http://www.kumagaku.ac.jp/nyugaku/ziten/shingaku\\_soudan/index](http://www.kumagaku.ac.jp/nyugaku/ziten/shingaku_soudan/index)
- 5-29 オープンキャンパス  
[http://www.kumagaku.ac.jp/nyugaku/ziten/open\\_campus/index#program](http://www.kumagaku.ac.jp/nyugaku/ziten/open_campus/index#program)
- 5-30 熊本学園大学ホームページ 入試情報  
<http://www.kumagaku.ac.jp/nyugaku/ziten/index>
- 5-31 大学院ホームページ 入試情報  
<http://www.kumagaku.ac.jp/daigakuin/exam/gaiyou>  
<http://www.kumagaku.ac.jp/daigakuin/exam/youkou>
- 5-32 熊本学園大学学則（既出 資料 1-1）
- 5-33 熊本学園大学大学院学則（既出 資料 1-2）
- 5-34 熊本学園大学専門職大学院学則（既出 資料 1-3）
- 5-35 出張講義（模擬講義）案内、実施一覧
- 5-36 オープンキャンパス参加者数
- 5-37 経済学部ホームページ  
<http://www.e.kumagaku.ac.jp/>  
<http://www.e.kumagaku.ac.jp/student/>  
<http://www.e.kumagaku.ac.jp/graduate/>
- 5-38 経済学部 AO 入試変更に関する審議資料
- 5-39 外国語学部教授会議題・資料（入学試験要項について）
- 5-40 大学院私費外国人留学生授業料減免規程
- 5-41 商学部教授会議題（学部の将来構想について）
- 5-42 経済学部基本問題検討委員会規程（既出 資料 1-38）
- 5-43 商学研究科 入学者数、在籍者数等の実績
- 5-44 経済学研究科 入学者数、在籍者数等の実績
- 5-45 国際文化研究科 入学者数、在籍者数等の実績
- 5-46 社会福祉学研究科 入学者数、在籍者数等の実績
- 5-47 会計専門職研究科 入学者数、在籍者数の実績
- 5-48 入試委員会議事録

## 5. 学生の受け入れ

- 5-49 商学部教授会議題・資料（入試について）
- 5-50 経済学部教授会議題・資料（入学試験要項について）
- 5-51 東アジア学科会議記録
- 5-52 社会福祉学部教授会議題・資料（入学試験要項について）
- 5-53 商学研究科委員会会議題・資料（入試募集要項について）
- 5-54 経済学研究科委員会会議題・資料（入試について）
- 5-55 国際文化研究科委員会会議題・資料（入試募集要項について）
- 5-56 大学院国際文化研究科学生募集要項 2015 P.6
- 5-57 社会福祉学研究科委員会会議題・資料（入試について）
- 5-58 会計専門職研究科委員会会議題・資料（入学試験日程について）
- 5-59 熊本学園大学ホームページ 公式 SNS アカウント  
<http://www.kumagaku.ac.jp/daigaku/kouhou/sns/index>
- 5-60 英米学科リーフレット（既出 資料 3-64）
- 5-61 東アジア学科リーフレット（既出 資料 4(1)-34）
- 5-62 2013（平成 25）年度フィールドワーク報告書（既出 資料 4(2)-27）
- 5-63 入学者推移 熊本学園大学ホームページ／教育研究上の情報  
[http://www.kumagaku.ac.jp/files/document/public/open\\_info/entrants\\_h26.pdf](http://www.kumagaku.ac.jp/files/document/public/open_info/entrants_h26.pdf)
- 5-64 2013 年度 FD 活動報告書（大学院社会福祉学研究科）（既出 資料 1-46）

## 6. 学生支援

### 1. 現状の説明

#### **(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。**

##### [修学支援の方針]

本学に入学した学生が、所定の課程を所定の期間で修学し、入学所期の目的を達して卒業できるよう全学で修学支援に取り組んでいる。「教育力の充実」を図るために策定・答申された「熊本学園大学の教育活性化のための取り組みについて」では、基本方針を「多様な学生に多様な学びを提供するというを基本に、志の高い学生に対してはその意欲に応え能力を伸ばすこと、目的意識や勉学意欲の希薄な学生に対しては目的意識を育てる教育を行うことが必要である。目的を達成するまでの道のりを示すこと、多様な学びを提供すること、きめ細かな指導を行うことなどが必要であり、特に初年次教育の重要性を強調したい。」とした(資料 6-1)。具体的には、休・退学者の予防、学生の顔が見える指導(帰属意識の涵養)、就業力育成、基礎学力の強化などである。この基本方針の下、新入生向けには大学という新しい環境に円滑に溶け込めるよう初年次における学びに関するガイダンスの開催、2年次以降は、①学修計画どおりの単位修得が進んでいるかなどの履修指導、②学修面におけるつまずきの早期発見・解決をはかる教育相談、③学部・研究科および教育センターでの個別面談といった方策を施し、きめ細かな指導へとつなげている。

大学各学部は、「教授会規程」の定めるところにより修学にかかる事項を審議する(資料 6-2)。また各学部は「教授会規程細則」を定め、第10条において学部運営委員会の設置を定めている。学部長、学科長で構成される学部運営委員会において、修学支援に関する協議を行っている(資料 6-3)。また、専任教員および専任職員を構成員とし運営される各種委員会において、各種委員会の規程の下、方針を定め修学支援に取り組んでいる。各学部共通の教学に関する重要事項を協議する「教学部会議」(資料 6-4)、履修相談や学習支援を行う「教育センター運営委員会」(資料 6-5)、資格取得に関して支援を行う「教職課程委員会」(資料 6-6)、「社会福祉関係実習運営委員会」(資料 6-7)、情報通信技術による教育支援を行う「e-キャンパスセンター運営委員会」(資料 6-8)、国際交流、教育および留学支援を行う「国際交流委員会」(資料 6-9)などである。学生への修学支援は、教学部を主な担当部署とする。

大学院各研究科は、「研究科委員会規程」の定めにより院生の修学にかかる事項を審議する(資料 6-10)。大学院における支援窓口は、大学院事務室である。

##### [生活支援の方針]

本学における学生支援(生活支援)は、学生の個性を尊重し、自主性を育て、本学の目的・使命・方針に沿った学生を育てるため、また安全・安心な大学生活を送れるよう、学修環境・経済支援と大学生活支援を柱とした総合的な支援を行なうことを方針としている。

学修環境、経済支援は、教育の機会均等の下、学生一人ひとりが学修意欲を高め、充実した学修ができるよう、次のような支援を中心に取り組む。

- ①本学独自の奨学金・学生援助金の充実と整備
- ②しょうがい学生に対する支援の充実と整備
- ③学生部委員会および学生課と学部・研究科、教育センター等との連携

「大学生活支援」は、安心・安全な学生生活を送り、学生の自律的成長を促すため、心身および経済面において安定した学生生活が送れるよう、次のような支援を中心に取り組む。

- ①学生のあらゆる相談に対応する「なんでも相談室」を核とした相談機能の強化
- ②事件・事故発生防止
- ③課外活動・学生の自主活動への支援
- ④学生部委員会および学生課と学部・研究科、教育センター等との連携

学生の福利厚生と学生生活の充実向上に関する事項について協議することを目的に「学生部委員会」（資料 6-11）を定めている。事務組織においては、学生課を主な担当部署とする。

また、「大学生生活の充実・発展に関する運営協議会」（資料 6-12）は、教職員および学生の相互信頼に基づく意見交換ならびに意思疎通をはかり、大学及び学生生活に密接な関係を有する諸問題について積極的かつ建設的に協議することによって、学生生活の充実発展に資することを目的としている。また、福利厚生施設の管理運営及び厚生事業について協議し、その充実発展に寄与する事を目的とする「福利厚生運営委員会」（資料 6-13）、「体育施設管理運営委員会」（資料 6-14）、「学生会館管理運営委員会」（資料 6-15）、「西合志研修所運営委員会」（資料 6-16）、「学生見舞金会議」（資料 6-17）、「学生寮委員会」（資料 6-18）などがあり、委員会に学生を参画させ、学生の意見を反映した学生支援にあたっている。

本学大学院は、学部教育の基礎の上に研究科を置くことから学部の各種委員会の委員は学部所属教員が構成することで十分であった。しかし、2012（平成 24）年度からは、大学院各研究科としてかかる諸事業への参画を明確にするため学生部委員会、附属図書館委員会および国際交流委員会へ、大学院担当教員が委員会の構成委員に加わった。なお、委員の選出は各研究科委員会で行われ、大学院委員会で承認される。

#### [進路支援の方針]

進路支援の基本方針は、建学の精神のもと就職課を中心に教職員が一体となって、学生一人ひとりの個性と能力に応じたキャリアデザイン（将来設計）の指導と支援をきめ細かく行うことで、学生が自らの生き方（学び・生活）を考え、将来を見据えた的な進路選択につなげるとともに、社会人として自立して人生を切り開いていくための能力（就業力）を育成するという目的を達成・実現していくことにある。

- ①一人ひとりの能力、個性に合わせた就職支援

各学部・学科担当教員と就職課が連携をとりながら、きめ細かいサポート体制を構築する。また、学生には愛情をもって接し、不安なときも希望を見出すことのできる明るい就職課を目指す。就職活動を通じて自分自身と真剣に向き合い、様々な人との出会いや経験を積むことで、希望する進路実現に一歩でも近づくことができるように、学生の就職活動をサポートする。

## ②外部環境の変化にいち早く対応、学生主体で行う就職支援

企業訪問などを積極的に行情報収集するとともに、「学生を取り巻く就職環境」、「社会に求められる人材」などの就職環境の変化については、学生や教職員へいち早く正確な情報を提供し、学生のことを一番に考えた就職支援を行う。

## ③低学年からのキャリア教育（就業力育成）の強化

「就業力育成 MAP」による学生育成プログラムで、年次毎の到達目標を目指す。まず大学生としての「基礎力」を身につけるとともに、社会との接点を作ることでキャリア観を醸成し、自分の生き方や将来について考えさせる。さらに大学生活で蓄えた知識・経験や自分の興味・適性を将来どのように生かしていくか（キャリアプラン）を考えることで、職業的な進路選択ができるようになる。また、大学で学んだ努力が報われるという自信を持たせることで、就職活動に失敗しても、その経験をさらに次の挑戦に生かす「前に進む力」が身につく、社会で通用する職業人となれる。就職という目先のゴールを目標とするのではなく、10年後のキャリアデザインを考えて進路選択をすることができるようになる。

在学生および卒業生を支援対象者とし、就職を円滑に進めることを目的に「就職委員会」を設置している。事務組織の学生部就職課を主な担当部署とする。

**（2）学生への修学支援は適切に行われているか。**

[留年者および休・退学者の状況把握と対処]

学部生における休学、退学の理由は様々であるが、経済的理由、修学面あるいは精神面で大学生活に適応できずに休学や退学を選択する学生は多い。そのような学生の減少を目指し、様々な取り組みを実施している。

入学時には、高校と大学との修学システムの違いについて、学部による履修指導（資料 6-19 P.1）教務課による個別相談や履修登録時の指導を行いサポートしている。在学生についても同様である。また、学年初めにシラバス、履修登録ガイド、時間割などの資料配付および掲示板や KGU 学生ポータルサイトを通じて修学に必要な情報を発信している（資料 6-20）。

近年、各学部とも導入教育、初年次教育に力を入れており、全学部において「入学前準備講座」（資料 6-21）、商学部では「スタートアップセミナー」（資料 6-22、資料 6-23）、経済学部の「新入生研修旅行」（資料 6-24）、外国語学部英米学科や社会福祉学部ライフ・ウェルネス学科では「フレッシュマン・キャンプ」（資料 6-25、資料 6-26、資料 6-27）、社会福祉学部では「グループワーク」（資料 6-28）などを実施している。

また、各学部では「一年生全員面談」（資料 6-29）を行い、修学状況、生活状態などを把握し極め細やかな支援に努めている。

初年次のこのような取り組みは、スタート時の挫折を防ぐために有意義であるが、単位修得状況が思わしくなく、休学しそのまま退学してしまう学生も少なくない。このような現象を未然に防止するため、「一年生全員面談」以外にも学部・学科が主体となり単位修得不足の基準値を定め、その基準を満たしていない学生に対し面談を行っている。学部教員と学生部職員が学生とともに単位が取れない原因を検証する面談であり、状況に応じ教育センターやなんでも相談室へつなぎ、その後も学部・学科と連携しながら学生支援にあたっている。



2015（平成 27）年度より学生証を IC 化し、教室設置のカードリーダーによる出席の確認を行うシステムを導入する。従来は OCR 読取方式の出席カードを使用していたことからデータ処理に時間を要していた。学生証の IC 化により、出席状況がリアルタイムに把握でき、学生の連続欠席・長期欠席などのような休学・退学につながりやすい兆候を、教員と学生指導・支援を窓口である事務局が早いうちに把握でき、学生に対し早期の指導・支援を行うことで休学・退学の抑制につながる効果が期待できる。今回、学生証を IC 化するにあたり学生が持つ自由闊達なアイデアを活用し、新しい IC カード学生証を学生とともに作り上げていくという趣旨により、本学学生・教職員に対し新学生証デザイン公募を行い、学生、教職員の投票による選考を行った（資料 6-30）。

1993（平成 5）年度から授業などに関する質問・疑問を教員に直接、個別に相談できる機会であるオフィスアワーを設けており、年度初めに掲示板およびチラシ配付で通知している。（資料 6-31） 社会福祉学部においては、従来のオフィスアワーを発展させ 2014（平成 26）年度 5 月から「アクティブ・ラーニング・タイム」がスタートした（資料 6-32）。

大学院における留年や休・退学については、学位論文の作成に行き詰ってしまうような研究活動に関するものだけでなく、経済的な理由や仕事との両立が困難となるケースなど多岐に及ぶことから、ケースに応じて研究指導を行う指導教員と大学院事務局とが連携して対応し、不本意な形で中途退学することのないよう取り組んでいる。

大学院における休学や退学の手続きの際は、本人となるべく多くの会話を心がけ、手続き上の不安や、修学上の不安、困難などの事情を支障のない範囲でやりとりし、本人が納得の上で、最適な判断につながるような対応を行っている。

博士後期課程においては、近年、課程在籍のうちに学位の取得をめざす動きが主流となっており、論文完成に向け引き続き研究指導を受けるため、修了延期となり延期生として在学する割合が大きくなっている（資料 6-33）。

各研究科において、入学時に「新入生ガイダンス」を実施し、各研究科長から研究科における修学指導が行われている。これらの内容は学生便覧にも記載され、学生に明示されている。また内容の一部はホームページを使って確認することもできる（資料 6-34）。

このほかにも全研究科において、社会人のリカレント教育に対する社会的な要請に応えるため、大学院設置基準第 14 条に定められている教育方法の特例を導入して、社会人・有職者が受講しやすいよう平日夜間、土曜日、特定の時間・時期（集中講義など）に授業を開講するなどカリキュラム編成や研究指導面について組織的・体系的な整備を図っている（資料 6-35 P.29）。また、有職者の院生が修業年限の延長を選択することによりゆとりをもって学べる長期履修制度を設けている。

大学院における修学支援に関する方針、仕組みは学部規程、運用を準用するものとしている。

#### [教育センターでの学習支援]

本学の目的・理念に沿った教育の実現のために、学生の多様化の現状とその対応について、全学的な視点で状況を把握し、教育の質を保証していくことが必要であるとし、2008（平成 20）年 4 月、「教育センター」を設置した。その構成員は、教育センター長（教学部長）、学部専任教員各 1 名、学習アドバイザー、教学部事務部長である（資料 6-36）。主な業務は、「学生の学習支援に関すること」、「学生の学習相談に関すること」である。教育セ

ンターにおいては、「授業内容が分からない」、「ノートの取り方、レポートの書き方が分からない」、「予習・復習をどのようにやるのか分からない」、「将来のキャリアに合わせた履修科目を知りたい」など学生の置かれている状況に応じ、学びに関して丁寧に個別指導を行っている。また、基礎学力向上のための問題提供や教員採用試験対策講座、就職のための対策講座も開講している（資料 6-37）。

具体的には、基礎学力向上のための問題提供として「一日 1 題」（国語）、「コツコツ数学」、「noblesse oblige（英語）」という取り組みを平常授業時に毎日行っている。授業の空き時間などを利用して、漢字・数学・英語・時事問題など幅広い分野の問題を解く小テストであり、学生に学習習慣と基礎学力を養ってもらうことを目的としている。

2012（平成 24 年）度から 3 ヶ年の利用者数を比較すると、春学期は、2012（平成 24）年度 4,028 名、2013（平成 25）年度 3,643 名、2014（平成 26）年度 3,487 名（延べ人数）。秋学期は、2012（平成 24）年度 3,495 名、2013（平成 25）年度 2,470 名（延べ人数）であり、減少傾向である。この間の在学者の推移を見ると、2012（平成 24）年度 6,127 名、2013（平成 25）年度 5,700 名、2014（平成 26）年度 5,241 名。（いずれも 5 月 1 日現在）

このほかにも、「就職対策の作文指導」、「1 年生春学期 10 単位未満学生へ連絡・指導」、推薦入試の合格者向けに入学前教育として「入学前準備講座」を各学部と相談のうえ実施している。また、「教員採用試験対策講座・就職課タイアップ講座」を実施している。大学の入口から出口まで幅広く、学生の学習支援に関する業務を行っており、履修指導から基礎学力向上プログラムまで、大学での学びをサポートし、学生一人ひとりの希望に沿った支援を行っている。

#### 〔しょうがいを持つ学生への修学支援〕

2009（平成 21）年度、しょうがいを持つ学生の学修・学生生活の支援を行うことを目的として「しょうがい学生支援室」を設立。しょうがい学生に対する相談の対応、学修支援、生活支援を行っている（資料 6-38）。学生部長を委員長とし、学生部委員、差別と人権に関する委員会から教員委員 1 名、学生課長、しょうがい学生支援室相談員、支援員で構成される「しょうがい学生支援室運営委員会」で、運営に関する事項を協議する（資料 6-39）。

しょうがいを持つ学生が授業を受ける上で、代筆や点訳、要約筆記などの支援を利用することで他の学生と変わりなく受講できるように「しょうがい学生支援サポーター制度」（資料 6-40）を設けている。この制度は、学生がしょうがい学生のサポーターとなり学習支援などを行うものであり、学生サポーターの募集・養成やコーディネートは、しょうがい学生支援室で行っている。年 2 回募集し、申し込んだ学生は養成講座を受講することで、しょうがい学生のおかれている状況や支援について理解し、支援に必要な技術を学ぶ。継続してサポートにあたっている学生はスキルアップ講座で更なる知識・技術の向上を目指す。

学部学生でしょうがいを持つ学生の健康科学科目の履修にあたっては、年度初めのガイダンスにおいてしょうがい学生のための保健コース（資料 6-41）も案内しているが、可能なかぎり当初の時間割に組まれている開講コースに入って活動できるようにしている。今年度も実技科目を履修し、受講できている。

このほか授業への配慮としてしょうがいをを持った学生の申し出により、授業担当教員へ「配慮文書」を渡すことで、履修や受講がよりスムーズになっている。大学院の募集要項

には、「身体機能のしょうがいにより、受験・修学に際して特別な配慮を必要とされる方は、大学院事務室までご連絡ください。」と明記し、入学試験前後、そして入学後も指導教授と連携をとりながら大学院事務室が適切に対応している。(資料 6-42 P.37)

入学に際しては、大学院事務室から学生課保健室へ適宜連絡を行い、情報を共有している。精神的なしょうがいもち、適応に不安がある院生から申し出がある場合には、学内専門窓口「なんでも相談室」と連携をとり、状況を適宜共有することとしている。

#### [経済的支援]

本学は学生への修学支援の大きな柱の一つとして、経済的支援を掲げ、意欲と能力のある学生が安心して修学できる環境を構築する環境を整備している。

日本学生支援機構の貸与奨学金の事業規模は急速に拡大、充実されてきたものの、九州地区の状況はまだ厳しいところも多く、本学への進学者、在学生においても大学への進学率の上昇とあいまって経済的負担がさらに高まっている。そういった環境下で、学生の将来の負担を軽減すべく、給付型の奨学金の充実を図っている(資料 6-43)。

学費負担の軽減として大学独自の奨学金を設置し、経済的困窮から修学が困難な者に対しては「給費生制度」、「同窓会志文会奨学金制度(1号奨学生・2号奨学生)」を設けており、第二部で学ぶ勤労学生で経済的に困難な者に対して「第二部学生有職者奨学金」がある。また、成績優秀者を対象とした「在学生特待生制度」、「新入生特待生制度」(資料 6-44)や在籍期間を通じて人物・学力ともに優秀な者を表彰する「高橋賞」(資料 6-45)、「学部長賞」(資料 6-46)および資格取得を奨励する趣旨から「学部長賞(資格取得)」(資料 6-47)を設けている。留学を支援する奨学金として「肥後銀行国際交流奨学基金」、「同窓会志文会奨学金制度(3号奨学生)」があり、(資料 6-48)学部・大学院ともに私費留学生に対しては、「私費外国人留学生授業料減免制度」を設けている(資料 6-49)。

学生援助金として、体育系サークルに所属する学生の遠征費の援助や課外活動にかかる費用の一部を援助している。さらに学生の優れたスポーツ才能を育成し、その競技力の向上と学業の両立を促すため、スポーツ競技実績により奨励金を支給する「スポーツ奨励金制度」を設けている(資料 6-50、資料 6-51)。

また、2014(平成 26)年度には本学同窓会志文会から体育サークル課外活動奨励金が 18 個人・5 団体に授与された。全国大会出場の遠征費援助としてこれまでの奨励金を増額しての支援となった。

大学院生の修学を経済的側面から支援奨学制度として上述の「大学独自の奨学金」、「日本学生支援機構奨学金」のほか「地方自治体・民間育英団体等の奨学金」がある。各種奨学金の周知に関して、日本学生支援機構奨学金については、入学式後のオリエンテーション時に説明会の案内を行い、その他の奨学金に関しては、学生課および大学院事務室において掲示による周知を行っている。

日本学生支援機構奨学金には、大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生で、在学中に特に優れた業績をあげた者として日本学生支援機構が認定した場合に、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部の返還が免除される「特に優れた業績による返還免除制度」があり、本学でもこの制度を取り入れ、毎年多くの奨学生が返還免除者としての認定を受けている(資料 6-52)。

社会人学生への支援制度として「教育訓練給付制度」があり、修士課程、専門職学位課

程の専攻が講座指定を受けている。社会人学生への経済的支援の一助となっている。

また、有職者の院生が修学年限の延長を選択することによりゆとりをもって学べる長期履修制度も設けられており、授業料も延長期間に応じ分割ができることから経済負担の軽減となる。

各種支援制度の詳細は、大学院ホームページに記載し公開している。大学院生向けの経済支援として更に「学会活動援助金制度」、「ティーチング・アシスタント制度」、「リサーチ・アシスタント制度」、「文献等複写援助」がある（資料 6-53）。

#### [留学支援]

本学と外国の大学又は教育研究機関等との教育、研究の交流、促進およびこれに伴う諸業務を行うことを目的に「国際交流委員会」を定めている。事務組織の教育学部国際教育課を主な担当部署とする。

現在、海外 10 ヶ国・地域の 19 大学（アメリカ 4 校、カナダ 2 校、イギリス 1 校、オーストラリア 1 校、ニュージーランド 2 校、中国 5 校、韓国 1 校、台湾 1 校、タイ 1 校、ベトナム 1 校）と大学間交流協定を結び、学生の派遣と受け入れを行っている（資料 6-54）。

派遣する交換留学生に関しては、18 大学を対象に、交換留学生と短期交換留学生を 1 年ないし半年間派遣し、年間 60 単位を上限として単位換算認定を行っている。さらに、大学間交流協定校であるイギリスの大学に夏期休業期間を利用して 3 週間程度の英語研修と現地事情研修を目的としたサマープログラムも実施している。派遣前には、オリエンテーションや事前研修を実施して、学生たちの海外渡航の準備を促している。さらに、派遣中、帰国後のフォローも行っている（資料 6-55）。

大学間交換留学制度で派遣する学生には留学援助金を支給している。派遣先国・地域および協定に定められた諸条件などにより金額は異なる（資料 6-56）。

交換留学生の受け入れに関しては、来日前から、ビザ取得の情報、本学での履修・学習に関する情報、熊本での生活に関する情報などを提供し、来日後は、アライバル・オリエンテーション、会館オリエンテーションを実施し、さらにホストファミリーの紹介を行い、熊本での生活にうまくとけ込めるよう支援を行っている（資料 6-57）。学習面でも、履修オリエンテーションをはじめ、日本語プレイスメント・テスト、日本語チューターの紹介などを通して、学修のサポートを行っている。また、本学滞在期間中、いつでも何でも国際教育課に相談に来ることができる体制を整備している。協定校と連絡を取り合い、単位換算認定に対しても必要な科目の履修ができるよう指導助言し、帰国時には成績証明書や必要に応じてシラバスを送付して充実した留学生活を送れるよう支援している（資料 6-58）。

交換留学生には、留学生寮である国際交流会館を提供し、希望する私費留学生および日本人学生にも門戸を開いている。

### **(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。**

#### [課外活動、自主活動、仲間づくりに関する支援]

「学生の自主活動」は、正課外教育の大きな柱の一つと考え、学生が自主性、社会性、創造性、行動力を身につけ、それらを育てることであり、その活動の環境整備および活動支援の充実を図ることにより、学生を成長させることを目標としている。

本学の課外活動の組織には、一つは学生自治会執行委員会に属する体育委員会、文化委

委員会、サークル連合、厚生委員会、応援団があり、二つには学生の自主的な全学部に関する学問の追及を助長する学翔学会がある。学生自治会と学翔学会に所属するクラブ・サークル団体数は、2013（平成 25）年度の場合、第一部 84 団体、第二部 4 団体、サークル加入者数は、第一部 2,795 名（全学生の 49.6%）、第二部 44 名（全学生の 24.6%）と、多数の学生が参加し活発な活動を行っている（資料 6-59 PP.96~97）。これらを統括し管理しているのが学生自治会と学翔学会であり、リーダー的存在となる。また学生自治会と学翔学会を中心に東日本大震災復興支援ボランティアや熊本北部豪雨災害ボランティアで活動したほか、県内の大学生で構成される警察の防犯ボランティア活動や消防の防災ボランティア活動にも積極的に参加しており、本学学生が参加者の大半を占めている（資料 6-60 PP.6~9、資料 6-61）。

学生自治会主体の活動としては、体育祭、文化祭、新入生歓迎ピクニック、献血活動があり、学翔学会主体では、講演会、ディスカッション大会、学術研究発表会などがある。そのほか学生自治会と学翔学会を中心とした種々のボランティア活動や学内清掃などの活動を行っている。また、学生生活に直接関係する諸問題について「大学生活の充実・発展に関する運営協議会」をはじめとする様々な協議会・委員会に参画し教職員とともに学生支援に取り組んでいる。学生自治会と学翔学会は、伝統的に受け継がれた行事のほか、新たに企画し創意工夫しながら活動しているが、その環境、仕組みづくりを学生課がサポートしている（資料 6-62 PP.94~95）。

中・退学者防止の一助となる仲間づくり支援として、学生県人会を 2013（平成 25）年度に発足した。本学では約 85%の学生が熊本県出身者であり、残り 15%が九州各県から進学してきた学生である。各県から集まっている 15%の学生が入学後の早い時期に大学に馴染み仲間をつくりやすくするため、入学式後のオリエンテーション期間中に同郷の学生で集まり、大学生活の情報提供やレクリエーションなどを行っている。県人会は新入生だけでなく、同郷の職員や在学生も参加している（資料 6-63、資料 6-64）。

2014（平成 26）年度の初回の出席率は、対象学生の 82.2%であった。大学生活に早く馴染んでもらえるようにと在学生とともに作成した大学生活の DVD を視聴してもらった。参加後のアンケート調査では、「大変満足だった」48%、「満足だった」38%、「普通だった」12%という結果となり概ね好評であった。

生活支援において「大学生活の充実・発展に関する運営協議会」、「福利厚生運営委員会」をはじめ、学生との会議を行い学生の意見を反映させる仕組みを構築しており、学生のニーズの把握に努めている。2014（平成 26）年度には Web アンケートの形式で「学生生活実態調査」を実施した。

#### 〔人権問題・安全・衛生への配慮〕

従来の学生相談室を拡充させ 2013（平成 25）年度に「なんでも相談室」を設置した。従来の相談学生の内面に焦点をあてて支援を行うカウンセリングに加え、環境を改善していくことによって問題を解決に導く支援を行うソーシャルワークを導入している。この環境改善のための具体的な活動としては、①学生との個別相談、②保護者との連携、③ケース会議の開催や支援チームを通じた教職員への学内支援体制の整備、④学外機関とのネットワーク構築や連携、⑤教職員への研修などがある。学生が持つ様々な問題や悩みも時代とともに変化しており、現代の学生のニーズにマッチした相談室となっている。なんでも相

談室では、相談室職員、精神科医師、臨床心理士、社会福祉士（キャンパスソーシャルワーカー）が相談支援にあたる。支援を必要とする学生には、所属学部の教員を含めて「支援チーム」を結成し、チームで支援にあたる（資料 6-65）。

キャンパスソーシャルワーカーなどの専門相談員は、夏期休業や春期休業期間を除く、通常授業期間中に配置する。そのため休業期間中、専門の相談員が不在となる。なんでも相談室に来室する学生の場合、リピーターとなっている学生も多く、現状では、長期休業期間中の状態がわからないことになる。重篤なケースの場合、見守りの必要もあるためカンファレンスなどを定期的開催し、対応を継続するようにしている。

本学園では、大学のみで定めていた差別と人権に関する規程を廃止し、2014（平成 26）年に新たに学園としての規程である「人権の尊重並びにハラスメント等の防止及び対策に関する規程」を定め、施行している（資料 6-66）。同時に、人権問題やハラスメント防止に対応し、教職員や学生に対する窓口ともなっていた「差別と人権に関する委員会」を 2014（平成 26 年）度に全学園をカバーする組織として発展・改組し、大学には「差別と人権に関する専門委員会」（以下、「専門委員会」）を設置している（資料 6-67）。専門委員会では、教職員・学生に対して人権問題およびハラスメント防止について年 2 回実施する講演会やしょうがいを持つ学生との懇談会の実施など、本学の構成員に対する啓蒙活動を実施している（資料 6-68）。

専門委員会の上位委員会である「差別と人権に関する委員会」（以下、「人権委員会」）では、主に人権問題やハラスメントの防止や対策、問題発生時に解決のための緊急措置・調整・調停および調査などを行う。大学・付属高校・付属中学校・付属幼稚園にそれぞれ相談員を配置し、教職員および学生・生徒らに対する相談窓口となり、問題発生時には人権委員会と連携して問題解決にあたる。ハラスメント防止ガイドラインも策定し、パンフレットを作成、配布することで啓蒙や相談窓口の情宣を行っている（資料 6-69）。

しょうがいを持つ学生に対する支援は、しょうがい学生支援室が対応している。しょうがいを持つ学生との意見交換会を年 4～5 回開催している。また、同様の趣旨の懇談会を専門委員会でも実施しており、それらにおいて提起された要望については、状況に応じて対応している。

近年、身体的なしょうがいに加え、精神的なしょうがいを持った学生も増えている。本人からの相談を受けアドバイスや指導を行い、その場では納得してくれるものの次の一歩が踏み出せないケースやなかなか結果が伴わないケースがあるので、専門機関や公共機関との連携を強化し対応している。

このほかにも学生を取り巻く事故を未然に防止することを目的として、学生課と学生自治会の共催で「事故防止講演会」を実施している。飲酒、危険ドラッグなど薬物の使用、女性をねらった犯罪など大学生活で起こりうる様々な事故について、学外機関の協力を得ながら啓発を行っている。

#### 〔福利厚生面における支援〕

入学手続き者に対し、大学近隣に立地する学生寮の紹介や、学内に併設している（有）グリーンキャンパスにおいて住居の斡旋、相談会の紹介を行い、県内外からの入学（予定）者の居住探しに関する負担を軽減するために情報を提供している。

また、本学在学学生はみな学生教育研究災害傷害保険に加入しており、通学中などの傷害

に関する方が一の不安の備えとしている。大学生活における福利厚生面については、主に学生課が支援窓口となっている。

#### **(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。**

学生のスキルを把握し、将来への希望を汲み取り、最善の対応をするとともに、卒業延期生やしょうがいを持つ学生についても、ケースによっては教員や外部関係機関と情報を共有し、学生の立場に立った視点を心がけながら対応している。

本学の進路支援には、就職支援プログラムとキャリア形成プログラムとがある。

このうち就職支援プログラムは進路選択に関わる指導を3年次の6月から行う就職ガイダンスを中心に展開している。就職ガイダンスは2013(平成25)年まで年間3回の実施を基本としてきたが、採用活動解禁が遅くなる2014(平成26)年度からは年4回へと増やしている。内容は、近年の就職環境の説明や試験の流れなど基本的な事項から、内定を獲得した4年次の先輩の体験報告などを盛り込み就職活動への意識向上を図っている。就職ガイダンスへの出席率は2014(平成26)年度第1回目で84%、昨年度の第1回目で83%強と高い水準にある。また、就職ガイダンス以外にも、筆記対策講座や面接講座など、事前準備として必須の対策講座も各種行い、多くの学生が受講している(資料6-70)。

その他には「学生就職アドバイザー(GSA)活動塾」と称して、内定を獲得した4年次の学生が就職活動に関するアドバイスを行う講座を11月、12月と2月に各30回、合計90回実施し、延べ1,400名の3年次の学生が参加している。そしてGSA活動塾の最終回には、既に就職をしているGSAを経験したOB・OGも交えて、本学の研修所で泊まり込みの合宿を実施している。この塾は、より身近な先輩からアドバイスがもらえるとあって、年々ニーズが高まっており、就職課主催の進路支援の中でも特に注力している重要な企画となっている(資料6-71、資料6-72)。

企業採用担当者と直接交流ができる企画として、毎年2月に行っている学内合同会社説明会がある。2014(平成26)年は、2月中旬に2日間開催し、118社の参加、約600名の学生が参加し企業研究の機会とした。2015(平成27)年は、3月の就職活動解禁を待ち、3月5日、6日の2日間で開催した。参加事業所数は、126社、約1,100名の学生が参加した。また、年間を通じ100社を超える「学内単独会社説明会」を実施するとともに、福岡で開催される大規模な合同会社説明会や九州各県において開催される説明会にバスをチャーターし、約500名程度の学生を引率するなど学生と企業採用担当者との直接交流を促し、学生の就職意識の向上をはかっている。

このほか、熊本県経営者協会との共同企画「しごと塾」は、経営者や会社役職者らの話を聞ける貴重な機会となっており、参加した学生が良い刺激を受けていることがアンケートにみることができる。現在、前期は3年生を対象として6回、後期は2年生を対象として6回の年間12回開催している。

就職課では、学生向けばかりでなく3年次のゼミ担当教員を対象として、2016(平成28)年度の就職・採用活動開始時期の変更に伴い、就職時期についての説明会を実施することで、学生の進路支援に対する意識の共有を図り、効果的な支援の実現につなげている。

このほか就職課では、企業訪問を積極的に行い、情報を収集し、「学生を取り巻く就職環境」、「社会に求められる人材」などの就職環境の変化について、学生や教職員へいち早く

正確な情報の提供に努めている。

就職支援に加え、キャリア形成支援にも力をいれている。正課の科目である「キャリアデザイン論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」を軸に、各種のキャリア形成支援企画を提供している。キャリアデザイン論は、カリキュラム検討段階から科目担当教員とともに就職課も関与し、アクティブラーニングによる双方向の授業を行い、学生が能動的に学習を身につけられるよう組み立てられている（資料 6-73 P.69, P.143, P.262）。

2014（平成 26）年度からは、これまでの進路支援とキャリア教育を可視化し完成させた「熊本学園大学就業力育成 MAP」を全学生へ配付した。在学期間を通じての段階的なキャリアデザイン能力の育成を進めている。（資料 6-74、資料 6-75）

この「熊本学園大学就業力育成 MAP」では、年次ごとの到達目標を設定している。その内容は、1 年次でまず大学生としての「基礎力」を身につけ、2 年次で社会との接点を作ることでキャリア観を醸成し、自分の生き方・将来について考えさせる。さらに 3 年次では大学生活で蓄えた知識・経験や自分の興味・適性を将来どのように生かしていくかという「キャリアプラン」を考えることで、職業的な進路選択ができるようにし、最後の 4 年次では大学で学んだ努力が報われるという自信を持たせることで、就職活動に失敗しても、その経験をさらに次の挑戦に生かす「前に進む力」を身につけさせて、社会で通用する職業人となることができるとともに、就職という目先のゴールを目標とするのではなく、10 年後のキャリアデザインを考えて進路選択をすることができるようにする。このような「熊本学園大学就業力育成 MAP」を軸に、一人ひとりの能力、個性に合わせた就職支援を実現するために、各学部・学科担当教員と就職課が連携をとりながら、きめ細かいサポート体制を構築し、学生が就職活動を通じて自分自身と真剣に向き合い、様々な人との出会いや経験を積むことで、希望する進路実現に一步でも近づくことができるように、就職活動をサポートしている。

学部学生の進路支援を効果的に推進するため、就職委員会を組織している。委員会は各学部から推薦された教員各 1 名（計 4 名）と学生部就職課の管理職で構成されている。必要に応じて会議を開催し、進路指導、就職斡旋、キャリア教育などに関する事項について協議している。就職委員会で検討された進路支援に関する方針決定を受けて、就職課が企画し、運営していく。直接的な学生支援は就職課員の役割であることがほとんどであるため、就職課として情報収集などを行い、最新の情報をもって学生支援にあたっている。

また、就職課員と就職アドバイザー総勢 14 名で充実したキャリアカウンセリングを提供している。就職アドバイザーは、教育経験者や人事担当経験者などで構成され、エントリーシート・履歴書の添削や面接試験対策などを行っている。

大学院生の進路指導については、大学院事務室が就職課と連携し、院生向け求人情報や教員公募情報を掲示などで周知・広報している。就職活動に際しても、就職課において適宜相談や支援を行っている。

また、税理士志望の院生が多いことから、2014（平成 26）年度、大学同窓会志文会に「志文会税理士・公認会計士支部」が設立され、勉強会を年に数回開催し、本学 OB・OG の現役税理士や教員との学習の場、情報交換の場として活動している（資料 6-76）。

しょうがいを持つ学生に対しては、就職課において担当者を決め対応をしている。精神的な悩みの相談を受けることもあるが、粘り強く活動を続けるためのフォローを旨とし対



応を心がけている。その中で、状況によっては、保護者、外部専門機関、公共機関、学内関係者と連携をとり、一堂に会し話し合いを持つこともある。このほか、しょうがい学生支援室とともに、学外機関によるしょうがいを持つ学生対象の就職説明会を開催し、しょうがいを持つ学生自身の就職に対する意識向上や就職活動の支援に取り組んでいる。

外国人留学生に対する就職情報は、大学コンソーシアム熊本および留学生交流推進会議などの主催或いは共催による外国人留学生のための就職説明会や就職活動のための対策講座などに参加することで留学生に特化した就職情報や面接の機会などを得ている（資料 6-77 P.10）。また、卒業後にも継続して就職活動を行うことができる在留資格特定活動への資格変更手続きなどその制度の紹介、推薦書の交付など国際教育課において支援し、留学生の日本での定着・就業を支援している（資料 6-78 P.77）。

## 2. 点検・評価

### ① 効果が上がっている事項

修学支援において 2013（平成 25）年度からシラバスの記載事項を見直し、より詳細な情報を提供することで、学生の修学の指針となるよう工夫した。

全学生に配付される本学オリジナルのダイアリーは、大学での修学、生活に必要な事項がコンパクトに織り込まれている。昨年度からはウィークリーダイアリーの部分を設け、学生の主体的スケジュール管理を一層可能なものにした（資料 6-79）。

2013（平成 25）年度における経済的支援の利用実績は、経済困窮による給付金受給者 8 名（給費生制度受給者 5 名、同窓会志文会奨学金受給者 3 名）で、受給により全員が修学継続および修業年限を満了し卒業した。在学生特待生制度受給者 164 名、新入生特待生制度受給者 20 名。そのほか本学独自の奨学金支給実績 39 件（第二部有職者奨学金受給者 2 名、肥後銀行国際交流奨学金受給者 2 名、私費外国人留学生授業料免除 35 名）であった（資料 6-80 表 16）。

貸与奨学金はその返済に困り、返済滞納から多重債務や破産になる例が社会的に問題となっている。本学では安易に貸与奨学金を増やしていくことの危険性を考慮し、経済的困窮と認められる者は大学独自の給付型奨学金を申請させ修学の継続を支援している。授業料を滞納している学生へ授業料督促状を郵送しているが、督促状に各種奨学金の案内文を同封しており、多数の問い合わせや相談が寄せられる。しかし、経済困窮の奨学金は、根拠資料として所得証明書や資産証明書など家計状況のわかる書類を提出してもらうため、家計の状態を学生本人に知られたくない保護者の場合は、奨学金の申請をせずに民間の教育ローンなどで対応されるケースが出ている。2015（平成 27）年度の同窓会志文会奨学金では、上述の理由で奨学金申請の機会を逸することのないよう提出書類の簡素化をはかることが、奨学金選考会議で合意されている。潜在的に経済困窮の学生は多く、学生救済に一定の効果がでている。

生活支援については、『学生生活ハンドブック』といった刊行物や掲示で学生への周知を行ってきたが、学生ポータルサイトの導入により大学からの様々な連絡の周知が大きく改善した。

「なんでも相談室」では、相談しやすい環境を目指し学生相談室をリニューアルしたこ

とで相談件数は大幅に増加した。また、キャンパスソーシャルワーカーを配置したことにより専門的な相談対応を行うなど支援内容も充実した（資料 6-80 表 17）。

進路支援のひとつである学内合同会社説明会は、本学から学生の就職実績がある企業を中心に多くの事業所が参加し、本学側の要請ばかりでなく、企業側からも多数の参加依頼があり、採用を計画している企業のニーズに応じている。個別説明会についても実施事業所の数が年々増す方向にある。正課科目である「キャリアデザイン論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」はそれぞれ 1～3 年次に開講し、段階的に社会人基礎力を育成していくことを目的としたもので、履修した学生の満足度も高く、同講座をステップアップしながら受講する学生も多い。2013（平成 23）年度の受講者総数は 429 名であったが、今年度 441 名と増え、特に 1 年次においては前年度 189 名から 258 名へと増え、徐々にその効果が浸透してきているものと思われる。

学部ごとのカリキュラム化されたインターンシップとは別に、大学コンソーシアム熊本が行っているインターンシップに対し就職課が窓口となって学生を派遣している。働くということを肌で感じることでできる絶好の機会と捉え、ガイダンスなどにおいて意義や効果について強調して説明することで申し込み者も増え、インターンシップ終了後の学生の満足度も高い。

就職課窓口での相談や指導のほか、2013（平成 25）年度からは、学生ポータルサイトの開設により情報提供の場が広がっている。3 年次の秋学期から学生面談を定期的に行い、学生の動向を把握している。また、学部ごとに担当職員を置くことで、学部の特性にあわせてよりきめ細やかな支援を行っている。

## ② 改善すべき事項

学生自治会と学翔学会に所属するクラブ・サークルに加入している学生は、2013（平成 25）年度の場合、全学生の 49.6%であった。サークルに加入していない学生は、大学内での仲間づくりが難しい。大学に友人がいない学生は、休・退学者となっていく可能性が高い。その救済策が必要である。

本学では、就職試験対策講座などキャリア形成のための各種講座を開講しているが、受講率は決して高くない。講座の認知度を高め、資格取得の有効性の理解を浸透させ、受講率の上昇を図ることが今後の課題である。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

進路支援における正課のキャリア教育科目「キャリアデザイン論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」では、入学時から、論理的思考力、プレゼンテーション、チームビルディングが求められる難易度の高い課題に挑戦し、失敗することで、社会に必要な力と現在の自分の力とのギャップを意識させている。そのプログラムの効果を、受講前と受講後の自己評価によって数値化したところ、「主体性」と「役割遂行力」で 1 ポイント以上の上昇が見られた（資料 6-81）。

企業の人事採用担当者によると、「主体的な行動力」と「真面目に役割をこなす力」が学生に最も求められているということなので、1 年次の半年間の短い期間でのこの学生たちの意識の変化は今後に期待を持たせるものであり、本学のキャリア教育の効果の一つと言え

るだろう。

## ② 改善すべき事項

大学生活において友人関係を築けるかどうかは、休・退学の原因ともなることから学生県人会など仲間づくりのしくみを整えてきているが、新たなカテゴリーでの仲間づくりの場を検討していきたい。

キャリア形成のための資格講座の受講者増加のため、必要性や効果を詳細に説明し、受講を促したい。現在、講座受講料は、受益者負担となっているが、学内で開講する課外講座であり、受講料も比較的安価に留めている。学生の理解を得られるよう広報し、魅力ある充実した講座を整えたい。さらに適性検査は、進路決定の一助にもなるため、初年次から定期的に受けさせる方策を検討する。

## 4. 根拠資料

- 6-1 「熊本学園大学の教育活性化のための取り組みについて」
- 6-2 熊本学園大学教授会規程 (既出 資料 3-1)
- 6-3 熊本学園大学教授会規程細則 全学部 (既出 資料 3-2～資料 3-5)
- 6-4 熊本学園大学教学部会議
- 6-5 熊本学園大学教育センター規程
- 6-6 熊本学園大学教職課程委員会規程
- 6-7 社会福祉関係実習運営委員会規程
- 6-8 熊本学園大学 e-キャンパス規程
- 6-9 熊本学園大学国際交流委員会規程
- 6-10 熊本学園大学大学院研究科委員会規程 全研究科 (既出 資料 3-6～資料 3-10)
- 6-11 熊本学園大学学生部委員会規程
- 6-12 熊本学園大学大学生活の充実・発展に関する運営協議会規程
- 6-13 熊本学園大学福利厚生運営委員会規程
- 6-14 熊本学園大学体育施設管理運営規程
- 6-15 熊本学園大学学生会館管理運営委員会規程
- 6-16 熊本学園大学西合志研修所運営委員会規程
- 6-17 『学生生活ハンドブック Campus Life Handbook 2014』 (既出 資料 2-57)
- 6-18 熊本学園大学学生寮規程
- 6-19 履修登録ガイド (既出 資料 4(1)-21)
- 6-20 KGU 学生ポータルサイト
- 6-21 「入学前準備講座」全学部
- 6-22 商学部「2014 年度初年次教育スタートアップセミナー実施要領 (04/12)」
- 6-23 熊本学園大学ホームページ 2014 年 4 月 15 日ニュース  
<http://www.kumagaku.ac.jp/news/archives/687>
- 6-24 熊本学園大学ホームページ 熊本学園通信 銀杏並木 No.419  
<http://www.kumagaku.ac.jp/ichonamiki/back/ichonamiki419/news/index.html>

- 6-25 外国語学部英米学科「平成 26 年度フレッシュマン・キャンプ開催のご案内」、  
社会福祉学部ライフ・ウェルネス学科「平成 26 年度フレッシュマンキャンプ」
- 6-26 熊本学園大学ホームページ 2014 年 4 月 15 日ニュース  
<http://www.kumagaku.ac.jp/news/archives/688>
- 6-27 熊本学園大学ホームページ 2014 年 4 月 8 日ニュース  
<http://www.kumagaku.ac.jp/news/archives/685>
- 6-28 熊本学園大学ホームページ 2014 年 12 月 25 日ニュース  
<http://www.kumagaku.ac.jp/news/archives/780>
- 6-29 「一年生全員面談」
- 6-30 学生証 IC カード デザイン公募チラシ
- 6-31 オフィス・アワー設置について
- 6-32 熊本学園通信 銀杏並木 №423 P.12
- 6-33 熊本学園大学大学院 延期生数
- 6-34 熊本学園大学ホームページ 熊本学園大学大学院  
<http://www.kumagaku.ac.jp/daigakuin/insei/index>
- 6-35 熊本学園大学大学院案内 2014 (既出 資料 1-8)
- 6-36 熊本学園大学教育センター規程 (既出 資料 6-5)
- 6-37 熊本学園大学ホームページ 教育センター (教育・学習支援)  
<http://www.kumagaku.ac.jp/daigaku/shisetsu/kyouiku-c>
- 6-38 熊本学園大学しょうがい学生支援 Guide Book
- 6-39 熊本学園大学しょうがい学生支援室規程
- 6-40 熊本学園大学ホームページ しょうがい学生支援室  
[http://www.kumagaku.ac.jp/office/gakusei/shisetsu/shogai\\_shien](http://www.kumagaku.ac.jp/office/gakusei/shisetsu/shogai_shien)
- 6-41 健康科学履修ガイドブック 2014 (平成 26) 年度 P.31, P37
- 6-42 平成 27 (2015) 年度大学院商学研究科学生募集要項 修士課程博士後期課程 P.37
- 6-43 熊本学園大学ホームページ 学生課 奨学金について  
<http://www.kumagaku.ac.jp/office/gakusei/scholarship/index>
- 6-44 熊本学園大学特待生に関する規程
- 6-45 学校法人熊本学園高橋賞規程
- 6-46 熊本学園大学学部長賞
- 6-47 商学部長賞 (資格取得学生表彰制度) 規程
- 6-48 熊本学園大学ホームページ 学生課 大学独自の奨学金制度  
<http://www.kumagaku.ac.jp/office/gakusei/scholarship/dokuji>
- 6-49 学部・大学院の外国人留学生授業料減免規程
- 6-50 熊本学園大学スポーツ奨励金に関する規定
- 6-51 熊本学園大学ホームページ 学生課 スポーツ奨励金制度  
<http://www.kumagaku.ac.jp/office/gakusei/scholarship/sports>
- 6-52 熊本学園大学大学院案内 2014 P.30
- 6-53 熊本学園大学大学院ホームページ 修学支援制度概要  
<http://www.kumagaku.ac.jp/daigakuin/support/gaiyou>

- 6-54 熊本学園大学ホームページ 国際教育課  
<http://www1.kumagaku.ac.jp/office/kokko/index.htm>
- 6-55 留学ガイド 2015 (既出 資料 4(2)-18)
- 6-56 Global Mind
- 6-57 International Handbook 2014-2015
- 6-58 入居者心得 Rules and Regulations
- 6-59 熊本学園大学大学案内 2015 PP.96~97 (既出 資料 2-1)
- 6-60 熊本学園通信 銀杏並木 №412 PP.6~9
- 6-61 熊本学園大学ホームページ 2014年8月21日ニュース  
<http://www.kumagaku.ac.jp/news/archives/733>
- 6-62 熊本学園大学大学案内 2015 PP.94~95 (既出 資料 2-1)
- 6-63 熊本学園大学ホームページ 2014年4月10日ニュース  
<http://www.kumagaku.ac.jp/news/archives/689>
- 6-64 熊本学園大学ホームページ 2014年5月19日ニュース  
<http://www.kumagaku.ac.jp/news/archives/698>
- 6-65 熊本学園大学なんでも相談室規程
- 6-66 学校法人熊本学園人権の尊重並びにハラスメント等の防止および対策に関する規程
- 6-67 熊本学園大学差別と人権に関する専門委員会規程
- 6-68 熊本学園大学ホームページ 2014年7月25日ニュース  
<http://www.kumagaku.ac.jp/news/archives/722>
- 6-69 ハラスメント防止パンフレット
- 6-70 熊本学園大学ホームページ 就職課 課外講座  
<http://www.kumagaku.ac.jp/office/getajob/excourse/index>
- 6-71 熊本学園大学ホームページ GSA 活動塾のご案内  
<http://www.kumagaku.ac.jp/office/getajob/news/archives/30>
- 6-72 GSA 活動塾 11月スケジュール
- 6-73 2014年度シラバス 商学部第一部商学科 P.69, P.143, P.262
- 6-74 就業力ガイド
- 6-75 熊本学園大学就業力育成 MAP (既出 資料 4(4)-8)
- 6-76 熊本学園大学 同窓会志文会『志文№68』 P.7
- 6-77 外国人留学生のための就職フェア案内
- 6-78 留学生の手引き 2014 P.10
- 6-79 熊本学園大学オリジナルダイアリー2014
- 6-80 大学データ集 (既出 資料 3-14)
- 6-81 「平成 26 年度キャリアデザイン論Ⅱ」自己評価アンケート結果

## 7. 教育研究等環境

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

2015（平成26）年3月に策定された、本学の教学に関する課題と方針を示した「熊本学園大学の教育活性化のための取り組みについて」では、「学生の精神的な居場所づくり」や「ICTの活用」が重視されており、この方針に沿って教育環境の整備が行われている。

また、2014（平成26）年度事業計画では、建物の老朽化および耐震改修促進法の改正に伴う耐震補強対策を踏まえた「安全、安心なキャンパス創り」を目標とし、建物の耐震補強を行うこととしている（資料7-1）。

学生の精神的な居場所づくりとして、図書館のラーニング・コモンズの設備の充実化による学生同士のつながりの促進、学生食堂の内装の美化などが挙げられる。ICTに関しては、LMS（Learning Management System）をはじめとした教育・学習方法の改善を図るために必要な装置の活用が挙げられ、学生証のICカード化と全教室にカードリーダーを設置し、学生の学修状況の可視化を図っている。耐震補強については、耐震診断に基づき稼働率の高い教室棟や教育施設を優先し、耐震補強工事を実施している。

また、防火・防災については、「学校法人熊本学園防火管理規程」により大学、附属高等学校、附属中学校、附属幼稚園の学校法人として防火管理を定めている。本管理規程により防災対策委員会が設けられ、自衛消防組織がそれぞれの設置学校に設けられている（資料7-2）。

#### (2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

大学設置基準第34条、第35条に大学の敷地については、「教育にふさわしい環境をもち」、「教育に支障のないよう」と定められ、本学における教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件については、校地面積および校舎面積ともに大学設置基準を十分に満たしている。（資料 大学基礎データ 表5）

校地面積は、全体で196,414.22 m<sup>2</sup>あり、うち大江校地面積が93,952.07 m<sup>2</sup>、大江校地から10km離れた西合志校地面積が100,003.00 m<sup>2</sup>である。その他用地として、大江校地周辺に国際交流会館敷地2,139.00 m<sup>2</sup>、寮敷地6,388.00 m<sup>2</sup>、阿蘇市に阿蘇野営場敷地、阿蘇研修所敷地等を158,023.00 m<sup>2</sup>所有し、大学全体で379,194.70 m<sup>2</sup>の土地を所有している。校舎面積は、72,932.54 m<sup>2</sup>であり、約16余の校舎・施設などがある。また、体育施設（面積6,590.28 m<sup>2</sup>）の4棟は、大江校地内に配置されている。大江校地敷地のほぼ中心部分に大学附属図書館・研究棟を配置し、教育研究環境に配慮している。現在、教室棟として、1号館、2号館、3号館、4号館、7号館、11号館、12号館、14号館があり、その他の建物として研究棟、本館、図書館、産業資料館、西合志ゼミ教室などがある（資料7-3 P.311）。

本学には1981（昭和56）年以前（旧耐震基準）に建築された、教室棟ならびに体育施設があり、2012（平成24）年度から年次計画で耐震診断を実施している（資料7-4）。また、国土交通省の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成25年5月29日交付）に義務

付けられている耐震強度の公開期限と並行して耐震補強改修工事を行っている。この耐震診断の結果を踏まえ、2013（平成 25）年度は 4 号館、2014（平成 26）年度に 7 号館の耐震補強ならびに改修工事を完了した。防火設備については、2013（平成 25）年度に総合案内所設置の総合防災監視盤の更新、非常放送設備については、緊急地震速報と連動した設備の更新を 2014（平成 26）年度に完了し、より安全・安心な教育環境を整備している。

2012（平成 24）年、校地・校舎のバリアフリー化の一環として大学近隣にある JR 水前寺駅乗降の学生が通学時に利用する南門のスロープ化整備を行い、自転車や車椅子での入構がスムーズになった。

学生の福利厚生施設として、学生食堂に約 600 席、ベーカリーコーナーに約 200 席、学生会館に約 300 席、3 号館に約 300 席、屋外にも約 150 台のベンチを設置して、学生の憩いの場を提供している。また、学生会館には、損害保険、携帯電話、下宿・アパートや自動車学校の斡旋を行う(有)グリーンキャンパス、コンビニエンスストア、旅行代理店、理髪店、写真店、12 号館ベーカリーを設けている。

課外活動を支援する建物に 8 号館部室棟がある。自治会室、委員会室、音楽 3 サークルの地下練習場兼部室、屋上屋内練習場、約 90 団体のクラブ・サークルの部室を備える。また、学生会館の和室（会議室）は、サークル主催の講話会、茶道部の茶会場、華道部の練習・発表会場、書道部の練習会場として利用されている。

500 余名収容可能な高橋守雄記念ホールは、学翔学会の定期講演会、音楽サークルの定期演奏会、社会福祉学部子ども家庭福祉学科主催の乳幼児向けイベントなど学生の発表の場として利用されている。また、熊本市郊外に西合志研修所があり、新入生向けのフレッシュマンキャンプ、ゼミ勉強会、サークルの合宿など研修に活用されている。

学生寮は大江校地の近くに位置し、2004（平成 16）年に移転・新築された保田窪寮（男子寮）、大江第 1 寮（女子寮）と大江第 2 寮（女子寮）は、自宅通学が困難な学生のために快適な生活環境が整えられている。各寮に職員・管理人が 24 時間駐在し安全・安心な寮生活を支援している。

体育館、部室棟、プール以外の施設にはユニバーサルトイレを設置している。生活環境の変化や女子学生の増加に伴い、各教室棟の建物改修・空調機器更新工事を行う際には、パウダースペースを取り入れたトイレの改修を含め衛生器具更新を進めている。

本学園では、固定資産および物品を適正に管理するため「固定資産及び物品管理規程」を定めている（資料 7-5）。固定資産（物件）の管理責任者である事務局長は同規程の定めに基づき使用管理を行い、保管管理については、保管責任者として総務部管財課長がこれに当たっている。物件管理の主管部署は、総務部管財課が行っている。

土地、建物、構築物およびその他の重要物件の管理は、保管管理部署である総務部管財課が直接これを管理し、それ以外の物品（教育研究機器備品・その他の機器備品）は配属部署ごとに保管事務責任者を定め、その責任者は配属部署の長が当たる。ただし、日常管理については、物品の配属部署の長は管理担当者を定めて管理業務を委任する管理・責任体制を確立させている。ただし、付属図書館の資産計上に該当する図書については、別に「付属図書館図書及び物品管理規程」を定め、その保管責任者は館長が当たっている（資料 7-6）。

機器・備品の修繕については、各部署からの修理申請に基づき管財課で行っている。施

設・設備の管理業務は管財課が所管し、法定点検管理（電気設備、防火設備、昇降機設備）、保守点検管理（空調・換気設備、自動ドア、校内放送設備）、環境・衛生管理（簡易水道水質管理、受水槽清掃定期清掃、空気質測定、井水残留塩素濃度測定、消毒害虫駆除等）、構内清掃ならびに敷地内樹木管理業務等は、委託会社へ業務委託している。また、建物ごとの防水機能、空調、給水、電気設備、照明器具等については、更新・改修予算を年度計上し実施している。

### **（3）図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。**

大学図書館は、大学設置基準により資料の収集・整理・提供を行うほか、情報の処理・提供システムを整備して学術情報の提供に努めるとされている。さらに学術情報収集・発信の基盤的な機能を担っている。本学図書館においても、大学および大学院で行われている教育内容、研究内容を十分に理解し、それに従い図書館資料の収集方針を立てて実行し、蔵書の質と量を備え、利用に供していかなければならない。

本学図書館の蔵書冊数は、2014（平成26）年3月31日現在850,500冊である。雑誌所蔵数は10,609種類となっている。また、電子情報資源の利用可能種類は、電子ジャーナルがアグリゲータ系で6,700種類、冊子体の付属としての出版社系の電子ジャーナルも100種類を超えている。データベースは、CiNiiの機関定額制サービスをはじめ22種類を契約している（資料7-7 P.15）。

資料費については、2013（平成25）年度で資料費総額は14,700万円、うち図書費が6,200万円、雑誌費が6,600万円、電子ジャーナル・データベース契約費が1,900万円である（資料7-8 表31）。文部科学省『平成25年度学術情報基盤実態調査結果報告』（資料7-9、資料7-10）によれば、全国の私立大学（2～4学部規模）の資料費総額の平均は、5,080万円となっている。（5～7学部規模）では15,160万円となっている。5～7学部規模とほぼ同額である。

施設については、2014（平成26）年5月1日現在、サービススペースおよび管理スペースなど総延べ面積は9,631㎡で、閲覧座席は897席を有している。これは収容定員の15.5%にあたる（資料7-8 表33）。また点字ブロック、点字サイン、車椅子用閲覧机、車椅子用スロープでしようがい者への配慮をしている。

2013（平成25）年度にはラーニング・コモンズを設置し（資料7-11）、従来からの図書館で静かに学習するという環境に加え、学生と教員や学生同士が会話しながら学習できる「場」を設け、図書館に集う人たちのコミュニティを形成している。またラーニング・コモンズでは、職員1名と学生コンシェルジュ1名を常駐し、図書館利用案内、資料や図書検索、レポート・卒論作成の補助などの利用相談に応じ、多様なサービスを提供している。

館内のパソコンについては学習用（officeソフトとインターネットを装備）パソコンが112台（うち館内貸出用が21台）あり、図書館蔵書検索専用パソコンが12台と計124台を有している（資料7-12）。

図書館の職員数は、2014（平成26）年5月1日現在、専任職員6名、嘱託職員6名、臨時職員6名の計18名で、全員が司書有資格者である。委託業務としている目録業務担当者の4名も全員司書有資格者である。とくにレファレンス業務にはより専門性の高い職員を配置している（資料7-8 表32）。



開館状況は、2013（平成 25）年度開館総日数は 318 日（平日 235 日、土曜日 45 日、日曜日 38 日）となっている。開館時間については、9 時から 22 時まで開館（日曜日は 10 時から 17 時まで）している。なお定期試験前と試験期間は 23 時まで開館している。

国内外教育研究機関との学術情報相互提供システムについては、国立情報学研究所の NACSIS-CAT、NACSIS-ILL に加入することで共同目録の作成や文献複写依頼・受付等相互利用の迅速化を得ている。海外への文献複写依頼は、The British Library Document Supply Centre の British Library Document Supply Service（BLDSS）、ファーストショットやエーシーファクスを利用している。2013（平成 25）年度の状況は、文献複写については、受付が 1,069 件、依頼が 676 件である。相互貸借については、受付が 280 冊、依頼が 390 冊である。

また本学からの研究成果の発信については、2013（平成 25）年度より国立情報学研究所の JAIRO Cloud に加入し機関リポジトリを稼働させ、学内の紀要など 10 誌の全文を公開している（資料 7-13）。本学の機関リポジトリでは、2013（平成 25）年度学位取得者の学位論文も全文を公開している。（資料 7-14）。大学院修士課程修了者と専門職学位課程修了者の学位論文については、本学在学生向けに閲覧の機会が提供されている。

研究所における学術情報サービスにおける図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性については以下の通りである（資料 7-8 表 31）。

本学付属の研究所である産業経営研究所、海外事情研究所、社会福祉研究所および水俣学研究センターで必要とされる資料（図書・雑誌など）については、各研究所とセンターで予算を計上し、収集・整備を行っている（資料 7-15）。特に図書・雑誌の購入にあたっては研究所の運営機関である常任委員会、センターにおいては運営委員会に諮り、整備されている（資料 7-16）。各研究所およびセンターの図書、学術雑誌などの整備状況は、産業経営研究所が 63,077 冊（図書）、1,734 種（雑誌）、海外事情研究所 13,819 冊（図書）、290 種（雑誌）、社会福祉研究所 20,458 冊（図書）、304 種（雑誌）、水俣学研究センター 2,848 冊（図書）、2 種（雑誌）である。最近では図書館との調整を図り、各研究所必置と思われる資料以外は重複収集を避け、別の資料を収集するようにしている。また雑誌については電子ジャーナルが普及しているが、こちらも図書館と調整を行い、効率的な収集を行う方針である。なお、社会福祉研究所では図書館とは別にオンラインデータベースを導入し、研究活動に利用している。

各研究所の書庫は、図書館と離れた場所にあるが、蔵書検索システムで情報の共有がなされている。利用のための窓口は、研究所の事務を担当している学術文化課に一本化されている。学術文化課の執務時間以外は、図書館カウンターを通して対応を行うため、いつでも資料提供のサービスを行うことができている。なお、利用規則は図書館に準じて運用している。

水俣学研究センターの書庫は、本学内および現地研究センターの 2 ケ所にあり、それぞれの事務室を通じ利用が可能である。水俣学研究センターホームページからは、データベース検索により 7 号館（3 種）および現地センター（1 種）で収蔵資料の閲覧に供している（資料 7-17）。

#### (4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

教育・学術情報の提供を担う図書館および研究所の施設・設備をハード面から見る。図書館は、1992（平成4）年、熊本学園創立50周年記念事業の一環として総工費32億円を投じ1994（平成6）年11月に竣工、1995（平成7）年4月にオープンした。閲覧座席数、開架図書冊数、書庫収容能力など西日本有数の図書館である。施設の規模は次の通り。鉄筋鉄骨コンクリート地上4階、地下2階建、総延べ面積は、9,631 m<sup>2</sup>（1階：1,860.76 m<sup>2</sup>、2階：1,895.02 m<sup>2</sup>、3階：1,812.90 m<sup>2</sup>、4階：704.2 m<sup>2</sup>、地下1階：1,707.42 m<sup>2</sup>、地下2階：1,649.74 m<sup>2</sup>、別棟書庫：1,096 m<sup>2</sup>）。総閲覧座席数は897席。897席には、スタディールーム（1階1室58席）、グループ学習室（2階3室および3階2室）、研究個室（2階5室および3階10室）、マイクロ資料室、地図室、点字室、ラーニング・コモンズフロアーを含み、それ以外にもAVホール（地下1階110席）、AVルーム（2階30席）、AV個室（2階5室）がある。機器備品として1階、2階にはインターネットの利用から論文作成などができる自由利用のパソコンが24台（1階カウンター前16台、2階レファレンスカウンター前8台）、ラーニング・コモンズスペース8台、1階東西窓際キャレル28台、201学習室16台、2階・3階研究個室15台あり、さらに無線LANのアクセスポイントを設置しているためモバイル機器の利用も可能である。2階の点字室内にも点字パソコンシステムを導入している（資料7-18）。

研究所の施設状況は次の通りである。産業経営研究所の研究室事務室は、55 m<sup>2</sup>。研究所共同書庫のうち本研究所相当分710 m<sup>2</sup>。海外事情研究所の研究室事務室は、57 m<sup>2</sup>で研究所共同書庫のうち本研究所相当分710 m<sup>2</sup>。社会福祉研究所の研究室事務室は、63 m<sup>2</sup>。書庫約279 m<sup>2</sup>である。水俣学研究センター関連では、事務室33.2 m<sup>2</sup>、文献資料室（14号館3階）33.2 m<sup>2</sup>。書庫40 m<sup>2</sup>、資料作業室40 m<sup>2</sup>（7号館3階）。また、水俣学現地研究センターの総面積310.51 m<sup>2</sup>、うち資料室50 m<sup>2</sup>（1階）である。

学生向けの教室施設では、外国語科目の授業、語学自習、教材の貸出、語学に関する研究活動を主な目的としてLL(Language Laboratory)施設が11号館2階に設置されている。LL教室2教室、CALL教室3教室、LL・視聴覚準備室、LL自習室で構成されており、カセットテープレコーダーやMD、ヘッドフォン、モニターなどを備えた学生席と教卓にカセットテープレコーダー、DVD、VHS、OHCなどのLL・視聴覚機器が設置されている。CALL教室は、コンピューターと従来のLL機器を組み合わせたシステムの教室であり、一人ひとりのペースに即した映像、音声を使った総合的な学習が行われている。LL・視聴覚準備室や自習室は自由に利用ができ、リスニング・スピーキングトレーニングやTOEIC®、TOEFL®のスコアアップ教材など語学力を磨くための豊富な教材が揃っている。LL施設では、自分にあつた目的やレベルでの学習を多様な学習スタイルで支援している。

e-キャンパスセンターは、高度情報ネットワーク社会の変化を見据え、時代に対応できる人材の育成を行う情報教育・研究活動の拠点であり、学内情報基盤であるコンピュータネットワークの維持管理および運用を行っている。学内ネットワークを1996（平成8）年に構築して以来、初めて2013（平成25）年度にネットワーク構成を簡素化し、ファイアウォール監視によるセキュリティ強化を目的とした安全なネットワークの再構築を行った。また、学内メールサービスについては、これまで学内にメールサーバーを構築し、管理していたが、2013（平成25）年度よりクラウド化準備を開始し、コスト削減とセキュリティの

強化、管理形態の簡素化による業務の効率化が実現した（資料 7-19）。

e-キャンパスセンターのパソコン室 13 室には、約 640 台のパソコン（Windows・Mac）を設置し、各々の端末は学内 LAN を通してインターネットと接続している。さらにパソコン室には画面転送システムが整備され、授業や講習会に活用されている。本学は大学共同利用機関法人情報・システム研究機構が提供する学術情報網（SINET）に接続しているため、学生や教員が学内 LAN を通じて学術情報の収集や他大学と情報交換などを行うことができる。

このほかパソコン教室を使った授業に学習効果を高めることを目的とし、授業アシスタントを導入している。2014（平成 26）年度は 45 名を採用。授業アシスタントは、①学生へのパソコン操作関連補助、②パソコンの電源が入らない、プリントアウトできない、インターネットに接続できないなどの機器トラブルへの対応、③授業終了後の後片付けならびにパソコン台数、マウス、ヘッドフォンなど付属品のチェック、④画像転送関連の装置類、マイク、プロジェクター、照明類の電源管理などを業務とする（資料 7-20）。

14 号館には大学院の施設・設備がある。12～20 名収容の講義室が 8 室、12 名収容の演習室が 10 室、12 名収容の研究指導室が 3 室。講義形式の授業や論文作成指導を中心とした少人数の演習形式授業など様々な授業に対応している。6 階には自習室と大学院生用パソコン室（24 台）を備える。3 階には、会計専門職研究科用に 40 名収容の自習室 2 室、パソコン室（14 台）、図書室を設置している。ラウンジでは研究活動や就職情報などの案内も随時行っており、交流の場として活用されている（資料 7-21 P.92）。

このほか「体育施設管理運営規程」の下、体育館、プール、グラウンド、などを管理運営している（資料 7-22）。各施設においては授業での利用を最優先させているが、授業およびサークル活動で使用しない時間帯には、本学学生はもとより附属高校生・中学生や地域住民向けに開放している。

研究支援体制として施設面においては、全専任教員向けに研究個室を供している（資料 7-8 表 26）。

また、研修機会や資金面において、「教員学外研修規程」（資料 7-23）、「交換教員派遣に関する規程」（資料 7-24）を設け国内外での研修の機会を提供している。（資料 7-8 表 21）学会などへの出張旅費は、「旅費規程」に定め支給している（資料 7-25）。

研究を推進する 2 つの支援制度がある。「学術研究助成に関する規程」による学術研究助成制度で（資料 7-26）、日本学術振興会科学研究費助成事業に応募し、不採択となった者が当制度の申請対象者となるため、応募者は限定される。2012（平成 24）年～2014（平成 26）年度は、グループ研究 150 万円以内（1 件）、個人研究 50 万円以内（2 件）、総額 250 万円の研究費が支給されている。複数の審査により厳しい選考プロセスを経て採択となる。なお本研究助成の実績報告は、実績報告書と収支決算書を提出し、研究成果は論文などにより公表の義務がある（資料 7-27）。

次に「出版会規程」による熊本学園大学出版会出版助成の制度である。本学専任教員の学術研究書出版に対して助成を実施している。（資料 7-28）2014（平成 26）年度から補助枠が従前の 4 件から 3 件となり、補助金額も総額 520 万円から 390 万円に減額となった。しかしながら助成希望者は多く、ここ数年は募集枠以上の問い合わせがあり、先着順で申

請を受付けている状況である。出版助成に関する問合せは多く、潜在的な需要が依然として存在している。1984（昭和 59）年に始まったこの制度は、既に 30 年の歴史があり、これまで 86 点の出版物が上梓されている。出版物は学術文化課を通して大学、研究機関、図書館などの公的機関に寄贈され、研究成果の公表に寄与している（資料 7-29）。

各研究所の研究助成制度は、次の通りである。産業経緯研究所は、所員の研究活動を奨励支援するため調査研究費助成の制度を設けている（資料 7-30）。対象は個人研究と複数の所員からなる共同研究の 2 種類。2013（平成 25 年）度は、個人研究 7 件、共同研究 3 件の申請があり、総額 3,950,000 円を助成し、今年度の 2014（平成 26）年度は、個人研究 5 件、共同研究 2 件の申請に対し、総額 4,378,500 円の助成を行っている。個別の支給額は、個人研究が上限 40 万円、共同研究が上限 120 万円を原則としているが、総予算に制約があるため、申請件数によって多少のばらつきが生じている。また同一の研究課題での申請は個人研究の場合 2 年まで、共同研究の場合は最長 3 年まで連続して申請することが可能である。平成 26 年度申請分は、個人研究 5 件のうち 2 件が 2 年目の継続申請で、共同研究 2 件のうち 1 件が継続 2 年目の申請である（資料 7-31）。なお、研究助成を受けた個人研究・共同研究は、研究期間終了の翌年度末までにその成果を本研究所の刊行物いずれかに発表することが義務づけられている。

海外事情研究所は、調査や資料収集のために海外出張をする所員を支援する「調査研究費助成制度」（個人及び共同研究）があり、（資料 7-32）個人研究の場合、一件当たり 20 万円までの旅費宿泊費と消耗品等の支援を行う。2011（平成 23）年度は 5 名で 1,136,631 円、2012（平成 24）年度は 6 名で 963,917 円、2013（平成 25）年度は 6 名で 938,605 円を支給した。2014（平成 26）年度は 5 件の申請があった。支援を受ける所員は、帰国後 1 年以内に所報『海外事情研究』に報告（義務論文）を掲載する必要がある（資料 7-33）。

科研費（日本学術振興会）の採択状況は、大学データ集を参照されたい（資料 7-8 表 23, 表 24, 表 25）。

このほか学術研究の充実・強化ならびに若手研究者の養成・確保を推進するため、研究プロジェクトなどでのリサーチ・アシスタントの雇用制度を設けている（資料 7-34）。また、学部や大学院教育におけるきめ細かい指導の実現と、大学院学生が教員・研究者になるためのトレーニングの機会の提供や経済支援を目的としたティーチング・アシスタント（資料 7-35）を設けている。RA の雇用制度は、2007（平成 19）年、2008（平成 20）年と 2009（平成 21）年に活用されたがその後は実績がない。TA は、毎年約 30 名前後が従事している（資料 7-36）。

#### **（5）研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。**

「研究倫理」に関する基本姿勢として、2007（平成 19）年の文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「研究倫理について（学長宣言）」（資料 7-37）により、本学における研究や学問に携わる者は、自らの研究遂行にあたって社会的責任を強く自覚し、社会倫理を逸脱しないようにしなければならないとし、研究者においてはあらためて高い倫理観を保ち、本学が定める「研究倫理綱領」（資料 7-38）や関連する規程などに従い、研究や学問に邁進するよう努めることが定めら

れている。この学長宣言に基づき、宣言を具現化するために各規程の整備が行われ、「研究倫理」に関する規程の整備についてはこれまで漸次、整備が行われてきた。現状はその過程の積み重ねであり、「研究倫理綱領」には研究者が遵守すべき基本的姿勢、社会的責任等に言及し研究活動の規範が示されている。

「熊本学園大学における研究活動の不正行為の防止に関する規則」（資料 7-39）により、研究活動にかかる不正行為を防止し、研究活動の適正化を図るために、「研究活動適正化委員会」（以下、適正化委員会）を設置することが定められている。また、適正化委員会は研究活動に関わる不正防止に関する倫理意識の高揚を図るため、毎年、講演会などを企画、実施している。

「熊本学園大学における人を対象とする研究倫理指針」（資料 7-40）により、特に「人を対象とする研究」を遂行するうえで求められる研究者の行動、態度について倫理的指針および研究計画の審査に関する事項を定めている。研究者の申請により、適正化委員会のもとに「人を対象とする研究」に関する倫理委員会を置き、研究計画などの審査を行っている。

これら研究活動における不正防止に関する広報については、本学の研究活動に関連する重要事項、規程などをまとめた冊子『公的研究費等不正防止のために』（資料 7-41）を発行している。研究者（教員）、事務局関連部署へ配付するとともに学術文化課のホームページに規程などを公開し（資料 7-42）、公的研究費等の不正使用等の防止に向け、研究者の研究倫理意識の高揚を図っている。また、公的研究費等の適正な管理運営が行えるよう全学的な説明会を実施している。また学外で開催される研修会へ学術文化課を中心に関連部署と共に参加している。

このほか「公的研究費の取扱い要領」（資料 7-43）により公的研究費の管理、諸手続きに関する手続きを定め、公正かつ効率的な経費の使用に務めるよう義務付けている。公的研究費の使用についてはまず担当部署である学術文化課にて点検を行い、その後、それぞれ関連する部署においても点検を行っている。

また、経費の不正使用が発生しないように会計監査（公認会計士監査を含む）、内部監査室による内部監査を実施している。

上述の諸規程のほかにも「公的研究費等に関する不正防止計画」（資料 7-44）、「公的研究費の運用に関わる不正等に対する取引停止取扱規程」（資料 7-45）、「公益通報の取扱いに関する規程」（資料 7-46）、「内部監査規程」（資料 7-47）を定め、適正に運用している。なお、2014（平成 26）年度の文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の見直しに伴い、これらの関連諸規程は 2015（平成 27）年度内に改正がなされた。

## 2. 点検・評価

### ① 効果が上がっている事項

本学では快適なキャンパス環境への改善の取り組みとして学内の分煙化の啓発推進を目的として喫煙所を集約した。また、2014（平成 26）年 7 月から実施されている建物内全面禁煙、月 1 回（毎月第 3 金曜日の昼休み時間）の学生・教職員・自販機設置業者による「ク

リーンキャンパス大作戦（学内清掃活動）」があげられる。

図書館ラーニング・コモンズは、入館ゲートから見渡せる位置に設置している。そのコンセプトは学生の自主的な学習を支援するためのサービス・資料・設備を総合的に提供する空間づくりである。電子ホワイトボードなど最新の学習設備のほか、サポートデスクを設置し、文献検索やパソコン利用などの学習支援を行っている。ゼミの発表会、サークルの展示会、学生生活や就職情報の発信スペースとして学内各部署の利用も頻繁となり、学生と教員・職員や学生同士が集うコミュニティとなっている。オープンなスペースであることから、いま「何」があっているかを可視化することで学生への興味関心を引き起こす仕掛けとなっている。

入館者数については、オープン後は毎月の集計で前年同月を約10%ずつ上回り、2013（平成25）年度は前年度を2万人上回り、年間で29万人となった。2014（平成26）年度も毎月の集計で前年を大幅に上回っており、年間で30万人をゆうに超える勢いである。ラーニング・コモンズの設置をはじめとした、図書館内のゾーニングや学生コンシェルジュなどの学生スタッフによる「学生目線」のサービスが入館者増加に貢献している。

図書館の時間外開館の時間帯は職員ほか学生アルバイト（現在22名を登録）を導入している。学生アルバイトのうち4年生は「学生コンシェルジュ」としてラーニング・コモンズのサポートデスクの運営に携わっている。学生の目線・主体性を活かした運営により、利用者の多様なニーズに応えており、学習活動の活発化に寄与している。また、学生コンシェルジュ自身も、主体的に思考し行動できる場を得ることで主体性の伸長の機会となっている。

機関リポジトリによる研究成果の公開でオープンアクセスに寄与している。2014（平成26）年8月1日現在、200件の論文を登録している。まだまだ僅少な数ではあるが公開以来1年半近くでリポジトリのホームページには30,000万回以上のアクセスがあり、ダウンロードされた論文は17,000件を数えている。個別論文では、アクセス回数上位3位までの論文は、500回以上ダウンロードされている。従来は大学関係者以外にはほとんど目にふれることがなかった紀要論文が、JAIRO(学術機関リポジトリポータル)やCiNiiはもちろんのこと、グーグルなどの検索エンジンで容易に検索できるようになった。登録された論文は地域社会の諸問題に関連するテーマも少なくなく、地域社会に貢献することができている。

研究倫理においては、研究活動適正化委員会による研究不正防止にかかわる啓蒙活動として毎年講演会・説明会を開催している。ここ数年は公認会計士による不正防止のための講演会を実施してきた。会計監査の立場からみた、公的研究費の状況について解説を行い、具体的な事例を通して研究に関する不正行為について再確認がなされるなど、研究不正防止のための講演会は毎年定期的に行われることで研究者の不正行為についての周知、不正防止の啓蒙活動として確実に実績をあげている。

## ② 改善すべき事項

機関リポジトリの運用においては、登録論文には、執筆者の許諾が必要であることから、直近の紀要からの登録としているが、将来は過去の紀要の論文についても許諾が得られるような方策を講じて、登録件数の蓄積を増加させていくことが必要である。遡及登録の計

画を立てなければならない。そのためには許諾はもとより、全冊・全論文の PDF 化が大きな課題ともなる。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

学生コンシェルジュの活動を発端として、学生参加の読書会、ビブリオバトル（知的書評合戦）の開催や書店へ出向く選書ツアーなどの企画をとおして動きのある図書館を創出し利用者増につなげているところである。2014（平成 26）年 2 月から『月刊コンシェルジュ』を編集・発行し、情報発信の活動を開始している（資料 7-48）。

#### ② 改善すべき事項

現時点では、『社会関係研究』については、全冊 PDF 化されており、来年度には体制を整えて遡及登録予定である。

### 4. 根拠資料

- 7-1 平成 26 年度事業計画
- 7-2 学校法人熊本学園防火管理規程
- 7-3 平成 26 年度 学生便覧（既出 資料 1-4）
- 7-4 「建物・施設設備 改修等予定（案）」
- 7-5 固定資産及び物品管理規程
- 7-6 附属図書館図書及び物品管理規程
- 7-7 『図書館利用案内』2014
- 7-8 大学データ集（既出 資料 3-14）
- 7-9 『平成 26 年度学術情報基盤実態調査《大学図書館編》調査票』  
個別事項（F）経費（平成 25 年度実績）
- 7-10 『平成 25 年度学術情報基盤実態調査結果報告』平成 25 年 3 月付  
「大学図書館編」1. 図書館資料費
- 7-11 平成 25 年 4 月 5 日 教授会資料「教授会でのラーニング・コモンズ設置の承認」
- 7-12 『熊本学園大学図書館報 大楠』
- 7-13 熊本学園大学図書館ホームページ 熊本学園大学機関リポジトリ  
<https://kumagaku.repo.nii.ac.jp/>
- 7-14 平成 25 年 4 月 5 日 教授会資料「熊本学園大学機関リポジトリ運用指針」
- 7-15 熊本学園大学附属経営研究所規程（既出 資料 2-6）
- 7-16 熊本学園大学水俣学研究センター規程（既出 資料 2-35）
- 7-17 熊本学園大学ホームページ 水俣学研究センター データベース  
<http://www3.kumagaku.ac.jp/minamata/database>
- 7-18 『図書館利用案内』2014（既出 資料 7-7）
- 7-19 熊本学園大学ホームページ e- キャンパスセンターのホームページ  
<http://www.ecc.kumagaku.ac.jp/?gmail>

- 7-20 e-キャンパス アシスタント業務についての資料
- 7-21 熊本学園大学大学案内 2015 P.92
- 7-22 熊本学園大学体育施設管理運営規程
- 7-23 熊本学園大学教員学外研修規程 (既出 資料 3-50)
- 7-24 交換教員派遣に関する規程
- 7-25 熊本学園大学旅費規程
- 7-26 熊本学園大学学術研究助成に関する規程
- 7-27 熊本学園大学ホームページ 学術文化課 学内助成金制度  
<http://www1.kumagaku.ac.jp/office/gakubun/kenkyu/subsidy/index.html>
- 7-28 熊本学園大学出版会規程 (既出 資料 3-51)
- 7-29 平成 26 年度 助成による出版物
- 7-30 産業経営研究所 調査研究費助成に関する内規
- 7-31 平成 26 年度 産業経営研究所総会 資料抜粋 資料 3-1~3-3、資料 5-1
- 7-32 調査研究費助成に関する内規
- 7-33 平成 26 年度 所員総会資料
- 7-34 熊本学園大学リサーチ・アシスタントに関する規程
- 7-35 熊本学園大学ティーチング・アシスタントに関する規程 (既出 資料 4(3)-35)
- 7-36 TA および RA に関する資料
- 7-37 熊本学園大学研究倫理について (学長宣言)
- 7-38 熊本学園大学研究倫理綱領
- 7-39 熊本学園大学における研究活動の不正行為の防止に関する規則
- 7-40 熊本学園大学における人を対象とする研究倫理指針
- 7-41 『公的研究費等不正防止のために』
- 7-42 熊本学園大学 学術文化課ホームページ 公的研究費の不正防止への取組  
<http://www1.kumagaku.ac.jp/office/gakubun/kenkyu/guideline/index.html>
- 7-43 熊本学園大学公的研究費の取扱い要領
- 7-44 熊本学園大学公的研究費等に関する不正防止計画
- 7-45 公的研究費の運用に関わる不正等に対する取引停止取扱規程
- 7-46 熊本学園大学公益通報の取扱いに関する規程
- 7-47 熊本学園大学内部監査規程
- 7-48 『月刊 コンシェルジュ』



## 8. 社会連携・社会貢献

### 1. 現状の説明

#### (1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

「本学大学学則「第1章第1条において熊本学園大学は、その目的及び使命を「広く知識を授けるとともに、経済、商業、経営、外国語、社会福祉に関する専門学術の理論を深く教授研究することを目的とし、特に熊本県の海外発展国際的活動の伝統と私学特有の自由闊達の学風を堅持して、知的応用能力高く、教養深き人物を育成して世界文化の進運に寄与することを使命とする。」と定めている。(資料 8-1) また、「大学院学則」第1章第2条には、「本学の建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、もって文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。(資料 8-2)

「地域貢献」を学則に定め謳っていることに加え、序章に既述したように社会の要請で誕生した本学の歴史的背景からみても社会連携・社会貢献は、本学の使命であるといえる。また、『熊本商科大学・熊本短期大学四十年史』には、第2代野口洪基学長の地域社会への奉仕活動への信念として、「地方大学は地域社会とともに発展する」とある。1960（昭和35）年のことである。(資料 8-3 P.352)

地域に根ざした大学を標榜する本学において、「平成26年度事業計画」に示された方針は、「建学の精神と、設置学校が設けるそれぞれの教育理念を確認し、地元熊本に根ざした存在感のある教育機関として、その使命を果たす」ことである。(資料 8-4) 本方針の下、地域社会との連携を推進する具体的な事業として、生涯教育および地域の発展を担う知の発信を目的とした公開講座事業、大学と行政が持つ人材や資源を相互に活用することで地域社会の発展と人材育成を図ることを目的に包括的協定を締結し、それに基づく諸事業、研究所との連携事業、地域交流事業などがある。

#### (2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

教育研究の成果の社会への還元は、大学単独の事業から連携型の事業など形態は様々である。これら事業は、学術文化部学術文化課が担当する。

##### [公開講座]

熊本の地に根ざした大学として、知の財産を社会に還元するひとつとして本学においては早くから生涯教育に取り組んできた。「熊本学園大学公開講座」は、1993（平成3）年の開講から現在まで続く長寿事業である。(資料 8-5) 本学主催の地域向け公開講座は、春期と秋期の年2回開催される。公開講座運営委員会（資料 8-6）の企画によるもので、本学教員を中心とした講師陣が担当している。受講者にはリピーターが多いものの、毎回、新規受講者の参加も見られ、企画・運営は順調に行われている。講座の終了時には受講者アンケートを実施し、アンケートの結果は講師へ通知するとともに、次回以降の講座運営に反映させる役割を果たしている。(資料 8-7)

地元の熊本日日新聞社と本学との共催事業である市民公開講座「DO がくもん」も、本年度で22年目を迎える息の長い講座である。(資料 8-8) 毎回多数の参加者があり、地域

からの支持を受けている。この公開講座は、著名人を講師とし年3回実施する。受講者は一般社会人を対象としている。受講者数はテーマ、講師に因るところが大きいですが、常々、300人から500人の参加者がある。講演終了後のアンケートから好評を得ていることがわかる。また、次回以降の講演分野の選定や講演会運営の参考としている。(資料 8-9)

#### [自治体との連携]

2008(平成20)年8月の熊本市との包括的連携協定締結をはじめ、2011(平成23)年8月に人吉市、2011(平成23)年12月に合志市、2012(平成24)年12月に菊陽町、2013(平成25)年2月に山鹿市、2014(平成26)年3月に大津町、2014(平成26)年6月に菊池市、2015(平成27)年3月に山都町の各自治体と包括的連携協定を締結した。

(熊本市)

熊本市との共催で実施してきた「企業家育成塾」は2011(平成23)年の第11期で最終回を迎え、2012(平成24)年から内容を一新し創業者支援事業「肥後創成塾」(資料 8-10)として再スタートした。

包括協定締結に先駆け、2007(平成19)年4月に本学と熊本市の間で、「熊本市ひとり親家庭児童訪問事業等の実施に係る熊本市と熊本学園大学との連携協力に関する協定書」が締結された。これは熊本市が策定した「ひとり親家庭等自立促進計画」に基づくもので、ひとり親家庭(母子家庭および父子家庭)の小・中学生を対象に、気軽に相談できる相手として、本学の学生を児童1人につき月2回程度、約半年間、各家庭へ派遣して、児童の悩みなどを聞くなど心の支えとなることを目指すものである。2013(平成25)年度実績は79名の学生が児童訪問援助員として登録し、うち18名が家庭に派遣され支援活動を行った。(訪問件数は97件)(資料 8-11)本事業への参加登録には、原則として社会福祉学部が開講される「児童ソーシャルワーク特論」の受講を求めており、訪問事業と大学の正規授業をリンクさせることで「訪問援助員」養成へとつなげている。

(人吉市)

市民向け公開講座「ひとよし花まる学園大学」(資料 8-12)を開催している。本講座は人吉市、中小企業大学校人吉校、本学の3者共催という独特の運営形態を採っており、2012(平成24)年度に開始された。主に人吉市と近郊の市町村在住者を受講対象としている。中小企業大学校人吉校が会場を提供し、人吉市が講座運営、本学が講師の派遣を担当する。今年度で3回目の開講となる。

また、同時に人吉市と隣接の球磨郡内の高校生を対象にした「10代未来塾」を開催した。この講座は、講師が高校に出向く出前講義方式で行われている。(資料 8-13)

(山鹿市)

山鹿市においては廃校となった山鹿市岳間小学校跡地利活用についての商学部ゼミ生らによる現地聞き取り調査を実施し、「岳間小学校跡地利活用計画策定に係る業務」の業務完了報告書を発行した。(資料 8-14)

#### [研究所との連携事業]

産業経営研究所では、熊本県産業技術センター、熊本県信用保証協会などの各機関と協定を結び、調査、機関紙への寄稿などの事業を行っている。また地域の自治会、社会福祉協議会などの事業にも協力し連携が図られている。

水俣学研究センター主催による研究会や市民講座は、毎回多くの市民の参加がある。水

侯市に開設されている水俣学現地研究センターを拠点に講座の開催だけではなく、市民からの「医療相談」に応じるなど様々な活動を展開している。

[社団法人等との連携]

2015（平成 27）年 3 月 5 日に、（社）熊本県工業連合会との包括的連携協定を締結した。（資料 8-15）双方の活動向上、地域のものづくり産業の振興を図り、企業等の活動を支える人材の交流や育成を通して地域の活性化に貢献することを目的としている。産業経営研究所と産業界との連携はこれまでもあったが、大学としての協定締結は初めてことである。研究所連携事項として起業の CSR 活動に関する助言、メディカル・ライフケア等の医療福祉に関する調査研究、地域中核人材育成のための講義科目に関することなどを挙げている。

[その他の地域交流事業]

高等教育機関の連携から地域社会への貢献へと発展的に成長しているのが、大学コンソーシアム熊本を通じて実施される奉仕活動や各種イベントへのボランティア活動である。

熊本県内の高等教育機関 13 校、熊本県、熊本市が協定を結んでいる「大学コンソーシアム熊本」に加盟し、社会貢献活動のひとつとして、公開講座「くまもと県民カレッジリレー講座キャンパスパレア」への講師派遣、ボランティア活動への学生・教職員の派遣など様々な活動を行っている。（資料 8-16）2014（平成 26）年度は熊本市民のイベントである「火の国まつり おてもやん総おどり」への参加、同じく「みずあかり」へのボランティアスタッフとしての参加、熊本市内の清掃活動など他大学の教職員および学生とともに毎年積極的な活動を行っている。

本学に在籍する留学生の主張を一般に公開し、本学と地域とをつなぐ行事のひとつに国際交流委員会主催「外国人留学生弁論大会」がある。2013（平成 25）年度で第 23 回目となりやがて開催四半世紀を迎える本事業は、県内唯一の日本語による弁論大会である。留学生にとっては多くの地域住民の前で本学での留学成果や日本での生活体験を披露する晴れの舞台である（資料 8-17）。弁論大会での出会いをきっかけに公民館開催の講座に講師として招かれるなど留学生らも民間大使として大いに活躍している（資料 8-18 P.25、資料 8-19 P.21）。

## 2. 点検・評価

### ① 効果が上がっている事項

学外組織との連携協力のなかでも最も長い歴史を持つ熊本市との協定による「ひとり親家庭訪問事業」は、本学と熊本市の連携のもとにひとり親家庭への学生の派遣を継続して行なっている。派遣前後に行われるフォローアップ研修会も欠かさない。学生派遣事業を安定的に運営する熊本市と、教育と実践がひとつになった人材育成を目的とする本学の、双方の目的を達する事業であることが継続の要因である。

包括的連携協定の締結は、長年にわたる本学教員による自治体の委員受諾、講演会講師の派遣や研究調査など、個々の社会貢献活動の実績により築かれた経緯から発展的充実を遂げたものである。

## ② 改善すべき事項

公開講座の開催テーマは、受講者アンケートを参考に採用したものもあることから、一般市民に広く受け入れられるものが多く、安定した運営が行われているが、受講者層の拡大など取り組むべき課題もある。現在の一般社会人を主とする受講者層に加え、大学生、高校生などの学生層の開拓である。学生向けにテーマを選定するなどの工夫により、大学のアピールへとつなげる取り組みも必要である。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

本学の学部構成の特色を生かした知の情報発信が、各事業において行われている。今後、自治体との協定関連では、本学の人的資源と施設などの物的資源をいっそう活用する方向で事業を構築する必要性が明らかとなっている。具体的には、菊池市の「域学連携事業」には本学教員および学生が参加して高齢者向けの講座を行った（資料 8-20）。また大津町の社会人対象講座「町おこし大学」へも教員を派遣し、講義を行った（資料 8-21）。各種イベントへの参加といった単発的なものから「まちづくり事業」への参加や都市（地域）計画策定への参画などの比較的長期にわたるものまで、双方の必要性に応じた事業の展開であることから、継続性を持った事業企画のもと次年度の実施も既に決まっている。

### ② 改善すべき事項

今後は、現在行っている事業を検証し、地域の活性化、地域産業を担う人材の育成と地元への定着を図るため、本学の産学官連携のあり方をさらに検討し、事業として実施する。

## 4. 根拠資料

- 8-1 熊本学園大学学則（既出 資料 1-1）
- 8-2 熊本学園大学大学院学則（既出 資料 1-2）
- 8-3 『熊本商科大学・熊本短期大学四十年史』 P.352
- 8-4 平成 26 年度事業計画（既出 資料 7-1）
- 8-5 熊本学園大学学術文化課ホームページ 熊本学園大学公開講座  
<http://www1.kumagaku.ac.jp/office/gakubun/bunka/course/index.html>
- 8-6 熊本学園大学公開講座運営委員会規程
- 8-7 熊本学園大学公開講座アンケート集計結果（2 ヶ年 4 回分）
- 8-8 公開講座「DO がくもん」
- 8-9 DO がくもんアンケート集計結果（2 ヶ年 6 回分）
- 8-10 熊本学園大学学術文化課ホームページ「肥後創生塾」  
<http://www1.kumagaku.ac.jp/office/gakubun/bunka/higosousei/index.html>
- 8-11 熊本学園大学ホームページ 2014 年 3 月 25 日ニュース  
<http://www.kumagaku.ac.jp/news/archives/678>
- 8-12 熊本学園大学ホームページ 2014 年 11 月 6 日ニュース  
<http://www.kumagaku.ac.jp/news/archives/753>

- 8-13 熊本学園大学ホームページ 2012年10月27日ニュース  
<http://www.kumagaku.ac.jp/news/archives/532>
- 8-14 「岳間小学校跡地利活用計画策定に係る業務」業務完了報告書
- 8-15 熊本学園大学ホームページ 2015年3月5日ニュース  
<http://www.kumagaku.ac.jp/news/archives/804>
- 8-16 熊本県民カレッジリレー講座「キャンパスパレア」
- 8-17 熊本学園大学ホームページ 2014年6月9日ニュース  
<http://www.kumagaku.ac.jp/news/archives/702>
- 8-18 『国際交流レター2013 vol.34』
- 8-19 『国際交流レター2014 vol.35』
- 8-20 熊本学園大学ホームページ 2015年2月24日ニュース  
<http://www.kumagaku.ac.jp/news/archives/798>
- 8-21 「大津まちおこし大学・実践研究科」案内文書

## 9. 管理運営・財務

### 管理運営

#### 1. 現状の説明

##### (1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

2011（平成 23）年度以降、理事会は、各年度の事業計画において教育の活性化と財政の健全化を図ることを基本姿勢とし、教育の質的充実、施設設備の充実、学生生活の充実を最重要課題とし、なかでも喫緊の課題として「健全な財政基盤の構築」に取り組んでいる。2013（平成 25）年 8 月、理事長の諮問による経営戦略会議で「健全な財政基盤の構築」を答申し「財政健全化三ヶ年計画」を策定した（資料 9(1)-1）。同じく理事長の諮問機関として教育活性化会議が設置され、理事長諮問の「魅力ある教育を実現するための方策」について検討を行い、その作業部会として教育活性化検討委員会が設置された。その答申は、「熊本学園大学における教育活性化のための取組みについて」（以下、「活性化のための取組み」）として教学における重点目標として位置づけられている（資料 9(1)-2）。これらは、教職員向けの全体説明会や事務職員研修会などにおいて重ねて周知が図られている。

財務については「財政健全化三ヶ年計画」、教学の重要課題については「活性化のための取組み」を実質的な管理運営方針としている。今後、管理運営方針の明文化に向けては、学園内理事会が設置する経営戦略本部が熊本学園経営計画の策定に向けた準備を開始し、2015（平成 27）年 3 月にその進め方の概要が示された。設置学校ごとに中長期計画策定に向けて具体的な取組みを開始する。

本学における意思決定プロセスは、「学校法人熊本学園組織運営規程」において法人ならびに大学の組織運営の規定により明示されている（資料 9(1)-3）。理事会は、「寄附行為」第 4 条に「この法人の業務の決定は、理事会によって行う」と定めており、本学園の最高意思決定機関として位置づけられている（資料 9(1)-4）。また、「学校法人熊本学園組織運営規程」第 2 章第 17 条および第 18 条により理事長、学長、専任教職員の理事で構成される学園内理事会を設置している。学園内理事会は、法人の運営に必要な事項ならびに理事会に提出する案件を審議、決定する。決定事項は、教員に対しては学部長会を通じて教授会に報告され、職員に対しては部課長会を通じてそれぞれ周知が図られる。学部長会は、教育研究の充実を図り大学の運営を円滑に推進することを目的として設置されている協議機関であり、学部間の調整および合意形成が必要な事項を協議する。大学院においては、大学院委員会を設置し大学院に関する重要な事項を審議している。大学院委員会は各研究科委員会にて審議、承認された事項について研究科間の調整および合意形成のための審議を行う。

大学の運営に関する重要事項については運営協議会で協議を行う。運営協議会は、学長、学園内理事、各研究科長、各学部長、教学部長、学生部長、図書館長、国際交流委員長、e-キャンパスセンター長、各研究所長、事務局長および一般職員の部長職以上の者で構成され、大学の運営に関する重要事項について学長の諮問に応じて各部署の責任者が協議する（資料 9(1)-5）。

教授会は、熊本学園大学組織運営規程第 49 条および熊本学園大学学則第 10 条により各学

部に設置され、構成員は専任の教授、准教授、講師および助教としている。教授会の審議事項は、教授会規程で定めており、教育課程の編成、学部の教員選考人事、教員の資格審査のほか、学長が諮問した事項および学部運営に関する事項としている。教授会の議題は、学部長と学科長で構成される学部運営委員会の議を経て教授会に提出される。各学科の教育課程や教員の選考人事に関する議題は、あらかじめ学科所属の専任教員で構成される学科会議、教授会の付託事項を審議する学业内委員会で協議される。

教学部長、学科長、教務部事務部長で構成される教学部会議は、各学部に通ずる教学に関する重要事項について協議し、教授会に提案する機関として設置されており、学部間の調整および合意形成を図る役割を担っている（資料 9(1)-6）。

## **（2）明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。**

本法人は、「寄附行為」第 4 条において、教育基本法および学校教育法に基づき大学等の教育施設を設置することを目的とする旨定めている。また、同 3 条には、私立学校法その他の法令に規定するもののほか、寄附行為の定めるところにより法人運営が行われる旨定めている。

本学園の理事会は、理事長を代表とし、理事 17 名、監事 3 名（寄附行為第 6 条、第 9 条）（資料 9(1)-7）で構成されている。また、法人本部に学園内理事会を置くものとしており（学校法人熊本学園組織運営規程第 2 章第 17 条）、学園内理事会において、理事会に提出する案件の審議ならびに法人運營業務に必要な事項を審議するものとしている。

学長は、「学校法人熊本学園組織運営規程」第 23 条に、「大学長は、校務を掌り、所属職員を統督し、大学を代表する」と定め、大学の代表として教学運営に関して責任を有する。また、寄附行為第 8 条第 1 項第 1 号により、学長は法人の理事に選任され、理事会の構成員として大学の代表として法人の運営に関与する。

学部長は、「学校法人熊本学園組織運営規程」第 26 条第 2 項に「学部長は、当該学部に関する業務を掌理し、所属職員を監督する」と定め、教授会を招集し、教育課程の編成および教員組織に関する事項などの学部運営に関して責任を有している。

研究科長は、研究科委員会を招集し、研究科の教学運営に関して審議し決定するとともに、研究科の教学運営に関して責任を有している。

教授会は、「学則」第 10 条、教授会規程および各学部の教授会規程細則に則り運営されている（資料 9(1)-8、資料 9(1)-9）。研究科委員会は、研究科委員会規程に則り運営される（資料 9(1)-10、資料 9(1)-11）。

学長、学部長および研究科長の選考については、現在、構成員による選出が行われており、構成員の意向を反映する適切な選考方法となっている。

学長の選出は「熊本学園大学学長選任規程」第 1 条に「人格高潔、学識すぐれ、かつ学校運営に関して識見豊かな者とし、この規程に定めるところにより、理事会において選任する」と定めており、選考方法については、熊本学園大学学長選考規程に定めており、規定に基づき選考している（資料 9(1)-12）。

学部長の選出は、各学部の教授会規程細則に「教授会において教授のうちからこれを選出する」と定めており、選考方法については、各学部教授会で審議し決定している。

研究科長の選考方法についても、各研究科委員会で審議し決定している（資料 9(1)-13、資料 9(1)-14）。

以上の管理運営に関する諸規程に則り、各部局は業務を遂行している。

なお、現在、2015（平成27）年4月1日施行の改正学校教育法に対応し、学長の権限と責任の明確化、学長の補佐機能の強化、教授会等の役割の明確化について諸規程の見直しとともに体制づくりを検討している。

### **（3）大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。**

本学の事務組織および事務分掌は、事務組織分掌規程に規定し、整備している。学校経営を取り巻く環境の変化の中、指揮系統を明確にして情報と経験を共有し、的確かつ迅速に諸課題の取り組めるよう事務局の改編が行われた。2010（平成22）年11月1日付で事務組織に2部を新設し、法人部、総務部、教学部、学生支援部、学術文化部の5部体制となった。現在は総合企画部（法人企画課・広報室・入試課）、総務部（総務課・人事課・経理課・管財課）、教学部（教務課・大学院事務室・情報教育課・国際教育課）、学生部（学生課・就職課）、学術文化部（学術文化課・図書情報課）の5部体制である。このほかこれら事務組織に属さない理事長直轄の内部監査室を置く。附属施設の事務については、図書館は図書情報課、研究所および高度学術研究支援センターは学術文化課、教育センターは教務課、高大連携センターは入試課が担当する。すべての部そして部所属各課には課長以上の管理職を配置し、それを事務局長が統括している。また、事務局長が理事として理事会での議決権を有し本学園の経営に参画している。

教学に関しては、教学部会議、国際交流委員会、学生部委員会などの組織運営規程第53条に定める協議・審議機関や大学院の重要事項を審議する大学院委員会などの各会議および委員会に管理職者が参画しており、本学における意思決定プロセスの一端を担っている。

「活性化のための取り組み」に重要な課題として取り上げられている学生の居場所づくり、ICTの活用、地域連携や高大連携など近年特に重要度が増している事項についても、学生課、教育センターと「なんでも相談室」の連携による学生支援や、教務課、情報教育課とe-キャンパスセンターによるICTの活用、学術文化課による地域連携への取組み促進、入試課による高大連携への支援などが展開され、大学運営に必要な新たな業務に対応している。

また、後述する「事務職員会」は、職員の資質の向上、円滑な事務の遂行、管理運営への協力を通じて本学の発展に寄与することを目的に組織されており、「事務職員会規程」第4条(3)において「本学の管理運営に必要な事項の調査、研究」をその事業の1つに挙げている。運営の主体である常任委員会や必要に応じて設置される専門委員会では、ワーキンググループの形式をもって学内の管理・教学を問わず課題の解決のための検討にあたる。

2014（平成26）年5月1日現在、専任職員85名は管理部門（法人業務兼大学業務系）に30名、教学部門（大学業務系）に55名が配置され、さらに嘱託職員および再雇用職員ら124名、事務職員総数209名で業務を遂行している。管理部門に3割、教学部門に7割のバランスで人員を配置し、教育支援、学生支援の充実と強化を維持している（資料9(1)-15 表34）。

### **（4）事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。**

事務職員を対象とした人事評価制度は導入していないが、意欲の向上と業務改善を図るため、人事異動にあたっては、所属長による課員のヒアリング、事務局長による所属長のヒアリング



を実施している。また、「人事異動に関する調書」の提出を求め、各自が現状や課題を自己点検・分析し、目標設定や業務改善について上司とともに考えることにより意欲・資質の向上につながられるよう図っている。また定期的な人事異動を実施している。人事異動の際は同一部署での勤続が長くなならないよう配慮しているが、近年の専任職員数減少に伴い、やや困難になってきている。

スタッフディベロップメント（SD）の実施については、「大学の方針・目標を理解して現状を分析し、課題を明らかにして、考え解決できる職員」を職員研修や職員採用の際に、目指す職員像・求める職員像として掲げ、各人の体系的なプログラム構築までは至っていないものの「一般職員研修規程」に基づいた各種研修を実施するとともに、個々の自己研鑽を支援するよう予算措置を行い、職員全体の資質向上を図っている。「一般職員研修規程」での研修は、「部局課別研修」、「階層別研修」、「部外研修」、「国内視察研修」、「海外視察研修」、「全職員研修」がある（資料 9(1)-16）。

部局課別研修は、毎週水曜日15時から17時までの時間帯において業務に支障のない範囲で各部課長の判断で研修ができるようになっているが、業務繁忙などの理由で近年は活用ができていない。

部外研修は、担当業務についての専門知識・技能を習得させ業務遂行能力の向上を図るため、文部科学省や私立大学協会などの私学団体、各種機関が主催する研修会に年間一人一回以上参加できるよう予算措置をとっている。また、担当業務に関わらず大学職員として必要な資質向上と自己啓発を促すため、職員が自己研鑽として自主的に研修する際、経費を補助し支援している。このほか、一般社団法人大学コンソーシアム熊本が県内加盟大学と合同で行う「中堅職員向け研修」、「中堅職員ステップアップ（フォローアップ）研修」、「主任・管理職研修」に経験年数に応じた職員を順次参加させることにより、必要な知識やスキルの習得ができるようにしている。

これらの研修については、報告書の提出を求め、報告書は事務局ネットワーク上で閲覧できるようにしている。また、職員総会で報告の機会を設けるなど、研修成果を発表・報告することにより、研修受講者への総括の機会の提供とあわせて事務局全体への研修成果の還元と情報の共有を図っている。

海外視察研修は、年間2名を約1ヶ月にわたって派遣できるようになっている。中堅から若手職員が夏期休業期間を利用し語学研修や教育機関の視察を行っているが、2011（平成23）年度を最後に希望者がでていない。

全職員研修は、夏期休業期間中に専任職員全員が参加し、テーマに沿った内容で1日研修を行い、職員全体の共通認識の形成や一体感の醸成に役立っている。部門別実施し課題解決につながるケースや研修当日のみならず事前準備（研修）や研修実施後の事後研修に比重をかけて階層別実施するケースもある。研修の総括として、終了後全職員に原則として報告書の提出を義務づけている。

新入職員研修は、入職前の3月実施に加え、入職後早い時期にテーマごとに入職2～3年目の職員を交えた形で継続して実施している。

このほか適宜SDに関する講演会などを行っている。

一般事務職員で構成する事務職員会は、「事務職員会規程」第3条に「建学の精神にのっとり、職員としての職務の重要性にかんがみ、資質の向上に努め、円滑な事務の遂行を図り、本

学の管理運営に協力し、その発展に寄与することを目的とする。」と定めている(資料9(1)-17)。3ヶ月に1回開催される定例の職員総会においては、事務局長により法人・大学事務の運営の方針や現状などが報告され、職員一同が方針・目的を明確にして取り組む、共通認識を形成できる場となっている。また経営および教学にかかる問題などを提議、検討できる場としての役割も担っている。

## 2. 点検・評価

### ① 効果が上がっている事項

2015(平成27)年度から施行される改正学校教育法への対応に関連して教学ガバナンスの見直しを行い、意思決定手続きの明示、学長の権限と責任および教授会の役割を明確にした体制が整備されつつある。

SDの実施については、各種研修参加者が終了後報告書を提出し、提出された報告書は全職員が閲覧できるようにしている。また、中堅職員研修については研修で学んだ業務改善を実際に各職場で実践し、その成果を職員総会で報告するなど研修成果を広く全職員へ還元し、情報の共有ができています。

事務職員の大学経営・教学運営への積極的な参画をより一層促進するものとして、事務職員会とその運営機関である常任委員会の活発化を図っている。常任委員会によるワーキンググループ形式を中心として、積極的に新たな事業の企画立案や課題解決にあたっている。

### ② 改善すべき事項

本学志願者、入学者の減少や厳しい財政状況が続く中、「財政健全化三ヶ年計画」および「活性化への取り組み」などの計画に加え、法人としての総合的な中長期計画の策定が急がれる。

事務職員の意欲や資質向上を図り、人事考課に基づく適正な業務評価の導入、一般職員研修規程の見直しと体系的な研修制度の確立が今後の課題である。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

SDに関しては、これまでの学内での活動に留まらず、研修および研究発表を大学コンソーシアム熊本のSD検討部会と共同開催の形式をとるなど学外とのつながりを活かしたものとして発展させていく。

事務職員会については、必要に応じて設置する専門委員会の活性化を図り、職員の積極的な姿勢を法人・大学経営、教学運営に活かすことができるよう規定改正による整備を進めている。

### ② 改善すべき事項

一般職員研修については、多様な研修体系的に整備することで効果的なものにできると考えられ、検討に入る。

## 4. 根拠資料

- 9(1)-1 平成 25 年度事業報告書
- 9(1)-2 熊本学園大学における教育活性化のための取組みについて (既出 資料 6-1)
- 9(1)-3 学校法人熊本学園組織運営規程
- 9(1)-4 学校法人熊本学園寄附行為
- 9(1)-5 熊本学園大学運営協議会規程
- 9(1)-6 熊本学園大学教学部会議規程 (既出 資料 6-4)
- 9(1)-7 熊本学園理事会名簿
- 9(1)-8 熊本学園大学教授会規程 (既出 資料 3-1)
- 9(1)-9 熊本学園大学商学部教授会規程細則 (既出 資料 3-2)
- 9(1)-10 熊本学園大学大学院商学研究科委員会規程 (既出 資料 3-6)
- 9(1)-11 熊本学園大学専門職大学院会計専門職研究科委員会規程 (既出 資料 3-10)
- 9(1)-12 熊本学園大学学長選考規程
- 9(1)-13 熊本学園大学大学院研究科長の選出に関する内規
- 9(1)-14 熊本学園大学専門職大学院研究科長の選出に関する内規
- 9(1)-15 大学データ集 (既出 資料 3-14)
- 9(1)-16 熊本学園大学一般職員研修規程
- 9(1)-17 熊本学園大学事務職員規程

## 9. 管理運営・財務

### (2) 財務

#### 1. 現状の説明

##### **(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。**

2012（平成 24）年度以前は、事業計画を盛り込んだ中長期計画の策定はしていなかったが、予算編成にあたり、授業料収入予測、人件費予測、借入金返済計画などをもとに向こう 5 年間の中期財政見通しのシミュレーションを実施してきた。しかし、2012（平成 24）年度から新生の定員確保が難しくなったことや耐震補強工事などの施設設備計画も必要となったため、早急に中長期計画が必要となり、2013（平成 25）年度に中長期計画である『財政健全化三ヶ年計画』を理事会において策定した（資料 9(2)-1）。この中長期計画は、帰属収入の確保と消費支出の正常化、特に人件費比率の正常化に重点をおくものとなっている。

収入については、学生の定員確保や中途退学者などの抑制による授業料収入の確保によって、帰属収入の安定化を図るものとなっている。そして今後の 18 歳人口の推移を懸念し、学校法人が所有する土地や建物などの有効活用を名目として、現在も行っている外部貸出しによる資産運用収入をさらに増加させることも検討している。

また、消費支出については、財務比率を人件費比率 53%、教育研究経費比率 30%、管理経費比率 8.5%、その他 0.5%、帰属収支差額比率 8%に目標を定めた。

2012（平成 24）年度から新生の入学定員割れがおこっているため（大学基礎データ表 3）、すぐにこの目標となる財務比率に近づくことは難しいが、10 年後の 2023（平成 35）年度を目処に目標となる財務比率に近づくものとなっている。

外部資金である日本学術振興会科学研究費助成事業への申請・採択状況は、2011（平成 23）年度は 26 件の申請に対して採択 9 件、2012（平成 24）年度は 23 件の申請に対して採択 6 件、2013（平成 25）年度は 20 件の申請に対して採択 7 件である。年間数件にすぎなかった時期もあったが、近年は申請件数が 20 件を超えており、外部資金獲得を目指す教員が増加傾向にある。その結果、研究費の受入額も増加している。他方、受託研究費の受入れは年間 1 件ないし 2 件と少ない状況が続いているが、地元の需要（要求）に基づくもので地域貢献の一助と考えている。本学の場合はいずれも地方自治体の受託研究である（資料 9(2)-2 表 24, 表 25）。

寄付金は、学園創立 70 周年を記念して募金活動を開始した。記念事業として募金活動を 2011（平成 23）年度から開始し、2016（平成 28）年 3 月まで継続して実施する。周年行事以外の活動では同窓会などからのものが中心であり（資料 9(2)-3）、寄付金比率は 1% 以下となっている（資料 9(2)-4）。

消費収支計算書関係比率は、人件費比率、人件費依存率、教育研究経費比率、帰属収支差額比率、寄付金比率、基本金組入率が全国平均および目標値に比べて劣っている。その他の比率は全国平均および目標値に近い比率となっている（大学基礎データ 表 6, 表 7, 資料 9(2)-5）。

貸借対照表関係比率は、消費収支差額構成比率、退職給与引当特定預金率が全国平均に比べて劣っている。その他の比率は全国平均値に近い比率となっている（大学基礎データ表 8、資料 9(2)-6）。

現状を踏まえ教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立していくため、掲げている施策およびその到達目標は、次の 4 点である。

1. 中長期計画に沿った財務計画の策定
2. 科学研究費補助金、外部資金（寄附金、受託研究費など）を今以上に受け入れる
3. 消費収支計算書関係比率の改善
4. 貸借対照表関係比率の改善

このように本学では中長期計画を以って安定した財政基盤の確立を目指す。教育研究を安定して遂行するために、計画に打ち出された施策を実行し、必要かつ十分な財政的基盤の現状を維持している。

## **（2）予算編成および予算執行は適切に行っているか。**

予算の策定、予算の執行および予算の管理、監査のプロセスは次の通りである。

まず理事会で事業概要と予算の基本方針を決定し、その基本方針に基づき予算大綱を定め、各予算単位の長である各研究科長、各学部長、各研究所長、事務局管理職などを対象に説明会を開催している。その後、各予算単位で基本方針に基づいて予算原案を作成し経理課に提出することとなっている。2013（平成 25）年度予算より、新規の案件や指定した予算項目については、事業評価シート（資料 9(2)-7）の提出を義務化している。事業評価シートには、予算申請時は目標などを、執行後に評価・改善策を記載することとなっており、次年度の予算編成時に生かせる工夫をしている。各課の予算原案が出揃い、経理課で予算原案を整理し、ヒアリングを実施し、必要性、重要性、効率性、そして事業評価シートの評価などの検証を行った上で学園内予算理事会に諮る。学園内予算理事会で内容を審議決定し、学内での手続きが完了する。その後、評議員会の意見を聞き理事会にて事業計画および予算が決定する。

決定した予算は各予算単位の長に通知する。予算管理は、各予算単位で行っている。予算執行はシステム化されているため、起票時点で予算残高チェックを行っている。伝票は予算単位の長が承認のうえ最終的に経理課に届く。経理課では伝票及び証憑書類の内容が適正であるか、勘定科目、金額などをチェックし支払を行っている。特に 100 万円を超える予算を執行する場合、3 社以上の相見積もりをとることになっている。さらに 500 万円を超える予算を執行する場合、または施設設備に関するものは理事会の審議事項としている。ただし、継続している業務委託などについては稟議決裁をもって代えている。

監査は、監査法人による監査と監事による監事監査を行っている。監査法人による監査は、年間を通し延べ 400 時間を超える監査を受けている。決算時の監事監査は、各種会計帳簿の閲覧や各種会議録などの調査、理事や経理責任者から決算概要の聴取や質疑を行い、監査を実施している。また、決算時の監事監査の際、監査法人と監事との連携も図っている。

予算編成と予算執行を適切に行うための施策および到達目標を次の 3 点とした。

1. 予算の PDCA サイクル
2. 執行ルールの明確化
3. 財務監査の適切性

## 2. 点検・評価

### ① 効果が上がっている事項

(財政的基盤)

1. 中長期計画に沿った財務計画の策定

事業計画（特に中期施設設備計画）を含んだ中長期計画を策定したことにより、今後の財務状況が見えてきた。今後の財務状況が見えることにより、中長期計画の再調整などができるようになり、より正確な中長期計画ができています。

2. 科学研究費補助金、外部資金（寄附金、受託研究費など）を今以上に受け入れる。

科研費採択者を講師に迎え、申請予定者に対して採択へ向けての説明会を実施している。主な内容は採択者の実例を挙げての説明であり、出席者の関心も高い。2014（平成 26）年度分は出席者の 6 割が採択されている。

外部資金のうち寄附金については、2012（平成 24）年度に学園創立 70 周年を迎えた際、日本私立学校振興・共済事業団の受配者指定寄付金（資料 9(2)-8）ならびに本学ホームページからクレジットカードを利用した寄附金ができるようになったことにより、一定の寄付金収入があった（資料 9(2)-9）。

3. 消費収支計算書関係比率の改善

目標となる財務比率（人件費比率 53%、教育研究経費 30%、管理経費 8.5%、その他 0.5%、帰属収支差額比率 8%）を設定したため、それに向けた計画が立案しやすくなった。また、課題である人件費比率の正常化をはじめ経費削減の取り組みを始めることができた。

4. 貸借対照表関係比率の改善

消費収支計算書関係比率を改善することにより、貸借対照表関係比率が改善し、事業計画に基づく積立てが可能となる。

(予算編成・執行)

1. 予算の PDCA サイクル 事業評価シートに目標や評価・改善策を記載することにより、目標達成、費用対効果の確認ができるようになり、次年度への改善策などが立てられるので一定の効果があつた。

2. 執行ルールの明確化 100 万円を超える予算を執行する場合、3 社以上の相見積もりをとることになっている。また 500 万円を超える予算を執行する場合、学園内理事会の審議事項としていることにより、適切な金額の物品購入、委託・契約ができるなど一定の効果をあげている。

3. 財務監査の適切性 監査法人の監査に当たっては、最初に理事者とのミーティングがあり、経営環境やリスク管理についての確認を行っている。その後、約 400 時間を超える監査を受けている。監事による監査は、決算監査時には、必要な帳簿などの確認や説明を行って財産の状況についての確認を受けている。また、業務監査については、理事会および評議員会に出席し、議事の内容や審議の経過に立ち会い、その手続きと結果の妥当性を

確認されている。以上のことから監査システムや運用については有効に機能しているといえる。

## ② 改善すべき事項

(財政的基盤)

### 1. 中長期計画に沿った財務計画の策定

2013(平成25)年度に策定した中長期計画は、将来構想など事業計画に入っていない重要事項があり、まだ不十分な点がある。

### 2. 科学研究費補助金、外部資金(寄附金、受託研究費など)を今以上に受け入れる

科研費採択者を増やすためには、申請者を増やす必要があり、現在の研究支援体制では十分とはいえない。補助金獲得に向けた全学的な支援体制を早急に整備する必要がある。

募金活動については、卒業生向けのゆうメール配送による周知広報や本学ホームページを通じての募金活動を継続して行っているが、ホームページ上においては、募金目的や成果などの情報の更新があまりなされていないため、目新しさに欠けている。まだ馴染みの薄い寄付金・募金文化の定着を図る工夫が必要である。

### 3. 消費収支計算書関係比率の改善

人件費比率の正常化を行うため、人件費を2014(平成26)年度に2億円削減、2015(平成27)年度にさらに2億円を増額した4億円、2016(平成28)年度にはさらに2億円を増額して6億円の削減を継続して行うことになる。2017(平成29)年度以降は、それまでの6億円の削減を維持することになるが、現在、労使交渉により削減の進捗に影響が出ている。よって人件費比率の改善が予定より遅れる見込みである。また、人件費に限らない経費削減についても情報共有のもと広く意見を聞き、削減に努めることが必要である。

### 4. 貸借対照表関係比率の改善

改善においては、退職給与引当特定預金率を100%にすることも目標達成の指標となる。しかし、退職給与引当金預金率が低く、減価償却関係の積立金がないのが現状である。帰属収支差額は、何とか収入超過となっているが、消費収支差額は支出超過が続いており、消費収支差額の累積支出超過額が非常に高額になっている。

(予算編成・執行)

1. 予算のPDCAサイクル 事業評価シートの導入によるPDCAサイクルの実施には効果がみられるものの、事業評価シートを評価する客観的なツールがない。

2. 執行ルールの特化 100万円を超える予算を執行する場合に相見積もりをとることにしているが、20万円程度(資産計上金額)にすることも検討すべきと考えている。

3. 監査システムとその運用の適切性 監事による決算監査は、決算時だけ行っているの、かなりの情報を短時間で確認してもらっている。年度途中で中間確認することも検討する必要がある。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

(財政的基盤)

### 1. 中長期計画に沿った財務計画の策定

2013（平成 25）年度に策定した中長期計画では、主に人件費を削減することにより、2023（平成 35）年度頃に目標としている財務比率に近づく計画である。そのためにも人件費比率を「財政健全化三ヵ年計画」のとおり正常化することが必要となる。人件費を中心とした削減が実現できれば、帰属収支差額比率が改善され、消費収支差額の累積支出超過額も徐々に減少していく。また、積立金も増加し、その他の固定資産構成比率も全国平均に近づくことになる。ひいては財務的に安定することになり、教育研究の目的・目標を実現するうえで必要な財政基盤を確立できる。2016（平成 28）年度予算編成時から将来構想を含んだ中長期計画の検討に入った。

2. 産業経営研究所の受託研究費の獲得などは、本学研究所の研究成果に対する評価と期待のあらわれであり、地元企業などからの資金獲得は、信頼の獲得にもつながる。研究成果の還元を通し熊本の産業界の発展向上に寄与するものである。

学園創立記念事業などの周年行事にあわせた募金活動のみならず平素でも募金活動を活発に行い、募金の意義や募金の活用方法、募金活動の成果をアピールし、今以上に教育・研究活動の資金を賄うことができると考えている。ホームページや広報誌『銀杏並木』などの刊行物を通じて本学の教育、研究の広報活動が募金の促進に効果を挙げることに期待がもたれる。

### 3. 消費収支計算書関係比率の改善

財政健全化三ヵ年計画に基づき消費収支関係比率を改善することにより、以下 2 点の改善が期待できる。①消費収支差額の累積支出超過額が徐々にではあるが改善する見込みである。②現金預金が増加するので、積立額が増加する。

また、人件費比率の正常化を行うために、計画に基づく削減の取り組みができるよう早め早めに計画を公表し対処していく必要がある。「財政健全化三ヵ年計画」については、2014（平成 26）年度には、教職員向けに 10 月 20 日、22 日、30 日の 3 日間で延べ 5 回、うち最終回には意見交換を含めた説明会が理事会により開催され、理解を求める努力がはられ、実施に向けた対策がとられてきている。

## ② 改善すべき事項

（予算編成・執行）

### 1. 予算の PDCA サイクル

評価する客観的なツールを開発し評価することにより、費用対効果の確認ができ、厳しい財政状況ではあるが効率的な支出ができると考えている。

### 2. 執行ルールの特明確化

100 万円を超える予算を執行する場合と規定しているが、100 万円未満でも相見積もりを取り、常に適切な金額での物品の購入をすることにより経費削減にもつながる。次年度の予算編成にかかる会議において取り組む。

### 3. 監査システムとその運用の適切性

適切な私学運営を行うためには、監査法人、監事、学園内の内部監査室の連携が不可欠となってくる。会計監査と合わせて業務監査においても、チェック機能を取り入れ三者の



連携強化を図りながら監査機能を向上させたい。

#### 4. 根拠資料

- 9(2)-1 「財政健全化三ヵ年計画」
- 9(2)-2 大学データ集（既出 資料 3-14）
- 9(2)-3 熊本学園大学ホームページ  
「創立 70 周年記念事業募金の寄付金状況について（報告その 5）」  
<http://www.kumagaku.ac.jp/anniversarynews/archives/14>
- 9(2)-4 5 ヵ年連続消費収支計算書(大学部門/学校法人) [資料 11/12]
- 9(2)-5 5 ヵ年連続消費収支計算書(大学部門/学校法人) [資料 11/12]  
(既出 資料 9(2)-4)
- 9(2)-6 5 ヵ年連続貸借対照表 [資料 13]
- 9(2)-7 事業評価シートおよび PDCA サイクルについての説明資料
- 9(2)-8 熊本学園大学ホームページ 募金の概要 優遇税制について  
<http://www.kumagaku.ac.jp/anniversary/bokin>
- 9(2)-9 熊本学園大学ホームページ 70 周年募金サイト  
<https://www1.kumagaku.ac.jp/anniversary/fr/cr/pc.html>
- 9(2)-10 財務計算に関する書類 平成 21 年度～平成 25 年度
- 9(2)-11 監事監査報告書の写し 平成 21 年度～平成 25 年度
- 9(2)-12 事業報告書 平成 21 年度～平成 24 年度
- 9(2)-13 財産目録 平成 22 年度～平成 26 年度
- 9(2)-14 5 ヵ年連続資金収支計算書（大学部門/学校法人） [資料 9/ 10]

## 10. 内部質保証

### 1. 現状の説明

#### **(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。**

本学はその目的を大学学則第1条（目的及び使命）において「広く知識を授けるとともに、経済、商業、経営、外国語、社会福祉に関する専門学術の理論を深く教授研究することを目的とし」ている。その上でこれらの目的を達成するために、同第2条（自己評価等）において、「本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。」としている（資料10-1、資料10-2）。

自己点検・評価規程第9条では、「学長は、委員会が取りまとめた報告書を、学内外に公表するものとする」として、自己点検・評価の実施の後に、報告書を刊行し、大学ホームページ等でも広く公開するなど、社会に対する説明責任を果たすよう努めている。

1997（平成9）年、「熊本学園大学の現状と課題－1996年度自己点検・評価報告書」の刊行（資料10-3）をはじめとして、2000（平成12）年3月「熊本学園大学の現状と課題Ⅱ－平成10年度相互評価を受けて－」（資料10-4）、2008（平成20）年には大学基準協会による認証評価を受審し、その際に提出した自己点検・評価報告書を刊行（資料10-5）しており、認証評価結果と併せてホームページで公開している

また、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令に基づき、2011（平成23）年度から教育研究上の基礎的な情報、就学上の情報、財務情報などについて本学ホームページで公開している。特に財務状況については、2008（平成20）年度決算資料から本学ホームページで公開している（資料10-6、資料10-7）。

2014（平成26）年7月には、大学ポートレート（私学版）に参加し、教育情報の提供を行っている（資料10-8）。

#### **(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。**

本学の内部質保証に関する主なシステムとして挙げられるのは、内部監査および自己点検・評価制度である。

事業計画の推進および業務の適正な遂行などについて、本学園の内部監査規程に基づき、内部監査室が主に業務監査を実施し、内部統制の有効性を高めるために監事および公認会計士と連携を図る「三様監査」を実施している（資料10-9）。内部質保証の観点からは業務遂行状況や業務効率の検証について、計画的に監査を実施している。

自己点検・評価については、1994（平成6）年に全学的な自己点検・評価に臨むため、自己点検・評価委員会を設置し、1996年（平成8）年、2000（平成11）年に自己点検・評価を実施し、報告書を刊行している。2007（平成18）年には財団法人日本高等教育評価機構による機関別評価を受審し、認証を受けた。2009（平成20）年には財団法人大学基準協会による認証評価を受審し、2015（平成27）年までの期間において認定されている。本学は、1994（平成6）年より適宜、自己点検・評価を行ってきたが、制度面につい

ては運営協議会を点検・評価に関する最上位機関とするのみで、明文化された規程や組織を有してこなかった。2014（平成 26）年に本学全体の自己点検・評価制度を見直し、あらためて自己点検・評価規程を設け、新制度に基づき自己点検・評価にあたっている（資料 10-10）。

これらのほかに、本学の教職員コンプライアンス意識や業務に際しての倫理的意識を徹底するものとして、「研究倫理綱領」（資料 10-11）、「人を対象とする研究倫理指針」（資料 10-12）、「研究活動の不正行為防止に関する規則」（資料 10-13）、「個人情報取り扱いに関する規程」（資料 10-14）、「人権の尊重並びにハラスメント等の防止及び対策に関する規程」（資料 10-15）を定め、各種研修と併せて啓蒙活動を行い、教職員の質の保証を担保している。

### **（3）内部質保証システムを適切に機能させているか。**

今回の認証評価にあたって、自己点検・評価制度をあらためて整備し明文化したことで、全学的な点検・評価がより実効的なものとなっている。

内部監査について計画的に行い、理事長報告と理事会報告を行う。2013（平成 25）年度の実績としては、大学事務局の「学術文化課」、「教務課」、「大学院事務室」、「入試課」4 部署の業務監査を実施し、不備や問題などがあると思われる点については当該部署へ助言・指摘を行い業務の改善へとつなげている。

## **2. 点検・評価**

### **① 効果が上がっている事項**

2014（平成 26）年に、本学全体の自己点検・評価制度を見直し、自己点検・評価委員会を制度の最上位機関として設置し、点検・評価を具体的かつ円滑に進めるため、教員 3 名と職員 2 名により構成される企画運営委員会を自己点検・評価委員会の中に設置している。さらに各学部、研究科、各研究所、各センター、図書館および大学事務局の各部に点検・評価の実施主体として自己点検・評価実施委員会を設置した。これらにより全学的でより実質的な点検・評価を実施することが可能となった。

1994（平成 6）年度に差別と人権に関する委員会を設置し、学内の人権問題やハラスメント防止に関しての啓発活動および問題発生時の解決に努めてきた。2014（平成 26）年度に法人全体の委員会として新規程に基づく差別と人権に関する委員会を設け、設置校ごとに専門委員会を設置することとなった。大学においては差別と人権に関する専門委員会として、従来の委員会の活動を引き継いだ上で発展的に活動している。

内部監査においては、業務監査において問題があると思われる点については、随時当該部署へ助言等を行いながらリスク回避、業務効率の向上に努めている。

### **② 改善すべき事項**

自己点検・評価に関しては、近年では 2009（平成 20）年の認証評価受審時にしか行っておらず、2015（平成 27）年の申請に至るまでの間は実施していない。今回の認証評価を機に体制を整備し自己点検・評価にあたっているが、より実効性の高いものへと発展さ

せる必要がある。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

2015（平成27）年度より施行される改正学校教育法への対応のための規程整備およびガバナンス体制の検討が行われており、実行に向けて着実に進めている。

#### ② 改善すべき事項

年度ごとの事業計画をより確実に実行し、改善を図り効果を上げるためには、PDCAサイクルを機能させることが、極めて重要である。本学では自己点検・評価を認証評価で終わることなく、評価システム整備し、定着させ、実効性の高いものとすることで大学の質的向上を図りたい。

### 4. 根拠資料

- 10-1 熊本学園大学学則（既出 資料 1-1）
- 10-2 熊本学園大学自己点検・評価規程（既出 資料 1-35）
- 10-3 熊本学園大学の現状と課題－1996年度自己点検・評価報告書
- 10-4 熊本学園大学の現状と課題Ⅱ－平成10年度相互評価を受けて－
- 10-5 平成20年度熊本学園大学自己点検・評価報告書
- 10-6 教育情報の公開状況を示す資料  
<http://www.kumagaku.ac.jp/daigaku/public/disclosure>
- 10-7 財務の情報公開状況を示す資料  
<http://www.kumagaku.ac.jp/daigaku/financial/2013>
- 10-8 大学ポートレート（私学版）「熊本学園大学」  
<http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000728401000.html>
- 10-9 熊本学園大学内部監査規程（既出 資料 7-47）
- 10-10 商学部自己点検・評価実施委員会内規（既出 資料 1-37）
- 10-11 熊本学園大学研究倫理綱領（既出 資料 7-38）
- 10-12 熊本学園大学人を対象とする研究倫理指針（既出 資料 7-40）
- 10-13 熊本学園大学研究活動の不正行為防止に関する規則（既出 資料 7-39）
- 10-14 熊本学園大学個人情報の取り扱いに関する規程
- 10-15 熊本学園大学個人情報の取り扱いに関する規程  
（既出 資料 6-66）

## 終章

本学は2012（平成24）年に創立70周年を迎え、2015（平成27）年は73年目にあたる。この間、地域社会のニーズに応じて学部・学科、大学院の設置や改組をはじめとした教育・研究分野における様々な取り組みを実施してきた。「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」の建学の精神を基礎とし、本学の教育力を向上させ地域および国際社会に多くの有為な人材を輩出できるよう組織的な努力を積み重ねてきた。

本学は1994（平成6）年より自己点検・評価委員会を設置し、教育研究の質の向上のための仕組みを徐々に発展させてきたが、この度の認証評価の受審にあたり制度を見直し、全学的な自己点検・評価の仕組みをあらためて整備した。

これを踏まえ、本学の自己点検・評価結果をここに概括し、各章における現状と今後の課題を次のとおり記す。

### 1. 理念・目的

「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」の建学の精神のもと、各学部・研究科において各々の教育理念・目的を定め、学則および大学院学則に定めている。学生に対して『学生便覧』、『大学院学生便覧』やホームページをはじめとした媒体によって周知が図られており、ガイダンスを通じて教職員から学生に対し直接に説明がなされるなど周知への取り組みは十分に行われている。

学部・研究科の理念・目的の適切性については、それぞれの実情に応じて検証する仕組みが整えられており、各学部・研究科が主体的に責任をもって検証を行っている。

少子高齢化、地域再生などの現代社会が抱える諸問題や、国際情勢の変化など社会情勢の動向をはじめ、各学問分野を取り巻く情勢を踏まえて、理念・目的の定期的な検証の必要がある。

### 2. 教育研究組織

本学は5学部13学科と5研究科7専攻を置く文系総合大学であり、建学の精神に基づく本学の目的を達成し、学生の満足度の高い教育を実現する姿勢を維持している。2008（平成20）年に岡山県以西では初となる会計専門職研究科の開設、社会福祉学部においてはライフ・ウェルネス学科の設置など地域情勢の変化や社会のニーズに応じて、教育組織を再編してきた。2014（平成26）年には経済学部の改組を実施するなど、現在もその姿勢に変わりはない。

研究分野においては、産業経営研究所、海外事情研究所、社会福祉研究所、高度学術研究支援センター内に水俣学研究センターを設置している。これらの成り立ちや特色は異なるものの、所員である教員の専門分野を生かし、企業や社会との連携を推進する機関として地域社会に貢献している。

### 3. 教員・教員組織

教員の採用にかかる選考にあたっては「熊本学園大学教授会規程」および各学部の「教授会規程細則」、「熊本学園大学教員採用手続きに関する内規」に基づき、公正・厳正に決

定している。採用教員の資質・能力は「熊本学園大学教員資格審査基準」および「熊本学園大学大学院教員資格審査基準」により担保している。選考に際しては業績審査のみではなく模擬授業や面接なども加味している。教員組織の編成については、「大学設置基準」、「大学院設置基準」、「専門職大学院設置基準」を満たした上で、明文化された規程に則り行われている。

本学の専任教員数は 178 名であるが、大学院を擁していることから学部と研究科を兼任させた採用を念頭に置く必要があり、学部・研究科によっては年齢構成にバランスを欠いている。若手教員の積極的な採用が教員組織の課題でもある。教育の質の向上に向けて、学部では 2008（平成 20）年、大学院では 2007（平成 19）年より FD 委員会を設置し研修を実施している。各学部・研究科においても独自に FD 委員会を設置するなど、教授法に関する資質向上を図っている。2004（平成 16）年より実施されている「学生による授業評価アンケート」は、学部運営委員会では活用されているが、個々の教員への浸透が不十分なところもある。また、1年に1度の実施に留まっており、全科目で実施されているわけではなく、実施と結果の活用の両面について改善の必要性が認められる。

#### 4. 教育内容・方法・成果

各学部・研究科において、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを策定し公表しており、評価できる。

教育内容については、各学部の特色を生かしたカリキュラムを編成している。特に 1 年次に専門科目の入門的位置づけの科目を配置しており、上位学年での専門分野への円滑な導入を図っている。入門科目においては、導入教育の役割を果たしており効果を上げている。

シラバスの記載内容を改善し、15 回の授業内容、到達目標、事前事後学習、成績評価については全科目にわたり明記することで、学生が履修科目を検討する際の指針が明確になったものと考えられる。GPA 制度の導入や学修成果アンケートの実施などにより、学生の学修結果および状況を詳細に把握するように努めており、その分析を通じて教育力の向上を期する点は評価できる。

#### 5. 学生の受入れ

全学部・研究科においてアドミッション・ポリシーを定め、公表している。

入学試験の情報を県内外において開催する説明会やオープンキャンパスにおいて積極的に広報した上で、学生募集を行っている。入学者選抜については、志願者のニーズを念頭に AO 入試の導入や、各種推薦入試の実施回数を増加させるなど受験機会の多様化を通じて入試制度の充実を努めている。その上で、学部においては、学長を委員長とした入試委員会を設置し、方針を示した上で各学部教授会にて審議して実施している。研究科においては、各研究科委員会および博士後期課程委員会の議を経て大学院委員会にて審議の上実施している。アドミッション・ポリシーに基づき、入学者選抜を厳正に実施している。

学生募集、入学者選抜は適正に実施していると判断できるが、2012（平成 24）年度以降、入学定員に達しておらず、改善が必要である。

## 6. 学生支援

本学の学生支援の取り組みは、教学部と学生部を中心に行われており、修学支援、学生生活支援、進路支援にあたっている。

修学支援に関しては、各学部による1年生全員面談や従来のオフィスアワーを発展させた「アクティブ・ラーニング・タイム」、学生証のICカード化に伴う学修管理や教育センターやしょうがい学生支援室の取り組みなど、全学的な支援体制の整備を行っている。オリジナルダイアリーや学生生活ハンドブックを全学生向けに配布することで、修学に関する情報や学生生活支援に関する情報が的確に伝わり、その効果は評価できる。

学生生活支援においては、なんでも相談室の開設やしょうがいを持つ学生支援などの多様な学生に対応する相談・支援体制を整備している。奨学金制度など経済支援も充実し、効果を上げている。一方で、サークル加入率が全学生の約半数であるが、未加入学生に関しては、学内で友人関係を構築する機会が乏しくなる傾向があり、支援の必要性がある。

進路支援に関しては、就職支援プログラムとキャリア形成プログラムの両面から支援にあたっている。日常での就職課における支援や学内での合同会社説明会の実施などの取り組みに加え、正課においては「キャリアデザイン論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「インターンシップ」などの開講により、正課内外から進路支援を実現している。「熊本学園大学就業力育成MAP」では、年次ごとの到達目標を設定しており、在学期間を通じての段階的なキャリアデザイン能力の育成を進めている。

修学支援、学生生活支援、進路支援の各分野において多様な支援を展開し、幅広い学生支援を実現している。

## 7. 教育研究等環境

「学生の居場所づくり」や「ICTの活用」といった教育環境整備の目標に沿って、図書館のラーニング・コモンズの設置とさらなる充実、学生証のICカード化とその活用など、教育環境の整備が行われている。また、建物の老朽化および耐震補強対策を踏まえた「安全、安心なキャンパス創り」を目標とし、2013（平成25）年には4号館、2014（平成26）年には7号館の耐震補強工事を実施した。

教育・研究の目的を実現するための施設・設備等諸条件については、校地面積、校舎面積ともに大学設置基準を十分に満たしており、学生会館や西合志研修所、学生寮など学生の福利厚生や課外活動を支える施設を備えている。

図書館や研究所などの学術情報サービスについても、研究の目的を実現するための適切な環境が整備されている。研究における研修の機会や資金面での支援制度、またRAやTA制度も整備するなど研究支援体制も充実している。

研究倫理に関しても「熊本学園大学研究倫理について（学長宣言）」をはじめ「熊本学園大学研究倫理綱領」などの諸規程により研究活動の規範が示されている。研究活動の適正化を図る仕組みは十分に確立されている。

## 8. 社会連携・社会貢献

学則に「地域貢献」を謳い、地域に根ざした大学を標榜している。近年は、2008（平成20）年の熊本市との締結をはじめとして、2011（平成23）年以降、人吉市、合志市、菊陽

町、山鹿市、大津町、菊池市、山都町の各自治体と包括的連携協定を締結した。本学の地域貢献への期待の現れである。さらに全学的な協力関係の構築を図る必要がある。

公開講座、DO がくもんや肥後創生塾など長く続く講座であり、地域に密着した取り組みとして高く評価できる。学部の特徴を生かした知の情報を地域に向けて発信し、地域に根ざした大学としての役割を果たしている。

## 9. 管理・運営

2013（平成 25）年に「財政健全化三ヶ年計画」と「熊本学園大学における教育活性化のための取組みについて」が策定されており、「健全な財務基盤構築」と「教育力の充実」を重要な指針としている。経営方針については、中長期的視点に立ち、2015（平成 27）年度より策定の作業に入る。

法人運営に関しては理事会が最高意思決定機関であるが、日常の意思決定は学園内理事会で行う。大学においては、学長が代表であり、大学の運営に関する重要事項を運営協議会で協議する。教学に関する全学的な意思決定に際しては、学部長会、教学部会議ほか学部横断的な諸委員会によって協議調整し、各学部教授会および大学院委員会において審議している。教学の管理運営に関しては、全学的な合意形成を図る体制が採られている。

協議機関や審議機関の区別、役職者の選考と権限および責任、教学組織と法人組織の権限と責任などについては、諸規程により明確なものとなっている。

事務組織に関しては、大学を取り巻く環境の変化に適切に対応するため、必要に応じた再編を行っており 2011（平成 23）年より 5 部体制となっている。人材育成の視点においては、個々の研修制度は充実しているものの、より一層の事務組織の強化を図るためにも体系的な研修制度構築の必要がある。また、適正な業務評価制度の導入についても検討の必要がある。

財務については、これまで大学経営の中長期的な計画が未整備であったために、財務計画の整備に関しても不十分なものであったが、財政健全化三ヶ年計画の策定により財務状況の現状や今後がより明確になった。しかし、将来構想をより明確にした中長期的な計画に沿った財務計画の立案が必要である。また、予算の編成から執行、そしてその後の事業評価において、PDCA サイクルを導入したことで一定の効果が認められる。

## 10. 内部質保証

本学の内部質保証は、主として「自己点検・評価制度」、「内部監査規程」に基づいている。本学では 1994（平成 6）年より自己点検・評価を実施してきたが、2009（平成 21）年以降、継続的に実施してきたとはいえない。2014（平成 26）年に自己点検・評価制度をあらためて見直すことで、2015（平成 27）年以降の継続的な実施に繋げる。

事業計画の推進および業務の適正な遂行については、本学園の内部監査規程に基づき内部監査が計画的に実施されており、業務改善に寄与している。

以上のとおり、本学の各取り組みは、本学の理念や目的を達成するために実施するものであり、大学の使命、すなわち高度人材の育成、地域への貢献など社会的責任を果たすために解決しなければならない課題が明確になった。本学の内部質保証システムは、新しい



自己点検・評価制度のもと機能し始めたが、課題も多く挙げられている。従来、学部および研究科、事務局など大学内の各組織の課題は、それぞれの組織の課題としてそれぞれで改善するものと捉えられがちであった。今回の認証評価を受審するにあたり、これまでの自己点検・評価制度を見直し、点検・評価を新しい制度の下で実施した。その過程で学内の様々な問題点を全学的な視点で捉え、組織的に改善する仕組みの構築が必要であることが明らかになった。

目標を設定し改善に向けて取り組むことにより、内部質保証システムが機能し、より実効的な「改善のための評価」とするために、今後は継続的に実施しなければならない。今回の認証評価は本学の歴史を振り返り、あらためて本学の使命を認識する機会となった。

以上